事　業　概　要

令 和 ８ 年 版

東京都環境局

環境局組織図

環境局

- 次長

総務部

- 環境政策担当部長
- 総務課
 - 人事担当課長
 - 広報担当課長
 - 戦略広報担当課長
 - 課長代理(庶務担当)
 - 課長代理(秘書担当)
 - 課長代理(文書担当)
 - 課長代理(人事担当)
 - 課長代理(調査研修担当)
 - 課長代理(広報広聴担当)
 - 課長代理(都民行動促進担当)
 - 課長代理(情報管理担当)
 - 課長代理(紛争調整担当)
- 環境政策課
 - 自治体連携推進担当課長
 - 国際環境協力担当課長
 - アセスメント担当課長②
 - 課長代理(企画調整担当)
 - 課長代理(政策連携団体担当)
 - 課長代理(広域連絡調整担当)
 - 課長代理(区市町村連携担当)
 - 課長代理(ゼロエミ地区創出担当)
 - 課長代理(企画担当)②
 - 課長代理(政策連携担当)
 - 課長代理(デジタルシフト推進担当)
 - 課長代理(国際環境協力担当)②
 - 課長代理(環境アセスメント担当)
 - 課長代理(アセスメント調整担当)
 - 課長代理(審査担当)④
- 経理課
 - 課長代理(予算総括担当)
 - 課長代理(予算担当)
 - 課長代理(経理担当)
 - 課長代理(用度担当)

多摩環境事務所

- 副所長
- 管理課
 - 課長代理(庶務担当)
 - 課長代理(経理担当)
 - 課長代理(ガス冷凍担当)
 - 課長代理(液化石油ガス担当)
 - 課長代理(火薬電気担当)
- 環境改善課
 - 課長代理(調整担当)
 - 課長代理(公害防止担当)
 - 課長代理(大気担当)
 - 課長代理(大気規制担当)
 - 課長代理(大気指導担当)
 - 課長代理(水質担当)
 - 課長代理(水質規制担当)
 - 課長代理(土壌地下水対策担当)
- 自然環境課
 - 課長代理(保全担当)
 - 課長代理(森林保全担当)
 - 課長代理(指導担当)②
 - 課長代理(鳥獣保護管理担当)
 - 課長代理(自然公園担当)
- 廃棄物対策課
 - 課長代理(浄化槽担当)
 - 課長代理(審査担当)
 - 課長代理(規制指導担当)
 - 課長代理(規制担当)

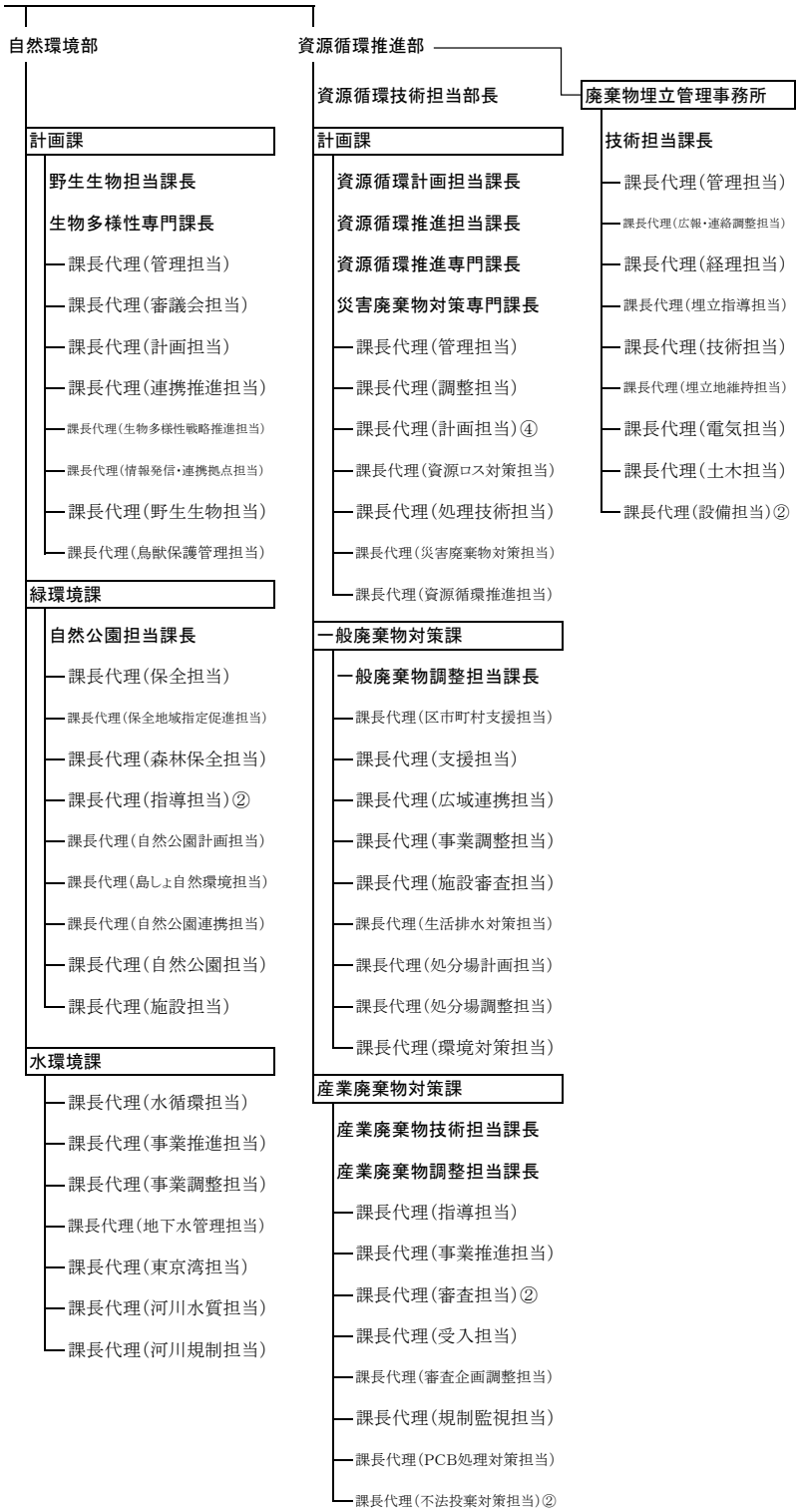
気候変動対策部

- 率先行動担当部長
- 計画課
 - 計画担当課長
 - 率先行動担当課長
 - 率先行動推進担当課長②
 - 率先行動調整担当課長
 - 気候変動対策専門課長
 - 脱炭素化施策推進専門課長
 - 課長代理(管理担当)
 - 課長代理(経理担当)
 - 課長代理(計画担当)④
 - 課長代理(再生可能エネルギー実装計画担当)
 - 課長代理(再生可能エネルギー実装調整担当)⑤
 - 課長代理(率先行動担当)②
 - 課長代理(率先行動推進担当)⑦
 - 課長代理(率先行動調整担当)
- 総量削減課
 - 排出量取引担当課長
 - 温暖化対策報告書担当課長
 - 課長代理(事業活動担当)
 - 課長代理(事業支援担当)
 - 課長代理(排出量規制担当)
 - 課長代理(検証担当)
 - 課長代理(テナント対策担当)
 - 課長代理(排出量取引担当)
 - 課長代理(制度調整担当)
 - 課長代理(温暖化対策報告書担当)
- 地域エネルギー課
 - 課長代理(地域エネルギー担当)
 - 課長代理(新エネルギー担当)
 - 課長代理(エネルギーマネジメント担当)
 - 課長代理(事業推進担当)
 - 課長代理(熱供給担当)
- 環境都市づくり課
 - 中小建築物担当課長
 - 事業支援担当課長
 - 課長代理(環境都市づくり担当)
 - 課長代理(ヒートアイランド対策担当)
 - 課長代理(建築物担当)
 - 課長代理(制度調整担当)
 - 課長代理(中小建築物担当)
 - 課長代理(東京ゼロエミ住宅担当)
 - 課長代理(事業支援担当)②
- 家庭エネルギー対策課
 - マンション環境性能推進担当課長
 - 住宅・エネマネ対策推進専門課長
 - 課長代理(家庭エネルギー担当)
 - 課長代理(断熱改修支援担当)
 - 課長代理(省エネムーブメント担当)
 - 課長代理(マンション環境性能推進担当)
 - 課長代理(事業推進担当)

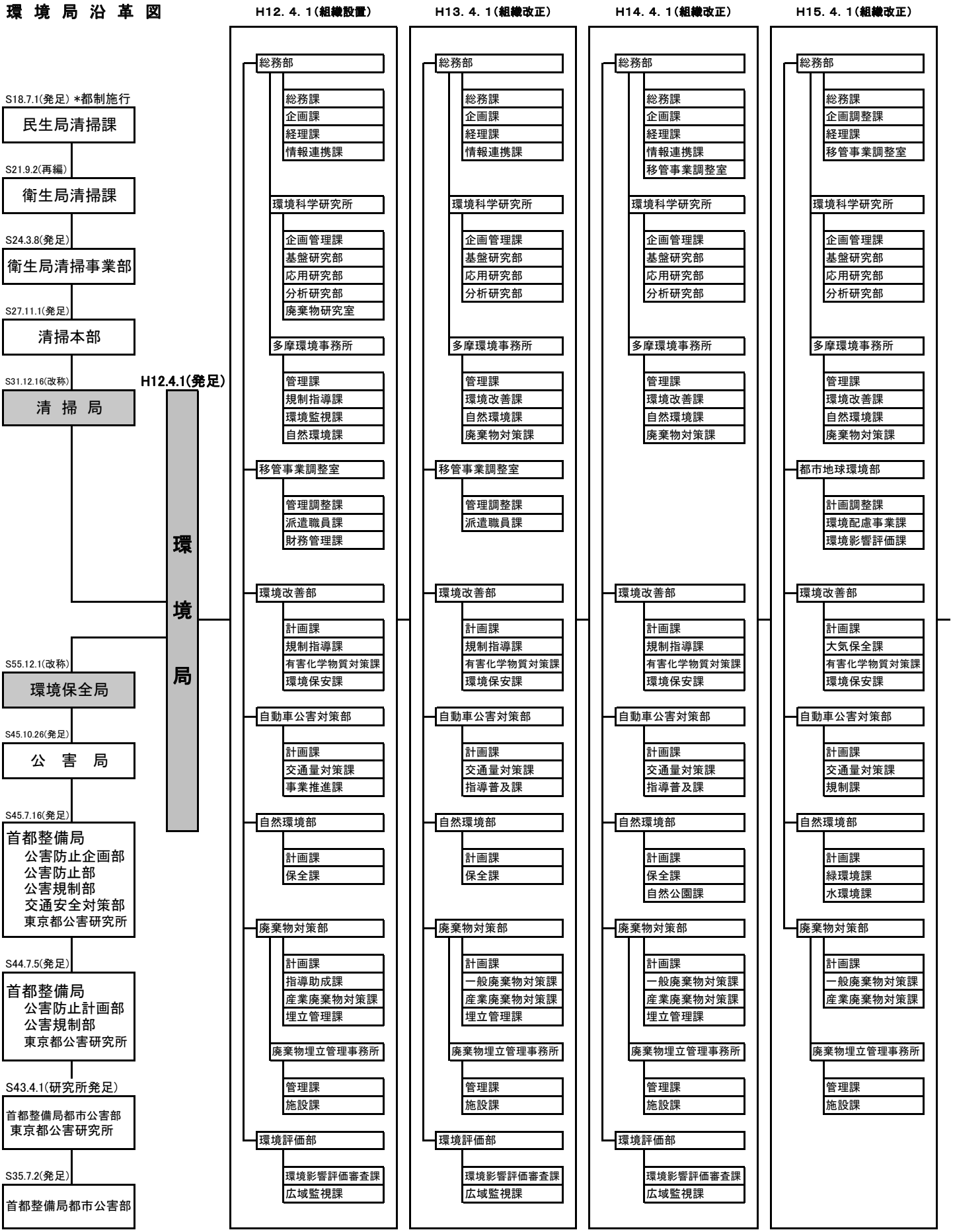
環境改善部

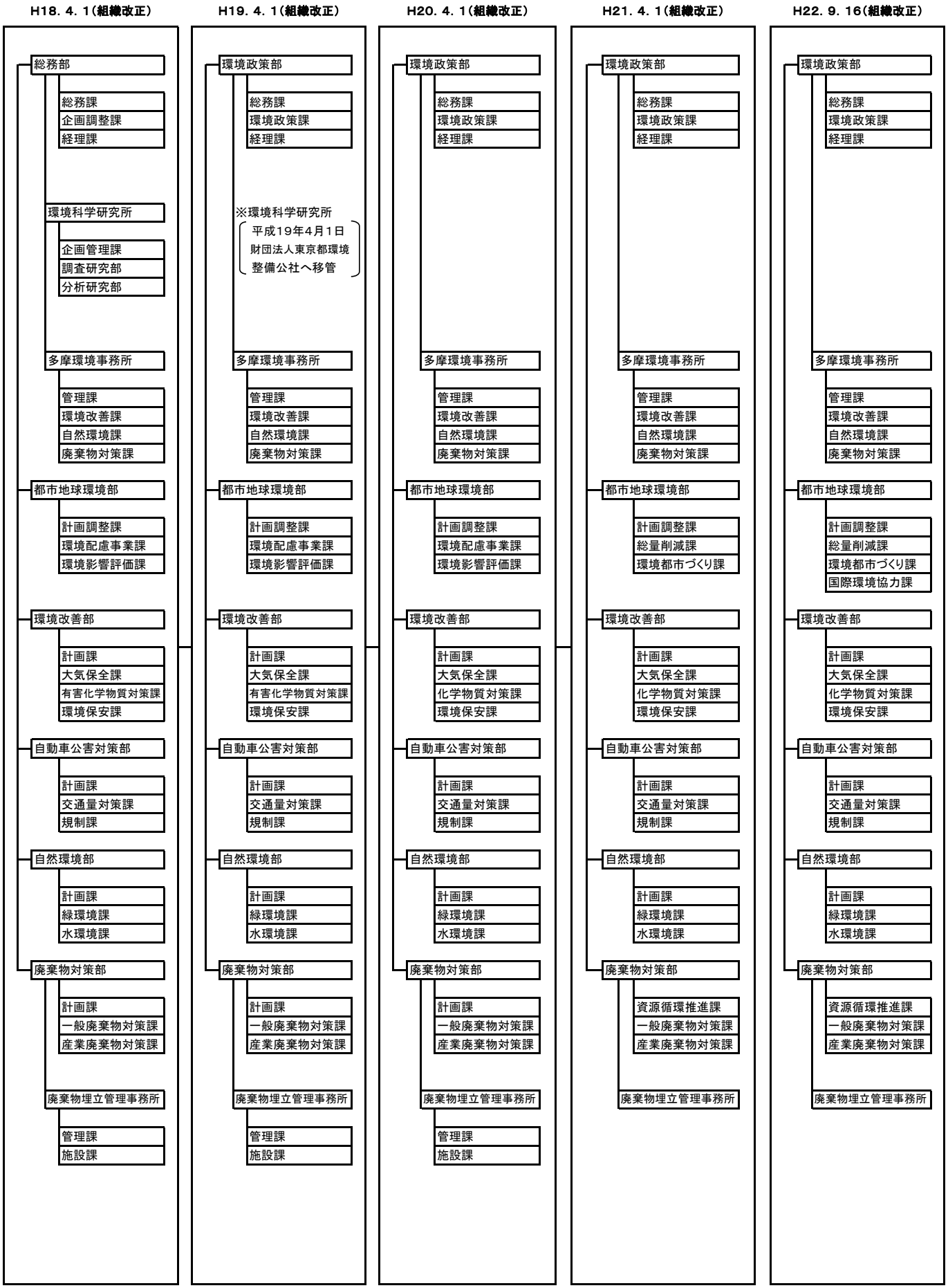
- 環境改善技術担当部長
- 計画課
 - 環境改善技術専門課長
 - 課長代理(管理担当)
 - 課長代理(公害防止管理者担当)
 - 課長代理(計画担当)
- 大気保全課
 - 課長代理(調整担当)
 - 課長代理(基準担当)
 - 課長代理(大気担当)
 - 課長代理(大気規制担当)
 - 課長代理(大気監視担当)
 - 課長代理(大気調整担当)
 - 課長代理(騒音振動対策担当)
- 化学物質対策課
 - 土壌地下水汚染対策担当課長
 - 課長代理(企画担当)
 - 課長代理(揮発性有機化合物対策担当)
 - 課長代理(土壌地下水汚染対策総括担当)
 - 課長代理(土壌地下水汚染対策担当)③
 - 課長代理(有害化学物質調査担当)
 - 課長代理(土壌地下水監視担当)
 - 課長代理(土壌地下水調整担当)
- 環境保安課
 - 課長代理(防災調整担当)
 - 課長代理(防災担当)
 - 課長代理(ガス冷凍担当)
 - 課長代理(液化石油ガス担当)
 - 課長代理(フロン対策担当)③
 - 課長代理(火薬電気担当)
- 自動車環境課
 - 課長代理(事業調整担当)
 - 課長代理(自動車対策担当)
 - 課長代理(地域環境交通担当)
 - 課長代理(規制監察担当)
 - 課長代理(規制担当)
 - 課長代理(低公害化支援担当)

（令和8年4月1日現在）

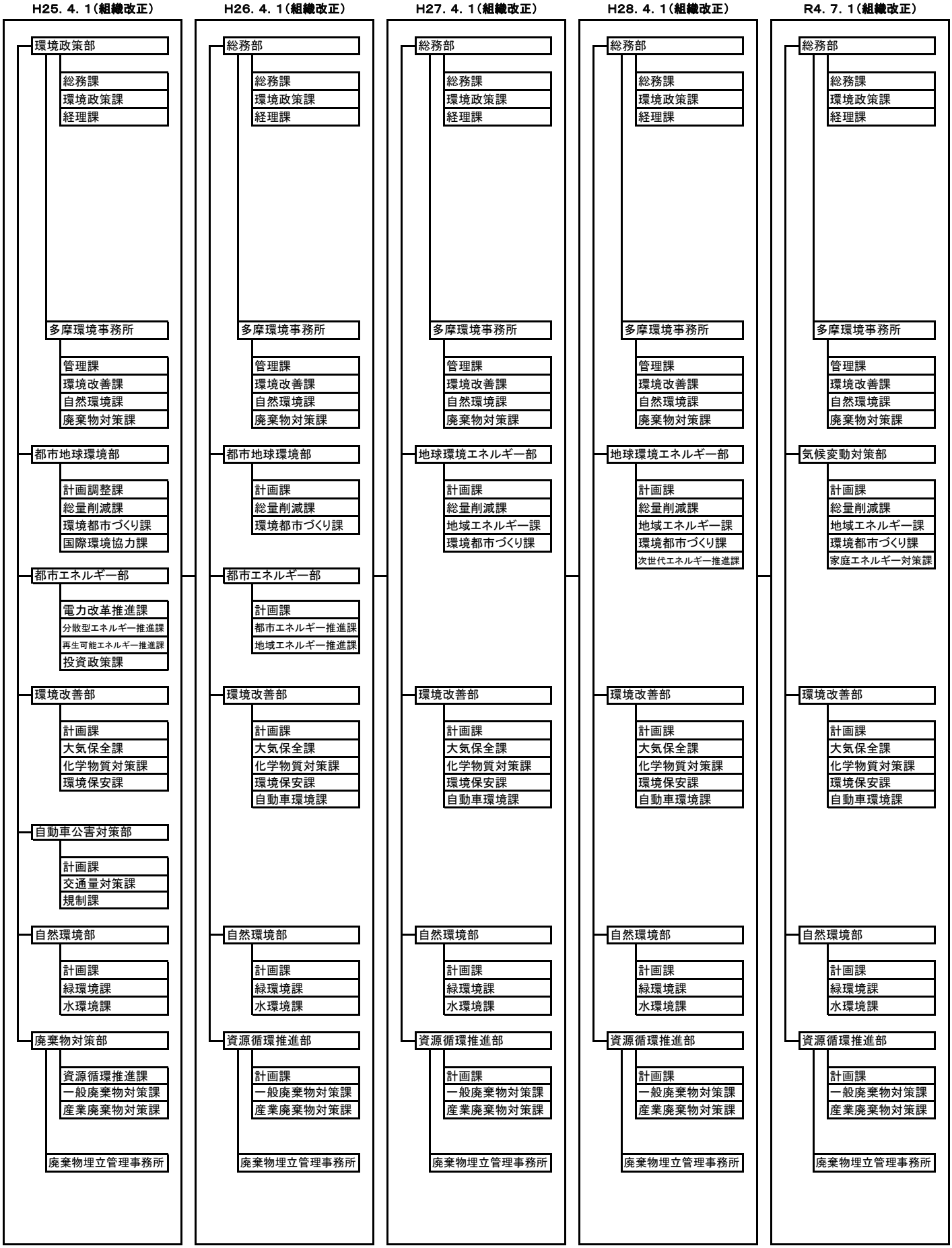

自然環境部
計画課
野生生物担当課長
生物多様性専門課長
課長代理(管理担当)
課長代理(審議会担当)
課長代理(計画担当)
課長代理(連携推進担当)
課長代理(生物多様性戦略推進担当)
課長代理(情報発信・連携拠点担当)
課長代理(野生生物担当)
課長代理(鳥獣保護管理担当)
緑環境課
自然公園担当課長
課長代理(保全担当)
課長代理(保全地域指定促進担当)
課長代理(森林保全担当)
課長代理(指導担当)②
課長代理(自然公園計画担当)
課長代理(島しょ自然環境担当)
課長代理(自然公園連携担当)
課長代理(自然公園担当)
課長代理(施設担当)
水環境課
課長代理(水循環担当)
課長代理(事業推進担当)
課長代理(事業調整担当)
課長代理(地下水管理担当)
課長代理(東京湾担当)
課長代理(河川水質担当)
課長代理(河川規制担当)
資源循環推進部
資源循環技術担当部長
計画課
資源循環計画担当課長
資源循環推進担当課長
資源循環推進専門課長
災害廃棄物対策専門課長
課長代理(管理担当)
課長代理(調整担当)
課長代理(計画担当)④
課長代理(資源ロス対策担当)
課長代理(処理技術担当)
課長代理(災害廃棄物対策担当)
課長代理(資源循環推進担当)
一般廃棄物対策課
一般廃棄物調整担当課長
課長代理(区市町村支援担当)
課長代理(支援担当)
課長代理(広域連携担当)
課長代理(事業調整担当)
課長代理(施設審査担当)
課長代理(生活排水対策担当)
課長代理(処分場計画担当)
課長代理(処分場調整担当)
課長代理(環境対策担当)
産業廃棄物対策課
産業廃棄物技術担当課長
産業廃棄物調整担当課長
課長代理(指導担当)
課長代理(事業推進担当)
課長代理(審査担当)②
課長代理(受入担当)
課長代理(審査企画調整担当)
課長代理(規制監視担当)
課長代理(PCB処理対策担当)
課長代理(不法投棄対策担当)②
廃棄物埋立管理事務所
技術担当課長
課長代理(管理担当)
課長代理(広報・連絡調整担当)
課長代理(経理担当)
課長代理(埋立指導担当)
課長代理(技術担当)
課長代理(埋立地維持担当)
課長代理(電気担当)
課長代理(土木担当)
課長代理(設備担当)②

環 境 局 沿 革 図


S18.7.1(発足) *都制施行
民生局清掃課
S21.9.2(再編)
衛生局清掃課
S24.3.8(発足)
衛生局清掃事業部
S27.11.1(発足)
清掃本部
S31.12.16(改称)
清 掃 局
S55.12.1(改称)
環境保全局
S45.10.26(発足)
公 害 局
S45.7.16(発足)
首都整備局
公害防止企画部
公害防止部
公害規制部
交通安全対策部
東京都公害研究所
S44.7.5(発足)
首都整備局
公害防止計画部
公害規制部
東京都公害研究所
S43.4.1(研究所発足)
首都整備局都市公害部
東京都公害研究所
S35.7.2(発足)
首都整備局都市公害部
H12.4.1(発足)
環境局
H12. 4. 1(組織設置)
総務部
総務課
企画課
経理課
情報連携課
環境科学研究所
企画管理課
基盤研究部
応用研究部
分析研究部
廃棄物研究室
多摩環境事務所
管理課
規制指導課
環境監視課
自然環境課
移管事業調整室
管理調整課
派遣職員課
財務管理課
環境改善部
計画課
規制指導課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
事業推進課
自然環境部
計画課
保全課
廃棄物対策部
計画課
指導助成課
産業廃棄物対策課
埋立管理課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
環境評価部
環境影響評価審査課
広域監視課
H13. 4. 1(組織改正)
総務部
総務課
企画課
経理課
情報連携課
環境科学研究所
企画管理課
基盤研究部
応用研究部
分析研究部
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
移管事業調整室
管理調整課
派遣職員課
環境改善部
計画課
規制指導課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
指導普及課
自然環境部
計画課
保全課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
埋立管理課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
環境評価部
環境影響評価審査課
広域監視課
H14. 4. 1(組織改正)
総務部
総務課
企画課
経理課
情報連携課
移管事業調整室
環境科学研究所
企画管理課
基盤研究部
応用研究部
分析研究部
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
環境改善部
計画課
規制指導課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
指導普及課
自然環境部
計画課
保全課
自然公園課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
埋立管理課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
環境評価部
環境影響評価審査課
広域監視課
H15. 4. 1(組織改正)
総務部
総務課
企画調整課
経理課
移管事業調整室
環境科学研究所
企画管理課
基盤研究部
応用研究部
分析研究部
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
環境配慮事業課
環境影響評価課
環境改善部
計画課
大気保全課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課


H18. 4. 1（組織改正）
総務部
総務課
企画調整課
経理課
環境科学研究所
企画管理課
調査研究部
分析研究部
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
環境配慮事業課
環境影響評価課
環境改善部
計画課
大気保全課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
H19. 4. 1（組織改正）
環境政策部
総務課
環境政策課
経理課
※環境科学研究所
平成19年4月1日
財団法人東京都環境
整備公社へ移管
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
環境配慮事業課
環境影響評価課
環境改善部
計画課
大気保全課
有害化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
H20. 4. 1（組織改正）
環境政策部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
環境配慮事業課
環境影響評価課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
管理課
施設課
H21. 4. 1（組織改正）
環境政策部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
総量削減課
環境都市づくり課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
資源循環推進課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
H22. 9. 16（組織改正）
環境政策部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
総量削減課
環境都市づくり課
国際環境協力課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
資源循環推進課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所

裏面に続く


H25. 4. 1（組織改正）
環境政策部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画調整課
総量削減課
環境都市づくり課
国際環境協力課
都市エネルギー部
電力改革推進課
分散型エネルギー推進課
再生可能エネルギー推進課
投資政策課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車公害対策部
計画課
交通量対策課
規制課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
廃棄物対策部
資源循環推進課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
H26. 4. 1（組織改正）
総務部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
都市地球環境部
計画課
総量削減課
環境都市づくり課
都市エネルギー部
計画課
都市エネルギー推進課
地域エネルギー推進課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車環境課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
資源循環推進部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
H27. 4. 1（組織改正）
総務部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
地球環境エネルギー部
計画課
総量削減課
地域エネルギー課
環境都市づくり課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車環境課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
資源循環推進部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
H28. 4. 1（組織改正）
総務部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
地球環境エネルギー部
計画課
総量削減課
地域エネルギー課
環境都市づくり課
次世代エネルギー推進課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車環境課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
資源循環推進部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所
R4. 7. 1（組織改正）
総務部
総務課
環境政策課
経理課
多摩環境事務所
管理課
環境改善課
自然環境課
廃棄物対策課
気候変動対策部
計画課
総量削減課
地域エネルギー課
環境都市づくり課
家庭エネルギー対策課
環境改善部
計画課
大気保全課
化学物質対策課
環境保安課
自動車環境課
自然環境部
計画課
緑環境課
水環境課
資源循環推進部
計画課
一般廃棄物対策課
産業廃棄物対策課
廃棄物埋立管理事務所

目　　次

第１部　総　説

第１節　組織・人員 …… １
第２節　予算・決算 …… １０
第３節　環境に関する主要な条例 …… １３
第４節　環境に関する基本的な計画 …… ２０

第２部　事業の概要

第１章　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第１節　気候変動対策 …… ２３
第２節　ゼロエミッションビルディングの拡大等 …… ２７
第３節　環境都市づくりの推進 …… ４２
第４節　再生可能エネルギーの導入拡大 …… ５５
第５節　ゼロエミッションビークル（ＺＥＶ）の普及促進 …… ６５
第６節　自動車の環境負荷低減対策 …… ７１
第７節　持続可能な資源利用の実現 …… ８０
第８節　フロン排出ゼロに向けた取組 …… ８９
第９節　都自らの率先行動 …… ９２

第２章　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第１節　保全と再生 …… ９７
第２節　自然とのふれあい …… １０８
第３節　野生動植物対策 …… １１６
第４節　水環境の保全 …… １２０

第３章　都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第１節　大気環境の保全 …… １３３
第２節　地下水環境の保全 …… １４６
第３節　土壌汚染対策 …… １５０
第４節　騒音・振動・悪臭対策 …… １５７

第５節　化学物質対策 ・・・

第１部　総　　説

第１節　組織・人員

１　分掌事務

２　職員配置

第２節　予算・決算

１　当初予算（令和８年度）

２　補正予算（令和８年第二回定例会補正予算）

３　主要事業の概要

４　決算（令和７年度）

第３節　環境に関する主要な条例

１　東京都環境基本条例

２　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

３　東京都廃棄物条例

４　東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）

５　東京都自然公園条例

６　東京都環境影響評価条例

第４節　環境に関する基本的な計画

１　東京都環境基本計画等

２　２０５０東京戦略

３　東京都気候変動適応計画

第　１　節　　組織・人員

［総務部総務課］

１　分掌事務

(1) 本庁

（令和８年４月１日現在）

部	課	分　　掌　　事　　務
総　務　部	総　務　課	1　局の組織及び定数に関すること。 2　局所属職員の人事及び給与に関すること。 3　局所属職員の福利厚生に関すること。 4　局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　局事務事業の管理改善に関すること。 7　東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修の実施に関すること。 8　区市町村が実施する環境保全に係る研修への支援に関すること。 9　環境事務所に関すること。 10　局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。 11　東京都環境保全推進委員会に関すること。 12　局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 13　局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。 14　公害に係る紛争の処理に関すること。 15　東京都公害審査会に関すること。 16　局事務事業の広報及び広聴に関すること。 17　局内他の部及び課に属しないこと。
	環境政策課	1　環境保全に係る施策の総合的な企画、調査、調整及び推進に関すること。 2　局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。 3　環境保全に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。 4　環境保全関係予算の調整及び総括に関すること。 5　環境保全に係る都民等との連携推進に関すること。 6　局事務事業の事務事業評価の実施に関すること。 7　東京都環境審議会に関すること。 8　環境学習の推進に関すること。 9　環境保全に係る施策に関する国際協力及びその調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 10　局事務事業に係る国、道府県、区市町村その他関係機関との総合的な連絡調整に関すること。 11　東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関すること。 12　東京都環境影響評価審議会に関すること。 13　環境影響評価に係る技術的事項に関すること。
	経　理　課	1　局の予算、決算及び会計に関すること。 2　局事務事業の進行管理に関すること。 3　局の契約に関すること。 4　局の財産及び物品の管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

気候変動対策部	計画課	1　都市と地球の持続可能性の確保に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 2　スマートエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3　地球温暖化対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 4　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくエネルギー供給事業における環境への負荷の低減に関すること。 5　部内他の課に属しないこと。
	総量削減課	1　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関すること。 2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に関すること。
	地域エネルギー課	1　地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域における脱炭素化の推進に関すること。
	環境都市づくり課	1　環境都市づくりに係る企画、調査及び調整に関すること。 2　ヒートアイランド対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。 3　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物に係る環境配慮の措置に関すること。
	家庭エネルギー対策課	1　家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に関すること。 2　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。
環境改善部	計画課	1　大気汚染防止対策、悪臭防止対策、騒音防止対策、振動防止対策及び土壌汚染防止対策等の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2　公害防止管理者に関すること。 3　環境保全に係る助成に関すること（他の部に属するものを除く。）。 4　部内他の課に属しないこと。

環境改善部	大気保全課	1　大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源規制に係る企画、調査及び調整に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 2　大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 3　大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 4　大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る技術的指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 5　大気汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 6　大気汚染状況の常時監視に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 7　大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。 8　大気汚染に係る監視測定施設に関すること。
	化学物質対策課	1　化学物質対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2　化学物質の環境への排出量の把握等及び環境への影響の評価に関すること。 3　化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。 4　化学物質に係る知識の普及に関すること。 5　土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る企画、調査及び調整に関すること。 6　土壌汚染及び地下水の汚染に係る規制及び指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。 7　土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 8　地下水の水質汚濁状況及び土壌汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9　地下水の水質汚濁状況、土壌汚染状況及び有害大気汚染物質による大気汚染状況の常時監視に関すること。
	環境保安課	1　高圧ガス等による災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 2　高圧ガス等による災害防止に係る指導に関すること。 3　高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 4　ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 5　火薬等による災害の防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 6　火薬等による災害の防止に係る指導に関すること。 7　火薬類取締法、武器等製造法、電気用品安全法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。 8　フロン対策に関すること（他の部課に属するものを除く。）。

環境改善部	自動車環境課	1　自動車環境対策に係る総合的な企画、調査及び調整並びに普及啓発に関すること。 2　自動車排出ガスの低減対策に関すること。 3　自動車に起因する地球温暖化の対策に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。 4　局地汚染対策及び自動車騒音振動対策に関すること。 5　地域特性に応じた環境交通施策の企画、調整及び推進に関すること。 6　自動車排出ガス対策に係る指導、取締り及び行政処分並びに自動車に起因する地球温暖化の対策に係る指導及び助言に関すること。 7　自動車排出ガス対策及び自動車に起因する地球温暖化の対策に係る支援に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。
自然環境部	計画課	1　自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。 2　自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 3　自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関すること。 4　東京都自然環境保全審議会に関すること。 5　野生動植物の保護に関する施策の企画、調査及び推進に関すること。 6　鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 7　花と緑の東京募金に関する企画、調整及び推進に関すること。 8　校庭の芝生化の推進に関すること（他の局に属するものを除く。)。 9　部内他の課に属しないこと。
	緑環境課	1　緑地保全制度に係る企画及び調整に関すること。 2　保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。 3　保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4　東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 5　森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 6　森林病害虫の防除その他森林保護に関すること。 7　多摩の森林再生事業に関すること。 8　東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく市街地等の緑化に関すること。 9　自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関すること。 10　自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関すること。 11　自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 12　自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。

自然環境部	水環境課	1　水循環及び水辺環境に係る施策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2　水質汚濁防止対策及び地盤沈下対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3　水質汚濁及び地下水揚水に係る規制基準等の策定に関すること。 4　水質汚濁の発生源規制及び地下水揚水規制に係る企画、調査及び調整に関すること。 5　水質汚濁及び地盤沈下の防止に係る技術的指導に関すること。 6　水質汚濁の発生源及び地下水揚水事業場に対する規制及び指導に関すること。 7　地下水保全に係る計画の策定及び推進に関すること。 8　公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9　公共用水域の水質汚濁状況の常時監視に関すること。 10　公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 11　温泉法に基づく土地の掘削の許可及び増掘又は動力の装置の許可に関すること。
資源循環推進部	計画課	1　資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2　資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。 3　廃棄物処理計画に関すること。 4　東京都廃棄物審議会に関すること。 5　清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 6　清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。 7　部内他の課に属しないこと。

資源循環推進部	一般廃棄物対策課	1　廃棄物処理施設整備事業(区市町村廃棄物処理施設整備事業を含む。)に係る循環型社会形成推進交付金に関すること。 2　区市町村廃棄物処理施設の技術的及び財政的援助に関すること。 3　分別収集促進計画に関すること。 4　一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。 5　廃棄物再生事業者の登録に関すること。 6　浄化槽の届出及び指導並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。 7　浄化槽に係る水質検査業務を行うものの指定に関すること。 8　廃棄物の最終処分に関すること。 9　埋立処分場の施設整備計画及び維持施設等の運営計画に関すること。 10　廃棄物埋立管理事務所に関すること。
	産業廃棄物対策課	1　産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 2　産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 3　産業廃棄物の排出者への指導に関すること。 4　産業廃棄物の搬入承認に関すること。 5　ＰＣＢ廃棄物の処理対策の推進に関すること。 6　使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。

(2) 本庁行政機関

東京都廃棄物埋立管理事務所	1　最終処分場の管理及び運営に関すること。 2　最終処分場維持施設の管理、運営並びに建設及び補修工事に関すること。 3　ガス発電に関すること。 4　埋立処理作業等に係る管理及び調整に関すること。 5　東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第百四十号）第二十一条第一項に規定する手数料の徴収に関すること。

(3) 地方行政機関

東京都多摩環境事務所	管理課	1　所所属職員の人事及び給与に関すること。 2　所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　所の予算、決算及び会計に関すること。 4　公害に係る相談及び広報連絡に関すること。 5　公害防止関係事務に係る市町村及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 6　高圧ガス、火薬等による災害防止に係る調査及び指導に関すること。 7　高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 8　ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 9　火薬類取締法、武器等製造法及び電気用品安全法の施行に関すること。 10　所内他の課に属しないこと。
	環境改善課	1　大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること。 2　大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下の防止に係る市町村への技術的援助に関すること。 3　土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 4　地下水の揚水に係る規制及び指導に関すること。 5　大気汚染状況、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況並びに土壌汚染状況の監視測定に関すること。 6　大気汚染及び公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 7　大気汚染に係る監視測定施設の保守管理に関すること。 8　大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染に係る試料の検査及び分析に関すること。 9　有害化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。

東京都多摩環境事務所	自然環境課	1　自然の保護と回復に関する事務に係る市町村との連絡調整に関すること。 2　民間施設等の緑化の指導に関すること。 3　保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4　鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 5　自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 6　自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。 7　東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 8　森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 9　森林病害虫の防除その他森林保護及び森林の保全に関すること。
	廃棄物対策課	1　一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。 2　廃棄物再生事業者の登録に関すること。 3　浄化槽の届出及び指導に関すること。 4　浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。 5　産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 6　産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 7　産業廃棄物の排出者への指導に関すること。 8　使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。

２　職員配置

（令和８年４月１日現在）

	定　数			現　員			再任用（内数）
		管理職	一般職員		管理職	一般職員	
総務部	**76**	**13**	**63**	**85**	**16**	**69**	
総務課	28	6	22	30	6	24	
環境政策課	35	6	29	40	9	31	
経理課	13	1	12	15	1	14	
気候変動対策部	**139**	**20**	**119**	**146**	**26**	**120**	
計画課	62	10	52	64	14	50	
総量削減課	22	3	19	22	3	19	
地域エネルギー課	12	1	11	13	1	12	
環境都市づくり課	26	3	23	29	5	24	
家庭エネルギー対策課	17	3	14	18	3	15	
環境改善部	**86**	**9**	**77**	**92**	**9**	**83**	**3**
計画課	13	4	9	14	4	10	
大気保全課	16	1	15	17	1	16	1
化学物質対策課	22	2	20	25	2	23	1
環境保安課	20	1	19	20	1	19	
自動車環境課	15	1	14	16	1	15	1
自然環境部	**67**	**7**	**60**	**70**	**9**	**61**	
計画課	26	4	22	29	6	23	
緑環境課	25	2	23	25	2	23	
水環境課	16	1	15	16	1	15	
資源循環推進部	**110**	**14**	**96**	**115**	**16**	**99**	**2**
計画課	30	7	23	32	9	23	1
一般廃棄物対策課	19	2	17	19	2	17	
産業廃棄物対策課	31	3	28	32	3	29	
廃棄物埋立管理事務所	30	2	28	32	2	30	1
多摩環境事務所	**75**	**5**	**70**	**79**	**5**	**74**	**2**
管理課	13	2	11	15	2	13	
環境改善課	24	1	23	24	1	23	
自然環境課	24	1	23	26	1	25	1
廃棄物対策課	14	1	13	14	1	13	1
局　合　計	**553**	**68**	**485**	**587**	**81**	**506**	**7**

(注)現員には、休職中の職員、派遣職員及び併任職員を含まない。

第　２　節　　予算・決算

［総務部経理課］

１　当初予算（令和８年度）

令和８年度の環境局の当初予算は、歳出が 2,813 億 200 万円、歳入が 1,212 億 5,817 万４千円、差引一般財源充当額が 1,600 億 4,382 万６千円となっており、令和７年度予算と比べると歳出では 29.2%の増、歳入で 4.7%の増である。

図表 1-1　歳入歳出予算　　**（単位：千円）**

		令和８年度	令和７年度	増（△）減	増減率
歳　出　予　算		281,302,000	217,678,000	63,624,000	29.2%
環境費	環境管理費	6,337,000	8,430,000	△2,093,000	△24.8%
	環境保全費	257,143,000	193,649,000	63,494,000	32.8%
	廃棄物費	17,822,000	15,599,000	2,223,000	14.3%
歳　入　予　算		121,258,174	115,847,796	5,410,378	4.7%
一般財源充当額		160,043,826	101,830,204	58,213,622	57.2%

２　補正予算（令和８年第二回定例会補正予算）

図表 1-2　歳入歳出予算　　**（単位：千円）**

		既定予算額	補正予算額	計	備考
歳　出　予　算		281,302,000	8,974,204	290,276,204	
環境費	環境管理費	6,337,000	0	6,337,000	
	環境保全費	257,143,000	8,497,743	265,640,743	(注)
	廃棄物費	17,822,000	476,461	18,298,461	(注)
歳　入　予　算		121,258,174	14,131,953	135,390,127	
一般財源充当額		160,043,826	△5,157,749	154,886,077	

(注) 中東情勢の影響が長期化しつつある状況を踏まえ、石油のみに頼らない社会の実現に向けて、エネルギー構造の転換等を加速化するとともに、足元の都民・事業者の不安を払拭する観点から、予算を拡充するための経費を計上

３　主要事業の概要

(1) エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現　２，４００億円

ア　再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業、次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業、Ａｉｒソーラー※の普及拡大、区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業、都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業、浮体式洋上風力発電導入推進事業等

※ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池

イ　ゼロエミッションビルディングの拡大

ＢＩＭを活用した省エネ建築設計・実装支援事業、統合的設計等による既存事業所の更なる省エ

ネ化の推進、スタートアップによる未利用熱活用促進事業、東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業、デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業、アグリゲーションビジネス実装事業、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業等

ウ　ゼロエミッションモビリティの推進

ＺＥＶ普及促進事業、次世代タクシー導入促進事業、充電設備普及促進事業、都有施設における充電設備設置事業等

エ　持続可能な資源利用の実現

太陽光パネル高度循環利用の推進、廃食用油・廃棄物を原料としたＳＡＦの推進、高度再資源化設備導入促進事業、大規模オフィスビル等のゼロ・ウェイスト化に向けた調査検討、ＤＸを活用した家庭系食品ロス削減推進事業、食品リサイクルの広域化支援事業、サーキュラーエコノミー行動変容促進事業、プラ製容器包装等・再資源化支援事業、産業廃棄物関連手続・情報管理等のＤＸ推進プロジェクト、ＴＯＫＹＯクリーンアップムーブメント、地域と連携した街の清掃美化推進事業等

オ　フロン排出ゼロに向けた取組

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業、ノンフロン・低ＧＷＰ冷媒転換技術推進事業、フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業、家庭用エアコンからのフロン排出抑制総合対策等

カ　気候変動適応策の推進

気候変動に係る効果的な適応策の推進、熱中症・ヒートアイランド対策推進事業等

キ　都自らの率先行動を大胆に加速

都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業、都有施設ゼロエミッション化推進事業、都有施設におけるノンフロン機器等導入拡大事業、都庁プラスチック対策の推進等

⑵ 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現　　１４４億円

ア　生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

野生鳥獣生息管理（ツキノワグマ）、外来種の積極的防除の推進、ニホンジカ個体数管理、保護上重要な野生生物種の保全策の強化、外来生物対策事業（キョン）、緑化計画書制度における手続きのＤＸ化、生物多様性の回復に向けた保全地域の保全に係る連携事業、保全地域の指定加速化事業等

イ　生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

Tokyo-NbS アクション推進事業、更なる魅力向上に向けた自然公園活性化事業等

ウ　生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

ＤＸを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト、自然環境デジタルミュージアムの構築等

⑶ 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現　　１７１億円

ア　大気環境等の更なる向上

次世代型大気環境モニタリング事業、島しょ地域における大気環境モニタリング事業、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）対策の推進、自転車シェアリングの普及促進等

イ　化学物質等によるリスクの低減

地下水調査等のＰＦＯＳ等対策の推進、工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壌汚染

対策支援事業等

ウ　廃棄物の適正処理の一層の促進

リチウムイオン電池 集めて資源化プロジェクト、廃棄物処理施設に対するＬｉＢ火災緊急対策事業、小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築事業、ポリ塩化ビフェニル適正処理促進事業等

(4) 政策の実効性を高める横断的・総合的施策　　９７億円

環境における国際連携の推進、環境学習及びチームもったいないの推進強化、スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業、区市町村との連携による環境政策高度化事業等

４　決算（令和７年度）

令和７年度の決算額は、歳入決算額が 1,305 億 2,337 万２千円、歳出決算額が 4,099 億 2,687 万５千円である。

歳入の状況は、予算現額 1,655 億 9,699 万６千円に対し、収入済額が 1,305 億 2,337 万２千円で、収入率は 78.8％となっている。

歳出の状況は、予算現額4,253億2,703万円に対し、支出済額が4,099億2,687万５千円で執行率は96.4％、131億3,139万２千円の不用額となっている。

図表1-3　歳入決算（令和７年度）　　**（単位：千円）**

会計	科　目	予算現額	収入済額	増（△）減	収入率	備　　考
一般会計	分担金及負担金	0	6,970	6,970	－	被災地派遣職員費
	使用料及手数料	593,960	508,240	△85,720	85.6%	産業廃棄物処理許可等
	国庫支出金	426,345	238,978	△187,367	56.1%	小笠原公園整備費等
	財産収入	56,389	58,811	2,422	104.3%	地所賃貸料等
	寄附金	50,000	22,703	△27,297	45.4%	花と緑の東京募金事業
	繰入金	124,263,666	90,872,096	△33,391,570	73.1%	新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金繰入金等
	諸収入	40,206,636	38,815,574	△1,391,062	96.5%	出捐金返還収入等
	合計	165,596,996	130,523,372	△35,073,624	78.8%	

（注）都債は含まない。

図表1-4　歳出決算（令和７年度）　　**（単位：千円）**

会計	科　目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	備考
一般会計	環境費	425,319,748	409,919,593	2,268,763	13,131,392	96.4%	
	諸支出金	7,282	7,282	0	0	100.0%	
	合　計	425,327,030	409,926,875	2,268,763	13,131,392	96.4%	

第　３　節　　環境に関する主要な条例

１　東京都環境基本条例　［総務部環境政策課］

東京都環境基本条例は、平成６年７月に制定され、都民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組んでいくことにより、環境への負荷の少ない都市を実現し、将来の世代に引き継ぐため、環境保全に関する基本理念、施策の枠組み等を明らかにしている。

本条例では、次の３点を基本理念として掲げている。

・良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していく。
・環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築する。
・地球環境の保全を、すべての事業活動、日常生活において推進する。

また、東京都環境基本計画の策定、東京都環境白書の発行など、施策の推進、情報提供に関する事項及び都民等の自発的な活動の支援等に関する事項について規定している。

２　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

(1) 制定・改正の沿革　［総務部環境政策課］

昭和44年に制定された東京都公害防止条例は、当時激化していた工場を中心とする産業型公害から都民の健康を守り、良好な生活環境を確保するのに大きな役割を果たしてきた。

しかし、東京の環境問題は、自動車排出ガスや化学物質による環境汚染など、都市・生活型公害、さらには地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題へと大きく変化してきた。

このため、東京都公害防止条例を全部改正し、自動車公害対策、地球環境対策、化学物質対策、土壌地下水汚染対策などに関する規定を新たに盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）を平成12年12月に制定した。

その後、地球温暖化とヒートアイランド現象の進行に対して、より実効性のある気候変動対策の推進を図るため、平成20年７月、大規模事業所に対するCO_2排出量の削減義務化など気候変動対策の強化を図るための改正を行ったほか、平成21年３月には、自動車部門の気候変動対策を強力に推進するための改正を行った。

平成27年３月には、子供の声等について日常生活等に係る騒音の規制基準の適用を除外するなどの改正を行った。

平成30年12月には、土壌地下水汚染対策について、土壌汚染対策法との関係性や条例の運用上の課題等を整理する改正を行った。

令和４年12月には、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度（建築物環境報告書制度）を新設するための改正を行ったほか、建築物環境計画書制度、地域における脱炭素化に関する計画制度及びエネルギー環境計画書制度に関する制度を強化・拡充する改正を行った（令和６年４月及び令和７年４月施行）。

令和５年10月には、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度に関する制度を強化する改正を行った。（令和７年４月施行）。

(2) 特色

ア　環境負荷の低減の取組

(ｱ) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度　［気候変動対策部総量削減課］

平成20年７月に環境確保条例の一部を改正し、燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算

1,500kL 以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象として、総量削減義務と排出量取引制度を導入した。総量削減義務は、平成22年４月から開始された。これは、ＥＵをはじめ先進国で導入が進むキャップ・アンド・トレード制度を我が国で初めて実現したものであり、また、オフィスをも対象とした制度としては世界で初めてとなるものである。

この制度の概要は、次のとおりである。

大規模事業所の所有者等は、５年間の計画期間におけるCO_2の排出総量を、一定の排出上限量以下にしなければならないという義務を負う。この排出上限量は、基準排出量（過去の排出量から選択）に削減義務率（第一計画期間は８％又は６％、第二計画期間は17％又は15％、第三計画期間は27％又は25％、第四計画期間は50％又は48％）を乗じて得た量を基準排出量から控除した量である。

排出量の報告などには検証機関の検証を受けることを求め、削減義務の履行には、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引※によることも認める。削減義務が達成されない場合には、知事の措置命令を経て、最終的には公表や罰金（上限50万円）のほか、不足量を知事が代わって調達し、違反事業者にその費用を求めるという仕組みもある。

※　排出上限量を超えて排出した事業所が、他者から超過削減量などを取得することにより削減義務を履行することを認める制度

(ｲ) 地球温暖化対策報告書制度　［気候変動対策部総量削減課］

中小規模事業所における気候変動対策の取組等を推進するため、平成20年７月に環境確保条例の一部を改正し、都内の全ての中小規模事業所が簡単にCO_2排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を創設し、平成22年４月から報告書の提出を開始した。本制度では、任意での提出と義務での提出とがあり、同一事業者が設置する複数の事業所等を合算すると多くのエネルギーを使用している場合（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算した合計の量が年間3,000kL 以上）については、本社等が事業所等ごとの「地球温暖化対策報告書」を取りまとめ、一括して提出し、公表することを義務付けている。

(ｳ) エネルギー環境計画書制度　［気候変動対策部計画課］

都内に電気を供給している小売電気事業者等に対し、CO_2排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の知事への提出及び公表を義務化している。令和４年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った（令和６年４月施行）。

(ｴ) 建築物環境計画書制度　［気候変動対策部環境都市づくり課］

建築物に起因する環境への負荷の低減を図るため、延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、「エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換」、「資源の適正利用」、「生物多様性の保全」及び「気候変動への適応」に係る環境への配慮のための措置についての取組状況の評価等を記載した建築物環境計画書の知事への提出を義務化している。令和４年12月に、省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守を義務化する条例改正を行った（令和７年４月施行）。

また、延べ面積2,000㎡未満の建築物については、建築主は建築物環境計画書を任意で提出することができる。提出された建築物環境計画書は、知事がその内容を公表している。

(ｵ) マンション環境性能表示制度　［気候変動対策部環境都市づくり課］

建築物環境計画書の対象となる建築物（任意で提出した場合を含む。）のうちマンション（分

譲及び賃貸を含む。）の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、販売等の広告中に、当該マンションの環境への配慮に係る性能の評価を記載した標章（マンション環境性能表示）の表示を義務化している。

(ｶ) 建築物環境報告書制度　［気候変動対策部環境都市づくり課］

延べ面積2,000㎡未満の規格建築物（以下「中小規模特定建築物」という。）を都内において年間に延べ面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、毎年度当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務化する新たな制度を令和４年12月に創設した（令和７年４月施行）。提出された建築物環境報告書は、知事が適合状況等を公表する。

また、制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。

(ｷ) 地域における脱炭素化に関する計画制度　［気候変動対策部地域エネルギー課］

2050 年ゼロエミッションの実現に向け、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させる大規模開発において、開発計画策定の早い段階から脱炭素化に資する多面的な取組の検討を求めて、ゼロエミ地区の形成を確実なものとする。

一定規模以上の開発事業を行う者に、特定開発区域等脱炭素化方針の提出を義務付け、脱炭素化の推進に向けた目標値の設定、地域冷暖房及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を義務付けている。

(ｸ) 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（省エネラベリング制度）
［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

一つの販売店においてエアコン、冷蔵庫、テレビをそれぞれ５台以上陳列して販売する家電等販売事業者に対し、相対評価その他の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面（東京都省エネラベル）の当該家電等の見やすい位置への掲出を義務化している。

イ　自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策　［環境改善部自動車環境課］

(ｱ) 自動車部門における地球温暖化防止対策などの強化

大気汚染物質とともにCO_2排出量を削減していくため、次の事項について努力義務などを規定している。

・低公害かつ低燃費な自動車の使用・利用の努力義務
・自動車の利用者からの自動車利用合理化の促進
・エコドライブの実施
・環境負荷の大きな車の利用抑制

(ｲ) 粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止

平成15年10月からディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさないトラックやバスなどのディーゼル車の都内での運行を禁止している。平成18年４月からは、規制の基準値を強化した。

(ｳ) 自動車環境管理計画書

都内で自動車を30台以上使用する事業者に対して、自動車がもたらす環境への負荷を低減するための措置などを記載した計画書及びその実績報告書の知事への提出を義務付けている。

なお、平成23年度からは、低公害かつ低燃費な自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）

の導入やエコドライブを基本対策としてCO_2排出量の削減を主眼とした制度運営を行っている。

(ｴ) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和４年度から、導入義務率を15%以上から30%以上に引き上げた（達成期限令和９年３月末)。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20%以上とすることを義務付けている（達成期限令和９年３月末)。

(ｵ) アイドリング・ストップの遵守

自動車の運転者や使用者に対して、駐停車時のエンジンの停止を、また、自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、利用者に駐停車時のエンジンの停止を周知することを義務付けている。

(ｶ) 重油を混和した燃料の使用等の禁止

自動車や建設作業機械等の燃料として粒子状物質等の発生を増加させる重油や重油を混ぜた燃料等を使用・販売することを禁止している。

ウ　化学物質の適正管理

(ｱ) 化学物質の使用量等の報告　［環境改善部化学物質対策課］

工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質（59項目）のいずれかを年間100kg以上取り扱う事業者（適正管理化学物質取扱事業者）に対して、毎年度、その前年度の当該物質の使用量等の知事への報告を義務化している。

(ｲ) 化学物質管理方法書

化学物質の取扱いに伴う排出防止や事故災害時の安全確保を効果的に行うため、適正管理化学物質取扱事業者に対して、化学物質の管理方法や事故時の対応等を記載した化学物質管理方法書の作成を義務化し、さらに、従業員21人以上の事業所を設置する事業者については知事への提出を義務化している。

エ　土壌及び地下水の汚染の防止　［環境改善部化学物質対策課］

(ｱ) 有害物質取扱事業者による土壌汚染の除去等の措置

汚染状況調査の結果等により土壌汚染が認められ、当該土壌汚染による健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがあるとき、知事は工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったものに対し、土壌汚染の除去等の措置に係る計画書の作成提出を指示・命令することができる。

(ｲ) 一定面積以上の土地や汚染地の改変時の汚染拡散防止の措置

規則に定める（敷地面積3,000㎡以上）土地を改変するとき又は土壌汚染対策法第４条第１項の届出の対象となる行為を行うとき、土地改変者は土地の利用履歴や土壌汚染の状況を調査する。この調査の結果、汚染が認められた土地や、その他汚染が残置された土地を改変するときには、改変者は汚染の拡散防止の措置を行わなければならない。

オ　石綿含有建築物解体等工事における石綿の飛散防止　［環境改善部大気保全課］

石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修等を行う際の石綿の環境への飛散を防止するため、事前調査、作業計画の策定及び届出、工事作業中の措置等を義務化している。

カ　廃棄物等の焼却行為の制限　［環境改善部大気保全課］

ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境への支障を防止するため、小型焼却炉による廃棄物等の焼却や焼却炉を用いない焼却を原則として禁止している。

キ　工場公害対策等　　**［環境改善部大気保全課］**

工場や指定作業場からの公害を防止するため、設置認可・届出や基準による規制等を行っている。

ク　小規模燃焼機器対策　　**［環境改善部大気保全課］**

法対象外の小規模燃焼機器対策として、窒素酸化物に加え、二酸化炭素の排出を削減するため、低ＮＯｘ・低CO_2小規模燃焼機器認定制度により、機器の認定を行っている。

(3) 事務処理の特例に関する条例による区市への事務の移譲　　**［総務部環境政策課］**

環境確保条例により都が事務処理を行うもののうち、区部及び市部における上記(2)ウからキまでの事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区長及び市長に事務処理の権限を移譲している。

ただし、①八王子市を除く市部の知事が指定する６の工場に係る事務、②八王子市及び町田市を除く市の区域の51のし尿処理施設及び下水処理場に係る事務、③八王子市を除く市部の延べ面積2,000㎡以上の建築物及び全ての工作物の石綿含有建築物解体等に係る事務、④土地の改変時の汚染土壌に係る事務等の権限は、移譲していない。

なお、町村部（島しょを含む。）については、都が直接所管している。

３　東京都廃棄物条例　　［資源循環推進部計画課］

(1) 制定・改正の沿革

廃棄物行政に関する東京都条例は、昭和29年の清掃法の施行に伴い制定された「東京都清掃条例」に始まる。その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の施行を受けて、昭和47年に全部改正を行った。

また、平成４年には、廃棄物処理法の改正及び「再生資源の利用の促進に関する法律」（現行の「資源の有効な利用の促進に関する法律」）の制定を受けて、全部改正を行い、それまでの適正処理中心の体系に、ごみの発生抑制と再利用を促進する視点を取り入れ、「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」と名称も改めた。

平成12年には、清掃事業の特別区への移管に伴い、市町村事務に係る規定を削除するとともに、名称を東京都廃棄物条例に改めた。

さらに、平成17年には、排出事業者や処理業者による産業廃棄物の適正処理を促すための改正を行った。

(2) 特色

ア　前文では廃棄物問題を解決していくためには、物の生産、流通、消費、処分の各段階における廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化の徹底が重要であることを指摘した上、都民、事業者及び区市町村の参加と協力の下に、人間と環境が調和した社会の形成を目指すことを宣言している。

イ　知事、事業者及び都民の責務、廃棄物の処理、東京都廃棄物審議会等についての規定を設けている。

ウ　産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、多量の産業廃棄物を排出する事業者等から適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらを公表する制度を導入している。

4　東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）　［自然環境部計画課・緑環境課］

(1) 制定・改正の沿革

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「自然保護条例」という。）は、急速な都市化と開発による自然破壊に直面した大都市東京において、失われた自然を回復し、保護していくため昭和47年に制定された。以来、緑化の推進、開発許可制度や保全地域制度などにより大きな成果を上げてきたが、平成12年、東京の自然環境及び自然保護行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、全部改正を行った。

また、東京を緑あふれる都市に再生するため、平成21年３月、条例及び施行規則を改正し、緑化計画書制度と開発許可制度の強化を行った。

さらに、開発許可事業地である残土処分場での土砂崩落事故を契機に、令和３年３月、施行規則の一部を改正し、開発許可基準の見直しを行った。

(2) 特色

ア　ヒートアイランド現象の緩和などのため、建築物の屋上緑化などの緑化計画書の届出を義務付け、届出を行わない場合や緑化基準に適合しない場合に是正の勧告をする規定を設けている。

イ　貴重な自然の残る丘陵地や山地の緑を保全するため、「里山保全地域」、「森林環境保全地域」などの保全地域を指定し、行為の制限を行うとともに、保全地域を都民の自然観察や体験学習のフィールドとして活用していくことなどを規定している。

ウ　土砂などによる埋立てを規制の対象とするとともに、開発面積の分割などによる規制逃れを防止する規定を設けている。

エ　「東京都希少野生動植物種」や「東京都希少野生動植物保護区」を指定し、保護増殖事業を実施するなど、野生動植物の保護に関する規定を設けている。

オ　都民の自発的な緑化の推進、緑地の保全等に関する活動を促進していくため、知識や技術等に応じて指導者を認定していくことを規定している。

カ　樹木等の保護を促すため、開発許可の申請に当たり、既存樹木等の保護の検討を義務付けている。

キ　確保された緑地等の適切な保全を促すため、事業者に対し、緑地の維持管理計画書の作成等を義務付けている。

5　東京都自然公園条例　［自然環境部緑環境課］

(1) 制定・改正の沿革

昭和25年９月に、都が国に先駆けて東京都立自然公園条例を制定し、昭和32年６月に制定された自然公園法を受けて、昭和33年４月に改正した。

平成14年３月には、自然公園事業が建設局から環境局へ移管されるのに先立ち、国立公園内の施設管理も含めた総合的な条例とし、名称も東京都自然公園条例に改めた。

平成17年３月には、指定管理者制度導入に備えた改正、さらに平成19年７月には、同制度の導入範囲を拡大するための改正を行った。

平成27年12月には、行政不服審査法及び学校教育法の改正に伴う改正を行った。

令和４年12月には、令和４年４月に自然公園法が改正されたことに伴い、野生動物の保全を強化するための改正等を行った。

(2) 特色

自然公園条例は、自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定だけでなく、国立公園や国定公園

に設置されている都の自然公園施設の管理に関する規定も含む総合的な条例である。

ア　自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定

都立自然公園の指定、都の公園計画及び公園事業、都立自然公園の保護及び利用など

イ　自然公園施設の管理に関する規定（営造物管理）

都が設置する自然公園施設（ビジターセンター・遊歩道・指導標・避難小屋・便所など）の管理及び占用、有料施設の取扱いなど

６　東京都環境影響評価条例　［総務部環境政策課］

(1) 制定・改正の沿革

東京都環境影響評価条例は、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ少なくするための手続として、昭和55年に制定された。その後、平成９年６月に「環境影響評価法」が制定されたことに伴う改正を平成10年12月に、計画段階環境影響評価制度の導入等を目的とする改正を平成14年７月に、環境影響評価法改正により計画段階配慮書手続が新設されたことに伴う改正を平成25年３月に行った。

平成30年12月には、施設の更新の定義等を明確化するなど、より適切で分かりやすい制度とするための改正を行った。

(2) 特色

ア　環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映するとともに、複数の事業による複合的かつ累積的な環境影響に対応するため、都の計画を対象に計画段階環境影響評価の手続を導入している。

イ　事業者の責任と負担で調査・予測・評価を実施するなど、事業者の責任を明確にしている。

ウ　調査計画書等に対する意見書の提出や環境影響評価書案等に対する都民の意見を聴く会の開催など、住民参加の機会を多く設けている。

エ　知事が作成する審査意見書、技術指針等について、専門的見地から意見を聴くために、学識経験者で構成する審議会を設置している。

オ　事業に係る許認可権者への配慮要請や事業者及び規制権者への措置要請など、環境保全に十分配慮できる仕組みにしている。

第　４　節　　環境に関する基本的な計画

［総務部環境政策課］

１　東京都環境基本計画等

(1)　ゼロエミッション東京戦略

ア　戦略の策定とアップデート

都は令和元年５月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低いプラス1.5℃に抑えることを追求し、2050年に、世界のCO_2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを表明した。そして同年12月、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップを６分野14政策に体系化してまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

令和３年３月、2050 年CO_2排出実質ゼロに向けて、2030 年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要であるとの認識のもと、気候危機への行動を更に加速するため、都は、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定した。

令和４年２月には、東京都環境審議会での議論を踏まえ、都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を提示するため、「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速- Fast forward to “Carbon Half”-」を策定した。

さらに、令和７年３月、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定した。

イ　ゼロエミッション東京戦略　Beyond カーボンハーフの概要

(ｱ)　2035年目標

○ 2035年までに温室効果ガス排出量を2000年比で60％以上削減する新目標を設定

※ IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が求める「1.5℃目標」に整合する水準

○ 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、水素エネルギーの普及拡大、サーキュラーエコノミーへの移行等の政策分野において、31の個別目標を設定

(ｲ)　目標実現に向けた施策の強化

○ 取り組むべき「10の政策」について、「取組強化の方向性」と「主な取組」を提示

○ 特に集中的に取り組むものは「重点プロジェクト」として、具体的行動を加速

【10の政策分野】

①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	⑥フロン対策
②ゼロエミッションビルの拡大	⑦気候変動適応策の推進
③ゼロエミッションモビリティの推進	⑧都庁の率先行動
④水素エネルギーの普及拡大	⑨あらゆる主体との連携
⑤サーキュラーエコノミーへの移行	⑩ゼロエミッション東京の実現を支える基盤づくり（ファイナンス等）

【重点プロジェクト】

①次世代型ソーラーセル※の普及拡大

②浮体式洋上風力の導入

③既存住宅断熱倍増

④身近な場所でいつでも充電できるＺＥＶ充電インフラを構築

⑤全国と力を合わせ広げるグリーン水素利活用の輪

⑥太陽光パネルのリサイクルによる資源循環の推進

⑦より暑くなる将来への備え。暑さに適応する都市・東京を目指して

⑧脱炭素社会をけん引する次世代人材を育成

※ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池。「次世代型太陽電池ネーミング総選挙」（令和７年７月４日～７月31日）によりAirソーラーという名前に決定。

㈢　ゼロエミッション東京の実現とその先の未来に向けて

2050年を生きる子供たち、若い世代とともに、ゼロエミッション東京の実現を確かなものにするため、ＰＤＣＡサイクルで施策をアジャイルにバージョンアップし、あらゆる取組を戦略的に展開することで、世界のモデルとなる「脱炭素都市」を実現していく。

(2)　東京都環境基本計画

都は、東京都環境基本条例第９条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。

都は、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適、希望にあふれた「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、令和４年９月、新たな環境基本計画を策定した。

本計画は、３＋１の「戦略」として「戦略０　危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「戦略１　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「戦略２　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、「戦略３　都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を掲げ、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。本計画に基づき、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現を目指し、全庁的に取組を推進していく。

また、都では、東京都環境基本条例第８条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表している。

２　２０５０東京戦略

都は令和７年３月、2050年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035年に向けて取り組む政策を取りまとめた、都政の新たな羅針盤「2050東京戦略」を策定した。当該戦略には2035年に向けた戦略と政策目標が掲げられており、環境局の取組は「緑と水」や「ゼロエミッション」等に位置付けられている。

令和８年１月には、戦略策定後の状況変化を踏まえ、環境局所管の政策目標について、新設や上

方修正を行った。

３　東京都気候変動適応計画

気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」を確実に進めるとともに、なお残る気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」にも取り組むことが重要である。

都は、令和３年３月に気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画」を策定し、併せて今後３年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示した。また、令和５年12月の「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト*upgrade*Ⅰ」公表、令和５年４月の改正気候変動適応法成立等を踏まえ、令和６年３月に「東京都気候変動適応計画」を改定し、併せて「東京都気候変動適応計画アクションプラン」を示した。アクションプランは、毎年度、最新の各局の取組を更新している。

今後も全庁的な推進体制のもと、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携した適応策を強力に推進していく。

加えて、令和４年１月に公益財団法人東京都環境公社 東京都環境科学研究所に設置した「東京都気候変動適応センター」と連携し、気候変動の影響や適応等に関する情報収集、整理及び分析とともに、区市町村や都民への情報提供等を行っていく。

第２部　事業の概要

第１章

エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第１節　気候変動対策

１　気候変動対策の経緯

第２節　ゼロエミッションビルディングの拡大等

１　大規模事業所における対策の推進

２　中小規模事業所における対策の推進

３　家庭における対策の推進

第３節　環境都市づくりの推進

１　新築建築物に係る環境配慮の推進

２　地域における脱炭素化とエネルギーマネジメント等の推進

３　熱中症・ヒートアイランド対策

第４節　再生可能エネルギーの導入拡大

１　再生可能エネルギーの利用拡大

２　エネルギー供給事業者対策

第５節　ゼロエミッションビークル（ＺＥＶ）の普及促進

１　ゼロエミッションビークルの普及促進

２　普及・導入促進事業

３　優遇制度

第６節　自動車の環境負荷低減対策

１　自動車の環境負荷低減の取組

２　ディーゼル車対策

３　オフロード特殊自動車対策

４　低公害・低燃費車の普及促進

５　エコドライブ

６　局地汚染対策

７　東京大気汚染訴訟の和解条項の履行

８　地域環境交通対策

第　１　章　　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第　１　節　　気候変動対策

１　気候変動対策の経緯　　［気候変動対策部計画課］

二酸化炭素（ＣＯ$_2$）に代表される温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類・生物の生存基盤を脅かしている。

東京の都市活動は国内外から供給される膨大な資源や食糧に依存しており、地球規模での気候変動は、これらの確保を危うくし、東京の社会経済活動に対する大きな脅威となっている。地球温暖化により深刻化する気候危機を回避するためには、一刻の猶予も許されない状況にある。

平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）において令和２（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効した。協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を２℃より十分低く保つこと、1.5℃に抑える努力を追及することが明記された。

また、令和３（2021）年６月のＧ７サミットでは、1.5℃に抑えるため、遅くとも2050年までのネット・ゼロ（温室効果ガスの排出実質ゼロ）にコミットすることで一致した。こうした中、令和５（2023）年３月にＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第６次評価報告書では、2030年代前半にも世界の気温上昇が1.5℃に達する可能性があり、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つと指摘されている。

こうした目標の達成に向けては、世界的な都市への人口集中とこれに伴うエネルギー消費の増大が予想されていることから、気候変動対策において都市が果たすべき役割が大きくなっている。

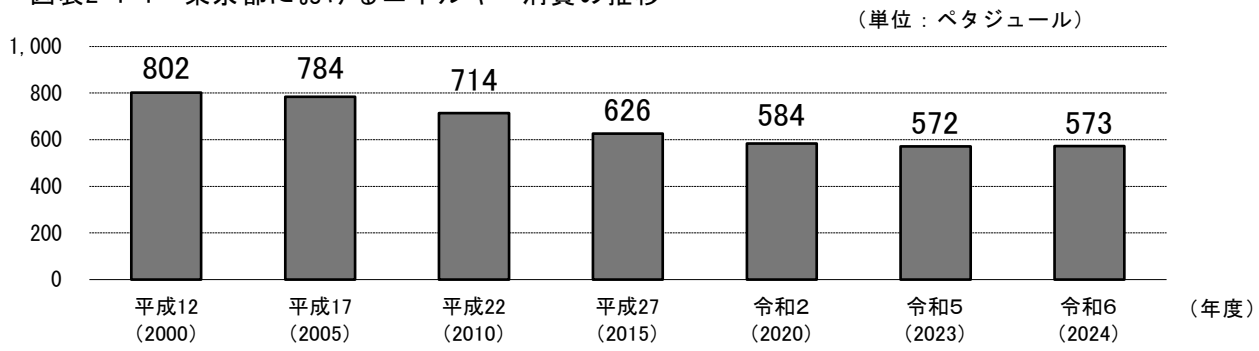
(1) 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

令和６（2024）年度の都内のエネルギー消費は573ペタジュール（速報値）であり、平成12（2000）年度の802ペタジュールと比較して約29％の減少となっている。これは、これまで都が取り組んできた気候変動対策の着実な成果であるとともに、東日本大震災直後の電力危機を契機とする都民・事業者による一層の省エネ・節電が定着してきた成果と考えられる。都内のエネルギー消費の推移をみると、平成12（2000）年度頃にピークアウトしている（３か年移動平均では平成13（2001）年度、５か年移動平均では平成12（2000）年度）。部門別の推移をみると、産業部門と運輸部門は平成12（2000）年度以降ほぼ一貫して減少しており、業務部門は、平成19（2007）年度前後をピークに減少傾向に転じている。家庭部門は増加傾向で推移した後、平成23（2011）年度以降は減少傾向にあったが、近年は下げ止まり、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により増加となっている。令和６（2024）年度のエネルギー消費の構成比を部門別に見ると、産業7.1％、業務39.7％、家庭34.0％、運輸19.2％となっている。

令和６（2024）年度の温室効果ガス排出量は、ＣＯ$_2$換算で約5,392万ｔ（速報値）となり、平成12（2000）年度と比較して約13.5％の減少となっている。エネルギー消費量の削減及び電力のＣＯ$_2$排出係数の改善効果により、平成24（2012）年度以降はほぼ減少傾向で推移している。

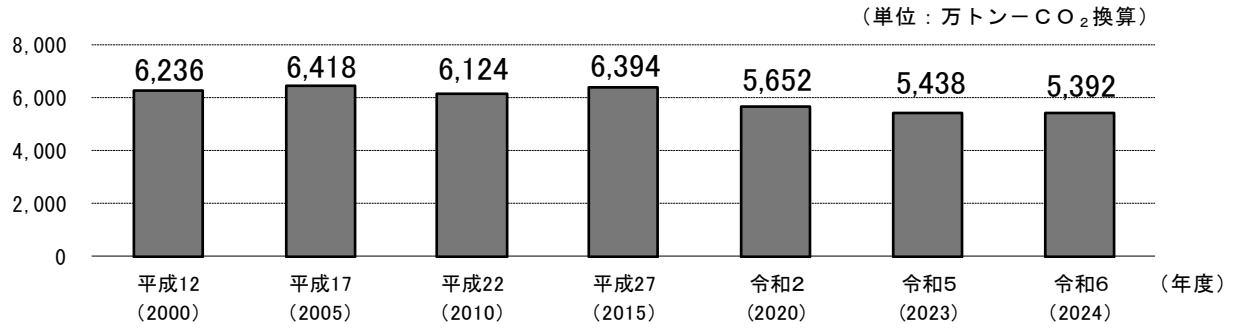
※　電力のＣＯ$_2$排出係数とは、電気１kWh当たりのＣＯ$_2$排出量を示す数値（発電のために消費した石炭等化石燃料の割合により変化）

図表2-1-1　東京都におけるエネルギー消費の推移



注　令和６（2024）年度は速報値

図表2-1-2　東京都における温室効果ガス排出量の推移



注　令和６（2024）年度は速報値

(2) 東京都の取組

ア　気候変動対策の積極的展開

平成17年３月31日に、都は環境確保条例を改正し、全国に先駆けた独自の対策である地球温暖化対策計画書制度及び建築物環境計画書制度の強化、省エネラベリング制度やエネルギー環境計画書制度の創設などを行った。

平成18年12月には「10年後の東京～東京が変わる～」において、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するため、令和２（2020）年までに平成12（2000）年比25％のＣＯ２排出削減を目標に掲げ、平成19年１月に全庁横断型の戦略的組織として「カーボンマイナス都市づくり推進本部」を設置し、都庁の総力を挙げて取り組む「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を開始した。

平成19年６月に策定した「東京都気候変動対策方針」では、目標達成に向けた代表的な施策を明らかにし、更なる対策推進に向けた取組を進めてきた。都が気候変動対策の強化の必要性を提起した理由は、東京が世界でも有数のエネルギーの大消費都市として世界のＣＯ２削減に少なからぬ責任を有しており、また、資源エネルギー制約の強まるこれからの時代においても持続可能な成長を実現する都市へと東京をいち早く転換していくことが東京自身のメリットにつながるためである。

平成20年７月には、大規模なＣＯ２排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入することなどの気候変動対策の強化に関する環境確保条例の一部の改正を行った。

平成22年３月には、「東京都気候変動対策方針」の到達点の確認とともに、世界の気候変動対策の現状についての認識を示し、東京都の今後の施策展開の方向と我が国の対策強化に関す

る提言を概括的に示した「東京における気候変動対策の成果と展開」を公表した。

このように都では、都民、ＮＰＯ、事業者、他自治体や海外の大都市とも連携し、低炭素型社会への早期の移行を目指して積極的な気候変動対策に取り組んできた。

イ　東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

東日本大震災後の電力危機に際しては、これまでの気候変動対策の蓄積と経験を生かして電力需給両面にわたる緊急対策を行った。平成24年５月に策定した「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」では、今後の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（３原則）や事業所向け、家庭向けの７か条の対策メニューを提示するなどをして、分かりやすく示すとともに、「賢い節電」を土台とし、低炭素、快適性、防災力の３つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指して、都が進めていく取組についても示した。

震災後多くの家庭や事業所で節電に取り組んだ結果、平成23年夏の電力危機は回避され、平成24年度以降も都民・事業者による賢い節電・省エネ対策が継続されており、電力需要が下方にシフトするという構造変化が定着している。

気候変動対策の本来の取組である「更なる省エネ・節電の徹底」と「低炭素な分散型エネルギーの選択」は、電力システムをいかに安全で持続可能なものにしていくかという問題と、気候変動の危機を回避できるエネルギー社会への転換という、２つのエネルギー問題への共通の解決策でもある。

また、家庭や事業所でのエネルギーコストの低減、新たな省エネ製品や技術開発の促進など、持続可能な東京の成長を可能とする施策でもある。

ウ　ゼロエミッション東京戦略

令和元年12月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い1.5℃に抑えることを追求し、2050年CO_2排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。気候危機に対して、危機感を表明するだけではなく、行動を起こしていくことを示すため、この戦略をもって「気候危機行動宣言」を表明した。

令和２年12月には、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を起こすべく、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」”Climate Emergency Declaration ： TIME TO ACT”を表明。令和３年１月、2030年までの10年間の行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50％削減することを表明し、３月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、都内エネルギー消費量の50％削減とともに2030年に向けた主要目標として掲げた。

令和７年３月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035年までに温室効果ガス排出量を60％以上削減（2000年比）する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を掲げた。

エ　東京都環境基本計画

都は、令和４年９月に策定した東京都環境基本計画において、令和12（2030）年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50％削減する目標（カーボンハーフ）を掲げた。併せて、この目標を達成するために必要な省エネルギーの水準として、令和12（2030）年までに、東京のエネルギー消費量を平成12（2000）年比で50％削減する目標を掲げた。

オ　東京クールビズ

近年の猛暑の常態化や不透明なエネルギー情勢を踏まえ、「働く環境」「暮らす環境」「装う環境」の３つのクールをキーワードに、賢い省エネと快適な暮らしを両立する「東京クールビズ」を新しいライフスタイルの新常識として、年間を通じて推進している。

ポスターやステッカーなどの広報ツールを活用し、都民・事業者に対して、「東京クールビズ」のアクションを促している。

図表2-1-3　東京クールビズロゴマーク

東京クールビズ　Tokyo CoolBiz

カ　ＨＴＴ「Ⓗへらす・Ⓣつくる・Ⓣためる」

「東京クールビズ」とあわせて、気候危機への対応に加え、中長期的なエネルギーの安定確保を目指し、都民・事業者の実効性ある取組を促すため、ＨＴＴ「Ⓗへらす・Ⓣつくる・Ⓣためる」をキーワードにキャンペーンを展開している。

図表2-1-4　ＨＴＴロゴマーク

HTT 電力を へらす つくる ためる
Tokyo.Tokyo

キ　大気中の二酸化炭素直接吸収（ＤＡＣによるカーボンステーション開発事業）

都は、令和６年４月１日に、東京都公立大学法人との間で直接空気回収技術であるＤＡＣ（Direct Air Capture）によるカーボンステーション開発事業について基本協定を締結した。この協定による都と東京都立大学との連携・協働の下、大気中の二酸化炭素から有用な炭素資源を合成・供給できる“カーボンステーション”を開発することで、都内における大気中の二酸化炭素排出量を削減しつつ、大気中の二酸化炭素を新資源とする未来型都市社会の構築に寄与する取組を促進する。

なお、本事業は令和５年度大学研究者による事業提案制度において選定され、事業実施期間が令和６年４月１日から令和９年３月31日までの３か年の事業である。

図表2-1-5　ＤＡＣによるカーボンステーション開発事業の負担額等

対象	負担額	対象期間
東京都立大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援	（各年度上限額）３千万円	令和６年度から令和８年度まで
都が東京都立大学と連携して行う事業	（各年度上限額）１億５千万円	令和７年度から令和８年度まで

第　２　節　　ゼロエミッションビルディングの拡大等

１　大規模事業所における対策の推進　　［気候変動対策部総量削減課］

(1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

ア　制度化の経緯

都は、平成14年に、エネルギーを多く使用する事業所を対象として、環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画書」制度を導入した。

しかし、同制度は、事業者の「自主的取組」のみを推進するものであり、東京が目指すべき削減目標を達成するという観点から、温室効果ガスの総量削減の達成が必ずしも保証されないこと、また、「自主的取組」という枠組みだけでは、今後の大きな削減が望めないなどの限界があった。

こうした「自主的取組」から「削減を義務付け、総量削減の結果を求める制度」へと制度を発展させる必要があったことから、平成20年７月に環境確保条例を改正し、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）を導入した。

イ　制度の概要

この制度は、対象となる事業所（燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算1,500kL以上）の所有者等（大規模設備改修の権限を有する者などが、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことも可能）に対し、削減義務の対象となる温室効果ガス（燃料、熱及び電気の使用に伴って排出されるCO_2）の５年間の計画期間の排出総量を、あらかじめ設定された排出上限量以下にするよう義務付けるものである。

排出上限量は、基準排出量（過去の排出量から選択）に削減義務率を乗じて得た削減義務量を基準排出量から控除し、これを５倍した量である。

なお、基準排出量は、床面積の増減や用途変更等による変更部分の排出量が、基準排出量の６％以上の増減となった場合には変更することとした。

テナントビルへの対応としては、ビルオーナーに対する排出総量の削減義務を基本としつつ、その上で全てのテナント事業者に対してオーナーの削減対策に協力する義務を課すこととした。さらに、床面積が5,000㎡以上又は電気の使用量が年間で600万kWh以上のテナント事業者（特定テナント等事業者）には、特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成･提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。

排出量の報告等には、第三者である検証機関の検証を受ける必要があり、削減義務の履行は、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引によることも認めている。この排出量取引の対象は、①他の対象事業所が削減義務量を超えて削減した超過削減量、②都内の中小規模事業所が省エネルギー対策により削減した量（都内中小クレジット）、③再生可能エネルギーの環境価値（再エネクレジット）、④都外事業所における削減量（都外クレジット：削減義務量の１／３までを上限とする。）等である。

削減義務が達成されない場合には、義務不足量の1.3倍の削減を求める知事の措置命令を行い、なおも義務を達成できない場合には、違反事実の公表や罰金（上限50万円）のほか、不足量を知事が代わって調達し、違反事業者にその費用を求めることで実効性を確保している。

(ｱ)　第一計画期間の運用

第一計画期間（平成22年度から平成26度まで）の削減義務率は、この５年間を「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけ、「経営層を含めた削減態勢の確立」や「本格的な省エネ投資の計画化」を促進することを目指すものとし、８％又は６％と決定した。

平成28年９月末に第一計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第一計画期間の総量削減義務を達成した。

(ｲ) 第二計画期間の運用

第二計画期間（平成27年度から令和元年度まで）の削減義務率は、第一計画期間の開始前においては、見通しとして17％と示していたが、平成25年４月に区分ごとに17％又は15％と決定し公表した。

なお、第二計画期間は「より大幅な削減を定着・展開する期間」という位置づけであることから、特別な配慮措置として、①中小企業等が１／２以上所有する大規模事業所については削減義務の対象外（ただし、計画書の提出は求める。）とすること、②平成23年夏の電気事業法第27条の使用制限の緩和措置の要件を満たす需要設備の排出量が当該事業所の排出量の１／２以上である事業所（医療施設等）の削減義務率の緩和、③第二計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所の削減義務率の設定（第一計画期間の削減義務率と同じ８％又は６％）を行った。

また、エネルギーの需要側である事業所が低炭素電力及び低炭素熱の供給事業者を選択することで、供給側の排出係数の改善行動を促すため、第二計画期間からは、電気供給事業者や熱供給事業者のCO_2排出係数の違いを一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組み（低炭素電力及び熱の選択の仕組み）を導入した。

令和４年１月末に第二計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第二計画期間の総量削減義務を達成した（新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、義務履行期限を４か月延期）。

(ｳ) 第三計画期間の運用

第三計画期間（令和２年度から令和６年度まで）の削減義務率は、平成31年３月に、令和12（2030）年までの温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえて、区分ごとに27％又は25％と決定し公表した。

なお、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設にあっては、第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置として、第三計画期間に限り、削減義務率を２％軽減する措置を講じた。

また、第三計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所にあっては、原則、第二計画期間の削減義務率（17％又は15％）を適用することとし、経過措置も設けた。

さらに、再エネ利用拡大を図るため、低炭素電力や熱の活用によって算定できる削減量を拡大する等、低炭素電力及び熱の選択の仕組みを拡充している。第三計画期間５年度目の令和６年度の排出量算定では、低炭素電力については135事業所が、低炭素熱については187事業所が本仕組みを活用した。

(ｴ) 第四計画期間の運用

第四計画期間（令和７年度から令和11年度まで）の削減義務率は、令和12（2030）年までの新たな温室効果ガス排出量の削減目標を前提とし、今後の省エネ余地等も踏まえた上で、区分ごとに50％又は48％と決定し、排出量算定にあたっては、電気・熱・都市ガスについて、

従来の標準係数ではなく、実際の排出量を反映する「実排出係数」を使用することとした。なお、第四計画期間に限り、医療施設にあっては、第三計画期間から第四計画期間にわたる激変緩和措置として、削減義務率を２％軽減するとともに、電化率20％未満の事業所にあっては、３％減少する措置を講じた。

また、第四計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所にあっては、原則として第三計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分14％を上乗せした削減義務率（41％又は39％）を適用することとし、経過措置も設けた。

第四計画期間から、新たに事業所外の再エネ設備の設置や再エネ電気の調達、再エネ由来証書の義務履行への活用など再エネ利用拡大を促す仕組みを充実することとした。

ウ　対象事業所数

1,208事業所（令和７年度末現在）

エ　優良特定地球温暖化対策事業所認定制度

都は、キャップ・アンド・トレード制度対象事業所からの申請に基づき、地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所を優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）として認定している。

トップレベル事業所は、CO_2削減推進体制の整備、高効率な設備の導入やきめ細かい運転管理など地球温暖化対策の取組が特に優れたオフィスビル、工場等であり、制度対象事業所全体のけん引役となることが期待されている。

これまでの第一計画期間から第三計画期間までは、トップレベル事業所に認定された場合、認定期間の削減義務率を１／２又は３／４に軽減していた。

第四計画期間からは、削減義務率の軽減を原則廃止し、超過削減量の発行上限を撤廃することとしたほか、認定区分の追加や、省エネ対策に加えて、再エネ利用やゼロエミッションへの取組等も評価することで、トップレベル事業所認定制度を強化した。

また、トップレベル事業所の認知度を高め、より多くの事業者が認定取得を目指すよう促すため、独自のマークを付した認定証を作成し、認定事業所からの申請に基づき、交付している。

図表2-1-6　トップレベル事業所認証マーク



オ　クレジットの記録移転（無効化）

平成30年３月、環境確保条例施行規則の改正により、「クレジット（超過削減量及び都内中

小クレジット）の記録移転（無効化）の仕組み」を設けた（令和元年10月から、対象クレジットに再エネクレジット（環境価値換算量）及び都外クレジットを追加）。事業者は、この手続により、保有するクレジットを本制度の義務履行に充当せず、カーボンオフセットやＣＳＲ（企業の社会的責任）等その他の目的に活用することが可能である。

(2) 統合的設計等による既存事業所の更なる省エネ化の推進

2050年ゼロエミッション東京を実現するためには、2030年以降を見据えた取組を加速化していくことが必要となる。特に、既存の大規模・中規模事業所の改修時における更なる省エネ化を図ることが重要である。

このため、都は、統合的な設計の視点を踏まえた、断熱性能の向上や設備の最適化、先端技術を活用した省エネ等による先進的な改修モデルの早期創出を目的として、令和７年度から、「統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業」を開始し、事業者による改修前の省エネポテンシャル調査に対する助成を実施している。

令和８年度からは、省エネポテンシャル調査を実施した事業者のうち、改修の実施により、2030年以降を見据えた省エネ水準への到達が可能な事業所を公募及び採択の上、改修技術の実証事業を実施する。

図表2-1-7　統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業の助成対象等

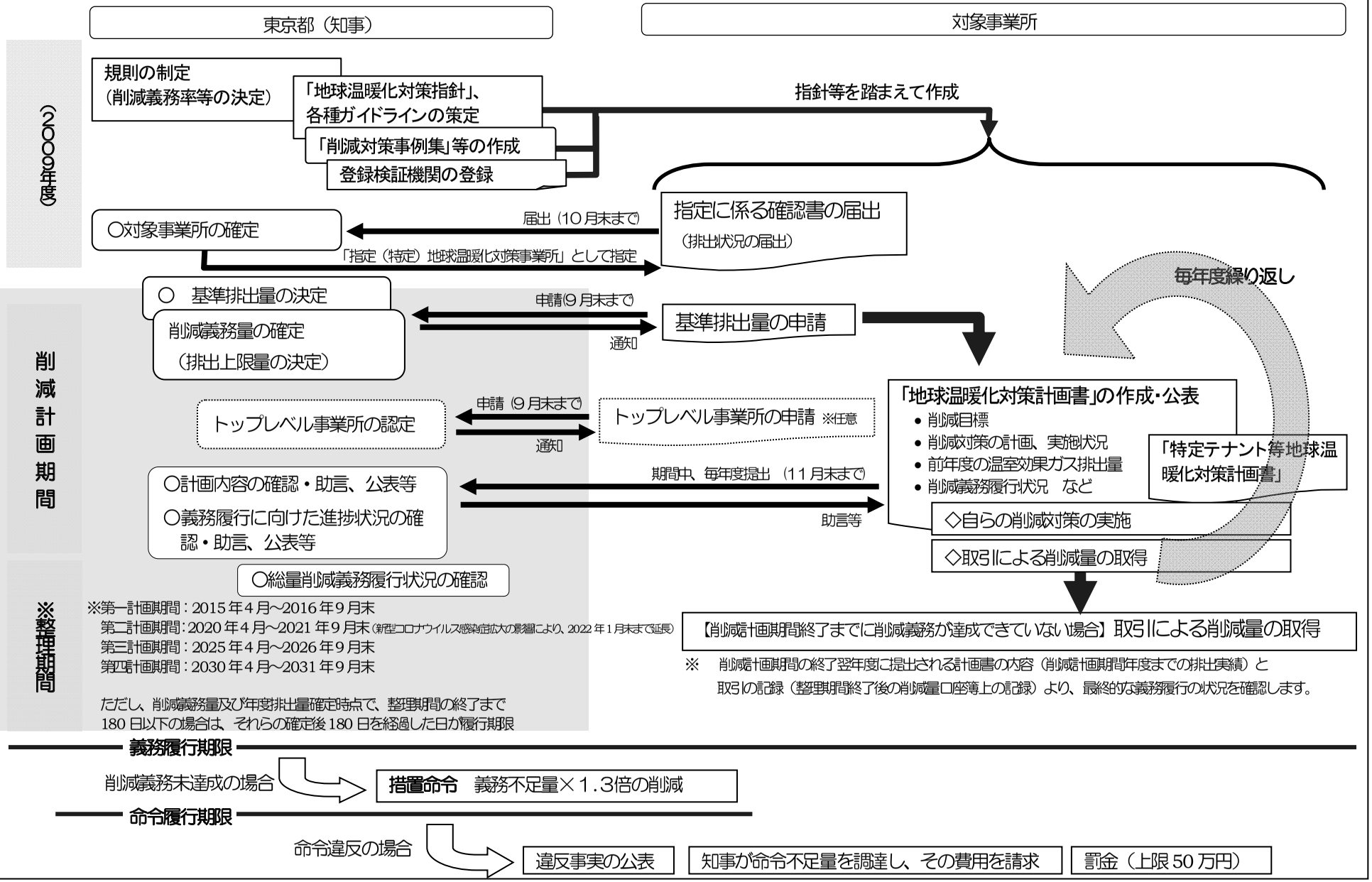
助成対象者	助成対象	助成額	助成要件
都内に延床面積10,000㎡以上の事業所を所有する事業者等	建物全体の省エネ性能の把握や現状のエネルギー使用量の把握及び分析による建物固有の課題や改善の余地の抽出により、建物の実態に即した最適な改修の提案を実施することを目的とした省エネポテンシャル調査	省エネポテンシャル調査の実施に必要な費用の２分の１（上限額　500万円）	○都が規定する要件を満たす省エネポテンシャル調査の実施 ○改修によるエネルギー削減量及び改修後のエネルギー使用量の算出 ○本事業を踏まえた改修の実施（調査終了の翌年度から３年度以内に着手すること）　等

図表2-1-8　改修技術の実証事業の概要

対象事業者	都負担対象経費	都負担率等	事業期間	公募要件
「統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業」を活用して、省エネポテンシャル調査を実施した事業者	設計費、機器・材料費、工事費、効果検証費のうち、省エネ改修に係る光熱水費削減額等を加味した単純改修からの掛かり増し費用	都負担対象経費の２分の１（上限額6.2億円）	令和８年度から令和11年度まで（４か年）	○省エネポテンシャル調査を踏まえた省エネ改修の実施 ○都が示す省エネ水準等への到達等

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の概要

削減計画期間：5か年度ごと（第一計画期間：2010～2014 年度、第二計画期間：2015～2019 年度、第三計画期間：2020～2024 年度、第四計画期間：2025~2029 年度）



2　中小規模事業所における対策の推進

(1) 地球温暖化対策報告書制度　［気候変動対策部総量削減課］

ア　制度化の経緯

都は、平成14年度から制度運用していた大規模事業所に対する取組だけでなく、中小規模事業所においてもCO_2の排出削減を推進するため、東京都環境審議会の答申（平成20年３月）を踏まえ、「地球温暖化対策報告書制度」を創設した。本制度は、都内の全ての中小規模事業所の設置者がCO_2排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことを可能とするものであり、平成21年４月に施行され、平成22年４月に受付を開始した（令和７年度、約3,500事業者から約34,000事業所の提出）。

令和２年３月には、優良な事業者を評価する仕組み等を導入する制度改正を実施（同年４月施行）し、さらに令和３年４月には、地球温暖化対策優良事業者の取組実績の認知度向上等を目的に、「地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク」を作成した。

令和５年10月には、2030年カーボンハーフの実現に向けて、更なる省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大を促進するため、事業者自らが2030年度までの目標・計画を策定し、その取組状況を報告する仕組み等を導入する制度改正を実施（令和７年４月施行）するとともに、制度改正に伴い、優良な事業者の評価等に関する制度及びロゴマークを改正した。

図表2-1-9　地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク

◆東京Diamond　　◆東京Gold



イ　制度の概要

本制度は、都内の全ての中小規模事業所（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL 未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）を対象とし、中小規模事業所ごとに地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）を作成し、本社等で一括して都に提出する制度である。

報告書の提出には、任意と義務の２種類があり、同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が3,000kL/年以上になる場合には、報告書の提出とその内容の公表を義務付けている。

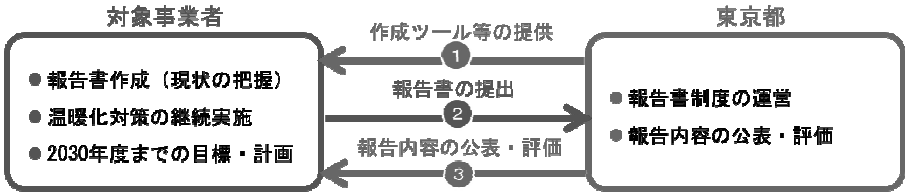
ウ　主な特色

a　前年度の中小規模事業所ごとのCO_2排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施

b　都が示す省エネ・再エネ利用の 2030 年度達成水準（エネルギー消費量：35％削減(2000 年度比)、再エネ電力割合：50％等）を踏まえ、事業者自ら 2030 年度の目標・計画を策定し、その取組を毎年度、報告

c　都は、事業所ごとにCO_2削減、省エネ、再エネ利用等に関する内容を公表し、事業者の積極的な取組を促進

図表2-1-10　地球温暖化対策報告書制度のイメージ図



3　家庭における対策の推進

(1) 省エネラベリング制度　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

家庭における省エネを進めていく観点から、都は、省エネラベリング制度を平成17年３月の環境確保条例の改正によって創設し（平成17年７月以降順次施行）、家電販売店に対し各製品の省エネ性能等を示した省エネラベルの表示を義務付け、都民の意識を喚起するとともに、省エネ家電製品の普及拡大・技術開発を促進している。

こうした都が実施してきた省エネラベリング制度の取組が他の自治体等に広がり、国は、小売事業者が取り組むべきガイドラインを平成18年８月に告示し、同年10月から全国展開による「統一省エネラベル」を施行した。都は、「省エネラベル」様式を「統一省エネラベル」様式と同一とし、引き続き義務化を継続している。

ア　家庭での消費電力量が多いエアコン、冷蔵庫、テレビの３品目をそれぞれ５台以上陳列販売する事業者を対象に省エネ性能表示（東京都省エネラベルの表示）を義務付けている。

イ　家電製品の省エネ性能を5.0から1.0までの0.1きざみの評価点と、評価点に応じた星の数の表示により相対評価し、省エネ性能の違いが一目で分かるようにした。あわせて１年間の目安電気料金を表示し、製品価格だけでなく、使用時の費用も考慮した製品の選択を可能とした。

ウ　対象機器を製造し、又は輸入する事業者は、販売事業者に対し、省エネ性能等の情報提供に努めることとした。

また、知事は、対象機器を製造し、又は輸入する事業者に、その機器の省エネ性能等の情報を求めることができる。

図表2-1-11　統一省エネラベル

◆冷蔵庫の場合



◆エアコンの場合



※「省エネ基準達成率」とは、その製品がトップランナー基準値を、どの程度達成しているかを％で示したもの。

なお、トップランナー制度とは、エネルギー消費機器等のうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、各々の製品において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている製品の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して設定する制度である。（「省エネ性能カタログ」（資源エネルギー庁）より抜粋）

(2) 家庭のゼロエミッション行動推進事業　　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はＬＥＤ照明器具への買替えを行った場合に、東京ゼロエミポイントを付与する。

令和６年９月30日までの購入分については、買替えを行った都民に対し、ポイント相当の商品券などを送付していたが、家庭部門の脱炭素化加速及び都民の利便性向上の観点から、令和６年10月に制度変更を行い、以降の購入分については、登録店舗での販売時にポイント相当の金額を直接値引く方式とした。さらに、消費電力の大きい冷蔵庫やエアコンについて、製造年から15年以上経過した長期使用家電からの買替支援を強化するとともに、特に省エネ性能の高い家電の新規購入への支援を新設した（対象製品及びポイント数は図表2-1-12のとおり）。あわせて、長期使用家電からの買替えの場合において、買替前の家電の製造年からの経過年数を調査・確認する必要があるため、買替え１台ごとに、調査費用として別途5,000円を登録店舗に支給することとした。

また、令和７年８月30日から高齢者の方※1や障害のある方※2がエアコン（多段階評価点が3.0以上又は通年エネルギー消費効率（ＡＰＦ（JIS C 9612:2013））が6.6以上）を購入する際、東京ゼロエミポイントを付与することとした。

※１　購入日に満65歳以上の方

※２　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

図表2-1-12　対象機器ごとのポイント数及び要件（令和６年10月１日以降の購入分）

・通常買替の場合

対象製品・付与ポイント数（１ポイント＝１円）				
対象製品				ポイント数
エアコン	多段階評価点が2.0以上2.9以下又はＡＰＦが5.8以上6.5以下（目標年度2027年度又は2029年度）	冷房能力	2.4kW未満	9,000
			2.4kW以上3.6kW未満	10,000
			3.6kW以上	23,000
	多段階評価点が3.0以上又はＡＰＦが6.6以上（目標年度2027年度又は2029年度）		2.4kW未満	15,000
			2.4kW以上3.6kW未満	18,000
			3.6kW以上	23,000

冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上 （目標年度2021年度）	定格内容積	251ℓ未満	14,000
			251ℓ以上501ℓ未満	16,000
			501ℓ以上	26,000
給湯器	高効率給湯器			12,000
ＬＥＤ照明器具	住宅の屋内に固定して使用するＬＥＤ照明器具(シーリングライト等。容易に持ち運べる一般的なコンセント型のものを除く。)		購入のみ	4,000
			購入に加え取替え作業費が発生する場合	6,000

・製造から15年以上経った長期使用家電からの買替えの場合

対象製品・付与ポイント数(１ポイント＝１円)				
対象製品				ポイント数
エアコン	多段階評価点が2.0以上2.9以下又はＡＰＦが5.8以上6.5以下 （目標年度2027年度又は2029年度）	冷房能力	2.4kW未満	20,000
			2.4kW以上3.6kW未満	30,000
			3.6kW以上	40,000
	多段階評価点が3.0以上又はＡＰＦが6.6以上 （目標年度2027年度又は2029年度）		2.4kW未満	50,000
			2.4kW以上3.6kW未満	60,000
			3.6kW以上	70,000
冷蔵庫	省エネ基準達成率 100%以上104%以下 （目標年度2021年度）	定格内容積	251ℓ未満	14,000
			251ℓ以上501ℓ未満	25,000
			501ℓ以上	40,000
	省エネ基準達成率105%以上 （目標年度2021年度）		101ℓ以上251ℓ未満	20,000
			251ℓ以上501ℓ未満	40,000
			501ℓ以上	80,000

・省エネ性能の高い機器の新規購入の場合

対象製品・付与ポイント数（１ポイント＝１円）		
対象製品		ポイント数
エアコン	多段階評価点が3.0以上又はＡＰＦが6.6以上 （目標年度2027年度又は2029年度）	10,000
冷蔵庫	省エネ基準達成率105%以上 （目標年度2021年度）	5,000

・高齢者の方や障害のある方の家電購入の場合

対象製品・付与ポイント数（１ポイント＝１円）		
対象製品		ポイント数
エアコン	多段階評価点が3.0以上又はＡＰＦが6.6以上 （目標年度2027年度又は2029年度）	80,000

(3) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、Ｖ２Ｈ（ビークル トゥ ホームシステム）、高効率給湯器及び太陽光発電設備の設置に対して補助を行う。申請期間は令和４年度から令和９年度まで（補助期間は令和11年度まで）。

また、現状の設備（窓・ドア・給湯器）を無料点検して、改修するメリットや補助金情報、改修事業者情報などについて、アドバイザーが助言する「省エネ点検・改修キャンペーン」を実施している（令和７年度から）。

図表2-1-13　災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の補助対象等

補助対象	補助率	
［断熱改修］ 高断熱窓、高断熱ドア	高断熱窓・高断熱ドア：サイズ・性能に応じて定めた単価（２分の１相当額、上限200万円/戸）	
	管理組合による全体改修への上乗せ	助成単価を1.2倍（上限240万円/戸） ※50戸以上の窓ドア改修に限る。
	断熱防犯窓への上乗せ	当該窓の助成単価を約1.5倍（上限300万円/戸）
［断熱改修］ 壁/床等断熱、高断熱浴槽	壁/床等断熱：材料費・工事費の３分の１（上限100万円/戸） 高断熱浴槽：定額　9.5万円/戸	
蓄電池システム	10万円/kWh（ＤＲ実証参加しない場合、上限120万円/戸） ※太陽光発電設備がない場合は再エネ電力メニュー契約が条件	
	蓄電池ユニットの増設	６万円/kWh（ＤＲ実証参加しない場合、上限72万円/戸）

		（太陽光発電設備が設置済である場合に限る。）
	ＤＲ実証参加（※１）への上乗せ	定額　10万円/戸 （蓄電池システム新設/ユニット増設時にＤＲ実証に参加する場合に限る。）
	蓄電池へのＩｏＴ機器設置への上乗せ	定額　５万円/台（ＤＲ実証参加に伴い、追加でＩｏＴ機器の設置が必要な場合に限る。）
太陽熱利用システム	［太陽熱利用システムの設置］ 機器費・工事費の２分の１（上限55万円/戸） ［補助熱源機の更新］ 機器費・工事費の２分の１（上限10万円/台）	
地中熱利用システム	［地中熱利用システムの設置］ 機器費・工事費の５分の３（上限180万円/台（※２）） ［ヒートポンプエアコンの更新］ 機器費・工事費の２分の１（上限27.5万円/台）	
エコキュート等	①［太陽光発電設備連携］14万円/台 ②［再エネ電力メニュー契約］５万円/台 ③［ＤＲ実証参加］８万円/台	
	ＤＲ実証参加（※１）への上乗せ	定額　８万円/台 （①太陽光発電の電力を利用又は②再エネ電力メニューを契約し、エコキュート等新設時にＤＲ実証に参加する場合に限る。）
	エコキュート等へのＩｏＴ機器設置への上乗せ	定額　５万円/台（ＤＲ実証参加に伴い、追加でＩｏＴ機器の設置が必要な場合に限る。）
ＶＰＰ※３	機器費・工事費の２分の１（上限50万円）	
	太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が揃う場合　機器費・工事費（上限100万円）	
太陽光発電システム	新築住宅（※４）	［3.6kW以下の場合］　12万円/kW（上限36万円） ［3.6kWを超える場合］10万円/kW
	既存住宅（※４）	［3.75kW以下の場合］　15万円/kW（上限45万円） ［3.75kWを超える場合］12万円/kW
	陸屋根住宅への上乗せ	［架台設置］集合住宅20万円/kW 既存戸建住宅10万円/kW ［防水工事］既存集合住宅、既存戸建住宅18万円/kW
	機能性ＰＶ（※５）	機能性の区分に応じ最大10万円/kW

	パワーコンディショナ更新	機器費・工事費の２分の１（上限10万円/台）
リフォーム瑕疵保険	上記助成対象設備の設置に伴いリフォーム瑕疵保険に加入した場合 定額　７千円/契約	
エコジョーズ等	［追い焚き機能がある場合］７万円/台 ［追い焚き機能がない場合］５万円/台 ※従来型給湯器からの改修に限る。	
	再エネ電力契約への上乗せ	定額　３万円/台 （再エネ電力メニューを契約する場合に限る。）
	ドレン排水工事への上乗せ	定額　３万円/台 （ドレン排水を排水設備へ排水するための接続工事を行う場合に限る。）

※１　都登録家庭用アグリゲーターが、ＡＩ・ＩｏＴ等のデジタル技術を活用し、電力の需給状況に応じて、蓄電池の充電・放電や給湯のタイミング等をまとめて調整することで需要最適化を図る取組の実証

※２　戸建住宅は、設置台数の上限を１台とする。

※３　戸建住宅への設置に限る。

※４　ただし、補助対象は50kW未満

※５　優れた機能性を有する太陽光発電システムとして認定された製品

(4) デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業

[気候変動対策部地域エネルギー課]

家庭におけるエネルギー消費量の削減と、非常時におけるエネルギー自立性の向上及びデマンドレスポンス（電力の需給バランスをコントロールすることをいう。以下「ＤＲ」という。）への活用を目的とした家庭用燃料電池の導入を支援する補助を実施する。申請期間は令和６年度から令和11年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）。ただし、加算補助の申請期間は令和９年度まで（助成金の交付は令和11年度まで）。

図表2-1-14　家庭用燃料電池普及促進事業の補助対象等

補助対象者	補助対象・補助額	加算補助	補助要件
助成対象機器の所有者、集合住宅の管理組合等	家庭用燃料電池 ７万円/台（戸建住宅） 12万円/台（集合住宅）	ＤＲ実証※に参加する場合 ・家庭用燃料電池＋８万円/台 ・家庭用燃料電池に併設するＩｏＴ機器　５万円	・一般社団法人燃料電池普及促進協会により家庭用燃料電池システム（エネファーム）として機器登録されているものであること ・当該助成対象機器により供給される電力を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分で使用するものであること ・停電時においても継続して発電することができる機能を有するものであること　等

※ＤＲ実証：都登録家庭用アグリゲーターが、ＡＩ・ＩｏＴ等のデジタル技術を活用し、電力の需給状況に応じて、蓄電池の充電・放電や給湯のタイミング等をまとめて調整することで需要最適化を図る取組の実証

(5) アグリゲーションビジネス実装事業

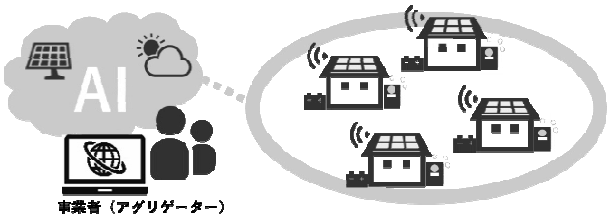
[気候変動対策部地域エネルギー課]

都民に対し、蓄電池等の分散型エネルギーリソースを束ねてＤＲを行うアグリゲーターの取組を浸透させるため、事業者を登録・公表するとともに、遠隔制御型ＤＲ実証に係るシステム構築等に対する補助を実施する。申請期間は令和６年度から令和９年度まで（助成金の交付は令和10年度まで）。

図表2-1-15　アグリゲーションビジネス実装事業の補助対象等

補助対象者	補助対象・補助額	補助要件
ＤＲ実証に参加する東京都家庭用アグリゲーターの登録を受けた事業者	システム構築等に要する経費（補助率２／３、補助上限額5,000万円）	・ＤＲ実証を実施するために直接必要なシステムの構築等に要する経費であること　等
既にＤＲ実証対象機器を設置している家庭	・ポイントの付与（アグリゲーターを通じて 4,000 ポイントを付与） ・ＩｏＴ機器補助（ＤＲ実証に必要な場合、上限５万円）	・登録アグリゲーターが行うＤＲ実証に参加する場合

図表2-1-16　アグリゲーションビジネス実装事業のイメージ図



(6) 家庭の環境アクション推進事業　［気候変動対策部地域エネルギー課］

家庭における環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を、デジタル技術やスタートアップの技術の活用等により推進する新たなビジネスモデルの創出に取り組む事業者に対し、経費の一部を支援する。公募期間は令和７年度（助成金の交付は令和７年度から令和８年度まで）。

図表2-1-17　家庭の環境アクション推進事業の補助対象等

補助対象者	補助対象事業	補助対象・補助額
エネルギー小売事業者（小売電気事業者及び登録ガス小売事業者等）であって、公募に参加し、実証事業が採択された事業者等	都民の環境アクションを推進するスタートアップの技術を活用等した新たなビジネスモデル創出のための実証事業	補助対象事業の実施に要する調査・設計費、設備費、工事費、管理・運営費（補助率１／２、補助上限額2,500万円）

(7) 「わが家の環境局長」事業　［気候変動対策部計画課］

家庭部門における環境対策の一環として、小学生を対象に、日々の暮らしにおいて様々な環境配慮行動を実践できるよう、こどもが家庭内の環境対策を進めるリーダー（わが家の環境局長）になり、家族で楽しみながら具体的なアクションに取り組めるための仕掛けを提供する事業を実施している（令和４年度から開始）。

令和７年度は、エアコンの仕組みと室外機の最新の省エネ対策を学ぶイベントや様々なエコアクションを学ぶ親子向け体験イベント、こどもたちと都知事が環境対策について意見交換しあう「わが家の環境局長サミット」などを開催した。

令和８年度においても、さらにより多くの親子に環境問題を考えるきっかけにつなげてもらえるよう、こども及び親子向けの体験イベントや環境対策をテーマとした都知事とこどもたちによる対話イベントを実施するなど、子供政策連携室や教育庁等とも連携しながら、こどもを通じた家庭での環境アクションの推進を図る。

図表2-1-18　わが家の環境局長任命証（2026年夏）と環境を考える親子向けイベントの例





(8) 家庭へのＨＴＴアクション促進事業　　[気候変動対策部地域エネルギー課]

脱炭素化に向けた行動は、中長期的にはエネルギーの安定確保にも資するとの観点から、都はＨＴＴ（電力をⒽへらす Ⓣつくる Ⓣためる）をキーワードに、都民のエネルギー利用に係る行動変容が加速するよう、省エネや太陽光発電設備の普及等を進めるキャンペーンを展開している。

本事業では、都民に対して、テレビＣＭ等各種広報媒体やＰＲグッズを活用した広報展開を行うことで、家庭におけるＨＴＴの取組の認知度向上と取組の促進を図り、脱炭素社会の実現に向けた都民の行動変容を促していく。

第　３　節　　環境都市づくりの推進

１　新築建築物に係る環境配慮の推進　　［気候変動対策部環境都市づくり課］

(1) ゼロエミッション東京実現に向けた新築建築物に係る制度強化（条例改正）

都内CO_2排出量の約７割は建物でのエネルギー使用に起因している。建築物は一度建てられると数十年にわたって使用されるため、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション東京の実現には、これから新築される建築物への対策強化が極めて重要となる。

都は、令和４年９月に環境基本計画を改正し、同年12月に大規模新築建築物（延べ面積2,000㎡以上）を対象とする建築物環境計画書制度の強化と、戸建住宅を含む中小規模建築物（延べ面積2,000㎡未満）を対象とする建築物環境報告書制度を新たに創設する条例改正を行った。

(2) 建築物環境計画書制度

ア　制度化の経緯

東京においては、業務及び家庭部門で消費されるエネルギー量の比率が全体の過半を占めており、気候変動対策を推進するためには、オフィスやマンションなどの建築物において環境負荷の低減を進めることが重要である。

また、東京は、高度成長期前後に建設された多くの建築物の更新期を迎えており、この機を捉えて、新たに建設される建築物を環境に配慮したものにしていくことが重要である。

このため、平成12年12月、環境確保条例の制定により、建築物環境計画書制度を新たな取組として盛り込み、平成14年３月に、「東京都建築物環境配慮指針」（以下「配慮指針」という。）を策定し、同年６月から施行した（延べ面積10,000㎡超の建築物を対象）。

その後も、環境確保条例及び同施行規則の一部改正、並びに配慮指針の一部を改正し、①平成17年10月ヒートアイランド対策を環境配慮分野に追加、②平成22年10月対象建築物の拡大（延べ面積5,000㎡超を対象）、③平成26年３月エネルギーの使用の合理化等に関する法律の判断基準の改正に対応した省エネ性能基準値等の改正、④平成28年８月建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に対応した評価基準等の改正（平成29年４月施行）、⑤平成31年３月対象建築物の拡大（延べ面積2,000㎡以上を対象）、省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ＺＥＢ評価」の新設、再エネ電気の受入れ検討義務の導入等（令和２年４月施行）、⑥令和４年12月非住宅用途の省エネルギー性能基準の強化等（令和６年４月施行）、住宅用途への省エネルギー性能基準の追加、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の制定並びに評価基準の強化・拡充等（令和７年４月施行）など、制度の強化を図っている（対象建築物：制度開始以来8,561件（令和８年３月末現在））。

イ　制度の概要

延べ面積が2,000㎡以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を建築主に義務付け（延べ面積が2,000㎡未満の場合も、任意で提出可能）、都が公表することにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の醸成と、新たな環境技術の開発を促進している。

本制度は、建築主に求める環境配慮の措置として、「エネルギーの使用の合理化及び再生可

能エネルギーへの転換」、「資源の適正利用」、「生物多様性の保全」及び「気候変動への適応」の４分野を定めている。

また、建築主に省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の適合を義務付けている。

非住宅建築物に対しては、「環境性能評価書制度」（令和元年度までは「省エネルギー性能評価書制度」）により、新築建築物等の売買や賃貸借等の相手方に対し、環境性能評価書の交付を義務付けている。

図表2-1-19　環境に配慮すべき事項の概要

分　　野	具体的な配慮すべき事項
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	○建築物の配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい及び断熱等 ○自然採光や通風、太陽光発電、太陽光集熱器等、再生可能エネルギーの利用 ○再エネ化率 ○省エネルギーシステム ○地域冷暖房等 ○エネルギーマネジメント
資源の適正利用	○低炭素資材の利用 ○建設時CO_2排出量の把握 ○断熱材用発泡剤、空調用冷媒等のノンフロン化 ○長寿命化等 ○雑用水利用（雨水利用を含む。）
生物多様性の保全	○雨水浸透 ○敷地・建築物上の緑の量と質の確保及び生態系への配慮（エコロジカルネットワーク） ○良好な景観形成
気候変動への適応	○建築設備からの人工排熱対策 ○保水性被覆材、高反射率被覆材、緑化、水面による被覆の改善 ○風環境への配慮 ○ＥＶ及びＰＨＶ用の充電設備の設置 ○自然災害リスクの軽減、自然災害発生時の対応力向上

ウ　主な特色

(ｱ) 誘導的な手法による建築主の自主的な取組の促進

(ｲ) 建築物の環境配慮状況の都による公表

(ｳ) 建築物の環境配慮の視点を先駆的に盛り込んだ制度

(ｴ) 環境配慮の取組を段階評価

(ｵ) 建築主自身が環境配慮の取組を配慮指針に基づいて自己評価

エ　手続の主な流れ

(ｱ) 知事は、科学的知見等を勘案して、特定建築物を設計する際に特定建築物の新築等を行う者（以下「特定建築主」という。）が配慮すべき事項や特定建築物に係る環境配慮の取組状

況の評価方法等を定めた配慮指針を制定し、その内容を公表する。

(ｲ) 特定建築主は、配慮指針に基づいて、省エネルギーや省資源、緑化等の環境配慮の取組状況や再生可能エネルギー利用設備設置基準等の適合状況を記載した建築物環境計画書を作成し、建築確認申請等の日までに、知事に提出する。

(ｳ) 特定建築主は、同計画書の主要事項を変更しようとする場合には、変更の届出を行う。
また、工事が完了したときは、計画事項の実施結果を含めた工事完了の届出を行う。

(ｴ) 知事は、建築物環境計画書、変更届及び完了届の提出を受けたときは、その概要や詳細事項等を環境局のホームページへの掲載や窓口における閲覧の方法により公表する。

(3) マンション環境性能表示制度

ア　制度化の経緯

建築物環境計画書の対象となる特定建築物のうち、その約半数を共同住宅（マンション）が占めている。マンションの環境性能に関する情報提供を行い、購入しようとする人に選択肢を示し、環境に配慮したマンションが評価される市場を形成していくことが重要である。

このため、平成17年３月に環境確保条例を改正し、マンション環境性能表示制度を創設した（平成17年10月施行）。

平成20年３月の環境審議会答申を受けマンション環境性能表示制度についても対象の拡大を図り平成20年７月に環境確保条例の一部を改正した。これにより、対象規模を中規模マンションへ拡大するほか、それまでは分譲マンションを対象としていたものを賃貸マンションまで対象とするとともに、太陽光発電や太陽熱利用についても評価をし、表示を行うこととした。令和２年４月からは、建築物環境計画書の対象拡大に伴い、マンション環境性能表示制度の対象も拡大した。

また、令和４年12月に環境確保条例の一部を改正したことに伴い、令和７年４月からは、再生可能エネルギー利用設備や電気自動車充電設備の整備についても評価するなど表示項目を強化・拡充した。

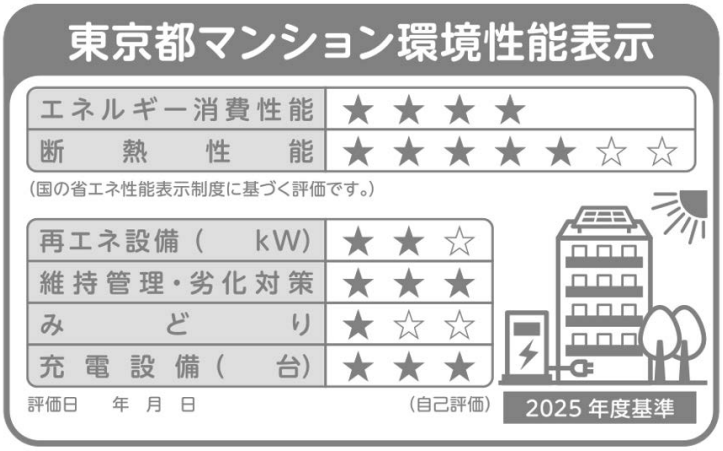
イ　制度の概要

本制度は、建築物環境計画書の対象となる延べ面積が2,000㎡以上の住宅又は住宅部分が2,000㎡以上の複合建築物の新築等において、その販売や賃貸の広告（新聞、折り込みチラシ等）にマンションの環境性能を示したラベル（標章）の表示を義務付けるものである。

このラベル（標章）では、星印（★）を用いて表し、「エネルギー消費性能」の項目は４段階、「断熱性能」の項目は７段階、「再エネ設備」、「維持管理・劣化対策」、「みどり」及び「充電設備」の４項目は３段階の評価を表示する。

表示届出件数累計：2,284件（令和８年３月末現在）

図表2-1-20　東京都マンション環境性能表示（ラベル）



(4) 建築物環境報告書制度

ア　制度化の経緯

令和２年度の都内の部門別エネルギー消費量は、コロナ禍による在宅時間の増加等により、家庭部門が平成12年度比で唯一増加している。

また、都内における太陽光発電設備の設置量は年々増加している一方、住宅屋根等への設置は約４％（令和元年度調査）と限定的であり、都内には大きなポテンシャルが存在している状況である。東京において地産地消のエネルギー源でもある再生可能エネルギー導入の最大化を図るためには、建築物が多い大都市東京ならではの強みである“屋根”を最大限活用することが重要である。

このため、令和４年12月に環境確保条例を改正し、中小規模特定建築物へ太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度を創設した（令和７年４月施行）。この制度の創設は、令和12年までに新築戸建住宅の６割に太陽光パネルの設置を目指す国の目標とも軌を一にするものである。

イ　制度の概要

中小規模特定建築物を都内において年間に延べ面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務付けている（毎年度９月末日までに提出）。

ウ　主な特色

(ｱ) 各基準の概要

a 省エネルギー性能基準

建築物の断熱及び省エネルギー性能について、国が定める住宅トップランナー基準等に適合することを義務付けている。

b 再生可能エネルギー利用設備設置基準

供給する建築物１棟ごとではなく、建物供給事業者単位で一定容量の再エネ設備の設置を義務付けている。そのため、事業者は日照等の立地条件や住宅の形状等を考慮し、年間に供給する建築物全体で基準に適合すればよい仕組みとしている。基準となる設置容量は、供給する建築物のうち設置可能な棟数に、地域ごとの係数（以下「算定基準率」とい

う。）及び棟当たり基準量（２kW）を乗じて算定する。設置可能棟数は、供給する建築物の棟数から屋根面積が20㎡未満である等の太陽光発電設備の設置が難しい建築物を除外することができる。

また、算定基準率は、都内を３地域に区分して設定し、地域ごとの日照条件等を反映できる仕組みとしている。

c 電気自動車充電設備整備基準

駐車場を有する建築物において、電気自動車充電設備用の配管等や普通充電設備の整備を義務付けている。

(ｲ) 環境性能の説明

中小規模特定建築物の建築主又は購入若しくは賃借しようとする者（以下「購入者等」という。）が、当該建築物における環境性能を理解し、環境負荷低減に努めるため、制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物の環境性能を購入者等へ説明することを義務付けている。

(ｳ) 誘導すべき基準への適合（努力義務）

より環境性能の高い建築物の供給を誘導していくため、(ｱ) aからcまでの３つの基準について、それぞれ誘導すべき基準を設け、制度対象の建物供給事業者に対し、当該基準への適合に努めるよう求めている。

(ｴ) 環境配慮措置（努力義務）

制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物及び敷地における４つの分野（図表2-1-19に示す４分野）の環境配慮について、配慮指針に基づき必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努めるよう求めている。

(ｵ) 制度への任意参加及び建築物環境報告書の任意提出

制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。任意参加した事業者には、省エネルギー性能基準への適合等、制度対象の建物供給事業者と同様の義務付けを行う。

(5) 東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業

次の事業により、「東京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅の整備促進や、住宅供給事業者（中小企業者）への開発支援、地域工務店等への技術向上支援等を実施する。

ア　東京ゼロエミ住宅普及促進事業

東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対して水準に応じた補助を実施する。申請期間は令和12年度まで（補助期間は令和14年度まで）。

また、各種広報媒体を活用し、東京ゼロエミ住宅の普及に向けた啓発を行う。

図表2-1-21　東京ゼロエミ住宅の仕様規定の基準の概要（戸建住宅のみ）

部位		主な仕様
断熱	開口部	窓及びドアに関する熱貫流率と日射遮蔽対策の規定に適合すること。

	外皮	壁、屋根又は天井、床及び土間床等の外周部に関する断熱材の熱抵抗値の規定に適合すること。
設備	照明	全室ＬＥＤであること。
	空調機	高効率エアコンであること。
	換気設備	仕様は定めない。
	給湯器	高効率給湯器であること。
	水栓	湯水混合水栓は節湯型水栓であること。
	浴槽	高断熱浴槽であること。
	配管方式	ヘッダー方式であること。
再エネ	再エネ設備	原則として設置

このほか集合住宅を含めた全ての住宅で使用することのできる性能規定の基準を別途定めている。

図表2-1-22　東京ゼロエミ住宅普及促進事業の補助対象等

補助対象	都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅等）　※延べ面積2,000㎡未満
補助対象者	新築住宅の建築主
補助要件	東京ゼロエミ住宅の基準を満たすこと。
補助金額	○住宅建設費 ・戸建住宅：最大240万円/戸　　集合住宅等：最大200万円/戸 ○太陽光発電設備の設置費 ・3.6kW以下の場合：12万円/kW(上限36万円) ・3.6kW超50kW未満の場合：10万円/kW(50kW以上は対象外) ・機能性ＰＶ上乗せ：機能性の区分に応じ最大10万円/kW
追加補助	○蓄電池の設置費 ・10万円/kWh（上限120万円/戸） ○Ｖ２Ｈの設置費 ・機器費等の２分の１（上限50万円） ・太陽光発電設備を設置し、ＺＥＶを所有する場合、機器費等の10分の10（上限100万円）

イ　建築物環境報告書制度推進事業

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）を推進するため、次の助成金事業を実施する。

(ｱ) 環境性能向上支援事業

本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和９年度まで（交付期間は令和10年度まで）。

図表2-1-23　環境性能向上支援事業の助成対象等

助成対象者	①特定供給事業者 ②①に定める事業者の関係会社のうち、本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発等を主に業とする者（①に定める事業者と共同で申請する者に限る。） ③本制度に任意で参加する者のうち、本助成金の交付申請年度に特定供給事業者（※）とならない見込みである中小企業者

	④③に定める事業者の関係会社のうち、本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発等を主に業とする者（①に定める事業者と共同で申請する者に限る。）
助成率 （助成上限額）	①② ２分の１（3,000万円）　③④３分の２（3,000万円）
助成対象	本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給（市場投入）し、及び性能の説明を行う体制を整える取組 ①②は、誘導基準を満たす商品ラインナップの開発等を行う場合に限る。

（※）都内における年間供給延べ面積が合計20,000㎡以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5,000㎡以上（5,000㎡未満の事業者複数によるグループも可）で、事前申請を行い知事から承認を受けた事業者

(ｲ) 設計・施工技術向上支援事業

環境性能の高い住宅の設計・施工技術向上に関する取組、東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たって行われる設計・施工技術の向上に関する取組及び太陽光発電システムの施工等の技術向上に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和９年度まで（交付期間は令和10年度まで）。

図表2-1-24　設計・施工技術向上支援事業の助成対象等

	①	②	③
助成対象者	都内に本店、支店又は営業所を有し、都内に中小規模特定建築物（※）等を供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者に該当する者		都内に本店、支店又は営業所を有し、中小規模特定建築物に太陽光発電システムの設置工事等を行う事業者のうち、中小企業者に該当する者
助成率 （助成上限額）	３分の２ （100万円）	３分の２ （200万円）	３分の２ （100万円）
助成対象	自社又は提携他社と連携した取組による義務基準又は誘導基準等を満たす中小規模特定建築物の設計及び施工並びに中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組	自社又は提携他社と連携した取組による東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たって行われる設計及び施工に係る技術向上に資する取組	自社又は提携他社と連携した取組による中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組

（※）延べ面積が2,000㎡未満の新築住宅

(ｳ)　特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

本制度に参加する事業者による太陽光発電システム、蓄電池システム、Ｖ２Ｈ及びエコキュート・ハイブリッド給湯器の設置に対して、その経費の一部を一括で助成する。申請期間は令和９年度まで（交付期間は令和11年度まで）。

図表2-1-25　特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成対象等

助成対象者	次の（１）及び（２）に該当するもの （１）　助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を設置する特定供給事業者等（※） （２）本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出する者

事業期間	・本事業の助成金交付申請の募集：　令和５年度から令和９年度まで ・本事業の助成金の交付：　令和５年度から令和11年度まで
助成対象機器	・本事業実施要綱に掲げる要件を満たす太陽光発電システム、機能性ＰＶ、太陽電池の架台、蓄電池システム、Ｖ２Ｈ、エコキュート・ハイブリッド給湯器

（※）本事業において、特定供給事業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。

・本助成金の交付申請年度に、都内における年間供給延べ面積が合計20,000㎡以上となることを見込んでいる事業者

・本助成金の交付申請時までに本制度に任意で参加する事業者

図表2-1-26　特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成額等

助成内容	助成率・額
太陽光発電設備	12万円/kW(上限36万円、3.6kW以下)
	10万円/kW（3.6kW超50kW未満）
機能性ＰＶ上乗せ	機能性の区分に応じ最大10万円/kW（50kW未満）
陸屋根のマンション等への 架台設置上乗せ	架台の設置経費を対象に上限20万円/kW（50kW未満）
蓄電池	10万円/kWh（上限120万円）
Ｖ２Ｈ	機器費等の２分の１（上限50万円）
Ｖ２Ｈ(太陽光発電設備を設置し、 ＺＥＶを所有する場合)	機器費等の10分の10（上限100万円）
エコキュート・ハイブリッド給湯器	（太陽光発電設備を設置する場合）14万円/台 （再エネ電力を契約する場合）５万円/台

(6) 建築物環境報告書制度に係る普及啓発等

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図るため、世代に応じ様々なコンテンツを活用した情報発信（専用ポータルサイトの運営、ＷＥＢ・ＳＮＳ等でのプロモーション、広報動画・啓発資材の作製、公共交通機関・メディアを活用した広報等）を行うなど、あらゆる層への多面的な広報活動を展開する。

また、本制度への参加に向けた事業者の取組を後押しするため、建物の脱炭素化に向けた効果的な取組を表彰する「東京エコビルダーズアワード」の実施に加え、令和８年度からは、環境性能の高い建築物の普及に取り組む事業者を「東京エコビルダーズ」として募集し、都と事業者が連携して情報発信を行うことにより、環境性能の高い住宅のＰＲの場を広げていく。

さらに、都民・事業者等からの相談（本制度に係る制度概要等の説明、太陽光発電設備に関する相談等）を受け付ける相談窓口を設置・運営するとともに、太陽光発電設備のライフサイクルに応じたきめ細やかな支援を行うため、都民・事業者等を対象としたセミナー開催や、地域団体等からの要請に基づいた講師派遣等を行う。

(7) ＢＩＭを活用した省エネ建築設計･実装支援事業

建物の省エネ性能を更に高めていくためには、建物の形状等の意匠や構造形式を設計した後に設備等の設計を個別に行う従来型の設計手法では限界がある。これを、三次元設計モデル（ＢＩＭ）を活用することで、設計の初期段階から関係する設計者全員の共通理解のもとで一体的に省エネ設計を進めることが可能となり、また、環境性能の解析・見える化により、経験等に頼らない省エネ設計が可能となるため、三次元設計モデル（ＢＩＭ）を活用した新築建築物の省エネ設計手法普及に向けた操作講習会と支援事業を実施する。

図表2-1-27　ＢＩＭを活用した省エネ設計支援事業の補助対象等

要　　件	建築設計者と設備設計者等がグループを構成 建築物環境計画書のエネルギー分野で段階３取得 等
補助内容	①環境性能解析ＢＩＭ導入費、②ＢＩＭ管理技士等人件費、③民間研修会受講費から選択
補助額等	補助率２/３（補助上限：4,500千円）
期　　間	令和７年度から令和９年度まで

２　地域における脱炭素化とエネルギーマネジメント等の推進

(1) 地域における脱炭素化に関する計画制度　　［気候変動対策部地域エネルギー課］

ア　目的

東京は、都心部を中心に活発な都市開発が進行しており、大規模な開発に伴い、一定の地域で大量かつ高密度なエネルギー需要が生じている。そこで、2050年ゼロエミッションの実現に向け、大規模開発における早期の計画策定段階から脱炭素化に資する多面的な取組及び地域冷暖房区域における脱炭素化を推進していく。

イ　概要

(ｱ) 大規模開発における脱炭素化に関する多面的な取組の推進

対象は、一の区域において１又は２以上の建築物の新築等を行う事業で、新築等をする全ての建築物の延べ面積の合計が50,000㎡を超える開発事業（特定開発事業）において、開発計画の早い段階から、次の項目についての検討を求める。

a　脱炭素化の推進に向けたCO_2削減方針（①新築建築物の省エネルギー性能目標値の設定、②再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定等）

b　脱炭素化の推進に向けた取組に関する基本方針（① エネルギーの効率的な利用、② エネルギーの脱炭素化、③ エネルギーの面的供給、④ エネルギーマネジメントの高度化、⑤ 資源・生物多様性等、 ⑥　適応策・レジリエンス等）

(ｲ) 地域冷暖房区域における脱炭素化の推進

地域冷暖房区域について、指定基準を定め、東京都が指定基準の適合を認めること等により、区域の指定を行う。

また、地域冷暖房区域に指定された区域は、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書を作成、提出し、都は、その報告内容に対し、エネルギー効率を評価し、公表している。

ウ　地域冷暖房区域の現況

令和８年４月末現在、93区域、約1,496ha を地域冷暖房区域に指定し、90区域で熱供給を実施している。地域冷暖房の施設には、窒素酸化物の排出濃度や省エネルギー性能に関して一定以上の基準を求め、NO_X濃度の低減やCO_2の排出量抑制に寄与している。

また、地域冷暖房の熱源として、下水や河川水の熱や清掃工場、下水汚泥焼却施設の排熱などの脱炭素エネルギーを有効に利用することにより、一次エネルギー使用量の削減に効果を上げている。

図表2-1-28　脱炭素エネルギーを活用した地域冷暖房区域一覧

脱炭素エネルギーの種類	地域冷暖房区域の名称
ごみ焼却排熱	品川八潮、光が丘、臨海副都心
下水汚泥焼却排熱	新砂三丁目
下水の熱	大手町、後楽一丁目、新砂三丁目
河川水熱	箱崎
変電所排熱	新川
地中熱	押上・業平橋
ガス圧力差	豊洲六丁目
太陽熱	新砂三丁目、田町駅東口北、竹芝

(2) 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業　　[気候変動対策部地域エネルギー課]

「2030年カーボンハーフ」、「2050年ゼロエミッション」の実現に向け、ゼロエミッション地区の形成を確実なものにするため、その地域のエネルギー供給を担う熱供給事業の対策として、熱供給事業における高効率熱源機器の導入に係る経費の一部補助を行う。申請期間は、令和５年度から令和８年度まで（助成金の交付は令和11年度まで)。

なお、導入する熱源機器の動力源として再生可能エネルギーを用いることを条件とし、熱供給時における脱炭素化を推進する。

図表2-1-29　地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
高効率の電動熱源機器	対象機器の導入に要する経費の２分の１以内（上限額２億円）	○対象機器に用いる電力を再生可能エネルギーとすること ○地域熱供給事業における需給の最適化に資するエネルギーマネジメントを実施すること　等

(3) グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

＊事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待されるグリーン水素の活用を促進するため、区市町村による設備の導入を促進する。申請期間は令和７年度から令和11年度まで（助成金の交付は令和11年度まで)。

図表2-1-30　グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象設備	補助率※1	補助上限額	補助要件
グリーン水素製造設備	２/３	３億円	・補助対象設備を都内（グリーン水素製造、貯蔵、運搬設備は、
グリーン水素貯蔵設備			

グリーン水素運搬設備			都外も可※2）の事業所等において新たに設置すること。 ・グリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施すること。
純水素型燃料電池 業務・産業用燃料電池			
その他の水素利用設備※3 （専焼/混焼）	２／３（混焼機器は１／２）	３億円（混焼機器は２億2,500万円）	

※１　国補助併給時には、助成対象経費から国補助額を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

※２　都外の設置は東京電力管内に限る。また、都内に水素貯蔵量の１/２以上を供給すること。

※３　水素燃料ボイラー、水素温水発生器、水素バーナー、水素燃料エンジン等。混焼機器には水素利用率の条件あり。

(4)スタートアップによる未利用熱活用促進事業　［気候変動対策部計画課］

建物が密集する都内は人工排熱が多いことに加え、近年、データセンターの設置が拡大しており、ＩＣＴ機器が稼働することに伴う排熱対策などが求められている。

そこで、未利用熱の活用に関する新たなアイデア、技術等を有するスタートアップに対して実証の場を提供し、データセンター等事業者との協業を図ることにより、未利用熱の有効活用に資する技術・製品等の信頼性の向上を図り、社会実装につなげていく。

(5) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修

［気候変動対策部計画課・地域エネルギー課］

東日本大震災以降、電力需給両面における対策が求められ、自治体の環境行政に携わる職員に対しても、発電設備等の創エネルギーやＥＭＳ（エネルギーマネジメントシステム）、施設の省エネルギー対策、再生可能エネルギーなどに関する知識が求められる業務が増えてきている。こうした背景を踏まえ、エネルギー政策の企画・立案・実施、エネルギー設備の営繕等に携わる区市町村職員を対象に、エネルギー施策推進に必要な知識習得に資する幅広い研修を実施し、能力向上・人材育成を図る。

３　熱中症・ヒートアイランド対策　［気候変動対策部環境都市づくり課］

(1) 気温上昇の現状

気候変動とヒートアイランド現象による気温上昇に伴い、気温の上昇による生活上の不快さや健康への被害の増大、感染症を媒介する蚊の越冬による生態系の変化が懸念されている。特に、近年では熱中症により生命を落とす人が出るなどの影響が著しい。

東京の年平均気温は、過去100年間で約３℃の上昇がみられており、都市化の影響が比較的少ないとみられる都市の年平均気温が1.5℃上昇していることに比べて大きな上昇幅となっている。

ヒートアイランド現象とは、都市部にできる局地的な高温域のことで、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が都心部を囲む島のような形になることからこの名前が付いている。

ヒートアイランド現象の原因としては、緑地や水面の減少、建物や道路舗装面の増大など地表面被覆の人工化、建物や自動車などからの排熱の増加などが挙げられ、気候変動の影響と相まっ

て、東京の市街地においては、「ヒートアイランド化」の傾向が顕著に現れている。

(2) これまでの取組

都では、庁内各局及び区市町村が協力して、遮熱性舗装、保水性舗装の整備、河川緑化、公園・広場整備、屋上緑化、壁面緑化、散水・打ち水、校庭芝生化等の幅広い対策を展開してきた。

また、地域における脱炭素化に関する計画書制度、建築物環境計画書制度、キャップ・アンド・トレード制度や地球温暖化対策報告書制度などの各種取組による気候変動対策は、温室効果ガスとともに空調使用等に伴う都市排熱を削減し、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与している。

こうした取組に加え、微細ミストなどの設置によるクールスポットの創出に対する支援を平成27年度から実施し、令和２年度末までに都内各所で合計56か所のクールスポットを整備するとともに、都営バス停留所に導入した微細ミストの稼働・検証、「夏の暑さ対策の手引」等を活用した暑さ対策の手法等の発信を行った。

また、打ち水が東京のおもてなしとして定着することを目指し、「打ち水日和」と銘打った打ち水イベントの開催及び広報展開を実施するなど、多様な主体による取組を促進してきた。

平成29年度からは、東京2020大会競技会場等の周辺で現に観光客等が多く集まる地域における暑さ対策を推進し、平成29年度に中央区及び調布市、平成30年度に千代田区及び港区、令和元年度に台東区、江東区、世田谷区及び渋谷区の合計８地域において暑さ対策設備の整備を通じクールエリアを創出した。

令和３年度からは、区市町村と連携しクールスポットの創出を促進することで、都民や観光客等が涼しさを感じる場所を増やしていくとともに、令和４年度からは家庭やイベント等幅広く打ち水の実施を呼びかけ、取組を推進した。

令和６年度からは、改正気候変動適応法において、熱中症特別警戒情報の創設及び区市町村長による冷房設備を有する等の要件を満たす指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定が定められたことを背景に、「区市町村との連携による環境政策加速化事業」を活用し、区市町村によるクーリングシェルターの整備や熱中症対策に関する普及啓発等を支援した。さらに、区市町村が指定するクーリングシェルター等に関する都内全域のマップを作成・公開したほか、「熱中症ゼロへ」のプロジェクトを推進する日本気象協会と協定を締結し、区市町村のイベントに熱中症対策の専門家である気象予報士を講師として派遣し、熱中症による死亡者ゼロを目指す普及啓発を目的とした「ＴＯＫＹＯ『熱中症ゼロへ』アクション事業」を開始している。

令和７年度からは、都独自の暑さに関する情報をきめ細かに表示する「東京暑さマップ」の公開、気象予報士による講演や日常的に行える体操を紹介する「暑熱順化等講習会」の開催などを新たに開始するとともに、環境情報科学センターとの協定による「熱中症対策アドバイザー派遣事業」や「熱中症対策ガイドライン策定等補助事業」を実施し、熱中症対策を推進した。

また、令和７年９月には、令和７年の夏における日傘の活用状況を振り返り、翌年の夏の日傘利用の参考にしていただくイベントとして「私の推し傘セレクション」を開催した。

さらに、同月に開催された世界陸上2025東京大会マラソン競技においては、様々な媒体を活用した熱中症対策の普及啓発や、沿道の観客向けに休憩スポットを設置するなどの熱中症対策を実施した。

(3) 今後の施策展開

令和８年度は、引き続き各種広報による熱中症対策の普及啓発を行うとともに、クーリングシェルター等において「熱中症対策講習会」を新たに開催する。

また、クーリングシェルターマップとの統合など「東京暑さマップ」のリニューアルを行うとともに、「暑さ対策グッズコンテスト」の開催により都民の行動変容を促進する。

さらに、職場の熱中症対策として、アドバイザーによるオンライン電話相談窓口の設置や職場における熱中症対策動画の作成などを新たに実施する。

今後も区市町村・各関係団体と連携した取組などを通して、熱中症対策の更なる定着と気温上昇の一因である気候変動の緩和に向けた気運醸成を図る。

第 4 節　再生可能エネルギーの導入拡大

1　再生可能エネルギーの利用拡大

東京は、電力の大消費地としての責務を踏まえ、省エネ・節電の一層の推進とともに、化石燃料から再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素エネルギーへの転換が必須である。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化を実現するため、令和３（2021）年３月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において、令和12（2030）年までに再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50％程度まで高めることを目標に掲げた。

さらに、令和７（2025）年３月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、令和17（2035）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を60％以上にさらに高める目標を設定した。これにより、東京が有するポテンシャルを最大限に有効活用し、技術の進展を踏まえながら、需要側、供給側から多様な再生可能エネルギーの導入・利用を加速させ、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100％脱炭素化」を目指していく。

加えて、深刻化する気候危機の回避及びエネルギーの安定供給を図るためには、再生可能エネルギーの大量導入を可及的速やかに進めていくことが不可欠である。このため、令和５（2023）年６月、再生可能エネルギーの社会実装を加速することを目的として、都が推進する効果的かつ戦略的な取組に対し助言を行う専門家ネットワーク「東京都再エネ実装専門家ボード」を設置した。各分野の専門家・実務家等から助言を得ながら、実効性のある再エネ社会実装を推進していく。

(1) 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

太陽光発電は、都及び国の補助事業や平成24年７月に開始された固定価格買取制度により、飛躍的に導入が拡大したことに伴い、平成23年度から令和７年度までで設置費用が大きく低下し、かつて導入の阻害要因であった初期負担の問題は大きく改善している。

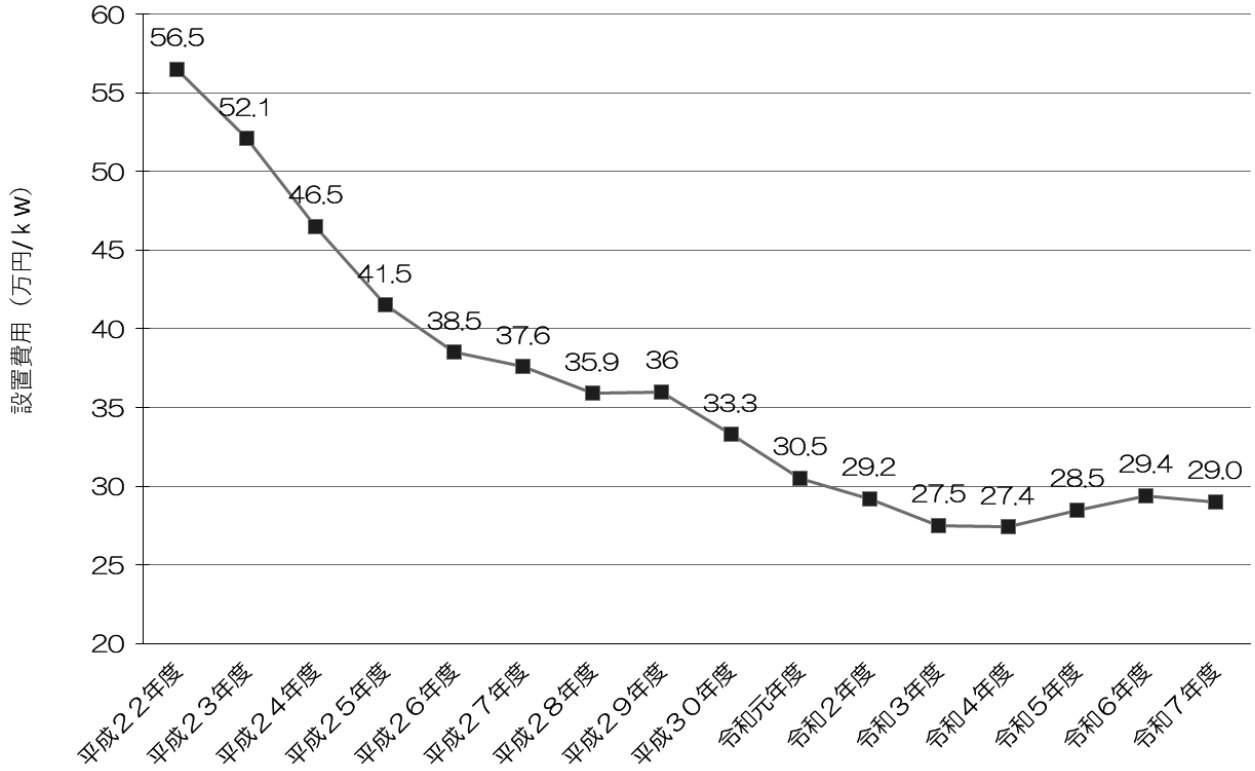
また、太陽熱利用は、家庭のエネルギー需要の約半分を占める熱を直接供給できること、エネルギー変換効率が太陽光発電より高い（太陽光発電の変換効率が15～20％程度であるのに対し、太陽熱利用の変換効率は40～60％程度）ことなど利点もある。

このような状況変化を踏まえて、「ソーラー屋根台帳」等（※）を活用しながら、区市町村等と連携して都内の建物への太陽エネルギーの利用拡大を図る。

また、公益財団法人東京都環境公社では、多様な相談に応じられる窓口を設置し、太陽エネルギー利用機器の設置を検討している都民の不安や疑問の解消に取り組んでいる。

（※）「ソーラー屋根台帳」とは、建物ごとに予測される日射量を分析し、太陽光発電等への適合度、設置可能システム容量（推定）、予測発電量等を表示するＷＥＢマップである。

図表2-1-31　太陽光発電設置費用の推移



※平成22年度から平成26年度までのデータは太陽光発電普及拡大センター資料、平成27年度以降のデータは、調達価格等算定委員会の「令和８年度以降の調達価格等に関する意見（令和８年２月５日）」による。

(2) 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業

［気候変動対策部地域エネルギー課］

都内における再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギー起源CO_2の排出削減を図るため、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）、再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）及び再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する蓄電池を導入する区市町村に対して補助を行う。

図表2-1-32　区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業の補助対象等

対象事業	補助額	条件
①　再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備を都内に設置し、設備から得られたエネルギーを都内の施設（※1）で消費する事業	システム（※2）の導入に要する経費の３分の２以内（上限額１億円）	・固定価格買取制度の対象外の自家消費型の設備であること　等
②　再生可能エネルギー発電設備等を都外（東京電力エリア内）に設置し、設備から得られた電気を都外の設置施設（※1）で消費する事業		
③　再エネ発電設備等を都外に設置	システム（※2）の導入及	

し、設備から得られた電気を都内施設（※1）で消費する事業	び左記の取組に要する経費の２分の１以内（上限額１億円）	
④　再エネ導入を促進する以下の取組 ・地中熱ポテンシャルマップのデータを活用した取組 ・木質バイオマスの流通を促進する取組 ・再生可能エネルギーを見える化することで地域住民の理解増進を図る取組		

※1　区市町村等が所有する施設

※2　再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する蓄電池を含む。

(3) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業　　[気候変動対策部地域エネルギー課]

リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等により、住宅所有者が初期費用ゼロで太陽光発電等を設置できるようにする事業者に対し、設置費用の一部を助成する。助成金は、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元されることで、太陽光発電のコストメリットを高めるとともに、非常用電源の確保にも寄与する。

また、事業者によって適切なメンテナンスが行われることで、安定的な発電が継続される。申請期間は令和４年度から令和12年度まで（助成金の交付は令和14年度まで）。

図表2-1-33　住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
太陽光発電 （３kW以下）※	【新築】15万円/kW 【既存】18万円/kW	・住宅所有者の負担する初期費用がゼロであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロに含む） ・助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元すること ・契約期間中の修理サービスが付帯されていること等
太陽光発電 （３kW超）	【新築】10万円/kW （３kWを超え3.6kW以下の場合は一律36万円） 【既存】12万円/kW （３kWを超え3.75kW以下の場合は一律45万円）	
機能性ＰＶの上乗せ	機能性の区分に応じて最大10万円/kW	―
蓄電池	10万円/kWh（上限120万円/戸）	―

※低容量の初期ゼロサービスの普及促進のため、３kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額

(4) 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を実現する事業を実施している。令和７年度は14,000件を超える購入希望者があり、約1,300件が購入に至っている。

(5) 再生可能エネルギーグループ購入事業　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

再エネ電力の購入希望者を募り、一括して購入電力の切替えを図ることで、スケールメリットによる価格低減を実現し、都民の再エネ利用を促す取組を令和元年度から開始し、令和２年度からは九都県市と連携して実施してきた。令和４年度以降は、電力調達価格の先行きが不透明な状況が続いており小売電気事業者の参加が見込めないため、事業の実施を見送っている。引き続き電力市場の情報収集等を行い、九都県市とも連携して今後の対応を検討していく。

(6) 集合住宅における再エネ電気導入促進事業　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100％電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、併せて設置される太陽光発電設備に対して設置費用を助成する。

図表2-1-34　集合住宅における再エネ電気導入促進事業の補助対象等

<table>
<tr><th colspan="2">補助対象</th><th>補助率</th><th>要件</th></tr>
<tr><td colspan="2">受変電設備等※</td><td>機器費・工事費の３分の２
（上限は次のいずれか小さい額
850万円/棟又は8.5万円/戸）</td><td>・クール・ネット東京にて登録された高圧一括受電事業者が提供するサービスに係る設備であること
・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">太陽光発電システム
（上限50kW未満）</td><td>既存住宅</td><td>12万円/kW</td><td rowspan="2">助成対象となる高圧一括受電契約が締結される集合住宅に導入される設備であること　等</td></tr>
<tr><td>新築住宅</td><td>10万円/kW</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電システム
架台工事上乗せ</td><td>20万円/kW</td><td>集合住宅の陸屋根への施工に限る
等</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電システム設置時　防水工事</td><td>18万円/kW</td><td>既存集合住宅の陸屋根への施工に限る　等</td></tr>
</table>

※助成金は高圧一括受電事業者に支払われ、高圧一括受電事業者は助成金額が考慮された割安な料金プランを提供する。

(7) 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業　［気候変動対策部家庭エネルギー対策課］

賃貸住宅における建物全体の省エネ化と再エネ電気の導入を促進するため、賃貸住宅オーナー等に対して、省エネ性能の診断・表示及び断熱改修等に係る費用を助成するとともに、低圧一括受電の導入を条件に、太陽光発電設備等に係る経費を助成する。

また、賃貸住宅オーナーに対し、技術的知見や物件情報等を有する「コンシェルジュ」が、省エネ性能診断前から断熱改修及び再エネ導入までを伴走支援する事業を実施する。

図表2-1-35　賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業の補助対象等（省エネ改修・診断）

補助対象	補助率	要件
高断熱窓	機器費・工事費の３分の２ (上限30万円/戸)	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、先進的窓リノベ事業又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること　等
高断熱ドア	機器費・工事費の３分の２ (上限27万円/戸)	・先進的窓リノベ事業又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること ・窓又は断熱材改修と併せて導入される場合　等
壁・床等への断熱材改修	機器費・工事費の３分の２ (上限60万円/戸)	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又はみらいエコ住宅事業において、補助対象となる製品として登録されていること　等
省エネ性能診断用現況図面作成	10分の10 （上限10万円/戸）	省エネ性能診断等を実施する際に用いる住宅の現況図面の作成に限る。
省エネ性能の診断・表示	10分の10 (上限120万円/棟)	・計算又は実測によって住宅のエネルギー消費性能や外皮性能を評価するものであること ・建築物の省エネ性能表示制度に基づきラベルを作成すること　等

図表2-1-36　賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業の補助対象等（再エネ導入）

補助対象	補助率	要件
太陽光発電システム(新築)	【3.6kW以下】 18万円/kW（上限54万円） 【3.6kW超50kW未満】 15万円/kW	・当該太陽光発電システムにより供給される電気が、当該太陽光発電システムを設置する賃貸住宅の全住戸で使用可能であること ・都内の賃貸住宅又はその敷地内に新規に設置されたものであること　等
太陽光発電システム(既存)	【3.75kW以下】 30万円/kW（上限90万円） 【3.75kW超50kW未満】 24万円/kW	
機能性ＰＶ上乗せ	機能性の区分に応じ 最大10万円/kW	優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準に定める機能の区分に応じる。
架台設置上乗せ	20万円/kW	集合住宅の陸屋根への施工に限る　等
防水工事上乗せ	18万円/kW	既存集合住宅の陸屋根への施工に限る　等
低圧一括受電附帯設備（電力量計）	７万円/戸	計量法に基づく検定を受けた電力量計であること　等
低圧一括受電附帯設備（データ収集装置）	10万円/棟	太陽光発電システムと連携していること等

蓄電池	10万円/kWh（上限180万円/棟）	都内の賃貸住宅において、本事業の補助対象となる太陽光発電システムの設置とあわせて新規に設置されたものであること　等

(8) 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業

［気候変動対策部計画課・地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域における設置可能な都有施設に対して、太陽光発電設備と蓄電池の設置を促進していく。

また、島しょ地域の町村公共施設、住宅等に対しては、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。申請期間は令和４年度から令和８年度まで（助成金の交付は令和９年度まで）。

図表2-1-37　島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の町村公共施設、住宅等に設置する太陽光発電設備・蓄電池	システムの導入に要する経費の４分の３以内 （上限１億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること ・島しょ地域の自然条件を踏まえ、設置する場所における風況、塩害等への対策を考慮して設置すること　等

(9) 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業　［気候変動対策部計画課］

家庭等の再生可能エネルギー供給を拡大するため、需要家による電源開発（オフサイトＰＰＡ等）ではなく、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を支援する。

令和７年度からは、データセンターをはじめとする大規模な電力需要の増加に備え、新たな助成メニューを創設した。

単に開発事例を創出するだけではなく、その成果を積極的に公表することで、他の小売電気事業者による再生可能エネルギー電源開発への波及効果も狙う。

また、設備の規模に応じて、設置地域への配慮や地域貢献を求めている。

図表2-1-38　小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業の助成対象経費等

助成対象事業者	助成対象	助成額	要件
都内の需要家に電気を販売する小売電気事業者（再エネ割合50%以下）	設計費：助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費 設備費：助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取	助成対象経費の２分の１以内の額 （上限２億円）	・固定価格買取制度、ＦＩＰ制度を活用していないこと ・設備設置地域への配慮、地域貢献を行うこと ・再エネ割合を2030年度までに50%へ引き上げる計画を提出すること ・供給価格は一定期間、供給開始時の標準価格を下回ること　等

都内の需要家に電気を販売する小売電気事業者（再エネ割合問わず）	得及び賃借に係る費用を除く。） 工事費：助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	助成対象経費の２分の１以内の額（上限4.5億円）	・上段の要件に加え、１事業あたり出力合計２MW以上の再生可能エネルギー発電設備を新設すること

(10) Air ソーラー（次世代型太陽電池）の普及拡大　［気候変動対策部計画課］

Airソーラー（次世代型太陽電池）とは、「ペロブスカイト」と呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池であり、シリコン系太陽電池に比べ、①「薄く軽くフレキシブル」であるため、設置場所の範囲が広がる、②製造技術開発によって大量生産、製造コストの低下の可能性がある、③日本で生まれた技術であるほか、主原料のヨウ素は、世界産出量の約30％が日本国内産であるといった特徴を有し、シリコン系太陽電池に対して高い競争力を有すると期待されている。

ア　実装検証事業

都は、日本で生まれたAirソーラーの実用化に向け、企業と連携し、複数の実装検証を行っている。これらの取組みを通じて、再生可能エネルギーの導入拡大につながる新技術の社会実装に向けた取組を後押しする。

Airソーラーの実装検証事業の概要は、次のとおりである。

図表2-1-39　東京都におけるAirソーラーの実装検証事業の概要（令和８年３月31日時点）

設置場所	主な実施内容	協定期間	連携企業
森ケ崎水再生センター 水処理施設の反応槽覆蓋上部	発電効率の測定や耐腐食性能等を検証	令和４年12月１日から令和８年５月31日まで	積水化学工業株式会社 積水ソーラーフィルム株式会社
都庁第一本庁舎 展望室	ＩｏＴセンサーを展望室内に設置し、温度・湿度・照度・CO_2濃度を測定し、発電性能、耐久性、通信状況等を検証	令和７年４月26日から令和８年４月24日まで	株式会社リコー
東京国際クルーズターミナル　４階送迎デッキ	耐風圧や塩害に対する耐久性等を検証	令和６年４月３日から令和８年３月31日まで	積水化学工業株式会社 積水ソーラーフィルム株式会社
臨海副都心青海地区の建物内 （港湾局事業）	室内環境等（LED照明等）の発電継続性や耐久性等を検証	令和６年８月28日から令和９年３月31日まで	東芝エネルギーシステムズ株式会社

イ　開発事業者向け支援

都は、Airソーラーの早期実用化に向け、先行して実証事業を実施する開発企業を支援し、社会実装の加速化を図る。具体的には、都内において実証事業を実施しようとする企業に対し、実証に係る必要経費の一部を助成する。事業期間は、令和８年度までである。

令和６年度からこれまで３件の実証事業を採択し、Airソーラーの社会実装に向けた技術検証を実施している。

図表2-1-40　開発事業者向け支援の補助対象事業者等

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	要件
開発事業者	設計費、設備費、工事費、施設賃借費、広報費等	３分の２ （上限4,000万円）	・都内での普及に向け課題抽出と効果検証を行うこと ・効果検証項目を適切に設定し分析を行い、可能な限り公表すること　等

ウ　都有施設への先行導入

Airソーラーに対する初期需要を創出するため、都は、都有施設等への先行導入に取り組んでいく。先行導入を通して、施行事例を蓄積するとともに、施工方法などに関する情報発信をすることにより、多様な主体への導入を後押ししていく。

エ　民間事業者への導入支援

Airソーラーを設置する民間事業者に対する集中支援により、需要の創出につなげていく。

機器費や施工費等を補助対象経費とし、補助率は１０分の１０とする。

また、支援対象事業者と連携した広報展開にも取り組むことで、都民等への普及啓発も図っていく。

オ　区市町村への導入支援

Airソーラーを避難施設に設置する区市町村に対する支援により、需要の創出につなげていく。

機器費や施工費等を補助対象経費とし、補助率は４分の３とする。

また、支援対象区市町村と連携した広報展開にも取り組むことで、都民等への普及啓発も図っていく。

カ　普及拡大に向けた広報展開

実証段階から実装段階に入るという機を捉え、幅広い方に知っていただき、身近に感じてもらうために、親しみやすい名前を決める投票キャンペーン「次世代型太陽電池ネーミング総選挙」（令和７年７月４日～７月31日）を実施し、「Airソーラー」という名前を決定した。この名前を用い、広報を展開することで、日本生まれの技術の普及拡大を図っている。

キ　Airソーラーの量産化・市場形成促進

Airソーラーの開発事業者と区市町村・民間事業者をつなぐコーディネーター設置や国内外展示会への出展費用を助成することで、量産体制構築及び市場の早期形成を後押ししていく。

(11) 新たな再生可能エネルギー関係施策の展開　［気候変動対策部計画課］

都内住宅ストックは７割が集合住宅であり、特に既存集合住宅への再エネ拡充が課題となっている中、ドイツ等で普及が進む簡易にベランダ部分に設置できる太陽光発電システム「プラグインソーラー」について、日本での実装に向けた課題整理や検証を行う。

また、再エネ電力利用拡大に向けた調査・検討を実施する。

(12) 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業　［気候変動対策部計画課］

都は、次世代再生可能エネルギー技術の社会実装の加速化を図るため、開発支援に加え、都有施設への先行導入や民間事業者等への設置支援を行う。

ア　開発事業者向け実証支援

都内において先駆的に次世代再生可能エネルギーの技術実証を行おうとする者に対して、実証事業の進捗管理及びその効果検証を行うとともに、実証に係る必要な経費の一部を助成する。事業期間は、令和10年度までである。

なお、令和６年度から令和８年度までに10件の技術を採択し、技術実証を実施している。

図表2-1-41　次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業の補助対象事業者等

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	要件
次世代再生可能エネルギー発電技術の開発事業者	設計費、設備費、工事費、施設賃借費等	３分の２ （上限１億円）	・研究開発段階を脱しているが、社会実装に至っていない発電技術であること ・都の地域特性に適した技術であり、都内で早期社会実装が期待されるものであること

イ　都有施設への先行導入や民間事業者等への設置支援

次世代再生可能エネルギーに対する初期需要を創出するため、都は、都有施設への先行導入を行うとともに、導入を希望する民間事業者等への支援を行う。機器費や施工費等を補助対象経費とし、補助率は３分の２（上限５千万円）とする。

また、導入した技術については事例として取りまとめて公表し、認知度の向上を図っていく。

(13) 浮体式洋上風力発電導入推進事業　［気候変動対策部計画課］

都は、伊豆諸島における浮体式洋上風力のギガワット級ファームの導入を目指しており、令和７年６月、国から「東京都大島町沖」、「東京都新島村沖」、「東京都神津島村沖」、「東京都三宅村沖」及び「東京都八丈町沖」について、再エネ海域利用法（現・海洋再エネ整備法）に基づく「準備区域」として整理された。

導入に向けては、地元の理解・協力はもとより、自然環境や生態系、景観等への配慮に加え、漁業や観光、船舶の航行等海域の先行利用者との共生が必要であり、令和８年度は、洋上風力が設置された場合の船舶航行シミュレーションや、地元住民の理解促進のための取組等を実施する。

加えて、促進区域指定や事業者公募に先んじて、事業の予見性を高めるため、風況等調査及び送電系統の調査等を実施する。

２　エネルギー供給事業者対策　［気候変動対策部計画課］

平成12年度から電力小売の自由化が段階的に始まり、平成28年度には、一般家庭等も対象とした小売全面自由化が開始された。これにより全ての電力消費者は電力会社や料金メニューを自由に選択することができるようになっている。

電気の環境性の向上を促すとともに、消費者が環境に配慮した電気を選択しやすくするため、平成17年３月の環境確保条例の改正により、都内へ電気を供給する小売電気事業者等に対しCO_2排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の提出及び公表を義務付けるエネルギー環境計画書制度を導入し、運用している（令和７年度対象事業者は273事業者）。

令和４年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った（令和６年４月施行）。

第 5 節　ゼロエミッションビークル（ＺＥＶ）の普及促進

1　ゼロエミッションビークルの普及促進

都は、ゼロエミッション東京の実現を目指した取組を進めており、自動車についても、走行時にCO_2を排出しないゼロエミッションビークルの普及が重要である。平成30年５月に開催した国際会議「きれいな空と都市　東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッションビークルの割合を50％まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ＺＥＶ普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ＺＥＶ化、ゼロエミッションバスの導入300台以上等の目標を掲げ、続いて令和３年３月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100％非ガソリン化する目標を掲げた。

そして、令和７年３月の「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」においては、令和17（2035）年までにＥＶバス導入1,300台、ＥＶトラック導入７万台、都内の集合住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電設備を令和12（2030）年までに６万口、令和17（2035）年までに12万口設置する目標を掲げた。これらの目標の達成に向け、ゼロエミッションビークルの普及を加速させるための施策等を進めていく。

2　普及・導入促進事業

(1) ＺＥＶ普及を支えるインフラの確保　　[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

ア　充電設備普及促進事業（住宅・区市町村向け）

＊事務所・商業施設等向けの補助は産業労働局で所管

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向け、都内の集合住宅や戸建住宅等に設置する充電設備への設置及び運営に係る経費に対して補助を行う。

集合住宅に対しては、Ｖ２Ｈ（ビークル トゥ ホームシステム）設備と同時に太陽光発電を導入する場合は太陽光発電システム購入費等に補助を行うとともに、管理組合との合意形成や導入に向けたアドバイス等の支援を行うアドバイザーを派遣する。

また、令和４年度からは、既設戸建住宅に対して、普通充電設備の導入に係る費用の支援を実施している。

図表2-1-42　充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
集合住宅（非公共用）及び既存戸建住宅等に導入する充電設備	【充電設備導入費(集合住宅向け)】 ①設備購入費 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都単独で10分の10） ②設置工事費 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備(充電用ｺﾝｾﾝﾄ以外)135万円(１基目)、68万円(２基目以降)※１ 充電用ｺﾝｾﾝﾄ　95万円(１基目)、48万円	【充電設備導入費(共通)】 都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること 【充電設備導入費(集合住宅向け)】 設置する充電設備や工事内容によって上乗せ

	（２基目以降)※１ 急速充電設備　合計出力１kW当たり６万円を乗じた額（上限額　309万円） 超急速充電設備　1,600万円 ※１　機械式駐車場に設置する場合は、171万円（１基目)、86万円（２基目以降） ③受変電設備改修費 新設する充電器の合計出力が50kW以上になる場合　受変電設備における設備購入費及び設置工事費（上限額　435万円） ④遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費 上限額　30万円/台 ⑤機械式駐車場パレット更新経費 改修費：上限額　140万円/パレット ⑥将来の設備設置のための先行工事費 機械式駐車場以外　７万円/区画 機械式駐車場　　30万円/区画 【充電設備導入費（戸建住宅向け)】 通信機能付き充電設備：設備購入費の10分の10（上限額　30万円/基） 通信機能付き充電設備以外：2.5万円/基 【運営費(補助期間は維持管理費が設置から３年間、電気基本料金が設置から８年間】※２ 維持管理費　：上限額　40万円/年 電気基本料金：上限額 66万円/年(急速)、 334万円/年(超急速) ※２　都内の区市町村が充電設備導入費の交付決定を受けて設置する公共用超急速・急速充電設備のみが対象	補助あり パレット更新経費については、駐車場区画数に応じた最低充電設備設置口数の要件あり 先行工事費については、実機と先行工事区画の最低整備区画数の要件あり　等 【充電設備導入費（戸建住宅向け)】 戸建住宅用充電設備導入費については、太陽光発電システムを設置又は再生可能エネルギー100％の電力契約を行っていること 【運営費】 運営費における電気基本料金の補助については、再生可能エネルギー100％の電気を使用すること
集合住宅にＶ２Ｈ設備と同時に設置する場合における太陽光発電システム及び蓄電池	購入費・工事費の10分の10 （上限額　1,500万円）	太陽光発電システムから供給される電気を、同時に設置する集合住宅におけるＶ２Ｈ設備又は集合住宅の共用部において使用すること等

イ　マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

東京都、充電サービス事業者、エネルギー供給事業者、マンション関連業界団体、自動車販売会社等から成る連携協議会を令和４年９月に設置し、集合住宅における新しい充電サービスの展開を後押ししている。

また、充電サービス事業者とマンション管理組合との個別相談会の開催や、充電設備のランニング経費の補助によって、マンション管理組合の合意形成に向けた支援を行っている。

図表2-1-43　マンション充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助対象者	補助額
一需要場所・複数引込を利用して新たに契約した電気料金の基本料金	マンション管理組合等	年18万円を上限（低圧） 年334万円を上限（高圧）

(2) 乗用車・バス・バイクなど車両のＺＥＶ化促進

ア　電気自動車・電動バイク等の普及促進事業（個人向け）　［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人に対して、電気自動車（ＥＶ）・プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＥＶ）・外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。事業期間は令和12年度まで。

図表2-1-44　電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車（ＥＶ）・プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＥＶ）	①基本補助額　給電機能有：最大30万円 給電機能無：最大20万円	使用の本拠が都内にあること 等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大＋60万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100％電力メニューの契約時：＋15万円 又は 太陽光発電システムの設置時：(EV)　＋30万円 (PHEV)　＋15万円	
	④充放電設備（Ｖ２Ｈ）導入による上乗せ補助額：＋10万円	
	⑤高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～④の合計額に0.8を乗じた額	
ＥＶ・ＰＨＥＶ用外部給電器	購入額の２分の１（上限額　40万円）	ＥＶ・ＰＨＥＶの所有者であり、主に都内で使用されること 等
電動バイク	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額　48万円）	使用の本拠が都内にあること 等

イ　電動バイク充電環境促進事業（個人向け）　［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人に対して、電動バイクの充電環境の整備を促進するため、バッテリーの専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービス料の補助を行う。事業期間は令和12年度まで。

図表2-1-45　電動バイク充電環境促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電動バイク専用充電器等・バッテリーシェアリングサービスの基本料金	上限額　５万円 ※バッテリーシェアリングサービスの場合は月1,400円を上限とし、最大３年間にわたって交付	「電動バイクの普及促進事業（個人向け）」に申請する電動バイクで利用するものであること　等

ウ　ＥＶバス・ＥＶトラック導入促進事業（区市町村向け）

［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

区市町村に対して、ＥＶバス・ＰＨＥＶバス・ＥＶトラック及びＰＨＥＶトラックの購入補助を行う。事業期間は令和17年度まで。

図表2-1-46　ＥＶバス・ＥＶトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ＥＶバス・ＰＨＥＶバス・ＥＶトラック・ＰＨＥＶトラック	【購入費補助】 同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額　4,400万円） ①充放電設備（Ｖ２Ｂ）・公共用充電設備導入による補助 上乗せ補助額：最大＋10万円 ②グリーン経営認証、ISO14001認証又は東京都貨物輸送評価制度（三ツ星等）の取得事業者への補助 上乗せ補助額：＋50万円 【改造費補助】 改造後車両の対応年数相当のディーゼル車両本体価格と改造費との差額(上限額　200万円)	使用の本拠が都内にあること等

エ　燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）

［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人又は区市町村に対して、燃料電池自動車（ＦＣＶ）及び外部給電器の購入補助を行う。事業期間は令和12年度まで。

図表2-1-47　燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車（ＦＣＶ）	①基本補助額　給電機能有：150万円 給電機能無：140万円	使用の本拠が都内にあること 等

	②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大＋40万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100％電力メニューの契約時：＋25万円 又は 太陽光発電システムの設置時：＋25万円	
	④充放電設備（Ｖ２Ｈ）導入による 上乗せ補助額：＋10万円	
	⑤高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～④の合計額に0.8を乗じた額	
ＦＣＶ用外部給電器	購入額の２分の１（上限額　40万円）	ＦＣＶの所有者であり、主に都内で使用されること 等

オ　燃料電池バス・タクシー導入促進事業（区市町村向け）

［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

区市町村に対して、燃料電池バス（ＦＣバス）の購入補助を行う。事業期間は令和12年度まで。

図表2-1-48　燃料電池バス・タクシー導入促進事業の補助対象等（燃料電池バス）

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス（ＦＣバス）	助成対象経費から国補助等の額及び基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等で、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額）を差し引いた額（上限額　3,000万円） 【上乗せ補助】 ①集中的な導入に対する補助 ②水素ステーション整備と連動した補助 （上限額（①②いずれかの要件を満たす場合）　2,000万円） ③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合　＋50万円	使用の本拠が都内にあること　等 ①集中的な導入に対する補助 ５年度以内に、ＦＣバスを５台以上純増させる計画書の提出 ②水素ステーション整備と連動した補助 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合 ③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 ①、②のどちらも対象外の場合

カ　ＺＥＶ活用による島しょ地域防災力向上事業（個人・町村向け）

［気候変動対策部地域エネルギー課］

＊事業者向け補助は産業労働局で所管。個人・町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力

する個人・町村に対して、ＺＥＶ中古車の購入補助を行う。事業期間は令和12年度まで。

図表2-1-49 ＺＥＶ活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ＺＥＶ中古車	上限額　30万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること　等

３　優遇制度

都は、平成11年度から全国で初めてとなる課税自主権を行使した低公害車の自動車税優遇を実施した。

現在は、平成13年度の地方税法改正により、環境負荷に応じた特例措置として、国の制度により実施されており、自動車税については、排出ガス基準及び燃費の性能の良い車両に対する軽課（税率の軽減）と、環境負荷の大きい車両（ガソリン・ＬＰＧ車は新車新規登録後13年を超えるもの、ディーゼル車は新車新規登録後11年を超えるもの）に対する重課（税率が重くなる仕組み）で運用されている。

また、都独自の制度として、環境負荷の小さい自動車の普及を税制面から支援する観点から、平成21年度から令和12年度までに新車新規登録したＺＥＶについて、新車新規登録時の自動車税（月割）及び翌年度からの５年度分の自動車税を課税免除としている。

第　６　節　　自動車の環境負荷低減対策

［環境改善部自動車環境課］

１　自動車の環境負荷低減の取組

(1) 自動車の公害対策・環境負荷低減

昭和48年以降、国による自動車排出ガス規制は段階的に強化されてきた。しかし、東京などの首都圏や阪神地域では環境改善がみられないことから、平成４年に国は「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車ＮＯｘ法）を制定し、同法に基づき都では、ＮＯｘ対策を推進した。さらに都は、ディーゼル車から排出されるＰＭ（粒子状物質）の健康影響を正面から捉え、平成11年８月からディーゼル車対策の必要性を都民に訴える「ディーゼル車ＮＯ作戦」を展開し、都独自のディーゼル車排出ガス規制などを盛り込んだ環境確保条例を平成12年12月に制定した。

また、都では「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成16年３月策定、平成25年７月改定、令和６年４月最終改定）に基づき、ディーゼル車対策、低公害・低燃費車の普及促進など、自動車に起因する大気汚染の更なる低減を図っている。

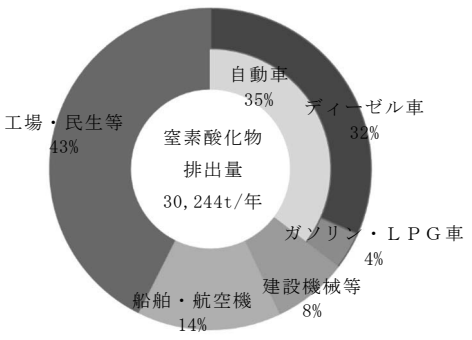
さらに、自動車部門からのCO_2排出量の削減を図るため、平成21年３月に環境確保条例の一部改正を行い、一定規模以上の事業者に対する低公害・低燃費車の導入の義務付けや、自動車の利用者による自動車利用合理化の促進、エコドライブの実施、CO_2削減に寄与する自動車燃料の開発等の努力義務、自動車販売者による購入者への環境情報の説明義務、自動車等の適正な整備に係る努力義務を規定した。令和３年12月には更なる条例改正を行い、一定規模以上の事業者に対しては、使用する乗用車（軽自動車を除く。）に対する非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入を義務付けた。

今後は、東京都環境基本計画で掲げる都内温室効果ガスの削減目標の達成に向け、令和12（2030）年までに都内の乗用車新車販売を100％非ガソリン化するよう普及拡大の促進を図っていく。

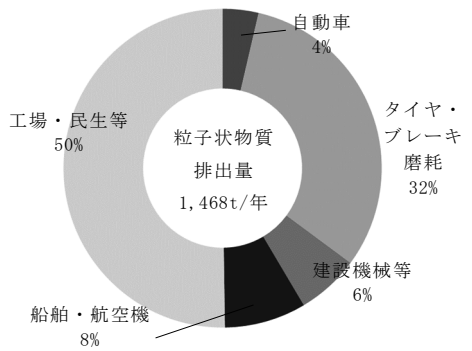
(2) 自動車に起因する大気汚染の状況

都内の窒素酸化物（ＮＯｘ）や粒子状物質（ＰＭ）の排出量をみると、ＮＯｘの約４割、ＰＭの約１割が自動車（建設機械等を含む。）から排出されている。また、自動車の排気管からの排出量のうち、窒素酸化物及び粒子状物質の多くはディーゼル車によるものである。

図表2-1-50　都内のＮＯｘ排出量（令和2年度）



図表2-1-51　都内のＰＭ排出量（令和2年度）



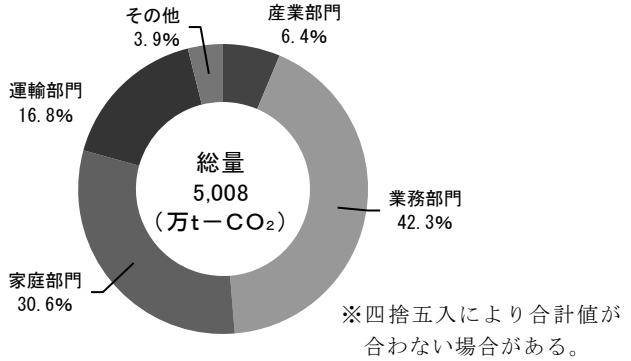
※自動車の排出量には始動時の影響分等を含む。
※工場等による凝縮性ダスト（ＰＭ）を含む。
※自動車走行分による巻き上げ分（ＰＭ）は含まない。
※二次生成粒子（ＰＭ）は含まない。

(3) 自動車からのＣＯ₂排出量の現状

令和５年度における運輸部門のＣＯ₂排出量は、都内全体の16.8％を占めている。

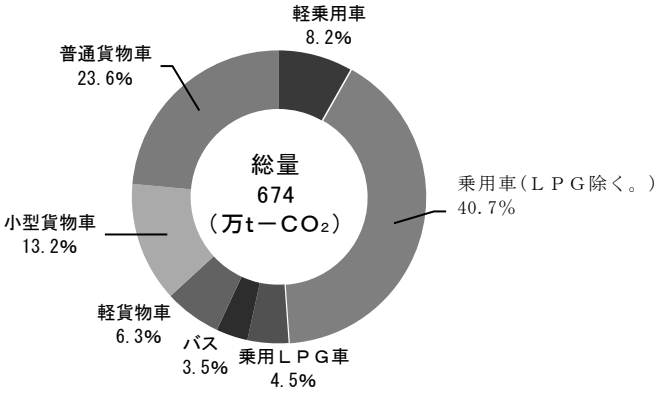
運輸部門のＣＯ₂排出量の８割は自動車に起因するものであり、674万ｔ－ＣＯ₂にのぼることから、自動車に起因するＣＯ₂の削減が必要となっている。

図表2-1-52　都内のＣＯ₂排出状況
（令和５年度）



※四捨五入により合計値が合わない場合がある。

図表2-1-53　都内の自動車からのＣＯ₂排出状況
（令和５年度）



２　ディーゼル車対策

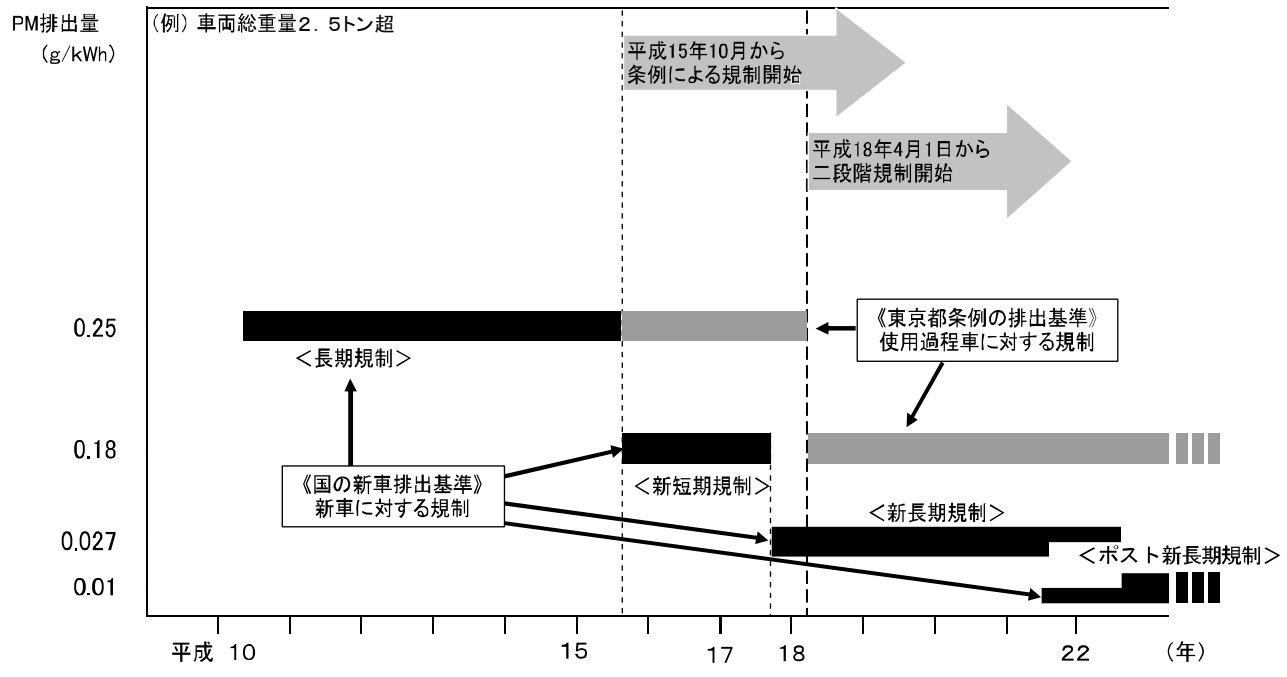
(1) 環境確保条例による規制の概要

都は、環境確保条例に基づき、使用過程車も含めたディーゼル車から排出されるＰＭについて都独自の排出基準を設定し、平成15年10月から基準に適合しないディーゼル車の都内（島しょ地域を除く。）走行を禁止した。

対象となるディーゼル車は、トラック、バス及びこれらをベースとした特種自動車である。

条例で定めるＰＭ排出基準は、平成15年の規制開始以降、従前の国の新車に対する長期規制の排出基準と同じ値を適用してきたが、平成18年４月１日からは、新短期規制と同じ値を適用している。

図表2-1-54　条例に基づくＰＭ排出基準の考え方



図表2-1-55　ＰＭ排出基準（環境確保条例別表第６）

車 両 総 重 量	現在の排出基準 （平成18年４月１日から適用）	測定モード
1.7ｔ以下	0.052g/km	10･15
1.7ｔ超 2.5ｔ以下	0.06g/km	10･15
2.5ｔ超	0.18g/kWh	D13

条例の排出基準に適合していない車両については、ガソリン車等の非ディーゼル車又は規制に適合したディーゼル車への更新か、都が指定するＰＭ減少装置の装着が必要となる。

なお、都はＰＭ減少装置が機能するよう、石油連盟に低硫黄軽油の早期供給を要請し、平成13年度から硫黄分50ppm以下、平成17年１月からは、硫黄分10ppm以下の超低硫黄軽油が供給されている。

(2) 違反ディーゼル車の取締りの状況

平成15年10月の規制開始以降、ＰＭの排出基準を満たさないディーゼル車に対して、事業所への立入検査、路上及び物流拠点等での車両検査、高速道路や主要幹線道路におけるビデオカメラによる走行車両の撮影のほか、都民からの通報を受け付ける黒煙ストップ110番を設置するなど厳正な取締りを行っている。

違反者に対しては、運行禁止命令を行い、当該命令に従わない場合には、違反者の公表、罰則として50万円以下の罰金の適用がある。

環境確保条例による規制の実効性を担保するため、東京都自動車公害監察員（自動車Ｇメン）が平成13年４月に設置され、ディーゼル車規制に係る取締り・指導を行っている。

(3) 自動車環境性能評価事業

欧州自動車メーカーによる路上走行時の排ガス不正問題を発端に、日本では、国においてディーゼル乗用車等を対象に路上走行検査が導入されることとなった。

都内における自動車からの窒素酸化物は、ディーゼル重量車によるものが大半を占めていることを踏まえ、平成29年度からディーゼル重量車を対象に路上走行時における排出ガスを計測し、令和３年度からは、道路勾配や外気温の排出ガスへの影響について調査を行っている。

３　オフロード特殊自動車対策

都は、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染対策として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、平成29年４月から特定特殊自動車の使用者に対する一部の事務（技術基準適合に関する指導及び助言、報告徴収、立入検査等）を実施している。

規制対象となる特定特殊自動車（オフロード特殊自動車）は、公道を走行しない特殊な構造の作業車であり、油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、普通型コンバイン等が該当する。

４　低公害・低燃費車の普及促進

都は、自動車からの環境負荷を低減するため、低公害・低燃費車の普及を進めている。

(1) 自動車環境管理計画書

自動車からの環境負荷を低減するため、特定事業者（島しょ地域を除く都内で30台以上の自動

車を使用する事業者。）に対し、環境確保条例で自動車環境管理計画書の提出を義務付けている。

特定事業者は、知事が定める指針に基づき、令和４年度からの第五期の計画期間（５年間）において、特定低公害・低燃費車の導入、エコドライブの実施等を内容とする計画書を知事に提出するとともに、毎年度の実績報告書の提出が必要となる。都は、提出された計画書及び実績報告書を基に、特定事業者の立入検査等を行い、自動車環境管理計画書の実施状況の確認、改善指導等を行っている。

なお、自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容については、平成23年度から公表している。

(2) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和４年度から導入義務率を15％以上から30％以上に引き上げた（達成期限令和９年３月末）。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20％以上とすることを義務付けている（達成期限令和９年３月末）。

(3) 低公害・低燃費車の導入支援、優遇制度

ア　中小企業者等への支援

都は、資金力の弱い中小企業者などを支援するために、低公害・低燃費車への買換えに対して、融資のあっせんを行っている。

また、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラック及びハイブリッドごみ収集車（塵芥(じんかい)車）への補助も行っている。

平成28年度からは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のタクシーと環境性能が高く車いすのままで乗降できる誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（ＵＤ）タクシーの導入に対する補助を行っている。ユニバーサルデザイン（ＵＤ）タクシーについては、東京2020大会の開催に向け１万台の導入を目標に補助を行った結果、令和元年度中に目標を達成したため、さらなる普及促進に向けて、令和２年度には6,000台、令和４年度には6,480台、令和６年度には3,240台、令和７年度には3,240台、令和８年度には3,140台の追加導入を目指し補助を行っている。

図表2-1-56　低公害・低燃費車の普及促進のための融資・補助制度

No.	事業名	補助対象	目　的	事業概要
1	環境保全資金融資あっせん	中小企業者	低公害・低燃費車への買換え促進	〔制度開始〕平成元年度 〔対　象〕　指定低公害・低燃費車への買換え 〔融資方法〕東京信用保証協会の保証を得て、取扱金融機関が行う融資へのあっせん 〔利　率〕　長期プライムレート以内、固定金利 〔補助内容〕借受者が支払った利子への補給金及び信用保証料への補助金を年１回交付 〔補助率〕　利子補助：２分の１　保証料補助：３分の２ 〔融資枠〕　3.88億円　融資限度額１億円／１企業　償還期間７年以内
2	低公害・低燃費車導入補助	民間バス事業者等	公共交通機関であるバスの低公害・低燃費化の促進	〔制度開始〕平成21年度 〔対　象〕　ハイブリッドバスの導入 〔補助率〕　通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の２分の１ 〔限度額〕　2,500千円 ただし、中小規模事業者（注１）は 〔補助率〕　通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の満額 〔限度額〕　2,500千円
		中小の貨物事業者等	物流の中心的役割を果たすトラックの低公害・低燃費化の促進	〔制度開始〕平成24年度 〔対　象〕　ハイブリッドトラックの導入 〔補助率〕　通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の２分の１ 〔限度額〕　164千円（最大積載量４ｔ未満） 571千円（最大積載量４ｔ以上） ただし、使用台数200台未満の事業者は、 〔補助率〕　通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の満額 〔限度額〕　417千円（最大積載量４ｔ未満） 1,452千円（最大積載量４ｔ以上）
		中小の廃棄物処理業者等（注２）	ごみ収集車（塵芥（じんかい）車）の低公害・低燃費化の促進	〔制度開始〕平成27年度 〔対　象〕　ハイブリッドごみ収集車の導入 〔補助率〕　環境省の補助制度で定められている補助金額の２分の１ 〔限度額〕　195千円（最大積載量４ｔ未満）
3	次世代タクシー導入補助	タクシー事業者等	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車タクシーの普及促進	〔制度開始〕平成28年度 〔対　象〕　電気自動車のタクシーの導入 〔補助率〕　車両本体価格の４分の１ 〔限度額〕　1,000千円 ただし、中小規模事業者（注１）は補助率２分の１、限度額1,600千円 （国補助金併用の場合補助率４分の１、上限額600千円） 〔対　象〕　プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入 〔補助率〕　車両本体価格の５分の１ 〔限度額〕　1,000千円（国補助金併用の場合600千円） ただし、中小規模事業者（注１）は補助率５分の２、限度額1,600千円 （国補助金併用の場合補助率５分の１、上限額600千円）
			環境性能が高く車いすのままで乗降できる誰もが利用しやすいＵＤタクシーの普及促進	〔制度開始〕平成28年度 〔対　象〕　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき認定されたタクシー又はスロープ若しくはリフトを初度登録時に装備した福祉タクシーの導入 〔補助要件〕１台につき２名以上のユニバーサルドライバー研修を受講していること　等 〔補助額〕　レベル１（注３）：600千円（国補助金併用の場合400千円） レベル準１（注３）：400千円（国補助金併用の場合270千円） ただし、中小規模事業者（注１）は レベル１：1,000千円（国補助金併用の場合400千円） レベル準１：670千円（国補助金併用の場合270千円）

（注１）中小規模事業者とは、中小企業基本法に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者

（注２）産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定を受けている者

（注３）レベル１及びレベル準１とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき、認定レベル１及び認定レベル準１と認定された車両

イ　低公害・低燃費車に係る駐車料金割引措置

都、区等が運営する公共駐車場は、低公害車の優遇措置として、平成13年４月から駐車場料金の割引を実施している。平成22年４月から、CO_2排出削減対策も踏まえ、低公害・低燃費車に係る駐車場料金割引措置に変更した。

対象車は、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の低公害・低燃費車で、割引率は駐車場ごとに時間貸し割引、定期制割引等について定めている。

(4) 低公害・低燃費車の普及状況

ア　低公害車の指定制度

都は、排出ガスが発生しない、又は排出ガスの発生が相当程度少ないと認められる低公害な自動車を指定し、その普及拡大を図る低公害車指定制度を、平成６年度から全国に先駆け実施した。平成８年度からは、七都県市（現九都県市）の共同により「七都県市（現九都県市）低公害車指定制度」として低公害車の指定を行い、広域的な普及を図っている。

また、平成21年度からは、排出ガス性能の評価に加え、運輸部門における地球温暖化対策を推進するため、燃費性能の評価も加えた。指定区分は、国の自動車排出ガス規制値からの窒素酸化物（ＮＯｘ）、非メタン炭化水素（ＮＭＨＣ）及び粒子状物質（ＰＭ）の低減レベル並びに国の燃費基準の達成レベルにより、「超」「準超」「優」「準優」に分類している。

さらに、平成30年度からは、国の自動車排出ガス規制値及び燃費基準の改正に対応した、新たな指定区分を追加し、平成30年度基準「超（ＥＣＯプレミアム)」「優（ＥＣＯエネルギー＋)」「優（ＥＣＯクリーン＋)」「良（ＥＣＯ)」で分類している。

イ　九都県市指定低公害車の普及状況

令和６年度末における都内の九都県市指定低公害車の普及台数（平成21年度からの新たな基準を満たした自動車）は、燃料電池自動車1,745台、電気自動車24,425台、プラグインハイブリッド自動車22,410台、ハイブリッド自動車796,515台、ＣＮＧ車1,344台のほか、ガソリン車、ＬＰＧ車、ディーゼル車を含む合計2,030,179台である。これらの九都県市指定低公害車の普及台数の合計は、都内の自動車保有台数3,843,643台に対して約53％を占めている。

(5) 庁有車への導入

ア　低公害車・低燃費車の導入状況

都は、自らが大規模な事業者であり、環境性能の優れた自動車を率先して使用していくために、低公害・低燃費車の庁有車への導入を進めている。都は、昭和63年度から環境性能の優れた自動車を低公害車として導入開始しており、令和６年度末で環境性能の優れた自動車（特定低公害・低燃費車等）を4,470台導入している。

図表2-1-57　東京都・区市町村における庁有車への環境性能の優れた自動車の導入状況（令和６年度末）

（単位：台）

	燃料電池自動車	電気自動車	ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車	ＣＮＧ車	特定低公害・低燃費車※１	合計
東京都	137	332	209	2,105	0	1,687	4,470
区市町村	33	625	56	560	50	800	2,124

営業車（都営バス）を含む（燃料電池バス80台、ハイブリッドバス41台、特定低公害・低燃費車829台)。
※１　ＬＰＧ車、ガソリン車、ディーゼル車の、特定低公害・低燃費車

なお、都営バスについてはアイドリング・ストップ装置付バス1,343台を導入している。

イ　非ガソリン化の取組

令和３年３月に策定された「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、庁有車（特種車両等を除く。）の更新時期に原則ＺＥＶ化を徹底し、乗用車は2024年度末までに、バイクは2029年度末までに100％非ガソリン化を実現することとした。乗用車は概ね目標を達成したことから、新たな計画に基づき、2030年度末までに100％ＺＥＶ化に取り組むこととした。

5　エコドライブ

(1) エコドライブの推進

急加速、急減速、空ぶかし、長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転である「エコドライブ」は、大気汚染物質やCO_2の排出削減といった環境面への寄与だけでなく、燃費向上や安全運転による事故防止という経済面及び安全面へのメリットも期待できる。

都では、エコドライブの普及啓発を図るため、九都県市等と連携し、エコドライブの効果や具体的なポイントを記載したチラシ等の作成、配布などを実施している。

また、平成21年３月の環境確保条例の一部改正で、自動車等を運転する者や自動車等を事業の用に供する者に対し、エコドライブの努力義務を規定した。

今後も、区市町村や関係団体等と連携し、エコドライブの具体的手法や効果等について普及啓発を行うとともに、事業者がエコドライブに取り組む環境を整備するため、研修等で活用できるカリキュラムを配布するなど、エコドライブ実践の社会への定着を促進する。

(2) アイドリング・ストップの義務付け

環境確保条例では、自動車排出ガスによる大気汚染物質やCO_2削減を図るため、島しょを含む都内全域でアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）を義務付けている。

ア　自動車等（自動車及び原動機付自転車）の運転者に対するアイドリング・ストップの義務付け

イ　自動車等を使用する事業者に対して、運転者がアイドリング・ストップを励行するよう周知することの義務付け

ウ　自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知の義務付け

(3) 貨物輸送評価制度

都は平成24年５月に、運送事業者によるエコドライブ等の積極的な取組を促すため、CO_2削減の取組を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を構築し、平成24年度の試行期間を経て、平成25年度から本格施行している。

この制度は、世界最大規模の実走行燃費データから燃料種・車種・重量に応じて作成した平均燃費値（ベンチマーク）を基に、個々の自動車の実走行燃費の偏差値を求め、偏差値の平均値で事業者を評価するものである。この評価では、都の現地調査などにより、運送事業者のドライバーに対するエコドライブの指導体制や実走行燃費データの集計体制が構築されているかなど、運送事業者の日常的・恒常的な取組も評価している。

本制度は、令和４年度に、最新の燃費データ約86万件を基にベンチマークを更新するとともに、評価対象とする車両区分を60から70区分に増やし、事業者の評価について分かりやすく五段階から三段階の格付けに見直しを行った。

評価取得事業者は、平成25年度の本格施行時の149社から令和７年度の402社と着実に増加してきている。

荷主企業や都民に対しては、グリーン購入活動として、一定の評価を得た運送事業者を優先的に選択するなど、荷主と運送事業者の連携によりCO_2削減が図られるよう、引き続き評価事業者数の更なる拡大を図っていく。

６　局地汚染対策

都内の幹線道路沿道では、窒素酸化物（ＮＯｘ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）等による汚染が発生し、特に交通が集中する交差点や道路が多層構造等の地域では汚染物質の拡散が進みにくく、局地的な高濃度汚染となりやすいことから、局地汚染の改善について、調査・検討を行っている。

板橋区大和町交差点周辺では、光触媒、土壌を用いた大気浄化の実験を行い、また大田区松原橋交差点では、従来より省スペースの土壌を用いた大気浄化実験施設による浄化性能、耐久性等について実験を行った。さらに、小規模スペースでの展開が期待される高活性化炭素繊維（ＡＣＦ）について、その効果の確認や実用化に関する検討を行っている。

また、都は、局地汚染対策の着実な推進と充実を図るため、国の責任においても抜本的な対策を講じるよう、国に求めている。

７　東京大気汚染訴訟の和解条項の履行

東京大気汚染訴訟（平成19年８月和解成立）の和解条項では、大気汚染の軽減を図るため、低公害車の導入促進等、環境対策を検討・実施していくこと、また原告等との意見交換を行うため「道路交通環境改善に関する連絡会」を実施することが定められている。環境局では、和解条項に定められた環境対策を実施していくとともに、連絡会の実施に当たり、国や原告等、関係者との連絡調整を行っている。

８　地域環境交通対策

(1) 地域特性に応じた環境交通施策の推進

都では、地域や業界の特性に応じた交通量抑制や交通流円滑化の推進等の持続可能な環境交通施策に取り組んでいる。

具体的には、環境に優しい交通手段である公共交通機関の利用を促すため、環境交通キャンペーンの実施による意識啓発を行っている。

また、令和８年度から、「区市町村との連携による環境政策高度化事業」(5)自動車利用の抑制推進事業において、区市町村が実施する自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、それらに関する普及啓発等の実施により自動車の利用及び走行量を抑制する取組に対して補助を実施している。

(2) 自転車利用の促進

近距離の移動に適した環境に優しい交通手段である自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの取組事例や自転車通行空間の整備推進計画等、自転車活用に向けた対策をホームページで紹介している。

自転車シェアリングについては、庁内関係部局で構成する連絡会や、都と関係自治体で構成する連絡会において、事業効果等を共有しながら地域での取組を進める自治体を支援するなど、普及促進に取り組んでいる。

平成27年３月には、都と関係自治体とで「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結し、平成28年２月からは、行政区域を越えた自転車シェアリングの相互利用に向けた「広域実験」を開始した。令和２年４月からは一部の区で本格実施に移行している。

また、駅から目的地までの端末交通手段としての利用を促進するため、都営地下鉄及びゆりかもめ駅構内に自転車シェアリングのサイクルポートの案内を表示するなど、取組を行った。

さらに、自転車シェアリングの普及に向けた取組と合わせ、利用者に対するルール・マナーの遵守や自転車走行空間等の周知等、自転車の安全利用のための意識啓発を図っている。

令和３年度からは、関係自治体や運営事業者等で構成される広域利用等推進協議会を設置し、広域利用の推進に向け、ポート用地の共同利用検証事業やポート情報等のオープンデータ化に取り組んでいる。

令和８年度からは、全庁で旅費制度において自転車シェアリングの利用が可能となった。

第　７　節　　持続可能な資源利用の実現

［資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課・産業廃棄物対策課］

１　東京都資源循環・廃棄物処理計画

都は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画として、東京都資源循環・廃棄物処理計画（以下「循環計画」という。）を策定している。この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であるとともに、2050東京戦略及び東京都環境基本計画で掲げる個別分野の計画であり、その主要な方向性を示すものである。

なお、現行の循環計画については、令和８（2026）年１月に東京都廃棄物審議会からの最終答申を受け、同年３月に策定されたものである。

＜現行の循環計画の概要＞

【計画期間】

令和８（2026）年度から令和12（2030）年度まで（５年間）

【計画の基本的な考え方】

循環計画において、都は、新たに2035年のビジョンと中期的に取り組むべき施策展開の方向性を提示しており、これも踏まえ、静脈分野からサーキュラー・エコノミーへの移行を促進する取組を軸に、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革を加速するとともに、複雑・多様化する社会課題への将来を見据えた的確な対処のもと、廃棄物処理システムの更なる充実強化を目指していく。

【計画目標】

計画目標	2030年度	2035年度
一般廃棄物排出量	368万トン	358万トン
一般廃棄物再生利用率	37％	40％
最終処分量 （一般廃棄物と産業廃棄物の合計）	43万トン	41万トン
家庭と大規模オフィスビルからの プラスチック焼却量	2017年度比40%削減	2017年度比50%削減
食品ロス発生量	2000年度比60%削減	2000年度比65%削減

【主要施策】

施策領域１　重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開

- プラスチック資源循環の推進（重点分野１）
- 食品ロス・食品廃棄物対策の推進（重点分野２）
- ＳＡＦ普及拡大を通じた資源循環の推進（重点分野３）
- バイオマス資源の循環利用促進（事業者の取組）（重点分野４－１）
- バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）（重点分野４－２）
- 都市鉱山対策にも資する小型家電リサイクルの強化（重点分野５）
- 建設廃棄物対策の更なる加速（重点分野６）

施策領域２　２Ｒ（リデュース、リユース）を基調としたライフスタイルへの転換

- 多様なビジネスモデルの活用・連携による発生抑制施策の展開
- ごみ減量化への誘導方策の推進

施策領域３　廃棄物の循環利用の更なる促進

- 都内リサイクル基盤の充実・強化
- 太陽光パネルの高度循環利用の推進
- 公共調達を活用した循環利用の推進

施策領域４　資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり

- 都民・事業者等の行動変容の促進
- 資源循環に向けた関係法令の運用・各種制度の活用推進

施策領域５　多様な主体との連携・協働の促進

- 連携・協働の輪の更なる拡大
- 東京サーキュラーエコノミー推進センターの強化
- 廃棄物処理業界との協働による動静脈連携の一層の推進

施策領域６　持続可能な資源利用の主流化

- 先駆的な２Ｒ・水平リサイクル施策の社会実装拡大
- サーキュラービジネスの活性化

施策領域７　社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化

- 廃棄物処理のＢＰＸ推進等による事業効率化と労働環境改善
- 一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化

施策領域８　資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行

- リチウムイオン電池対策
- 不法投棄対策を通じた適正処理の推進

施策領域９　災害廃棄物対策の一層の推進

- 来たるべき災害への備え
- 大規模地震・台風等への支援対応を踏まえた対策の強化

施策領域１０　廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

- 資源循環・廃棄物処理システムにおける脱炭素施策の推進
- シナジー施策の積極的展開

２　サーキュラー・エコノミーの推進

日常生活に根差す大量生産、大量消費は、地球環境に危機を引き起こす主要な要因の一つであり、大量の資源を使い捨てる一方通行型の経済を循環型に切り替えていくことが求められている。都はこれまで、循環型社会を構築する観点から様々な取組を進めてきたが、今後更に取組を加速させるためには、都民・事業者・事業者団体・自治体等による連携を図りながら、サーキュラー・エコノミーの実現に向けた具体的な取組への支援等を行っていくことが重要である。

都は令和４年３月に、公益財団法人東京都環境公社とサーキュラー・エコノミーの推進について、都内における持続可能な資源利用の実現に向けた取組を連携して実施していくための協定を締結した。これを受け同年６月より、東京サーキュラーエコノミー推進センター（公益財団法人東京都環境公社が同年４月に公社内に設置）では、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング、また、地域密着型のサーキュラー・エコノ

ミーの実現を目指す取組等への支援を実施している。

３　食品ロス削減の取組

国の調査によると、日本国内では、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは約461万トンと推計されている（令和６年度推計）。この食品ロスの量は、国民一人当たりに換算すると、１日約102g(おにぎり１個分のご飯の量)の、まだ食べられる食品を廃棄していることになる。国連「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）の達成や、貴重な食料資源を無駄なく活用するという観点から、食品ロスの削減は喫緊の課題である。

都は、2030年の食品ロス半減を目指し、食品流通事業者や消費者団体などからなる「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」での議論の成果として受けた提言や国の基本方針を踏まえ、令和３年３月に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、様々な取組を推進してきた。また、半減目標達成に伴い設定した2030年60%減、2035年65%減の新目標達成に向け、令和８年３月に「東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画」を新たに策定した。

令和７年度は、外食産業における食品ロス削減に向け、都民や観光客等に食べ残しゼロを呼びかけるキャンペーンや飲食店舗等に対して食品ロス削減のノウハウを共有するための講習会を実施した。令和８年度は、横ばいが継続している家庭系食品ロス削減に向け、消費者モニターを活用した調査等により、先進技術・サービスの効果検証等を実施する。さらに、2050年食品ロス実質ゼロ実現に不可欠な食品リサイクルを促進するため、生ごみ等の分別収集の効率化を図る自治体横断的な回収ルートの構築に向けて、自治体の実施計画策定やルート検証などに関する伴走型支援を実施する。

４　使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

資源利用量の増大に伴い、気候変動や生物多様性の損失が急速に進んでいる。これを食い止めるためには、私たちの資源利用のあり方を大きく転換させる必要がある。とりわけ、世界的に生産量が急増しているプラスチックに関しては、その生産から廃棄までの各プロセスで多量のCO_2が排出されており、海洋ごみが海洋生態系に大きな影響を与えるリスクの面からも、早急かつ実効性のある対策が求められている。このような流れの中で、令和４年４月からは「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチックに係る製品設計から廃棄物処理までの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられたところである。

都は、令和元年12月、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定・公表し、2050年にCO_2実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年目標として「家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を40%削減」を掲げ、持続可能な資源利用の実現に向けた施策の方向性を示した。

「2050東京戦略」において、これを2035年までに50%削減する新たな中期目標を設定した。上記目標の達成に向けて、循環計画において取組強化の方向性を示した。まず、使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会を実現することが重要であり、使用済みのプラスチックについては元の素材と同等の品質に戻す水平リサイクルの社会実装を進める必要がある。リユース容器や量り売り・シェアリングなどの２Ｒビジネスや革新的技術による水平リサイクルの社会実装・事業拡大に取り組む事業者を支援するため、令和６年度から補助事業として「サーキュラー・エコノミー

への移行推進」を立ち上げ、持続可能なプラスチック利用を実現する新たなビジネスモデルの実装を促進する。

また、都民等の消費行動の変容を促し、事業者等が行う地域密着型のサーキュラービジネス等を支援するため、メディアや東京サーキュラーエコノミー推進センター等と連携し、持続可能な資源利用に関する情報発信や、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング等を実施する。

また、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、区市町村によるプラスチックの分別収集拡大に向けて、「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」により、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集に係るスタートアップ及びレベルアップの事業に対し財政支援を行い、区市町村の取組を強力に後押ししている。

さらに、事業系廃プラスチックのリサイクル促進を図るため、オフィスビル等の廃棄物排出実態等を把握した上で、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する３Ｒアドバイザーによる的確な助言を行うとともに、都庁自らの率先的な行動として「ゼロエミッション都庁行動計画」等に基づく取組を推進する。

５　太陽光発電設備３Ｒ推進事業

固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）の開始以降急速に普及した太陽光発電設備が、2030年代半ば以降から本格廃棄される見込みである。都では、太陽光発電設備の３Ｒを促進する仕組みを構築するため、平成30年に、学識経験者などで構成する検討会を設置し議論を行った。さらに、大学研究者による事業提案制度において、技術的な側面から太陽光パネルのリサイクル方法を実証した。

令和４年９月、解体業者、リサイクル業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を立ち上げ、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートの確立に取り組んでいる。

令和５年度以降、事業者向けに取り外しと収集運搬のマニュアルを策定するとともに、災害時の対応を追加する改定を行っている。また、リサイクル費用の一部を補助する「使用済住宅用太陽光発電パネルリサイクル促進事業」を実施しており、令和６年度には、リサイクル補助対象者を拡大し、太陽光パネルの取り外しを行う事業者に加え、所有者も申請可能としている。

令和７年度からは、太陽光パネルのリサイクルに意欲を持つ事業者を後押しするため、リサイクル設備の導入に対する補助のほか、廃棄場所からリサイクル施設への運搬効率の向上を図るため、積替保管場所の整備費用への補助を実施している。

６　容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画

都では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、各区市町村が策定した「市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物（全11品目）の排出量や収集見込量を取りまとめ、都としてリサイクル促進の意義に関する知識の普及などに取り組むことを定めた「分別収集促進計画」を策定している。

令和７年度に策定した第11期計画（令和８年度から令和12年度まで）では、スチール缶・アルミ缶・ペットボトルは100％、ガラスびんは98％、紙パックは82％、ダンボールは94％の区市町村が計画を策定している。

図表 2-1-58　資源回収状況　　**（単位：トン）**

	４年度実績			５年度実績			６年度実績		
	23　区	多　摩	島しょ	23　区	多　摩	島しょ	23　区	多　摩	島しょ

ガラスびん	無色	31,220	11,729	35	30,048	11,281	36	27,304	10,802	28
	茶色	15,527	6,249	26	15,040	5,997	30	14,399	5,763	21
	その他	33,045	8,806	23	31,260	8,103	22	32,157	7,731	131
ペットボトル		41,545	41,545	13,640	143	42,882	14,125	149	44,077	14,484
スチール缶		12,522	12,522	4,286	48	35,973	6,955	49	10,771	3,630
アルミ缶		12,819	12,819	6,545	75	12,267	6,264	71	11,459	6,019
紙パック		546	546	607	1	500	597	1	470	520
その他紙製容器		1,864	1,994	2	1,781	1,827	2	1,295	1,811	3
白色トレイ		85	18	14	76	20	11	59	20	14
その他プラ容器		31,645	49,540	3	34,840	51,895	3	47,046	51,127	18
段ボール		112,540	426,64	623	108,357	40,943	583	105,858	41,213	655

7　自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等

平成14年７月、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が制定された。

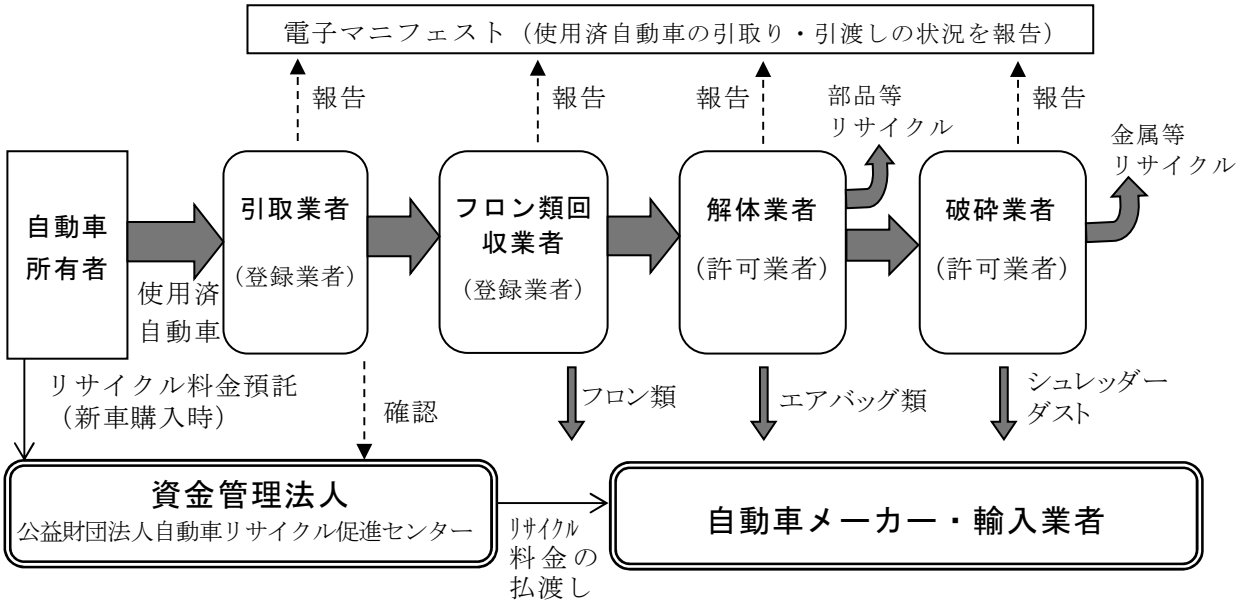
この法律では、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

また、自動車所有者はリサイクル料金等を「資金管理法人」に預託する必要があり、また、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車（廃車）を引き渡す義務を負う。

平成16年７月１日からは解体業及び破砕業に対する許可制度が、平成17年１月１日からは引取業及びフロン類回収業の登録制度が施行された。

都は、これらの許可・登録事務を行うとともに、各関連事業者に対し、必要に応じて指導及び助言等を行っている。

図表 2-1-59　自動車リサイクル法の仕組み



図表2-1-60　自動車リサイクル法の登録・許可事業者数(令和８年４月１日現在)

地域区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
区部	398	65	22	4
多摩（八王子･町田市を除く。）	210	41	20	6
島しょ	42	11	4	1
他県	20	1	1	1
合計	670	118	47	12

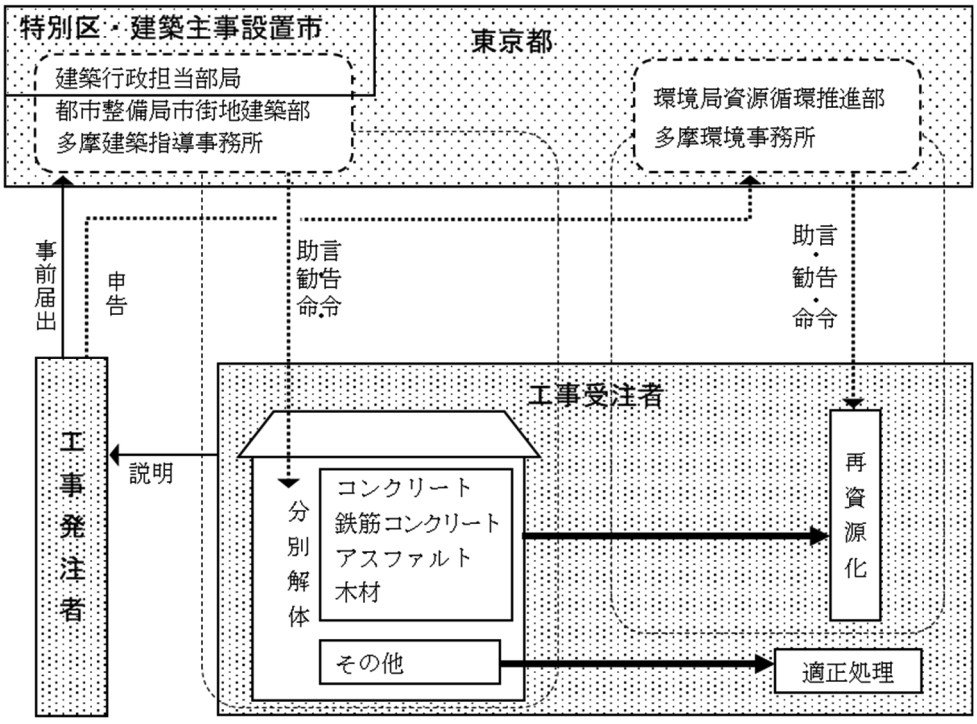
（注）登録・許可住所を基に集計

８　建設リサイクルの取組

(1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等の推進

平成14年５月30日に完全施行された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）は、建設廃棄物の減量と再資源化を促進するため、建設工事の受注者に対し、分別解体と特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の再資源化等を義務付けている。分別解体に係る事務は東京都都市整備局、特別区及び建築主事設置市の建築行政担当部局が担当し、再資源化等に係る事務は環境局が担当している。

図表 2-1-61　建設リサイクル法の仕組みと都における事務分担



※対象建設工事　解体工事80㎡以上、新築工事500㎡以上
　　修繕模様替１億円以上、建築物以外500万円以上
※解体工事業の登録を義務付け（建設業法の許可を持つ場合を除く。）

図表2-1-62　建設リサイクル法に基づく指導・行政処分状況（環境局）

内　　容	令和７年度件数
立入検査実施件数	1,163
発注者の申告件数	0
助言	0
勧告	0
命令	0

（注）多摩環境事務所の実績も含む。

(2) 再生品の利用促進

都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新時期を迎えており、それに伴って生じるコンクリート塊は、今後大量発生が見込まれている。一方で、コンクリート塊から製造される再生砕石については、主に道路の路盤材等に利用されてきたが、道路等の需要の減少により、再生砕石の滞留リスクが顕在化している。

そのため、東京都建設リサイクル推進計画において、コンクリート塊等の資源循環が円滑に進むよう、東京都環境物品等調達方針（公共工事）に基づき、再生砕石とともに、再生骨材コンクリートの利用を促進していくとしている。

９　スーパーエコタウン事業

都は、首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において都有地を活用した先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めてきた。

平成14年４月から、都は、民間事業者による建設廃棄物や食品廃棄物などの処理・リサイクル施設を計３回にわたって公募・選定を行い、平成29年６月に全施設の整備が完了した。現在、稼働中の施設は、中央防波堤内側埋立地に１施設、大田区城南島に11施設ある。

スーパーエコタウン事業について理解を深めてもらうため、毎年、都民や事業者を対象に、見学会を実施している。今後も引き続き、スーパーエコタウン事業者と連携して、先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクルを促進していく。

図表2-1-63　スーパーエコタウン事業で整備された各施設の一覧

施　設　名	事　業　主　体	処理能力	稼働年月日
中央防波堤内側埋立地			
ＰＣＢ廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	(PCB分解量)　2t/日	平成17年11月 (令和8年4月廃止)
ガス化溶融等発電施設	Ｊ＆Ｔ環境株式会社	650t/日	平成18年８月
大田区城南島			
建設混合廃棄物リサイクル施設	高俊興業株式会社	880t/日	平成16年12月
	株式会社タケエイ	961t/日	平成17年４月
廃タイルカーペットリサイクル施設	株式会社タケエイ	16t/日	平成27年８月
がれき類・泥土リサイクル施設	成友興業株式会社	(がれき類)　4,080t/日 (汚泥)　1,440㎥/日	平成21年７月
埋設廃棄物・泥土リサイクル施設	成友興業株式会社	(埋設廃棄物) 2,880t/日 (汚泥)　1,440㎥/日	平成29年１月
	Ｓ．Ｐ．Ｅ．Ｃ．株式会社	4,080t/日	平成29年６月

	食品廃棄物リサイクル施設（バイオガス発電）	バイオエナジー株式会社	130t/日	平成18年４月
	食品廃棄物リサイクル施設（飼料化）	株式会社アルフォ	140t/日	平成18年４月
	食品廃棄物リサイクル施設（飼料化・バイオガス発電）	株式会社アルフォ	170t/日	平成29年６月
	廃情報機器類等リサイクル施設	株式会社フューチャー･エコロジー	36t/日	平成16年４月
		株式会社リーテム	864t/日	平成17年７月

10　廃食用油・廃棄物を原料としたＳＡＦの推進

航空分野の脱炭素化に向けて、持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）は、CO_2削減効果が高く現在の航空機にそのまま使用可能ということで、大きな注目を集めている。その一方で、コスト面・安定的な原材料の確保・サプライチェーンの確保などに課題がある。

都では、家庭から出る廃食用油の回収拡大に向け、令和８年度に「廃食用油回収促進に係る事業提案」を公募し、選定した事業者と協力して店舗やマンション等との連携を強化する。さらに、廃食用油がＳＡＦの原料となることや都内の身近な回収場所等について広報を展開していく。

また、廃棄物からのＳＡＦ製造に向けた取組として、令和６年度から、廃棄物からのＳＡＦ製造を予定する事業者に対し、実現に向けた調査を支援している。

11　小型リチウムイオン電池の対策

小型リチウムイオン電池は、身近な充電式機器類に使われている一方で、廃棄物の収集運搬や中間処理時などにおいて、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が原因と思われる発火事故が都内をはじめ全国的に多発している。

このため、都では、排出事業者等を対象としたリチウムイオン電池の分別や適正排出に係るチラシの作成や、区市町村と連携し、都民を対象とした適切な分別に向けた一斉普及啓発活動等を行ってきた。令和８年度からは、新たに「リチウムイオン電池 集めて資源化プロジェクト」を開始し、区市町村や事業者等と連携して、適切な分別等を促す普及啓発や危険性の注意喚起を強化する。複数自治体を広域的に調整し回収・資源化を行う「広域的資源化モデル事業」をはじめとし、不要となった電池や小型家電を適正に回収することにより、再資源化を図るムーブメントを醸成していく。

また、令和８年度より、処理過程で混入した電池を検知する設備等を設置する区市町村、事業者等への補助を実施する。

さらに、令和６年度より、早稲田大学と共同で、小型リチウムイオン電池の処理状況等を調査し、回収された小型リチウムイオン電池が「発火せず安全で安価に処理される技術」と「プラスチックや銅などのベースメタル、リチウムやコバルトなどのレアメタルがリサイクルされて適切に資源循環するリサイクルルート」の構築に向けた取組を実施している。

12　資源循環・廃棄物処理のＤＸ推進

持続可能な資源利用の実現には、従来の３Ｒを超えたサーキュラー・エコノミーへの移行が不可欠であり、排出事業者側でも、リサイクルの高度化やCO_2削減、トレーサビリティ等の新たなニーズが発生するなど、静脈産業の果たすべき役割が増大している。これらのニーズへの対応や、社

会システムとしての廃棄物処理システムの維持には、静脈産業のＤＸ推進が有効であり、ＤＸにより廃棄物処理の合理化・高度化を図り、サーキュラー・エコノミーを進めることが重要である。

都はこの間、静脈産業におけるＩＣＴ技術等の活用に係る実証事業を実施してきたが、廃棄物処理・資源循環にＤＸサービスを提供する事業者は増えつつあり、この機を捉え静脈産業と連携し業界全体のＤＸを推進するとともに、サーキュラー・エコノミーへの移行促進の仕組みを構築していく。

(1)　産業廃棄物処理業の循環経済移行促進事業

産業廃棄物処理業者の適正処理や資源循環に関する情報等を集約したデジタルツールの整備等を実施する。

また、処理業者等のサーキュラー・エコノミーへの移行促進に向け、普及啓発やコーディネータ派遣等を実施する。

(2)　資源循環・廃棄物処理のＤＸ推進事業

産業廃棄物処理業者が行うＤＸを活用したサーキュラー・エコノミーに貢献する新たな事業構築の取組を補助し、先駆的事業者を育成する。

13　高度再資源化設備の導入促進

限りある資源を有効活用し、脱炭素社会の実現に貢献するためには、製造業と廃棄物処理業が連携を図りながら、再資源化事業の高度化を促進することが重要である。

都は令和７年度から、プラスチック、金属及び太陽光パネルについて、動静脈連携による再資源化プロセスの高度化を推進するため、高度再資源化設備導入への補助を実施している。

14　ＴＯＫＹＯクリーンアップアクション

近年、旅行者増加等を背景に、東京の環境美化や自然環境保全に支障をきたす事例が発生しており、清潔で魅力ある都市環境の確保に向け、ごみの持ち帰りの発信や、地域美化対策の更なる推進施策を強化することが重要となっている。

そのため、都は区市町村や関係事業者等の多様な主体と連携し、東京の環境美化を向上する様々な取組を展開していく。

(1)　ＴＯＫＹＯクリーンアップムーブメントの醸成に向けた広報展開等

ごみの持ち帰り等の理解と実践を促し、美化の行動を社会全体へ広げるため、区市町村や関連事業者等からなるＴＯＫＹＯクリーンアップ推進協議会を立ち上げるとともに、ムーブメント醸成に向けた広報啓発活動を一体的に展開する。

(2)　交通結節点・公共施設へのリサイクルステーションの整備

東京の環境美化と観光客等の利便性の更なる向上を図り、清潔で魅力ある都市環境を維持するため、主要駅等の交通結節点や公共施設におけるリサイクルステーションの整備費・運用費を支援する。

(3)　地域と連携した街の清掃美化推進事業

地域関係者と連携した清掃活動やポイ捨て対策に係る予防・監視の取組など、街の清掃・美化の推進に資する事業を行う区市町村を支援する。

第　８　節　　フロン排出ゼロに向けた取組

［環境改善部環境保安課］

フロンは、人体に無害であり、熱を効率的に運ぶ化学物質であることから業務用冷凍空調機器の冷媒等として使用されている。以前は、特定フロン（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ））が多く使用されてきたが、オゾン層を破壊することから代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）に転換されてきた。

しかし、代替フロンは非常に温室効果が高いことからその削減が求められている。

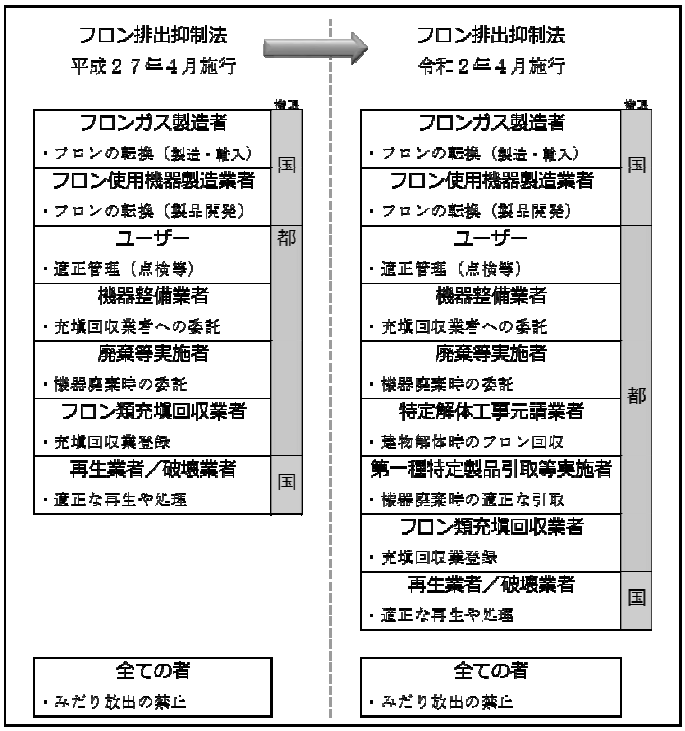
１　フロンの法規制の変遷

平成14年４月に施行された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）に基づき、特定フロンとハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）について業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収・処理が義務付けられた。

しかし、代替フロン（ＨＦＣｓ）の大気中への排出量が増加したことなどから、フロン類の製造から廃棄までの包括的な対策が取られるよう平成25年６月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に改正された（平成27年４月施行）。

さらに令和元年６月、都道府県の立入指導権限の拡大や関係者相互の確認・連携の強化など、機器の廃棄時のフロン類の確実な回収に向けた改正が行われた（令和２年４月施行）。

図表2-1-64



２　フロンの排出削減目標

都は、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、代替フロンの排出量を、2030年までに約250万ｔ－CO_2、2050年にはゼロとする目標を掲げた。

令和４年９月に策定した「東京都環境基本計画」では、排出量138万ｔ－CO_2までに目標を引き上げた。

さらに、令和６年度は、今後、都が推進する効果的かつ戦略的取組の検討に当たり、専門的な知見から意見を聴くことを目的として、専門家等で構成するフロン対策検討会を立ち上げ、計３回開催した。また、令和７年３月に策定した「2050東京戦略」では、2035年までに排出量118万ｔ－CO_2とする新たな目標を掲げ、ノンフロン機器の普及策、使用時対策、廃棄時対策等の取組を強化することとした。

3　フロン対策

(1) ノンフロン機器の普及

都は、冷媒としてフロンを使用しない機器（ノンフロン機器）を普及促進するため、令和元年度から中小事業者等を対象に「省エネ型ノンフロン機器」の導入に対する補助を実施している。

令和６年度は、「省エネ型ノンフロン機器」の導入を一層促進するため、補助対象を大企業にも拡大するとともに、中小事業者等に対する補助率を２分の１から３分の２へ引き上げた。さらに、令和７年度からは中小企業等の対象経費に撤去費を追加し、令和８年度からは対象施設に冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を加えた。

また、都は、市中に冷媒としてストックされているフロンを削減するため、レトロフィット（既存機器を改造して冷媒を入替）等のノンフロン・低ＧＷＰ化技術に取り組む事業者を令和８年度に公募する。公募事業の結果を踏まえ、社会実装の推進策を検討する。

(2) 使用時対策

都は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。漏えい実績等に基づき立入現場を精査し、漏えい量の多いユーザー（管理者）などへの指導を重点的に実施する。立入検査をより効果的にするため、立入検査結果等を基にＡＩ等を活用して情報を分析するシステムを用いている。

また、事業者がフロンの漏えいを早期に検知できる遠隔監視技術の導入に積極的に取り組めるよう、令和４年度から技術の効果検証や普及啓発を実施してきた。令和７年度は、更なる普及を図るため、大企業及び中小事業者等を対象として、業務用空調機器に係る遠隔監視技術の導入に対する助成を開始した。さらに、令和８年度からは、輸送用機械式冷凍ユニットについても補助対象に追加する。

さらに、使用中の小型機器からのフロン漏えいを防止するため、市中の小型機器を点検し、漏えいを早期に発見・修理することによるフロン排出削減効果を検証し、事例集を作成した。

令和８年度は、検証した早期の漏えい防止対策のポイントやメリットについて、セミナーの開催やＳＮＳ等への広告掲載など、使用時のフロン排出量ゼロに向けた事業者の更なる取組を促す施策を実施していく。

(3) 廃棄時対策

都は、令和２年のフロン排出抑制法改正に合わせて、業務用冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類回収が徹底されるよう講習会や動画配信等による法の周知を図るとともに、業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入指導を実施している。悪質な事業者に対しては警視庁などと連携して厳正に対処している。

令和８年度は、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する充塡回収業者の技術力を評価する制度の運用を開始する。

(4) 都庁のフロン排出削減

都は、業務用冷凍空調機器を数多く使用する事業者として、ゼロエミッション都庁行動計画に基づき、都有施設からのフロンの排出削減に取り組んできた。

令和５年度には、機器の適正管理の確実な実施と、管理業務のＤＸ化のため、全庁的に冷媒管理システムを導入した。

令和７年３月に改定したゼロエミッション都庁行動計画では、都有施設のフロン算定漏えい量

を2030年に2015年度比で65％削減とする目標を定め、法に基づく機器管理の徹底とノンフロン・低ＧＷＰ機器等の新技術の導入拡大の取組により目標達成を目指すこととしている。

令和８年度は、冷媒管理システムのデータ等を活用してノンフロン機器等の新技術が適用できる施設を抽出し、その導入を推進する。

(5) 第一種フロン類充塡回収業者の登録

都は、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の充塡・回収業を営む事業者の登録を行っている。

図表2-1-65　フロン排出抑制法に基づく充塡回収業者の登録実績（令和７年度末）

登録区分	登録件数
第一種フロン類充塡回収業者	4,884

(6) 家庭用エアコンからのフロン排出抑制対策

家庭用エアコンについては、適正な取外し及びフロン回収を確実に行う必要がある。しかし、一部の機器は不適正な処理ルートに流れ、フロン回収が実施されない状況にある。

このため、令和８年度から「優良登録事業者公表制度」を構築し、適切な取外しを行う事業者を募集・登録するとともに、講習を実施することで技術力を高める取組を進め、都民及び事業者が当該事業者を選択し、フロン回収が確実に行われる環境を整備する。加えて、都民、事業者及び家庭用エアコン工事業者に対し、適正なフロン回収に関する普及啓発を推進する。

第　９　節　　都自らの率先行動

１　ゼロエミッション都庁行動計画　　［総務部環境政策課］

都は、平成13年３月、都庁の総合的な環境配慮のための実行計画である「地球をまもる都庁プラン」（計画期間平成12年度から平成16年度まで）を策定し、都の事務事業活動に伴う環境負荷低減に率先して取り組んできた。平成17年８月には、都における気候変動対策を更に強化するため、「地球をまもる都庁プラン」の地球温暖化対策部分を改定し、「地球温暖化対策都庁プラン」を策定した。

平成24年３月、平成23年夏期における電力需給ひっ迫に対する取組等を踏まえ、「温室効果ガス削減都庁行動計画」（計画期間平成22年度から平成26年度まで）を策定した。平成26年度における知事部局等からの温室効果ガス排出量を、平成12年度比で20％削減するという削減目標に対し、平成26年度実績で約19.9％減となり、目標をほぼ達成した。

平成28年３月に「スマートエネルギー都庁行動計画」（計画期間平成27年度から令和元年度まで）を策定し、設備改修等を通じた低CO_2技術の活用や省エネルギー対策を推進した結果、令和元年度の温室効果ガス排出量を平成12（2000）年度比20.9％削減、エネルギー消費量を平成12年度比20.8％削減した。また、この計画期間では、4,738kWの太陽光発電を新規導入した。

令和３年３月に「ゼロエミッション都庁行動計画」（計画期間令和２年度から令和６年度まで）を策定した。都自らが「隗より始めよ」で脱炭素化に向けた取組を加速し、「2030年カーボンハーフ」の実現に向けて、様々な主体の取組を牽引することとした。

令和７年３月には、これまでの目標をより具体的・野心的なものとし、また分野１(省エネの推進・再エネの導入拡大)において公営企業局を新たに目標の対象に加えた「ゼロエミッション都庁行動計画」の改定版を公表した。自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション東京の実現に向け、都民や事業者の取組をけん引していくために、各局等が一丸となって施策を推進していく。

本計画の概要は以下のとおりである。

(1) 計画期間

令和７年度から令和12年度までの６か年

(2) 取組項目及び目標

分野１　省エネの推進・再エネの導入拡大

目標　ア　温室効果ガス排出量(2000 年度比) ▲55％

＜上記を達成するための目標＞

イ　エネルギー消費量(2000 年度比) ▲35％（知事部局等 ▲50％以上）

ウ　再エネ電力利用割合 65％以上（知事部局等 100％）

エ　太陽光発電設置量(累計設置量) 74,000kW

+ 次世代型ソーラーセル※等 約 10,000kW(2035 年度まで)

※ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池。「次世代型太陽電池ネーミング総選挙」（令和７年７月４日～７月31日）によりAirソーラーという名前に決定。

分野２　ＺＥＶの導入推進

目標＜庁有車＞

ア　ＺＥＶの庁有車（乗用車)※ 100％（特種車両等を除く）

※業務の用途に見合う車種が販売されているもの(セダン、ＳＵＶ、軽自動車(四輪駆動車、ワゴン除く))

《二輪車の非ガソリン化(2029 年度)100%》

目標＜充電設備＞

イ　都有施設に公共用充電設備※を累計 780 口以上設置

※公共施設や商業施設、時間貸し駐車場などパブリックな場所で利用される充電設備

分野３　使い捨てプラスチックの削減

目標　ア　都の全事業所において、原則ボトル to ボトルが実施されている

イ　出先事業所のマテリアルリサイクル(ＭＲ)ルートが構築されている

ウ　都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

分野４　食品ロスの削減

目標　ア　都庁舎の食堂や売店等における全ての食品廃棄物を食品リサイクルへ

イ　都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

分野５ フロン対策の推進

目標　ア　フロン算定漏えい量(2015 年度比) ▲65%

(3) 計画の実効性を担保する仕組み

本計画で定めた目標とその達成に向けた取組について、次の仕組み等を活用して、実効性を担保する。

ア　全庁横断的な推進組織の活用

全庁横断的な推進組織として「ゼロエミッション都庁推進会議」を設置しており、この会議では、各分野で掲げた目標に対する進捗状況を確認し、課題等を共有するとともに、必要に応じて施策の見直し・バージョンアップを行う。

イ　公共調達における脱炭素化の推進

各分野における取組の方向性を踏まえ、「東京都グリーン購入推進方針」や「東京都環境物品等調達方針（公共工事)」によって、調達の面からも施策を推進する。

２　都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大

［気候変動対策部計画課］

都は、多くのエネルギーや資源を消費する「大規模事業者」の責務として、都自ら率先して脱炭素行動を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化している。

(1) 再生可能エネルギー電力調達の促進

令和７年３月に改定した「ゼロエミッション東京戦略」で、令和12（2030）年までに使用する電力について、都庁全体で65%以上、知事部局等で100%再生可能エネルギーにする目標を掲げている。

この目標の達成に向け、都営住宅等に設置した太陽光発電設備で発電した電力や、都内で発電された卒ＦＩＴ電力を含む再エネ100%電力を都有施設で活用する「とちょう電力プラン」を進めている。

また、「東京都グリーン購入ガイド」における「電気」の環境配慮仕様について、順次水準の見直し・強化を図り、「とちょう電力プラン」の対象施設以外についても、各局において東京都グリーン購入ガイドに基づき再エネ電力の調達割合を計画的に高めていく。

*卒ＦＩＴ：ＦＩＴ（再生可能エネルギーによる電力を一定期間固定価格で買い取る制度）での買取期間が終了した設備のこと。令和元年11月以降、順次買取期間が終了

(2) 太陽光発電設備の設置拡大

令和12（2030）年までに設置可能な都有施設への太陽光発電設備の100％設置を目指し、新築、改築及び大規模改修時に加え、既存の都有施設への設置を加速化する。

さらに、建材一体型太陽光パネルやAirソーラー（次世代型太陽電池）などの壁面等への設置が可能な新技術について、先行導入施設において設置条件や施工方法等の検証を進め、本格導入に向けた道筋を具体化していく。

(3) 都有施設におけるＶＰＰの構築事業

都有施設で生み出した再エネ電力を施設間で需給調整し、最大限有効活用するとともに、電力市場への調整力の供出等も視野に入れた、都有施設におけるＶＰＰ（仮想発電所）の構築を推進する。

3　都有施設における充電設備設置事業　［気候変動対策部計画課］

都有施設に充電設備を整備し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を後押しするとともに、都有施設を訪れる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車利用者の利便性の向上を図る。

都立公園の駐車場等に、急速充電設備215口、普通充電設備176口の合計391口を設置している（令和８年３月末現在）。

4　環境マネジメントシステムの運営　［総務部環境政策課］

都は、都の活動における環境配慮を一層推進するために新宿本庁舎を範囲として環境マネジメントシステムを構築し、平成12年２月に環境マネジメントシステムの国際規格ＩＳＯ１４００１の認証を取得した。

その後、各局における取組が十分に定着するとともに、ＰＤＣＡサイクルを用いた事業運営の成果が着実に現れたため、これまでの取組・経験を踏まえ、認証取得から14年が経過した平成26年４月に事業活動における環境配慮行動の取組指針として環境方針を策定するとともに、運営においては日常業務活動に特化した独自の環境マネジメントシステムを導入し、都における環境配慮行動を適切に実行している。

5　都庁プラスチック削減方針　［資源循環推進部計画課］

都は、令和元年６月、ゼロエミッション東京の実現に向けて、多くの資源を消費する都庁自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、「都庁プラスチック削減方針」を策定した。

(1) 基本原則

ア　必要性の低いワンウェイプラスチックの使用削減、マイバッグ・マイボトル等の利用推進

イ　プラスチックの使用が避けられない場合は、①再生プラスチックを使用した製品、②持続可能性に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品の優先順位により使用する製品を検討

ウ　廃プラスチックが発生した場合は、適切に分別し、①材料リサイクル、②ケミカルリサイクルの優先順位により再生利用し、それが困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進

(2) 取組内容

ア　物品調達等における取組

(ｱ)　東京都グリーン購入推進方針及びグリーン購入ガイドの改定

(ｲ)　本庁組織が本庁舎内で開催する会議におけるワンウェイプラスチックの削減

(ｳ)　関連団体等への要請、廃プラスチックの分別の徹底等

イ　職員による率先行動

(ｱ)　ワンウェイプラスチックの受取を自ら辞退することを原則とし、それを徹底

(ｲ)　廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底

(ｳ)　本庁舎内各フロアのリサイクルルームを調査し、レジ袋等の廃棄状況を把握

第２章

生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第１節　保全と再生

１　自然環境に関する計画等

２　東京の緑の現状

３　緑の保全・創出のための取組

４　自然環境保全の気運醸成

５　人材育成・人材認証制度の創設

６　屋上等の緑化

７　緑の学び舎

８　自然環境デジタルミュージアムの構築

９　生物多様性推進センター

10　水辺環境の保全

11　保全地域の指定・管理

12　都民の自然体験活動の促進

13　開発の規制

14　民間財団との協働による環境体験学習事業の実施

15　森林の再生

第２節　自然とのふれあい

１　自然公園

２　首都圏近郊緑地

３　都民の森

４　小笠原諸島世界自然遺産の保全

第３節　野生動植物対策

１　野生動植物の保護と管理

２　鳥獣保護管理及び狩猟免許等

第　２　章　　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第　１　節　　保全と再生

１　自然環境に関する計画等　　［自然環境部計画課］

東京においては、奥多摩の山地から丘陵地、台地、低地、東京湾を経て小笠原諸島に至るまでの地形上に、多様な緑が育まれている。自然は、人間の生存の基盤であり、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものである。首都東京を自然と共生し、持続可能な都市としていくためには、自然が持つ都市環境の改善、雨水の流出抑制、生物の生存基盤、レクリエーションの場の提供など様々な機能が、最大限に発揮されることが重要である。このため、自然の連続性を確保するよう残された自然地の保全、失われた自然の回復・再生、新たな緑や水辺環境の創出のほか、自然地の適正な管理、利用への誘導を進める必要がある。

都はこれまで、自然保護条例、自然公園法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき、緑の保全と再生、開発の規制、森林再生と枝打ち、屋上等緑化の推進、自然公園の保護・利活用の推進、生物多様性の確保、鳥獣保護管理等の取組を行ってきた。

一方で、地球規模の生物多様性の危機などを背景に、都は、令和元年度から、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性地域戦略に当たる「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成24年５月）について、改定に向けた検討を開始した。その後、東京都自然環境保全審議会による答申（令和４年12月）に基づき、生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、令和５年４月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表した。本戦略では、2050年の東京の将来像を示すとともに、将来像を実現するための2030年目標、目標の実現に向けた３つの基本戦略を掲げている。これらの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体（ＮＰＯ・ＮＧＯ・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていくことにより、2030年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指す。

また、令和５年４月に本戦略に基づく都の取組を「生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、毎年度更新を行い公表している。引き続き、全庁的な推進体制のもと取組を推進していく。

【東京都生物多様性地域戦略】

１　地域戦略の位置付け

生物多様性基本法に基づく、都内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

・対象地域　東京都全域。必要に応じて隣県や関連地域等の一部を含める。

・計画期間　令和４（2022）年度から令和12（2030）年度まで

２　2050年東京の将来像

○ 基本理念

自然に対して 畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

３　将来像の実現に向けた2030年の目標と基本戦略

○ 2030年目標

あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現

○ 2030年目標の実現に向けた３つの基本戦略

Ⅰ 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

Ⅱ 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

Ⅲ 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

４　基本戦略ごとの行動目標と都の主な取組

○ 基本戦略Ⅰ

・生物多様性バージョンアップエリア10,000＋（プラス）

生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアの確保を行政として10,000haとすることを目指すとともに、民間の取組をプラスで表現し、共に取り組む。

・新たな野生絶滅ＺＥＲＯアクション

新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための取組を様々な主体とともに実施する。

＜都の主な取組＞

・保全地域の指定・公有化

・東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定・公表

・外来種対策リスト、外来種対策行動の手引きの策定・公表　等

○ 基本戦略Ⅱ

・Tokyo-NbSアクションの推進　～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）となる取組を、行政、事業者、民間団体など各主体とととともに推進する。

＜都の主な取組＞

・Tokyo-NbSアクション推進事業

・東京の多様な自然を知る参加型プログラム　等

○ 基本戦略Ⅲ

・生物多様性都民行動100％　～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進する。

＜都の主な取組＞

・ＤＸを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト

・自然環境デジタルミュージアムの構築　等

２　東京の緑の現状　［自然環境部計画課］

東京の現在の緑の量を「みどり率（注)」（令和５年）で見ると、区部で24.0％、多摩で67.4％であり、都内全域では52.1％となっている。

平成30年から５年間の変化を見ると、みどり率は、区部では0.2ポイント、多摩部では0.4ポイント、都内全域では0.4ポイントの減少となっており、全体としては微減で推移している。

東京の緑は、人間を含む多くの生きものの生存基盤としてだけでなく、都市に暮らす都民に潤いや安らぎを与え、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出など多様な役割を担っていることから、その存在がますます重要となっている。

また、丘陵地の緑は、丘陵地公園などを核に連坦し、森林や自然公園へとつながっている一方で、人口が密集した市街地に近接し、住宅や商業施設の開発の最前線に位置していることから、その保全が求められている。

さらに、山間部の森林は、水源かん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、レクリエーション利用など、多くの重要な役割を果たしている。これらの森林は、森林所有者の財産であると同時に、都民全体がその恩恵を享受する共通の財産でもあることから、その適切な管理と整備が重要である。

（注）みどり率とは、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上等緑化を含む。)、公園、街路樹や河川、水、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいう。

３　緑の保全・創出のための取組　［自然環境部計画課］

依然として減少傾向にある東京の緑を少しでも回復させるため、都では緑の保全・創出に向けた取組を積極的に進めている。

既存の緑の保全など、より質の高い緑を確保するため、平成21年３月、自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、緑化計画書制度や開発許可制度の強化を行った。

また、あらゆる都市空間において積極的に緑を創出するため、校庭の芝生化や街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備など、公共施設等の面においても全庁を挙げて取り組んできた。

さらに、都民や企業などあらゆる主体が協働して緑の保全・創出に取り組むため、ボランティア活動の支援や「緑の東京募金」への参加の働きかけ、普及啓発活動など、都民・企業の意識を緑に向け、行動に結びつくような取組を実施してきたところである。

これらの取組に加え、生態系に配慮した緑化を推進するため、生物多様性の向上を目指し、植栽に在来種を選定する場合の参考となるよう「在来種選定ガイドライン」を作成するとともに、在来種植栽に取り組むなど生物多様性の保全に積極的に取り組む民間の緑地を登録・公表する「江戸のみどり登録緑地」制度を開始した。引き続き、これらの普及拡大を図るとともに、生態系に配慮した緑化のための講習会の開催など、生物多様性の保全につながる施策を推進していく。

そして、新たな生物多様性地域戦略において掲げられている行動目標「Tokyo-NbSアクションの推進～自然に支えられる東京～」を達成するため、グリーンインフラによる減災機能の強化など、自然を活用した都市課題等の解決につながるNbSの取組が、様々な主体において、広く行われるよう、令和５年度より「Tokyo-NbSアクション事業」において、取組事例の発信等を実施しているほか、令和６年度は、NbSに取り組む企業等のすそ野の拡大を図るため、優れた取組を表彰する「Tokyo-NbSアクションアワード」を創設した。

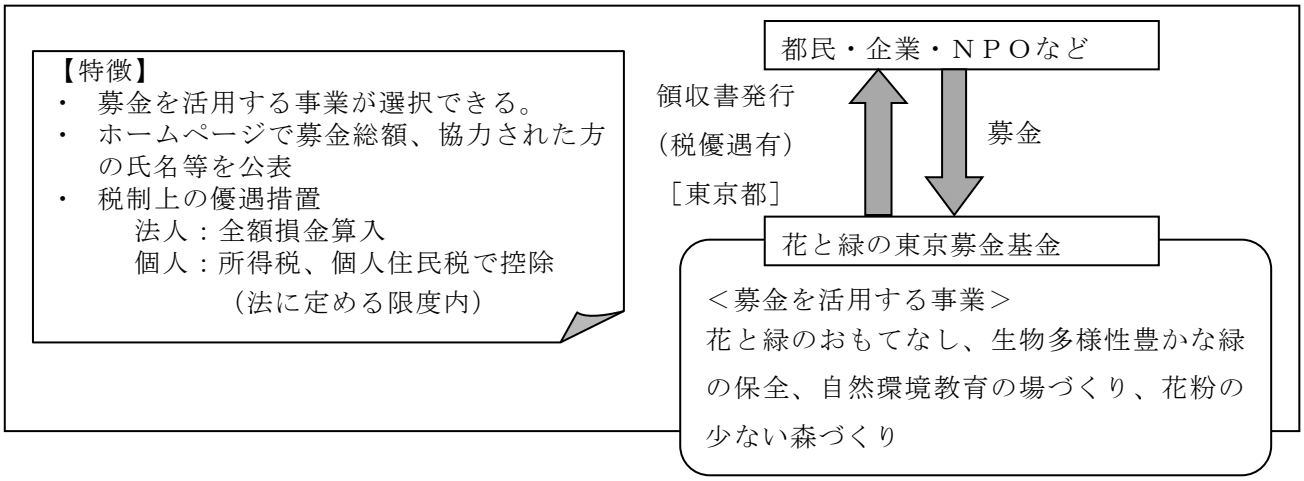
４　自然環境保全の気運醸成　［自然環境部計画課］

平成19年10月に都民や民間事業者などの幅広い賛同を得て、緑あふれる都市東京を再生するため、「緑の東京募金」を創設した。８年間で９億円を超える募金が寄せられ、平成27年度に、「緑の東京募金」を活用する４つの緑化事業のうち「海の森の植樹」「街路樹の倍増」が終了した。

そこで、「緑の東京募金」に新たに花で街を彩る視点を加え、花と緑あふれる都市東京を実現するため、「花と緑の東京募金」に再構築し、平成28年７月に開始した。

寄せられた募金は「花と緑の東京募金基金」に積み立てられ、「緑の東京募金」でも充当してきた「校庭の芝生化」「花粉の少ない森づくり」に加え、「花と緑のおもてなし(花を活かした緑化)」「生物多様性豊かな緑の保全」といった事業に活用してきた。令和５年度からは「校庭の芝生化」の後継事業である「自然環境教育の場づくり」にも活用している。

図表2-2-1　募金の特徴と仕組み



５　人材育成・人材認証制度の創設　［自然環境部計画課］

自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・ＮＰＯ・行政が連携して育成し、社会へ送り出していくための制度であるECO-TOPプログラムを、平成19年８月に創設した。

令和８年３月末現在、５大学が認定を受けて、421名の修了生を輩出している。

６　屋上等の緑化　［自然環境部緑環境課］

都では、自然保護条例及び同条例施行規則に基づき、敷地内における緑化を進めてきたが、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に向け、これまで以上に市街地の緑を回復することが必要となってきた。

このため、新たに緑を増やせる緑化スペースとして建築物の屋上や壁面、ベランダなどに着目し、屋上等の緑化指導を平成12年４月から開始した。

さらに、平成12年12月に自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、平成13年４月から一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図った。

(1) 対象

ア　民間施設　1,000㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合

イ　公共施設　250㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合

(2) 緑化の基準

建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積は屋上の面積（※）の20％以上（総合設計制度等の適用があるものは30％以上）を樹木、芝、草花等により緑化する。なお、平成21年10月１日から基準が強化され、敷地面積5,000㎡以上（公共施設は1,000㎡以上）のものについては、25％以上（総合設計制度の適用があるものは35％以上）となっている。

※屋上の面積とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分のうち、ソーラーパネルや空調等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積をいう。

(3) 屋上等緑化の指導実績

図表2-2-2　屋上等緑化の指導実績

年　度		３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
屋上等緑化対象件数		380件	428件	386件	376件	328件
面　積		185,655㎡	132,401㎡	131,854㎡	112,436㎡	75,981㎡
内訳	屋上等緑化面積	98,166㎡	110,477㎡	98,738㎡	80,952㎡	45,345㎡
	地上部緑化面積（屋上からの振替）	87,489㎡	21,924㎡	33,116㎡	31,484㎡	30,636㎡

注）平成13年度からの屋上等緑化面積の累計は約290haで、日比谷公園約18個分に相当する。

(4) 推進策

緑化の事例の紹介、ホームページへの掲載等を行い、普及啓発活動を推進する。

７　緑の学び舎　［自然環境部計画課］

私立学校・幼稚園及び認可保育所の校庭・園庭の芝生化を実施している。

また、芝生化した施設のうち、維持管理の支援が必要な施設について、芝生の専門家を派遣し、維持管理指導の支援を行っている。なお、公立幼稚園・小中学校運動場における芝生化等緑化事業は平成25年度から教育庁へ移管した。

８　自然環境デジタルミュージアムの構築　［自然環境部計画課］

都内の生物多様性情報などを収集・一元化し、東京の自然の魅力を発信する機能（デジタル情報基盤、収蔵・連携拠点、体感展示）を持つ自然環境デジタルミュージアムの構築に向けた取組を推進している。令和７年４月に策定した「（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアム基本計画」を踏まえ、デジタル情報基盤の構築や体感展示の新規コンテンツの制作を進め、年度末までに運用を開始するとともに、収蔵・連携拠点予定地の自然環境フィールドの整備に向けた基本計画を策定する。

９　生物多様性推進センター　［自然環境部計画課・緑環境課］

保全活動に係る各主体間における連携・協力の斡旋、情報の提供や助言を行う拠点として、令和６(2024)年４月に「東京都生物多様性推進センター」を東京都環境公社内に設置した。保全地域において、各種体験プログラムを通じ、ボランティア活動の多様な機会を創出するとともに、適切な緑地の維持管理及び貴重な動植物の保全等を行うなど、都と連携して都内における生物多様性の保全と自然との共生の実現を目指していく。

10　水辺環境の保全　［自然環境部水環境課］

水辺は、自然が少なくなった都市空間において都民に「うるおいとやすらぎ」を与える貴重な存在であるだけでなく、水が蒸発することによって、ヒートアイランド現象の緩和をもたらしている。このため、湧水の保全や清流の復活など水辺環境の保全を図っている。

(1) 湧水保全事業

都内の湧水は、令和５年度調査によると591か所確認されている。湧水の保護と回復に努めるため、自然保護条例に基づき、平成13年度に「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」を策定するとともに、平成14年度には湧水保全への認識を深めるため、歴史的価値の高い湧水等を「東京の名湧水」として57か所選定し、区市町村と連携しながら湧水の保全を推進している。

(2) 清流の復活

野火止用水、玉川上水及び千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業を実施している。

また、区部においては、水源の枯渇した渋谷川・古川、目黒川及び呑川について、水量の確保と水辺環境の回復を目的として、下水道局落合水再生センターの高度処理水を導水する事業を流域の関係区と協力して実施している。

(3) 多摩川水量確保対策事業

多摩川上流では、羽村堰において水道原水として多摩川の水を取水し、その一部を下流側に放流している。かつては、かんがい期（５月20日から９月20日まで）のみ下流への放流が行われており、非かんがい期（９月21日から翌年５月19日まで）には堰下の河川水量が大幅に減少していた。そのため、多摩川の水量確保と水質改善を目的として、平成４年度から非かんがい期にも羽村堰から毎秒２㎥を放流する事業を実施している。

11　保全地域の指定・管理　［自然環境部緑環境課］

(1) 保全地域の指定

保全地域とは、自然保護条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域で、保全地域内では自然環境に影響を及ぼす各種の行為が規制される。

保全地域には自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域の５種類の類型がある。最新の指定状況としては、令和８年３月23日に町田市の樹林地や複数の谷戸等から構成される里山環境（126,327㎡）を「町田三輪里山保全地域」として、同じく町田市の樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成される里山環境（24,518㎡）を「町田三輪沢山里山保全地域」として新規指定した(これまでに指定した保全地域の概要は図表2-2-3のとおり)。

令和元年12月に発表された「未来の東京」戦略ビジョンでは、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京を実現するための取組の一つとして、丘陵地等の良好な自然地を2050年度までに新たに100ha程度保全地域として指定・公有化する目標を掲げた。

その目標達成に向けて、令和２年度に行った都内において保全すべき重要な自然地に関する調査の結果に基づき、新規指定地域に関する検討及び調整を行っている。

併せて、保全地域を都内の生物多様性の拠点として機能させていくことや、都民が保全地域に必要性や親しみを感じられることとともに、保全地域の価値や魅力を向上させるため、保全地域

の管理、活用の視点も含めた保全地域に係る総合的なプラン「保全地域の保全・活用プラン」を令和５年１月に策定した。

さらに、令和６年１月に発表された「未来の東京」戦略version up 2024及び「東京グリーンビズ（東京都の緑の取組Ver.2)」では、2050年の指定・公有化目標を累計約860haから約1,000haに引き上げた。現在、中間目標として、2030年には約820ha、2035年に約870haの指定・公有化目標を設定しており、目標達成に向けて、計画的な自然環境調査の実施や保全地域の指定効果を定量化（見える化）することにより、指定等への取組を加速するとともに、保全地域の質を維持・向上させるため、管理の強化を図っていく。

(2) 保全地域の公有化

保全地域に指定されると建築物の新設等が制限されるなど、土地利用に著しい支障を来すため、土地所有者は、都に対して土地の買取りの請求ができることになっている。都は、所有者の申し出があった場合には、これを買い入れることとしている。

令和７年度は、2.41haの土地を買い入れており、令和８年３月31日現在の公有化面積は合計654.0ha（公有化率84.2%）となっている。※これまでの取得費累計約1,178億円

(3) 保全地域指定協力奨励金の交付

保全地域の指定は、地権者にとって土地利用の制約を伴うため、協力を得ることが難しい状況にある。保全地域の指定の促進を図るため、平成５年12月に東京都保全地域指定協力奨励金交付要綱を策定し、保全地域の指定に協力した土地所有者に奨励金を交付することとした。令和７年度は、143件（162人）に対して総額約781万円を交付した。

(4) 保全地域の管理

保全地域の指定に当たっては、その自然環境を良好な状態に維持していくため、その地域の特性に応じた保全計画を策定している。保全地域では、保全計画に基づき雑木林の下草刈りや萌芽更新等の植生管理を行うほか、保全地域の趣旨を説明した案内板の設置や、人等が立ち入ることによる荒廃を防ぐための管理柵の設置などの維持管理（※）といった保全事業を行っている。

（※）保全地域の維持管理業務については、適正かつ効率的な管理・運営を図るため、支障木等の剪定、伐採、管理柵や制札板等管理工作物の補修工事、保全地域内の希少種、園路の状況確認等の巡視などの業務を平成27年度から公益財団法人東京都環境公社に委託

令和２年度からは、希少な動植物の生息・生育環境の保全のため、湿地環境などを含む保全の難易度の高い保全地域の管理を研究者と連携しながら進める事業を実施している。

また、林縁部(林の周縁部)の保全事業も開始し、一定範囲の林縁部の樹木を伐採することで保全地域の生物多様性の向上を図るとともに、近年、強大化している台風等による保全地域に隣接する住宅や道路、鉄道等への倒木を防止し、安全性の向上を図っている。

さらに、近年都内で発生が確認されているナラ枯れ（カシノナガキクイムシの媒介するナラ菌によってナラ類が枯れる樹病）が、令和２年度から保全地域でも確認され始めており、枯死した樹木の倒木等による周囲への被害を未然に防止するため、令和３年度から枯死木の伐採を実施している。

令和６年度からは、保全地域の質の維持・向上に向け、林床が明るく若い樹林にするため、植生回復・樹林再生に関する事業を集中的に実施するとともに、地域特有の希少種保全や外来種対策を進めている。

(5) 保全地域の希少種等保全対策

保全地域に生息・生育する多様な種を保全するため、平成25年度に「保全活動ガイドライン」を作成し、モデル的な管理手法を保全地域で活動する市民団体等に示すとともに、平成25年度から希少種保全に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、各保全地域における市民団体の保全活動を支援している。

また、保全地域に生息・生育する希少種の持ち去りや利用者の過剰な利用を未然に防止するため、平成26年度から希少種保護柵及び監視カメラの設置を行っている。

さらに、アライグマ等の外来種の侵入による希少種の食害が起きているため、希少な両生類の生息が確認されている保全地域において、令和２年度からアライグマ等の捕獲を開始している。

(6) 保全地域コーディネート事業

様々な環境を有する保全地域で多様な主体と連携して保全管理を進めるためには、目的の共有ときめ細やかな調整が欠かせない。保全地域の生物多様性に配慮した管理運営や、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理推進体制を構築するための取組を令和４年度から実施している。令和８年度は令和４年度以降の継続地域を含め、16地域で実施している。

(7) 保全地域の安心安全

保全地域等の都有地で土砂災害特別警戒区域に指定された箇所について調査を行い、対策が必要であると判断された箇所について、測量、地質調査、設計等を行った上で、安全対策工事を実施している。令和７年度は、八王子長房緑地保全地域で安全対策工事を実施した。

12　都民の自然体験活動の促進　［自然環境部緑環境課］

都は、都民の自然とのふれあい、学習、体験活動やボランティア活動の場として保全地域を活用しているが、保全地域で保全活動を行っているボランティア団体においては、近年、参加者の高齢化、固定化等の課題が深刻化している。

こうした課題に対応するため、次の(1)から(5)までについて公益財団法人東京都環境公社を活用し、ボランティア人材育成業務、都民参加型の保全地域活用事業を行っている。

(1) Ｗｅｂサイト「里山へＧＯ！」の運営

都内における森林や緑地の保全活動情報を収集し、Ｗｅｂサイト「里山へＧＯ!」を通じて広く周知するとともに、保全活動の希望者にニーズとレベルに応じた活動やボランティア団体の情報を紹介することで、緑地保全活動等への継続的な参加を促す取組を平成27年度から実施している。令和７年度にはＷｅｂサイト「東京都生物多様性推進センター」の開設と併せて、本サイトのリニューアルを実施した。

(2) 保全地域体験プログラム

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、身近な保全地域において、緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。令和７年度は17地域で39回の実施、延べ877名が参加した。

(3) 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム

都民、民間非営利団体（ＮＰＯ等）、企業等の連携により、保全地域の自然環境を保全する活動である東京グリーンシップ・アクションを平成15年度（１地域）から実施している。その後、地域数等を増加させ、令和７年度は33企業が11地域で41回の実施、延べ922名が参加した。

また、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行

動力の醸成を促すことを目的とする東京グリーン・キャンパス・プログラムを、平成20年度から実施している。令和７年度からは、事業の対象を小学校・中学校・高等学校へ拡大し、保全活動を担う人材の育成を促進している。令和７年度は小学校７校、中学校１校の計８校、延べ457人が参加した。

(4) 東京グリーンスキル・プログラム

これまでのボランティア活動団体向け講習会を再編し、各団体が必要とする知識・スキルを選択して習得できる「東京グリーンスキル・プログラム」を平成30年度から実施している。

(5) 保全地域サポーター制度

保全地域体験プログラムに複数回参加するなど、緑地保全活動に意欲のある都民等を対象に都が講習会を行い、保全地域サポーターとして認定し、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を令和３年度に創設した。

(6) 指導者育成制度

都民の自主的な活動を促進するため、自然保護条例第９条の規定に基づき、自然観察や緑地保全などに関する知識や技術等を有し、都民やボランティア活動団体などの求めに応じて、その活動に対して指導や助言を行う緑のボランティア指導者を育成している。

13　開発の規制　［自然環境部緑環境課］

自然保護条例第47条及び第48条により、1,000㎡又は3,000㎡以上の敷地において、宅地の造成など、土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす行為は、あらかじめ知事の許可が必要と定めている。このうち、30,000㎡以上の規模のものについては、東京都自然環境保全審議会の意見を聴くこととなっている。

なお、国の機関及び地方公共団体の行う行為等については、許可申請に代えて、あらかじめ知事と協議することとしている。

また、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある開発が行われることを目的に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」（平成３年９月施行）に基づく指導を行っている。

さらに開発許可を受けた残土処分場において残土の崩壊事故が発生したことを契機に、土砂崩壊等を未然に防止するために、令和３年３月に条例施行規則を改正して審査基準を強化し、新たに監視指導指針を策定するとともに、事業者向けに開発許可の手引［特定切盛土編］を公表した。

14　民間財団との協働による環境体験学習事業の実施　［自然環境部緑環境課］

都は、大量の生物資源を消費する都市として、自然環境や生物多様性に配慮した持続可能な都市を築いていくために、広く都民や企業、ＮＰＯ等のあらゆる主体と連携した施策の展開や、各主体が自然環境保全の重要性を理解した上で、主体的に行動するよう促す取組が必要である。

また、企業等の社会的責任（ＣＳＲ）が広く認知され、環境貢献活動への意欲が増大しており、意欲と経験に富む企業等と行政が連携することにより、これまで以上に有効な施策展開が可能となっている。

こうした背景を踏まえ、都は一般財団法人セブン-イレブン記念財団と平成26年６月27日に協定書を取り交わし、八王子市川町にある緑豊かな都有地で、都として初めて民間の資金やノウハウを生かし、拠点施設を構えて自然環境の保全と環境体験学習事業を展開していくこととし、平成26年度末に拠点施設が完成した。

施設の名称を「高尾の森自然学校」とし、平成27年４月10日に開校式を執り行い、平成27年５月から一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを開始している。

「高尾の森自然学校」の運営や拠点施設の整備は一般財団法人セブン-イレブン記念財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を行う。

また、地元団体や学校等から構成される運営協議会を年数回開き、意見を反映しながら運営を行っていく。

15　森林の再生　［自然環境部緑環境課］

(1) 森林再生事業

手入れされていないスギ、ヒノキの人工林では、地面に光が当たらず、下層植生の生えない裸地化した森林が増加し、土砂の流出や野生動植物の生息環境の悪化など森林の公益的機能が低下している。

このため都では、手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林において、間伐を行って下層植生の生育を促し、森林の公益的機能を回復させ、将来的には針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指す多摩の森林再生事業を平成14年度から50年間の計画で実施することとした。

本事業では、都が森林所有者と25年間の協定を締結し、地元市町村に間伐作業を委託しており、平成14年度から令和７年度までの新規間伐面積は8,349haである。

また、平成26年度から２回目の間伐を行っており、令和７年度までに4,712haを実施した。

令和７年度からは、事業の対象を市町村有林へ拡大し、一体的な森林環境の保全に向け事業を促進している。

(2) 枝打ち事業（水の浸透を高める枝打ち事業）

森林再生事業実施地を対象に、平成18年度から平成27年度まで花粉症発生源対策としての枝打ち事業（花粉対策事業）を1,538ha実施した。

平成28年度からは、森林内の水の浸透機能向上及び表土流出の防止を目的として、枝下から高さ４m分の枝を落とす枝打ち事業を開始し、令和７年度までに1,206haを実施した。

(3) 林地開発許可

地域森林計画の対象となっている民有林で、改変する区域が１haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行う。

(4) 森林保全巡視

保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うために巡視活動を行う。

(5) 森林病害虫等防除

防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を松くい虫の被害から守るため、森林病害虫等防除法に基づき、防除事業に助成する。

また、島しょにおけるエダシャク類等の防除事業に対しても助成する。

図表2-2-3　保全地域の概要（令和８年３月31日現在）

	名　称	所　在　地
1	野火止用水歴史環境保全地域	小平市中島町から東久留米市小山五丁目に至る野火止用水路及び隣接樹林
2	七国山緑地保全地域	町田市 山崎町、野津田町
3	海道緑地保全地域	武蔵村山市 伊奈平四丁目、五丁目
4	東豊田緑地保全地域	日野市 多摩平二丁目、七丁目、豊田、東豊田三丁目
5	勝沼城跡歴史環境保全地域	青梅市 東青梅六丁目、吹上、師岡町一丁目
6	谷保の城山歴史環境保全地域	国立市 谷保字栗原
7	矢川緑地保全地域	立川市 羽衣町三丁目
8	図師小野路歴史環境保全地域	町田市 図師町、小野路町
9	桧原南部自然環境保全地域	西多摩郡檜原村 字本宿、字南郷
10	南沢緑地保全地域	東久留米市 南沢三丁目
11	清瀬松山緑地保全地域	清瀬市 松山三丁目
12	南町緑地保全地域	東久留米市 南町三丁目
13	八王子東中野緑地保全地域	八王子市 東中野
14	瀬戸岡歴史環境保全地域	あきる野市 瀬戸岡字上賀多
15	清瀬中里緑地保全地域	清瀬市 中里二丁目
16	小山緑地保全地域	東久留米市 小山一丁目、三丁目
17	氷川台緑地保全地域	東久留米市 氷川台一丁目
18	宇津木緑地保全地域	八王子市 宇津木町
19	清瀬御殿山緑地保全地域	清瀬市 下清戸二丁目、中清戸四丁目
20	宝生寺緑地保全地域	八王子市 西寺方町、川口町
21	八王子大谷緑地保全地域	八王子市 大谷町
22	碧山森緑地保全地域	西東京市 中町三丁目
23	国分寺姿見の池緑地保全地域	国分寺市 西恋が窪一丁目
24	小比企緑地保全地域	八王子市 小比企町
25	保谷北町緑地保全地域	西東京市 北町五丁目
26	前沢緑地保全地域	東久留米市 前沢三丁目
27	東久留米金山緑地保全地域	東久留米市 金山町一丁目
28	立川崖線緑地保全地域	国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市及び青梅市に連なる立川崖線上の樹林地
29	国分寺崖線緑地保全地域	調布市、三鷹市、小金井市及び国分寺市に連なる国分寺崖線上の樹林地
30	八王子石川町緑地保全地域	八王子市 石川町
31	戸吹緑地保全地域	八王子市 戸吹町
32	町田代官屋敷緑地保全地域	町田市 金井六丁目、八丁目
33	柳窪緑地保全地域	東久留米市 柳窪四丁目、五丁目
34	八王子館町緑地保全地域	八王子市 館町
35	八王子長房緑地保全地域	八王子市 長房町、元八王子町二丁目、城山手二丁目
36	町田関ノ上緑地保全地域	町田市 野津田町字関ノ上、字並木
37	八王子川口緑地保全地域	八王子市 川口町
38	東村山大沼田緑地保全地域	東村山市 青葉町三丁目
39	東村山下堀緑地保全地域	東村山市 青葉町二丁目
40	八王子戸吹北緑地保全地域	八王子市 戸吹町
41	日野東光寺緑地保全地域	日野市 栄町五丁目
42	町田民権の森緑地保全地域	町田市 野津田町字丸山
43	玉川上水歴史環境保全地域	玉川上水路の羽村市（羽村取水口）から新宿区(四谷大木戸）までの区間の水道局所管管理用地のうち開渠部分
44	青梅上成木森林環境保全地域	青梅市 成木七丁目
45	横沢入里山保全地域	あきる野市 横沢
46	多摩東寺方緑地保全地域	多摩市 東寺方、桜が丘四丁目
47	八王子堀之内里山保全地域	八王子市 堀之内
48	八王子暁町緑地保全地域	八王子市 暁町三丁目
49	八王子滝山里山保全地域	八王子市 滝山町一丁目、梅坪町
50	連光寺・若葉台里山保全地域	多摩市　連光寺六丁目 稲城市　若葉台四丁目
51	矢川おんだし里山保全地域	国立市 矢川三丁目、泉五丁目
52	町田三輪里山保全地域	町田市 三輪町
53	町田三輪沢山里山保全地域	町田市 三輪町
合計	53　地　域	指定面積　7,762,995㎡
	3区24市1村	公有地面積　6,539,518㎡

第　２　節　　自然とのふれあい

［自然環境部緑環境課］

１　自然公園

(1) 自然公園制度

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした公園である。我が国の自然公園は、土地の権原の有無にかかわらず一定の条件を持つ自然の風景地を公園として指定するという地域制公園と呼ばれる制度を採っている。

自然公園は、自然公園法に基づき、その規模及び景観の程度により国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分されている。国立公園は我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、国が指定し、公園計画も国が定める。自然公園法に基づく許認可などの行政管理責任は国にある。国定公園とは、国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出により国が指定し、公園計画も国が定めるが、自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。都道府県立自然公園は、都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が指定し、公園計画も都道府県が定める。自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。

ア　公園計画

自然公園制度においては、自然公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに公園計画が定められており、この公園計画に基づいて公園内の規制の強弱や施設の配置等を決めている。公園計画は規制計画と事業計画の２つに大別される。

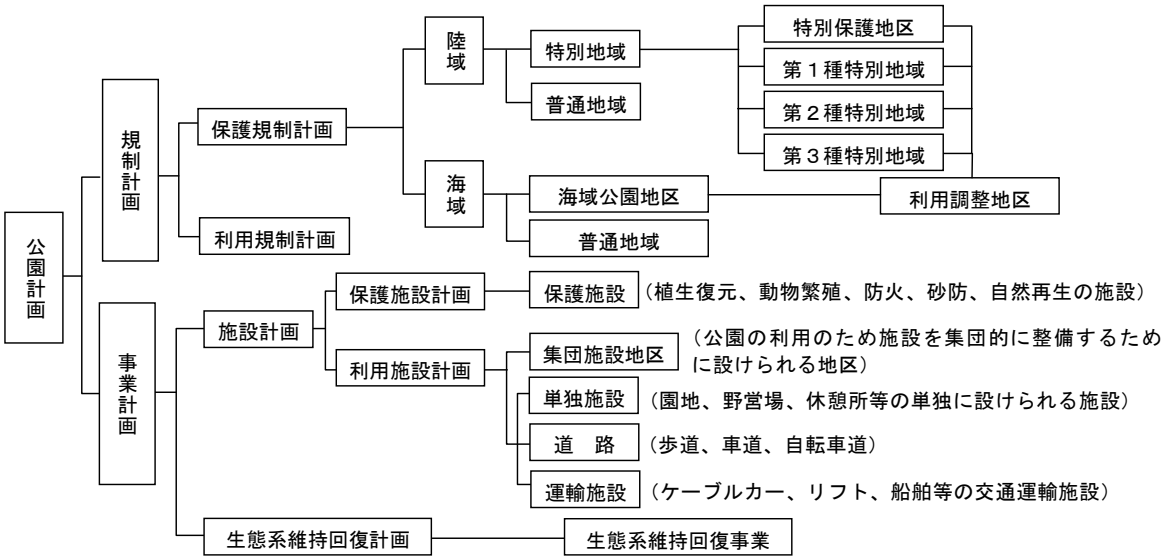
(ｱ) 規制計画（保護規制計画・利用規制計画）

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る計画で、保護規制計画と利用規制計画がある。保護規制計画は、規制される行為の種類や規模が公園の地種区分に応じて定められ、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第１種～第３種特別地域、海域公園地区、普通地域の６つの地種区分を設けている。利用規制計画では、利用が多すぎて自然環境が破壊されるおそれが生じたり、適正で円滑な利用が損なわれたりしている地域に利用調整地区を設け、立ち入ることのできる期間や人数を制限するなど、良好な自然景観の保護と適正な利用を図っている。

(ｲ) 事業計画（施設計画・生態系維持回復計画）

公園の景観及び景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、生態系の維持又は回復等を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画で、施設計画と生態系維持回復計画がある。施設計画は、適正に公園を利用するために必要な施設、荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な施設を計画し、それぞれの計画に基づき公園事業として施設の設置を行う。生態系維持管理計画は、シカなどによる食害、他地域から侵入した動植物による在来動植物の駆逐などによる生態系への被害が予想される場合、あるいは被害が生じている場合に、食害をもたらすシカ等の捕獲、外来種の駆除、自然植生の保護などの取組を予防的・順応的に実施することにより、優れた自然の風景地を維持・回復するための計画である。

図表2-2-4　自然公園の計画体系図



(2) 東京都の自然公園

都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園及び明治の森高尾国定公園並びに６か所の都立自然公園がある。その総面積は79,888haで、東京都総面積の約36％を占め、代表的な自然の風景地のほとんど全部が網羅されている。

我が国では、昭和６年の国立公園法公布により自然公園制度が発足している。東京都における自然公園の歴史は、昭和10年に着手された内務省による東京緑地計画に基づく景園地事業と、自然公園として整備された大島公園事業に始まるが、法制上の自然公園は、秩父多摩国立公園(現在の秩父多摩甲斐国立公園)が指定された昭和25年が始まりである。その後、昭和30年に伊豆七島国定公園、昭和42年に明治の森高尾国定公園がそれぞれ指定された。伊豆七島国定公園は昭和39年に富士箱根伊豆国立公園に編入された。

また、昭和43年６月に我が国に返還された小笠原諸島は、昭和47年に国立公園に指定された。

なお、昭和32年に国立公園法に代わって自然公園法が公布されている。

都立自然公園は、東京都立自然公園条例により昭和25年から昭和28年までにかけて、滝山など８公園が順次指定された。昭和50年８月「自然公園のあり方について」の東京都公園審議会の答申を踏まえて、江戸川水郷自然公園（昭和54年１月16日）及び武蔵野自然公園（昭和55年３月27日）の指定を解除し、現在は６公園である。

図表2-2-5　東京都における自然公園の指定状況（令和８年４月１日現在）

種別	公園名	指定年月日 当初指定	現面積 単位　ha	特別地域				普通地域
				特別保護	第１種	第２種	第３種	
国立	秩父多摩甲斐	昭25.7.10	35,298	148	2,539	4,934	7,343	20,334
	富士箱根伊豆	昭39.7.7	27,505	2,503	2,354	4,929	14,017	3,702
	小笠原	昭47.10.16	6,629	4,934	949	534	194	18
	小計		69,432	7,585	5,842	10,397	21,554	24,054
国定	明治の森高尾	昭42.12.11	770	0	144	49	577	0
都立	滝山	昭25.11.7	661	0	0	0	0	661
	高尾陣場	昭25.11.23	4,403	0	23	20	1,255	3,105
	多摩丘陵	昭25.11.23	1,959	0	0	0	0	1,959
	狭山	昭26.3.9	775	0	0	0	0	775
	羽村草花丘陵	昭28.3.15	553	0	0	0	0	553
	秋川丘陵	昭28.10.1	1,335	0	0	0	0	1,335
	小計		9,686	0	23	20	1,255	8,388
計			79,888	7,585	6,009	10,466	23,386	32,442

(3) 行為規制（許認可・事業執行協議）

都は、国立公園、国定公園及び都立自然公園内における開発行為等に対する許認可等を行っている。

(4) 施設整備(自然公園施設)

自然公園内には、亜熱帯植物が繁る八丈植物公園やキャンプ場が整備された羽伏浦公園など自然公園条例に基づく「自然ふれあい公園」を６箇所設置している。

また、遊歩道、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを公園事業として整備・管理している。現在、これらのうち一部の施設の管理において指定管理者制度を導入している。山のふるさと村(奥多摩湖畔公園)、多幸湾公園は、平成18年度にそれぞれ奥多摩町、神津島村を指定管理者とし、令和６年度に指定管理者の再指定を行った。小峰公園は平成20年度（令和５年度に再指定）から、小笠原ビジターセンターは平成23年度（令和５年度に再指定）から、いずれも公益財団法人東京都公園協会を指定管理者とした。奥多摩ビジターセンターは平成22年度から、公益財団法人東京都公園協会を指定管理者としてきたが、令和２年度（令和７年度に再指定）の再指定の際、民間業者が指定管理者として選定された。高尾ビジターセンター、御岳ビジターセンター、御岳インフォメーションセンターは、平成30年度に民間事業者を指定管理者とし、令和５年度に指定管理者の再指定を行った。海のふるさと村は、平成18年度から令和２年度まで大島町を指定管理者としていたが、令和８年度より民間事業者が指定管理者として選定された（令和３年度から令和７年度までは施設改修のため委託契約)。大島公園動物園は、令和８年度より公益財団法人東京動物園協会を指定管理者として選定した。

図表2-2-6　自然公園施設　主要施設数（令和８年４月１日現在）

トイレ	130棟	キャンプ場	10か所 （うち休止４か所）
休憩舎	116棟	避難小屋	８棟
ビジターセンター※	８棟	歩道	約400km
動物園	１園	植物園	１園

※インフォメーションセンターを含む。

(5) 普及啓発事業

利用者に自然への理解を深めてもらうため、都は自然の保護と利用の両面において調和のとれた施策を展開してきている。奥多摩や八丈島など７か所にビジターセンターを設置し、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、更に大島公園や多摩湾公園も含めて自然教室など自然とのふれあいの行事を実施している。

図表2-2-7　ビジターセンター利用実績（令和７年度）　（単位：千人）

施設名	利用者数
奥多摩ビジターセンター	20
山のふるさと村ビジターセンター	16
御岳ビジターセンター	52
八丈ビジターセンター	40
高尾ビジターセンター	188
小峰ビジターセンター	31
小笠原ビジターセンター	18

※インフォメーションセンターは集計なし

(6) 東京都レンジャーの配置

自然公園地域では、本来の在るべき姿が脅かされている。都では、自然公園の適正な利用を誘導し、東京に残された貴重な自然を守っていくため、独自の東京都レンジャー制度を創設した。平成16年度から多摩地域と小笠原諸島に配置し、平成28年度までは定数19名であったが、平成29年度に６名増員し、現在25名となっている。

主な業務として、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発、盗掘や密猟など違法行為の監視、利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検などを行っている。このほか、小笠原諸島では、世界自然遺産登録後の外来種対策として、動植物の持込みや持ち出しの監視を行うとともに、地元の観光業者やガイドへの指導などを行っている。

(7) 東京の自然公園ビジョン

自然公園では、利用者層の多様化に合わせた環境整備や、外国人旅行者等の増加を念頭に置いた地域の観光資源との連携、積極的な自然再生など、新しい時代にふさわしい自然公園の取組を進めていく必要が生じている。

このため、自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外からの多くの利用者にその素晴らしさを体感してもらえるよう、自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開の

方向性を盛り込んだ新たなビジョンを平成29年５月に策定した。

ビジョンでは東京の自然公園が目指す姿を「Ⅰ　多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ　人と自然との関係をとりもつ自然公園」及び「Ⅲ　誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」の３点にまとめ、施策の方向性を示した。

なお、社会状況の変化に対応するため概ね10年で見直すこととしており、令和８年度末の改訂を目指し、現在その作業を進めている。

＜東京の自然公園ビジョン　目指す姿（目標）と施策の方向性＞

Ⅰ　多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

(1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う

(2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う

(3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う

(4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る

Ⅱ　人と自然との関係をとりもつ自然公園

(1) 自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す

(2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える

(3) 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

Ⅲ　誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

(1) 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用する

(2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える

(3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる

(4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

(8) 管理運営協議会の運営

自然公園の良好な自然環境や景観を保全し、利用とのバランスを図るには、地域や土地所有者等と目標を共有し、連携することが必要であることから、管理運営協議会の場を活用し、自然環境や景観の保全、利用ルールの普及啓発を実施している。

協議会は、平成29年11月に高尾地区に、平成30年７月に御岳地区に設置している。

(9) 東京都版エコツーリズムの推進

島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区においては、自然の保護と適正な利用を図るための制度として、東京都版エコツーリズムを導入している。各地区では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。小笠原諸島の南島と母島石門一帯で平成15年４月から、伊豆諸島の御蔵島で平成16年４月から導入している。

これに加え、三宅島においては、雄山の噴火が収まってきたことから令和元年６月に利用ルールを定め、新型コロナウイルスの影響による延期を経て、令和４年６月に導入を開始した。

(10) 安全・安心・快適な利用環境の整備

自然公園を誰もが快適に利用できるよう、洋式化や、水洗化などを含むトイレの計画的整備を行う。

また、標識の多言語化や障がい者への配慮等についても対応を進めていく。

(11) 民間事業者等との連携

自然公園における多様なニーズに対応するために、民間事業者のノウハウ等を活用し連携を図ることで、自然公園事業を推進している。

平成28年４月から大塚製薬株式会社と連携し、自然公園でのボランティア活動に必要な物品の確保、自然公園利用者をはじめとする都民に対しての熱中症対策等、安全で快適なアウトドア活動等の普及啓発などを行った。

また、平成30年４月から住友林業株式会社と連携し、自然環境調査や、在来植物の種等の利用促進・木材等林産物の利用促進・自然公園の魅力についての普及啓発などを行った。

(12) 山の日全国大会の開催

令和６年に第８回「山の日」全国大会が東京都で開催され、生活に恵みを与えてくれる東京の山々や豊かな生物多様性について多くの方々への理解を広め、楽しみながら体感してもらえるイベントを行った。

２　首都圏近郊緑地

首都圏近郊緑地は、大都市の周辺における緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街地化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された。都では多摩丘陵北部近郊緑地保全区域（約264ha）、滝山近郊緑地保全区域（約488ha）及び狭山近郊緑地保全区域（約725ha）の３か所が指定されている（指定年月日、昭和42年２月16日）。

都の首都圏近郊緑地は全て普通地域であり、建築物その他工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水面の埋立てなどの行為をする場合、届出をすることになっている。

３　都民の森

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の２施設において管理運営を行っている。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、それぞれ檜原村、奥多摩町を指定管理者とし、令和６年度に指定管理者の再指定を行った。

4　小笠原諸島世界自然遺産の保全

(1) 世界自然遺産への登録

都は、国及び小笠原村とともに、独特の地質や生物が存在する小笠原諸島の世界自然遺産登録を目指してきた。平成23年６月24日、パリのユネスコ本部で開催された世界遺産委員会において、登録が決定した（登録の実施は平成23年６月29日）。

小笠原諸島の世界自然遺産としての価値

○生態系（生物進化の過程）

小笠原諸島の生物相は、大陸と一度も陸続きになったことがない隔離された環境の中で、様々な進化を遂げて多くの種に分化した生物から構成され、小笠原諸島にしかいない固有種の率が高い。特にその率は、陸産貝類と維管束植物において並外れて高い。登録された地域は、海洋島生態系における進化の過程を代表する顕著な見本である。

(2) 登録までの主な経緯

平成15年５月

「世界自然遺産候補地に関する検討会」（環境省、林野庁）が、小笠原諸島を世界自然遺産の候補地として選定

平成19年１月

世界遺産委員会事務局（ユネスコ世界遺産センター）へ暫定リストを提出

平成22年１月

同事務局へ正式な推薦書を提出

同年７月

同事務局の諮問機関の国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）が現地調査を実施

平成23年６月24日

パリで開催された世界遺産委員会で登録決定（登録の実施は同年６月29日）

(3) 世界自然遺産の保全の取組

ア　外来種対策

小笠原諸島以外から運び込まれた外来種が、島の固有の動植物に大きな影響を与えていることから、世界遺産を保全するための外来種対策に取り組んでいる。特に小笠原特有の植生に対して影響の大きいノヤギやアカギ、ギンネム、モクマオウなどの対策、訪花性昆虫を含む固有の昆虫類に対して影響の大きいグリーンアノール対策、アカガシラカラスバトや海鳥類に対して影響の大きいノネコ対策及びオガサワラカワラヒワの保全対策等を環境省、林野庁及び小笠原村と共同して推進している。さらに、外来ネズミやプラナリア類、ツヤオオズアリ等、小笠原の生態系に問題を起こす外来種が多いことから、より一層の連携と対策強化を図る必要がある。

都はノヤギ排除を平成９年度から実施しており、媒島（なこうどじま）、聟島（むこじま）、兄島、弟島等の無人島では根絶を達成した。現在は唯一残る父島での根絶を目指している。ノヤギを排除後、聟島列島では、クロアシアホウドリなどのアホウドリ類の生息数が増加しており、平成26年５月には戦後初めて媒島でアホウドリの雛が確認された。

また、父島や母島ではノネコ対策を行い、アカガシラカラスバトの生息数が増加している。

環境省及び都をはじめとした関係機関は、平成25年に兄島で侵入が見つかったグリーンアノ

ール対策として、探索、捕獲、遮断の作業を行っているが、東京都も拡散を防ぐため平成28・29年度に遮断施設（Ｃライン）の整備を行った。

また、外来生物の島外への拡散防止のため、東京都レンジャーによる普及啓発を実施するとともに、おがさわら丸やははじま丸の乗下船時に靴底洗浄を行うなど新たな外来種の侵入を防止する取組を推進している。

イ　普及啓発

登録後の遺産価値を保全していくためには、島民や観光客が小笠原諸島世界自然遺産に関する理解を深め、自然を保全していく意識を持つことが必要である。このため、小笠原ビジターセンターや各種イベントなどを活用して普及啓発に取り組んでいる。

第　３　節　　野生動植物対策

［自然環境部計画課］

１　野生動植物の保護と管理

緑の減少に伴う生きものの生息・生育空間の縮小や、外来生物による生態系のかく乱などにより、都内においても生物多様性が脅かされている。

生きものは、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要である。

都は、緑の保全・創出を図る施策を推進し、生きものの生息・生育空間の確保に努めていくとともに、都内の希少野生動植物種のリストである「東京都の保護上重要な野生動植物種」の活用などにより、野生動植物の保護を図っていく。

(1) 東京都の保護上重要な野生動植物種（東京都版レッドリスト）

東京における野生動植物の置かれた状況について情報を提供するとともに、その適切な保護施策実施のための基礎資料とすることを目的に、平成10年３月、「東京都の保護上重要な野生動植物種」を策定した。これは、東京に生息・生育する野生生物について、生物学的観点等から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定しリストにまとめたもの（レッドリスト）である。

野生生物の生息・生育状況は年月とともに変化するため、平成21年度に本土部のレッドリストを、平成22年度に島しょ部のレッドリストを改定した。平成30年度からは２度目の改定に着手しており、令和３年４月には、本土部のレッドリストを改定し、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年版」を、令和５年４月には一部評価等を見直した「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」を公表した。

また、レッドリストについて都民の理解を深め、普及啓発を図るため、レッドリストに掲載された動植物の種について、写真等を添えて分かりやすく解説したレッドデータブックを作成している。令和５年４月には、本土部のレッドリスト改定に伴い、「東京都レッドデータブック（本土部）2023」を公表した。

現在は、島しょ部のレッドリスト及びレッドデータブックの改定に向けて、調査等を行っている。

今後はこうした情報を活用しながら、令和７年３月に公表した「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」に基づき、生態系に着目した保全、種に着目した保全、外来種対策の実践の促進等、保護上重要な野生生物の保全策を強化していく。また、ＤＸを活用した都民参加型による生きもの情報の収集・蓄積を行い、生物多様性保全・回復の基盤情報となる都内の野生生物目録の策定を進めていく。

(2) 希少野生生物保護対策

ア　野生動植物保護地区の指定

自然保護条例の規定に基づく野生動植物保護地区を、八王子東中野緑地保全地域、図師小野路歴史環境保全地域、横沢入里山保全地域及び連光寺・若葉台里山保全地域内に指定し、タマノカンアオイ等12種類の植物、ゲンジボタル、キバサナギガイ等10種類程度の動物を保護している。

イ　希少野生生物の保護増殖

個体数が極めて少ない小笠原諸島固有の鳥類であるアカガシラカラスバトの絶滅の危険性を

回避するため、平成12年度から恩賜上野動物園で人工飼育による保護増殖に取り組み、平成14年に初めて繁殖に成功し、飼育中である。国の保護増殖事業に基づき引き続き飼育ペアによる増殖を進めていく。

(3) 外来生物対策

平成17年６月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を受け、庁内関係部署、環境省、区市町村等と連携し、特定外来生物の駆除などの対策を進めている。

大島においては、外来生物法に規定する防除実施計画に基づき、生態系や農林業などに被害をもたらしているキョンの駆除及び生息状況調査を実施している。平成28年度からは、捕獲拡大のため組織的な銃器捕獲等を進めるとともに、キョンの移動を妨げるための柵の設置を開始した。平成29年度には、キョン捕獲の機運を高めるため捕獲チーム「キョンとるず」を結成した。令和元年度からは、外来生物法に基づき、全国で初めて地権者が不明な土地等における捕獲を開始した。さらに、令和７年度から市街地での捕獲強化のため「報奨金制度」を開始し、住民の協力を得て、自宅の敷地等にわなを設置している。令和８年度は、引き続き捕獲事業を展開し、根絶に向けた取組を推進していく。

生態系被害や農林業への被害とともに、生活被害ももたらすアライグマ及びハクビシンについては、平成25年度に東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村が行う駆除事業に対する技術的支援を行うとともに、都民への普及啓発を実施している。

また、平成26年９月に特定外来生物「セアカゴケグモ」が都内で初めて発見されたことを受けて、平成27年度から、セアカゴケグモ等人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物16種について、発見時の対応マニュアルの配布や情報共有のための連絡協議会の開催等による区市町村への支援、ホームページを活用した都民に対する普及啓発等を行っている。

平成29年６月には、南米原産の有毒のヒアリが兵庫県で国内初確認され、東京港でも同年７月にヒアリ及びアカカミアリが確認されたため、港湾局と連携し、国及び庁内関連部局、関係区等を含めた「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を同月に設置した。その後、令和元年10月に東京港でヒアリの有翅女王アリが確認され、周辺地区への拡散が懸念されたことから、確認地区やその周辺において詳細な調査や対策を実施している。併せて、区市町村職員向けのヒアリ等の見分け方に関する技術講習会の実施、Ｘやフェイスブックを活用した都民への注意喚起など、関係各人が危険な外来生物に関して適切な対応ができるよう取り組んでいる。

平成27年に都内で初確認されたサクラやモモ、ウメなどの樹木を食害して枯死させるクビアカツヤカミキリについては、平成31年４月に被害の確認方法や防除手法等を取りまとめた「クビアカツヤカミキリ防除指針」を初めて作成した。新たな情報や知見を加えながら随時更新するとともに、令和元年度以降は既知の確認地域周辺における侵入状況調査や区市町村職員向けの講習会を実施するなど、本種の防除に向けた知見の普及と気運の醸成に取り組んでいる。

令和５年６月１日から、外来生物法の改定により、条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメとアメリカザリガニは、ペットとして飼育されていることが多いため、野外放出を招かないように令和５年度に都、警視庁、環境省及び小学館の４者がタイアップした啓発ポスターを制作して普及啓発を行うとともに、手引や動画等を作成し、野外に生息している個体に対する対策を推進していく。

また、荒川流域で生息が確認されたナガエツルノゲイトウは、河川管理者や流域自治体と情報共有を行うとともに、都内での分布状況の把握や対策事例などを盛り込んだ防除の手引等を作成する。

令和７年９月には、本土部と伊豆諸島を対象として、定着段階や侵略性、生態系などへ与える影響の大きさを種ごとに評価した「東京都外来種対策リスト2025」を作成・公表した。また、リストの効果的な活用や実効性のある対策や行動を後押しする「東京都外来種対策行動の手引き」をあわせて公表した。これらにより外来種対策の実践の促進を図っていく。

２　鳥獣保護管理及び狩猟免許等

環境及び生物多様性の保全の視点から、自然を構成する重要な要素の一つである野生動物との共生を目指すことを第一として、農林水産業の振興との調和を図りつつ、効果的・効率的な事業展開を進めている。

(1) 鳥獣保護管理事業計画

環境大臣が定める指針に基づき都道府県が策定するもので、鳥獣保護管理事業の行政目標を示す計画である。令和４年度からは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（５か年計画）に基づき事業を進めている。

(2) 狩猟鳥獣、狩猟免許、狩猟者登録

野生鳥獣は、原則として捕獲が禁止されているが、環境省が定めるマガモなど鳥類26種、ノウサギなどの哺乳類20種の狩猟鳥獣については、狩猟者が狩猟期間に限り法定猟具を使用して捕獲することができる。

狩猟者は、狩猟免許を取得し、狩猟を行う場所を管轄する各都道府県へ狩猟者登録を行った上で狩猟を行うものとされている。

狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に交付している（令和７年度、約1,400件）。

狩猟免許取得者は、３年ごとに適性検査に合格し、講習会を受講した者が免許を更新している。都では、令和７年３月31日現在約8,600件の免許が所持されている。

都への令和６年度狩猟者登録件数は、約400件で、そのうち都内在住者による登録件数は約９割を占める。

都内での狩猟期間中の捕獲数は、鳥類約260羽、哺乳類約500頭である（令和６年度）。

(3) 鳥獣保護区、特別保護地区（国指定及び都指定）等

鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定し、狩猟による捕獲（有害鳥獣捕獲等の場合を除く。）を禁止している。

また、特に野生鳥獣の保護繁殖を図るために特別保護地区を指定し、一定の開発行為は許可対象としている。

都内では、奥多摩鳥獣保護区など47か所、約72,000haの鳥獣保護区と奥多摩特別保護地区など14か所、約5,200haの特別保護地区を指定している。

また、小笠原村で小笠原群島特別保護指定区域３haが指定されている。令和元年度には、国により、小笠原群島特別保護地区及び特別保護指定区域の面積が拡大された。

(4) 鳥獣捕獲許可（特例）

野生鳥獣は原則として捕獲が禁止されているが、学術研究や有害鳥獣捕獲（農作物被害、生活環境被害等の防止）などを目的とする場合に限り、特例の捕獲許可行為を行う。

有害鳥獣捕獲による捕獲数は、カラス約5,200羽、ドバト約3,200羽など鳥類約9,100羽及びタイワンリス約13,700頭など哺乳類約24,300頭である（令和６年度）。

(5) 鳥獣保護管理推進員

鳥獣保護管理業務の円滑な推進を図るため、令和８年４月１日現在、58名に東京都鳥獣保護管理推進員を委嘱している（令和２年度からの制度変更に伴い、名称を鳥獣保護管理員から鳥獣保護管理推進員に改称）。鳥獣保護管理推進員は、都からの委嘱業務として、狩猟取締り、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を行っている。特に、平成15年度からは、密猟・違法飼養の取締りに重点をおいている。

(6) 傷病鳥獣の保護

カラス、ドバト、外来種等を除く野生の傷病鳥獣を対象に、獣医師団体及びＮＰＯ法人との委託契約により、治療、一時保護飼養を行っている。令和７年度は、約140件の実績があった。

また、野生に戻れる状態まで鳥獣を保護・飼養する都民ボランティアを、傷病野生鳥獣保護サポーターとして登録する制度を設け、傷病鳥獣の保護事業の充実と普及啓発を図っている。

(7) 普及啓発

令和８年４月１日現在で愛鳥モデル校として16校を指定し、活動の支援を行っている。

毎年、愛鳥週間ポスターコンクールを行っており、令和７年度は40作品の応募があった。

(8) カラス対策

平成13年12月からカラスの捕獲を開始し、令和６年度末までの捕獲累計は、約253,000羽となった。

都内のカラスの生息数は、平成13年12月調査で約36,400羽が確認されていたが、対策開始から20年以上が経過した令和６年度末には、約7,200羽となっている。

また、都庁に寄せられた苦情・相談件数は、平成13年度に比べ約90％減少している。

(9) シカ対策

奥多摩の森林で急増したシカによる食害は、農林業への被害にとどまらず、自然植生の消失や土砂流出をもたらす深刻な事態となった。

この対策として、平成17年度に鳥獣保護法に基づく「東京都シカ保護管理計画」を策定し、人とシカの共存を目指した管理を開始した。

平成26年に鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、第二種特定鳥獣（生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）が規定されたことを踏まえ、現在は令和３年度末に策定した「第６期東京都第二種シカ管理計画」により、指定管理鳥獣捕獲等事業の開始等、計画的な捕獲による適正数への管理を目指した取組を進めている。

シカの生息状況や生息環境は常に変化しているため、毎年のモニタリング調査により、計画の評価・検討・修正を実施していく。

(10) ツキノワグマ対策

都内では、ツキノワグマを絶滅のおそれのある種として評価しており、平成20年度からツキノワグマの狩猟禁止を継続している。

一方で、人身被害発生のおそれがあることから市町村に対しツキノワグマの有害鳥獣捕獲を許可しているが、捕獲を最小限に抑えるため、市町村と連携しながら防除対策を進めている。

また、生息状況調査等を実施して実態把握に努めていくとともに、ＤＸを活用した目撃等の情報発信や普及啓発活動も行うなどして、地域住民等の安全・安心を確保していく。

第　４　節　　水環境の保全

［自然環境部水環境課］

１　水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況（公共用水域）

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。生活環境項目は、河川では生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の環境基準の達成率が令和７年度90%(令和６年度90%)、海域では化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の環境基準の達成率が令和７年度25%（令和６年度25%）であった。

図表2-2-8　環境基準達成状況（公共用水域）

環境基準項目		項　目	環境基準達成率	
			令和７年度	令和６年度
健康項目		カドミウム等27項目	100%　(119/119)	100%　(119/119)
生活環境項目	河川	ＢＯＤ	90%　(53/59)	90%　(53/59)
	湖沼	ＣＯＤ	0%　(　0/1)	0%　(　0/1)
		全りん	0%　(　0/1)	0%　(　0/1)
	海域	ＣＯＤ	25%　(　1/4)	25%　(　1/4)
		全窒素	100%　(　1/1)	100%　(　1/1)
		全りん	100%　(　1/1)	100%　(　1/1)

（注）１　健康項目の環境基準達成率の（　）内は、（環境基準達成地点数/河川・湖沼・海域の調査地点数）を示している。
２　生活環境項目の環境基準達成率の（　）内は、（環境基準達成水域数/類型指定水域数）を示している。
３　海域の環境基準達成の評価は、千葉県や神奈川県を含めた１都２県の水域で行う。

２　水質監視の体系

(1) 水質測定調査等（令和８年度）

ア　測定調査

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に資する。

【公共用水域】

・測定項目：水質99項目、底質23項目
・測定地点：河川70地点、湖沼２地点、海域50地点（東京都測定分）
（後掲の「測定地点図」参照）
・測定頻度：１～２回/日、２～12日/年（２～24回/年）※追跡調査、補完調査も実施

図表2-2-9　河川等の水質測定計画（令和８年度）

<table>
<tr><td rowspan="8">測定地点</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">水　　質</td><td colspan="2">底　　質</td></tr>
<tr><td colspan="2">測定機関</td><td>東京都</td><td>その他</td><td>東京都</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">河　　川</td><td>70</td><td>国土交通省：22
八王子市　：9
町田市　　：4</td><td>24</td><td>国土交通省：15
八王子市　：4
町田市　　：3</td></tr>
<tr><td></td><td>小計</td><td colspan="2">105</td><td colspan="2">46</td></tr>
<tr><td colspan="2">湖　沼</td><td>2</td><td>－</td><td>2</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海域</td><td>運　河</td><td>19</td><td>－</td><td>6</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　湾</td><td>31</td><td>－</td><td>9</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td colspan="2">157</td><td colspan="2">63</td></tr>
<tr><td rowspan="9">測定項目（水質）</td><td colspan="2">現地測定項目　（10項目）</td><td colspan="4">気温、水温、色相、臭気、透視度、流量、透明度、風向、風速、塩分</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康項目
（27項目）</td><td colspan="4">ｶﾄﾞﾐｳﾑ、全ｼｱﾝ、鉛、六価ｸﾛﾑ、砒素、総水銀、ｱﾙｷﾙ水銀（ただし、ｱﾙｷﾙ水銀は総水銀が環境基準を超えて検出された場合に分析を行う。）、PCB、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活環境項目
（12項目）</td><td colspan="4">pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全りん、ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質（油分等）、全亜鉛（水生生物保全環境項目）、ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ（水生生物保全環境項目）、LAS（水生生物保全環境項目）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特殊項目　　（５項目）</td><td colspan="4">銅、溶解性鉄、溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ、ｸﾛﾑ、ﾌｪﾉｰﾙ類</td></tr>
<tr><td colspan="2">水道水源水域の監視項目
（１項目）</td><td colspan="4">トリハロメタン生成能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要監視項目
（32項目）</td><td>人の健康の保護に関する項目
（27項目）</td><td colspan="4">ｸﾛﾛﾎﾙﾑ（注）、ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｲｿｷｻﾁｵﾝ、ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ、ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ、ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ、ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ、ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾞﾐﾄﾞ、ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ、ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ、ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ、ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ、EPN、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ、ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ、ｱﾝﾁﾓﾝ、ﾆｯｹﾙ、ｵｷｼﾝ銅、塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ、ｴﾋﾟｸﾛﾋﾄﾞﾘﾝ、全ﾏﾝｶﾞﾝ、ｳﾗﾝ、PFOS及びPFOA</td></tr>
<tr><td>水生生物の保全に関する項目
（６項目）</td><td colspan="4">ｸﾛﾛﾎﾙﾑ（注）、ﾌｪﾉｰﾙ、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ、ｱﾆﾘﾝ、2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の項目
（12項目）</td><td colspan="4">陰ｲｵﾝ界面活性剤(MBAS)、ｱﾝﾓﾆｱ性窒素、りん酸性りん、全有機体炭素、塩化物ｲｵﾝ、ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾝ、ｸﾛﾛﾌｨﾙ、電気伝導率、ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾝ沈殿量、溶存性化学的酸素要求量、溶存性有機体炭素、粒子性有機体窒素</td></tr>
<tr><td colspan="3">測定項目（底質）
（23項目）</td><td colspan="4">pH、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、全ｼｱﾝ、鉛、総ｸﾛﾑ、六価ｸﾛﾑ、砒素、総水銀、ｱﾙｷﾙ水銀、PCB、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、EPN、過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑによる酸素消費量、強熱減量、乾燥減量、全硫化物、酸化還元電位、ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質、全窒素、全りん、りん酸性りん、全亜鉛</td></tr>
</table>

（注）クロロホルムは、人の健康の保護に関する要監視項目と水生生物の保全に関する要監視項目の両方の対象である。

イ　生物調査等

東京湾や河川等の総合的な水環境の状況を把握するために、理化学指標による評価と合わせて、東京湾調査及び東京都内湾水生生物調査を実施している。

(ｱ) 東京湾調査（赤潮調査・水生生物調査）

東京湾調査は、平成17年度から赤潮調査と水生生物調査（底生生物）を隔年交互に実施してきたが、平成23年度からは両調査を実施している。

①　赤潮調査

・調査項目：動物・植物プランクトンの同定（上位５種）、プランクトン沈殿量、クロロフィル等

・調査地点：８地点

・調査回数：20 回

②　底生生物

・調査項目：底生生物の同定(種類数、種別個体数、種別湿重量)、ｐＨ、ＤＯ、底質（粒度組成、乾燥減量、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、ＣＯＤ等）等

・調査地点：５地点

・調査回数：２回（春、夏）

(ｲ) 東京都内湾水生生物調査

魚介類等の生物が一年を通じて生息できる東京湾の再生を目指し、魚介類等の水生生物の生息状況をモニタリングする。

・調査項目：魚類（①稚魚、②成魚）、③鳥類、④付着生物

・調査地点：①３地点、②４地点、③３地点、④２地点

・調査回数：①年６回、②年４回、③年６回、④年１回

(2) 水質汚濁の緊急時の措置等

魚浮上、油流出等の事故時には、関係機関への通報・連絡、現場調査に基づく原因究明及び被害防止等の措置を講ずる。

図表2-2-10　水質監視の体系



水質汚濁の常時監視（公共用水域及び地下水）
〈水質汚濁防止法第15条〉

公共用水域

河川・湖沼・東京都内湾等157地点
【測定項目】
- 現地測定項目（水温等）：　10項目
- 健康項目（総水銀等）：　27項目
- 生活環境項目（ＢＯＤ等）：　12項目
- その他（全有機体炭素等）：　50項目

地下水

①概況調査（ローリング方式）68地点
②概況調査（ローリング方式）195地点
③概況調査（定点方式）　42地点
④汚染井戸周辺地区調査
⑤継続監視調査（１）81地点
⑥継続監視調査（２）133地点
【測定項目】
環境基準項目及び要監視項目

追跡調査

補完調査
（東京湾調査等）

事故時・緊急時の措置
〈水質汚濁防止法第18条〉

ダイオキシン類の常時監視
〈ダイオキシン類対策特別措置法第26条〉

公共用水域：河川・東京都内湾等
〔水質〕51地点（年１～４回）
〔底質〕49地点（年１回）
地下水　：９地点（年１回）

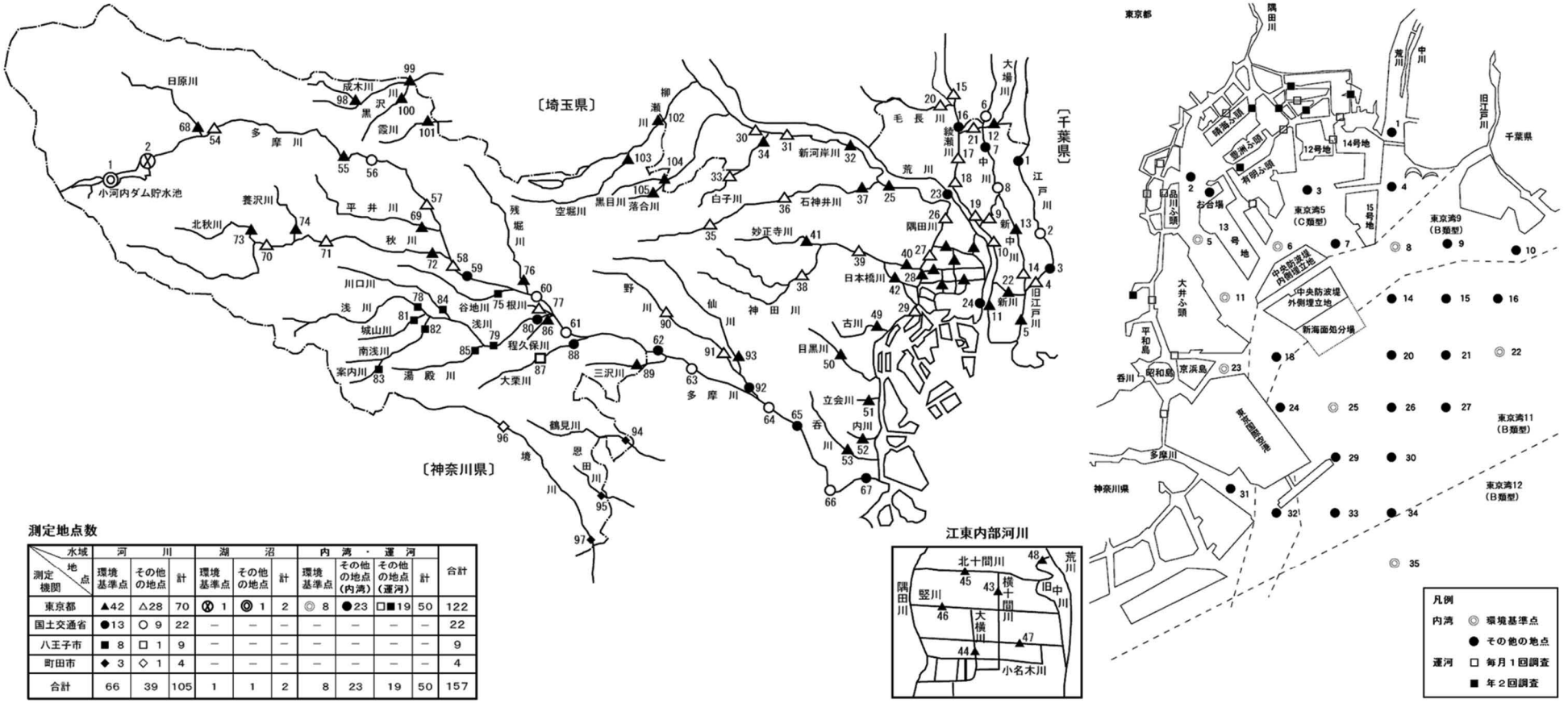
環境情報の提供
〈水質汚濁防止法第17条〉
〈ダイオキシン類対策特別措置法第27条〉

データの整理・解析

- インターネット
- 印刷物

都民

図表2-2-11　測定地点図（公共用水域、令和８年度）



測定地点数

水域 ＼ 地点 ／ 測定機関	河川			湖沼			内湾・運河				合計
	環境基準点	その他の地点	計	環境基準点	その他の地点	計	環境基準点	その他の地点（内湾）	その他の地点（運河）	計	
東京都	▲42	△28	70	⊗ 1	◎ 1	2	◎ 8	●23	□■19	50	122
国土交通省	●13	○ 9	22	－	－	－	－	－	－	－	22
八王子市	■ 8	□ 1	9	－	－	－	－	－	－	－	9
町田市	◆ 3	◇ 1	4	－	－	－	－	－	－	－	4
合計	66	39	105	1	1	2	8	23	19	50	157

3　事業活動による公共用水域の水質汚濁対策

都内の河川の水質は、工場・事業場に対する規制指導、下水道の普及及び生活排水対策により、着実に改善されてきた。しかし、東京湾の水質は、改善傾向（東京都内湾はほぼ横ばい）にあるものの、夏季にはほぼ慢性的に赤潮の発生がみられている。

都内全域のＢＯＤ負荷量と排水量を発生源別にみると、下水処理場からの排出水がＢＯＤ負荷量、排水量ともに全体の大部分を占めている。

図表2-2-12　発生源別ＢＯＤ負荷量・排水量（令和５年度）

負荷量･排水量 / 発生源	ＢＯＤ負荷量		排水量	
	負荷量（t/日）	割合（%）	排水量（千m³/日）	割合（%）
下水処理場排水	24.6	83.0	4,929.9	98.2
生　活　排　水	1.9	6.4	17.0	0.3
工　場　排　水	3.1	10.4	72.2	1.4
その他の排水（注１）	0.1	0.2	0.1	0.0
計（注２）	29.7	100	5,019.2	100

（注１）その他の排水とは、し尿処理場・畜舎排水などである。
（注２）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

都内においては、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の規制を、水質汚濁防止法と環境確保条例により行っている。

法は、八王子市及び町田市の区域はそれぞれ八王子市と町田市が、その他の地域は都が執行している。条例は、区市部は区市が、町村部は都が執行している。

なお、水質中のダイオキシン類対策については、「第３章第５節　化学物質対策」に記述する。

(1) 水質汚濁防止法による規制

ア　排出水の発生源規制（排水規制）

法による排出水の発生源規制には、濃度規制と総量規制とがある。

(ｱ) 濃度規制

濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容限度（排水基準）を定めて規制するものである。

法は、カドミウム、シアン化合物等やＢＯＤ、ＣＯＤ等の人の健康、生活環境に係る被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を特定施設とし、電気めっき施設や下水処理場などを定めている。特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）のうち、公共用水域に排出水を排出する特定事業場に対して、排水基準が適用されている。

排水基準の項目は、カドミウム、シアン化合物、鉛、トリクロロエチレン等健康に係る有害物質の種類について28項目、ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ等の生活環境項目15項目が設定されている。

(ｲ) 総量規制

総量規制とは、東京湾等の広域の閉鎖性水域の水質改善を図るために導入された規制手法であり、国が指定した地域（以下「指定地域」という。）に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。具体的には、国が削減目標量等を定めた総量削減基本方針に基づき、知事が総量削減計画及び総量規制基準を定め、国が指定する水域（東京湾）に流入する汚濁負荷量の総量を計画的に削減するものである。

都内は、島しょ及び町田市の一部を除いた地域が指定地域になっている。

総量規制は、昭和54年度にＣＯＤを対象として開始したが、平成11年度に計画期間が始まった第５次総量規制からは、新たに窒素含有量及びりん含有量も対象に加えられた。

令和４年１月に国が策定した総量削減基本方針を受けて、都は令和４年10月、第９次総量削減計画及び総量規制基準を定めた。

図表2-2-13　都の総量削減計画に係る汚濁負荷量の目標値及び実績値　　**（単位：ｔ/日）**

区分	第１次総量規制	第８次総量規制			第９次総量規制		
	昭和54年度実績	令和元年度目標（平成26年度実績）			令和６年度目標(令和元年度実績)		
	ＣＯＤ	ＣＯＤ	窒素含有量	りん含有量	ＣＯＤ	窒素含有量	りん含有量
生活排水	132	34(35)	46(47)	3.6(3.8)	35(34)	44(45)	3.9(3.9)
産業排水	32	4(4)	3(3)	0.3(0.3)	3(4)	2(2)	0.3(0.3)
そ の 他	16	8(8)	11(11)	0.8(0.9)	8(7)	12(11)	0.8(0.8)
計	180	46(47)	60(61)	4.7(5.0)	46(45)	58(58)	5.0(5.0)

（注）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

イ　届出状況

排水規制又は地下水汚染未然防止規制(注)の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている（図表2-2-14）。

令和７年度には、700件の届出が提出された（図表2-2-15）。

（注）「７　地下水保全対策(1)地下水汚染対策」を参照

図表2-2-14　水質汚濁防止法に基づく届出義務の有無

		特定施設		有害物質貯蔵指定施設
		有害物質を製造・使用・処理している	有害物質を製造・使用・処理していない	
公共用水域への排水	あり（注）	届出義務あり（排水規制 ＋ 地下水汚染未然防止規制）	届出義務あり（排水規制のみ）	届出義務あり（地下水汚染未然防止規制のみ）
	なし	届出義務あり（地下水汚染未然防止規制のみ）	届出義務なし	

（注）雨水のみを公共用水域へ排水する場合を含む。

図表2-2-15　水質汚濁防止法に基づく届出の状況（令和７年度）

設置届	使用届	施設等変更届	氏名等変更届	廃止届	承継届	測定手法届	汚染状況届	合　　計
166 (22)	0(0)	73（15）	212 (59)	205 (22)	40（12）	4（1）	0（0）	700 (131)

（注）（　）内の数値は、八王子市及び町田市の分で内数

ウ　水質汚濁防止法に基づく届出事業場数

令和８年３月末現在の届出事業場数は、2,885事業場である。

図表2-2-16　水質汚濁防止法に基づく届出事業場数（令和８年３月末現在）

地域	事業場数（注１）		
		総量規制対象事業場	公共用水域への排水のない事業場（注２）
区部	1,135	24	829
多摩部	1,594	64	76
島しょ	156	0	0
合計	2,885	88	905

（注１）八王子市及び町田市を含む。

（注２）地下水汚染未然防止に係る規制のみ適用される。

エ　立入検査

公共用水域に排出水を排水する事業場に対する立入検査では、特定施設の運転・管理状況を確認するとともに、排出水の採水・分析により排水基準等への適合状況を確認している。

令和７年度は、380 件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 環境確保条例による規制

都では、水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対する、条例による規制を行っている。

ア　全窒素・全りんの上乗せ排水基準の設定

全窒素・全りんについては、東京都内湾における環境基準の達成や富栄養化防止等を図るため、法に基づく上乗せ排水基準を設定し、境川水域及び島しょを除く50m^3/日以上の排水を排出する工場・指定作業場に対する規制を強化している。

イ　水道水源地域の排水基準の設定

水道水源として取水する河川の流域に新設される工場から排出される汚水について、他地域、既設事業場に適用される排水基準に比べ、より厳しい基準値を設けている。

ウ　小型船舶し尿処理対策

平成13年からお台場付近に集まる小型船舶から排出されるし尿により、閉鎖性水域のお台場海浜公園に属する水域が汚染されないように、船舶へのし尿回収タンク等の設置を義務付け、未処理のし尿の船外への排出防止を指導している。

平成22年には、お台場海浜公園に属する水域から中央防波堤内側の水域へと規制水域を拡大した。

4　生活排水対策

公共用水域に排出される生活排水は、排水量でみると、全体の0.3%を占めるにすぎないが、ＢＯＤの負荷量でみると全体の6.4%を占めている（令和５年度実績）。

(1) 生活排水対策重点地域の指定

都は、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」を指定し、下水道整備の予定がない区域における生活排水対策の一層の推進を図っている。指定を受けた市町村は、生活排水対策を推進するための計画（生活排水対策推進計画）を定め、公共用水域の水質汚濁防止に努めている。

図表2-2-17　生活排水対策重点地域の指定実績

指定日	指定流域名	指定市町村名	推進計画策定年月
平成３年６月29日	境川・鶴見川流域 ※	町田市	平成４年８月
平成４年７月７日	平井川流域	日の出町・あきる野市	平成６年２月
平成４年７月７日	秋川流域	檜原村・あきる野市	平成６年２月
平成８年３月29日	浅川流域 ※	八王子市	平成９年５月
平成８年３月29日	谷地川流域 ※	八王子市	平成９年５月

※平成27年４月10日に、下水道設備等の普及により指定解除

(2) 合併処理浄化槽の普及

都は、下水道未普及地域における生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図るため、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して補助金を交付し、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。

(3) 都民への普及啓発

都は、生活排水による水質汚濁の軽減を目的として、家庭等で行える取組方法等をリーフレットやウェブサイトにより周知している。

5　ゴルフ場農薬対策

都は、平成２年に「東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する指導要綱」を策定した。この要綱に基づき、都内にある22のゴルフ場において、農薬の流出防止のための降雨時・強風時の散布中止や、周辺環境に配慮した農薬使用量の削減など、農薬の安全で適正な使用について指導している。

6　雨天時排水対策

区部の大部分と多摩地域の一部の下水道は合流式となっているため、大雨の際、下水処理場に送水しきれない汚水を含んだ雨水（雨天時排水）がポンプ場や雨水吐から河川や海に排出され、問題となっている。

このため、雨天時排水の実態の把握に努めるとともに、合流式下水道の越流水対策について下水道局と協議する等、この問題に取り組んでいる。

7　地下水保全対策

(1) 地下水汚染対策

地下水汚染は、汚染地域の特定や浄化が困難な場合がある。

また、一たび汚染されると、その回復には非常に長い時間を要することが多い。このため、都は、地下水汚染の未然防止を推進している。

水質汚濁防止法では、有害物質を含む汚水の地下浸透の制限などの地下水汚染防止対策が規定されており、トリクロロエチレンなど有害物質28項目を製造・使用・処理する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水を特定地下浸透水と定め、地下への浸透を制限している。

また、地下水汚染未然防止を目的に、平成24年６月から有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準等の遵守及び点検が義務付けられた。規制対象となる施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている。

なお、届出の状況については排水規制に係る届出とあわせて、図表2-2-15及び図表2-2-16にまとめて記載した。

都は、対象事業場に立入検査を行い、施設の構造基準等の遵守状況や点検の実施状況を確認し、違反が見つかった場合に改善指導を行っている。

令和７年度は、157件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 地盤沈下防止対策

工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「ビル用水法」という。）、環境確保条例による揚水規制等の実施により、都内では地下水位は全体として回復傾向にあり、地盤沈下も沈静化傾向が継続しているが、現行の地下水の揚水規制を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがある。

このため、都は、区市と協力して、法や条例に基づく地下水の揚水を規制するとともに雨水浸透施策を推進し、地盤沈下の防止と地下水のかん養等の施策を実施している。

ア　地盤沈下の現状

令和６年の地盤沈下状況を概観すると、１㎝以上沈下した地域は区部で0.2㎢であり、最大沈下量は文京区千石一丁目にある水準基標の、1.17㎝である。地下水位は42地点のうち37地点で上昇した（「令和６年地盤沈下調査報告書」東京都建設局、公益財団法人東京都道路整備保全公社（令和８年１月）による。）。

イ　地下水揚水量の推移

都は、地下水揚水量の実態把握のため、昭和46年から東京都公害防止条例に基づいて、一定規模以上の井戸の所有者に水量測定器の設置及び揚水量の報告を義務付けし、平成13年の環境確保条例施行では対象井戸を300ワットを超える揚水施設に、平成28年からは家事用を除く動力を使用している全てに拡大して、揚水量報告の実態を更に正確に把握できるようにしてきた。

令和６年の都内の地下水揚水量は27.3万㎥/日で、区部では2.8万㎥/日、多摩地域では24.5万㎥/日であった。

都内の揚水量の推移は次のとおりで、法令による規制を行う前と比較すると揚水量は大幅に減少したが、近年は微減にとどまっている。

図表2-2-18　地下水揚水量の推移　　（単位：万㎥/日）

地下水揚水量		昭和46年	昭和55年	平成2年	平成13年	令和４年	令和５年	令和６年
		144.1	83.7	67.4	55.4	29.1	26.7	27.3
地域別内訳	区　部	55.0	14.2	11.7	4.7	2.7	2.8	2.8
	多摩部	89.1	69.5	55.7	50.7	26.3	23.9	24.5
用途別内訳	工場＋指定作業場	84.5	34.9	27.9	15.4	9.9	10.0	9.8
	上水道等	59.6	48.8	39.6	40.0	19.1	16.7	17.5

（注１）平成12年までは揚水量報告の対象ではなかった吐出口断面積21㎠未満の井戸は推計値（約9.9万㎥/日）を加算している。平成13年から報告対象が拡大し、実測値により集計している。

（注２）端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

ウ　地下水揚水規制

(ｱ) 法による地下水揚水規制

工業用水法：８区（江東区、墨田区、荒川区、江戸川区、北区、板橋区、足立区及び葛飾区）において工業用に使用される井戸を対象としている。昭和35年の地域指定以降の規制により、工業用水道への転換は完了した。現在、新たに許可された井戸はなく、法の対象となる井戸は３本を残すのみとなっている。

ビル用水法：23区において建築物用（冷暖房、水洗便所、洗車及び公衆浴場（浴室床面積150m^2超））に使用される揚水設備（井戸）を対象としている。昭和38年の地域指定以降の規制により、基準に適合しない揚水設備の上水道への転換は完了した。現在、法対象となる揚水設備はない。

(ｲ) 環境確保条例による地下水揚水規制等

昭和47年から東京都公害防止条例に基づき、ストレーナーの位置や揚水機の吐出口断面積等の規制を実施している。平成13年施行の環境確保条例では、規制対象を、地下水を利用する目的の揚水機出力が300ワットを超える揚水施設（井戸）に拡大し、従前の規制に加え揚水量の上限を設定するなど規制内容を強化し（奥多摩町、檜原村及び島しょを除く。）、揚水量の報告を義務付けた（島しょ地域を除く都内全域）。

また、平成28年３月の施行規則の改正では、規制対象を原則全ての揚水施設（一戸建ての家事用途にあっては揚水機出力が300ワットを超えるもの）に見直した（平成28年７月施行）。

(ｳ) 指針による指導

「地下構築物への漏えい地下水の取扱指導指針」（昭和58年11月策定、平成11年３月改正）を定め、地下構築物に漏えいする地下水を利用する者に対して指導を行っている。

エ　地下水の総合的な保全対策

法や条例に基づく揚水規制を継続するとともに、雨水の地下への浸透の促進など、総合的な地下水の保全を図るための対策を推進していく。

(ｱ) 雨水浸透の促進

環境確保条例に基づき定めた「東京都雨水浸透指針」（平成13年７月制定）により、規制対象の揚水施設の設置者に対して雨水浸透施設の設置等、雨水浸透に努めることを求めている。

(ｲ) 地下水の流れの確保

地下構築物により地下水の流れが妨げられることにより、局地的な地盤沈下や湧水の枯渇、井戸枯れを招くおそれがあるため、建築物・工作物を建設する者は、地下水の流れを確保する措置の実施に努めることを環境確保条例で規定している。

(ｳ) 地下漏えい水の環境用水への利用

トンネルやビル等の地下構築物に漏えいする地下水を利用して、流量が減少している中小河川等の水質を改善するための施策を実施している。主なものは次のとおりである。

・ＪＲ武蔵野線トンネルの地下漏えい水を姿見の池（国分寺市）を経由して野川に放流（平成14年３月放流開始、1,400m^3/日）

・ＪＲ総武線トンネルの地下漏えい水を立会川（品川区）に放流（平成14年７月放流開始、4,500m^3/日）

・ＪＲ東北新幹線トンネルの地下漏えい水を上野不忍池（台東区）に放流（平成15年９月放流開始、270m^3/日）

(ｴ) 環境確保条例による「地下水保全地域」の指定と「地下水保全計画」の策定

地下水の揚水量の増大及び雨水浸透量の減少により、地盤沈下の発生など生活環境に支障を及ぼすおそれがあり、揚水量の制限、雨水浸透施設の設置指導など地下水の保全を講じる必要があると認める地域があるときは、知事はあらかじめ関係区市町村や環境審議会の意見を聴いて「地下水保全地域」の指定をすることができる。

「地下水保全地域」を指定したときは、知事は「地下水保全計画」の策定を行うこととなっている。

令和８年６月末現在、地下水保全地域は指定していない。

オ　地下水の実態把握の推進と地下水ガバナンス

国の水循環基本計画等に示されているとおり、地下水の持続可能な保全と利用を図るためには、様々な立場の方々との幅広い議論を経て、関係者の理解と納得を得ることが不可欠である。そのため、その議論の前提として、まずは地下水の実態把握が必要である。

都では、地下水位や地盤収縮の実測データや揚水量などのデータから東京の地下水の状況を検証するとともに、東京の地域特性である複雑な地形・地質構造や地下水流動、また地盤沈下ポテンシャルの存在などを踏まえ、東京都環境科学研究所及び学術機関と連携した専門的な研究を柱として、中長期的に地下水の実態把握を進めている。

得られた知見は、有識者で構成される地下水対策検討委員会において、十分に時間をかけて、丁寧な検証を行っている。

現在、環境科学研究所と学術機関との共同研究として、「地下水の揚水等の影響予測」（東京大学との共同研究）及び「地下水流動系の解明」（筑波大学との共同研究）を進めている。

また、都では、幅広い関係者が相互に協力しながら地下水の統治を行う「地下水ガバナンス」に向けて、これらの最先端の研究内容等を分かりやすくまとめたレポート等を作成するなど、情報発信を行っている。

図表2-2-19　共同研究の概要

「地下水の揚水等の影響予測」	
	地下水揚水-地下水位-地盤の関係を定量化し、地盤沈下を引き起こす地下水位や湧水に影響を与える地下水位、またその地下水位に達する揚水量等を予測する。
「地下水流動系の解明」	
	地下水の起源、滞留時間、流動経路を把握することにより、東京の地下水における涵養－流動－流出のプロセスの解明を目指す。

カ　温泉法による温泉保護と温泉施設の安全管理対策

温泉資源の保護と適正利用を目的とした温泉法の趣旨を踏まえ、過剰な揚湯による地盤沈下を防止するため、都は、平成10年に「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」を定め、動力装置の構造及び揚湯量の制限等を設けた。

続いて、温泉掘削が活発化したことから、平成17年に源泉間の距離の制限や個人利用における揚湯量制限を設定し、平成20年からは周辺井戸や湧水への配慮の指導を開始した。

また、平成19年６月に発生した温泉施設における可燃性天然ガスによる爆発事故を受け、安全対策の徹底と事故の再発防止のため、都は平成19年10月に「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針」（以下「暫定指針」という。）を策定した。

その後、平成20年５月の温泉法の改正により、法の目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」が追加され、掘削及び採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術的基準が設けられたことを踏まえ、都は平成20年に暫定指針を改定し、温泉資源の保護と災害防止について総合的に取り組んでいる。

第３章

都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第１節　大気環境の保全

１　大気汚染の現状
２　大気監視の体系
３　大気汚染対策
４　アスベスト対策
５　微小粒子状物質（ＰM2.5）の対策の推進
６　光化学オキシダント対策
７　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）対策
８　大気汚染物質削減総合対策の推進

第２節　地下水環境の保全

１　地下水質汚濁の現状
２　地下水質監視の体系
３　地下水汚染対策

第３節　土壌汚染対策

１　環境確保条例に基づく土壌汚染対策
２　土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策
３　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策
４　中小事業者技術支援
５　持続可能な土壌汚染対策
６　クロム鉱さいによる土壌汚染対策

第４節　騒音・振動・悪臭対策

１　環境基準（騒音）
２　苦情の実態
３　騒音・振動対策
４　悪臭対策

第５節　化学物質対策

１　工場・事業場における化学物質対策の推進
２　リスクコミュニケーション
３　ダイオキシン類対策
４　有機フッ素化合物対策

第　３　章　　都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第　１　節　　大気環境の保全

［環境改善部大気保全課・化学物質対策課］

１　大気汚染の現状

(1) 大気環境の測定結果

令和７年度の二酸化窒素の環境基準の達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）とも100％であった。

浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100％であった。

微小粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100％であった。

有害大気汚染物質のベンゼン等４項目は、いずれも環境基準を達成していた。

図表2-3-1　大気環境の測定結果

項目（評価法）	一般局				自排局			
	令和７年度		令和６年度		令和７年度		令和６年度	
	達成局数／測定局数	達成率（％）	達成局数／測定局数	達成率（％）	達成局数／測定局数	達成率（％）	達成局数／測定局数	達成率（％）
二酸化窒素※1	41/41	100	42/42	100	33/33	100	33/33	100
浮遊粒子状物質※2	45/45	100	46/46	100	33/33	100	33/33	100
微小粒子状物質※3	45/45	100	46/46	100	33/33	100	33/33	100
光化学オキシダント※4	0/39	0	0/39	0	—	—	—	—
二酸化硫黄※2	19/19	100	19/19	100	5/5	100	5/5	100
一酸化炭素※2	11/11	100	10/10	100	16/16	100	16/16	100
ベンゼン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
トリクロロエチレン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
テトラクロロエチレン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
ジクロロメタン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100

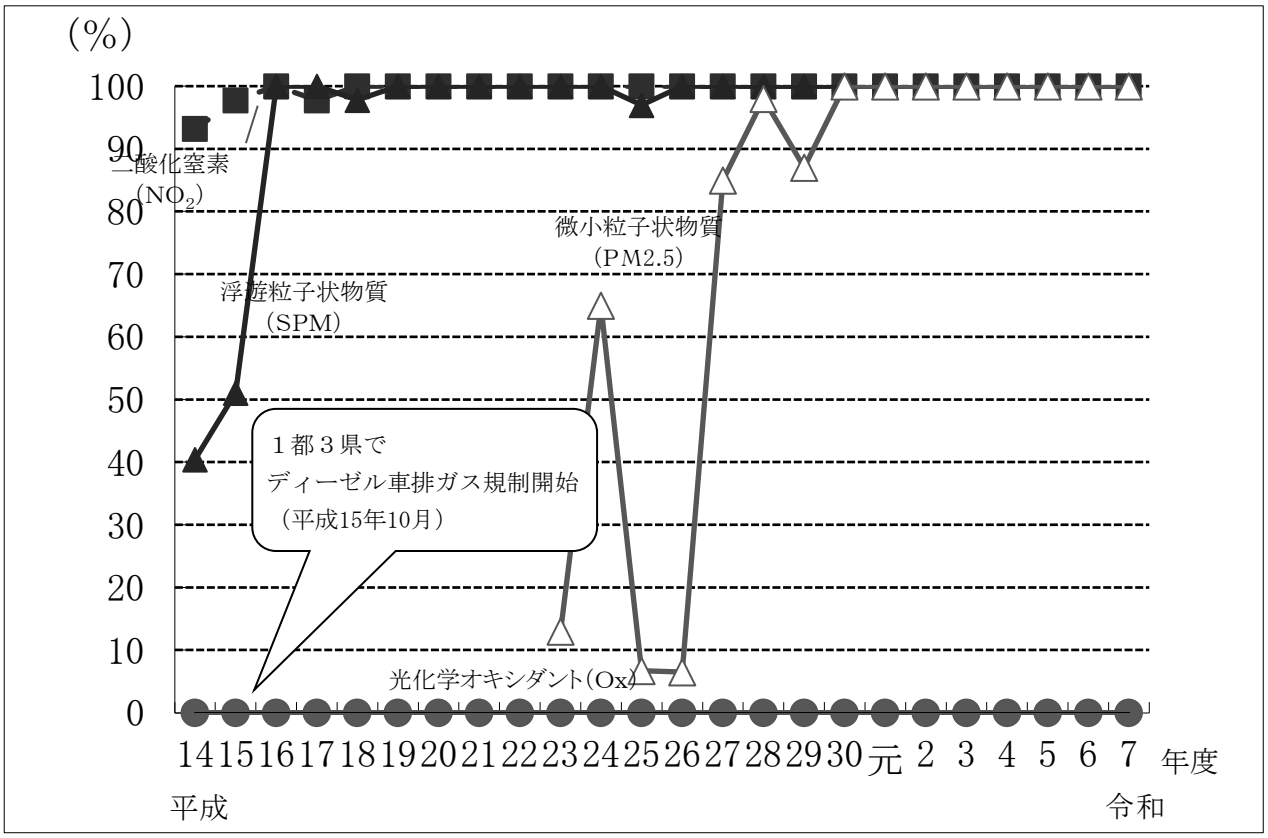
※１　二酸化窒素：１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて98％目に当たる値（１日平均値の年間98％値）を環境基準と比較する。

※２　浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素：１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２％除外値）を環境基準と比較する。ただし、１時間値の１日平均値が環境基準を超える日が２日以上連続した場合には未達成とする。

※３　微小粒子状物質：長期基準（測定結果の１年平均値）及び短期基準（１日平均値の年間98％値）を環境基準と比較して評価し、両者を達成した場合に達成とする。

※４　１時間値が環境基準を超えるときは未達成とする。

図表2-3-2　一般局の環境基準達成率の推移



(2) 年平均濃度

年平均濃度は、次のとおりである。

図表2-3-3　年平均濃度（単位：ppm。ただし、浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンはmg/m^3、微小粒子状物質は$\mu g/m^3$）

項　目	一　般　局		自　排　局	
	令和７年度	令和６年度	令和７年度※	令和６年度
二酸化窒素	0.011	0.011	0.015	0.016
浮遊粒子状物質	0.014	0.013	0.015	0.014
微小粒子状物質	9.5	8.8	9.9	9.3
光化学オキシダント	0.035	0.036	―	―
二酸化硫黄	0.001	0.001	0.001	0.001
一酸化炭素	0.2	0.3	0.3	0.3
ベンゼン	0.00073	0.00070	0.00077	0.00071
トリクロロエチレン	0.00077	0.00074	0.0011	0.00090
テトラクロロエチレン	0.00017	0.00015	0.00017	0.00014
ジクロロメタン	0.0015	0.0020	0.0020	0.0016

※　令和７年度の値は速報値

(3) 光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数

令和７年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は８日、被害者届出数は０人であった。

図表2-3-4　光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数（令和８年３月末現在）

年度	発令日数（日）			注意報発令期間		オキシダント最高濃度(ppm)	光化学スモッグによると思われる被害者届出数
	予報	注意報	警報	初回	最終		
7	0	8	0	6/17	9/8	0.189	0
6	5	15	0	6/26	9/7	0.164	0
5	1	4	0	5/18	7/26	0.167	0
4	2	7	0	6/27	8/15	0.192	0
3	3	6	0	6/8	8/28	0.168	0
2	0	6	0	7/20	8/21	0.199	0
元	3	7	0	5/25	9/10	0.201	0
30	4	9	0	7/14	8/27	0.176	0
29	5	6	0	5/21	8/9	0.208	0
28	0	5	0	7/1	10/2	0.155	0

２　大気監視の体系

(1) 大気監視システムの管理運営等

ア　大気汚染常時監視

大気汚染防止法第22条(常時監視)に基づき、一般局47局、自排局35局、檜原大気測定所、東京スカイツリー立体測定局を配置して、都内の大気汚染の状況を常時監視している。

また、同法第24条（公表）に基づき、都民等への測定データの公表を行っている。

イ　有害大気汚染物質のモニタリング

大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、大気汚染状況を把握している。

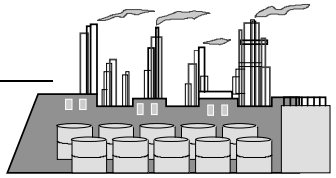
・調査項目：ベンゼン等28物質

・調査地点：15地点（一般局12局、自排局２局、檜原大気測定所）

（一般局のうち２地点は八王子市が測定している。）

・調査頻度：毎月１回、24時間連続採取

図表2-3-5 大気監視の体系



大気汚染の常時監視
大気汚染防止法第22条

環境情報の提供
大気汚染防止法第24条
（大気汚染状況の公表）

速報値の提供：インターネット
（大気汚染地図情報）

窒素酸化物、浮遊粒子状物質等

[一般環境大気測定局]
住宅地域等に設置： 47局（区部28、多摩19）
[自動車排出ガス測定局]
道路沿道に設置： 35局（区部26、多摩9）
[大気測定所（対照用）]
檜原
[立体測定局]
東京スカイツリー：鉛直方向2地点

【測定項目】
二酸化硫黄（SO_2）、一酸化炭素（CO）、
光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM）、
二酸化窒素（NO2）、一酸化窒素（NO）、
非メタン炭化水素（NMHC）、炭化水素（HC）、
微小粒子状物質（PM2.5）、
気象（風向、風速、温度、湿度）、日射量

データ確定
データ整理・解析

印刷物
電子データ

都民

ダイオキシン類の常時監視
ダイオキシン類対策特別措置法第26条

有害大気汚染物質

ベンゼン等28物質： 15地点、年12回

ダイオキシン類： 17地点、年4回

緊急時の措置（光化学スモッグ）
大気汚染防止法第23条
条例及び要綱（※）

燃料使用量の削減要請（メール,FAX）

確認（メール、FAX）

緊急時協力工場
条例及び要綱（※）

工場、事業所等：約300

協力要請

自動車使用者

トラック協会、タクシー協会

→ 同時通報メール、FAX

→ TELサービス
（自動応答テレホンサービス）
tel: 03－5640－6880

→ インターネット・携帯電話
（光化学スモッグ情報提供中）
http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/

区市町村、都の施設
関係機関等

都民

監視測定施設の保守管理と施設整備
監視システムの運営及び開発

※条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
※要綱：東京都大気汚染緊急時対策実施要綱

図表2-3-6　一般環境大気測定局及び測定項目（令和８年４月１日現在）

番号	測定局	測定項目												
	正式名称	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	オキシダント	窒素酸化物	炭化水素	微小粒子状物質	気象				有害大気汚染物質	ダイオキシン類
									風向風速	温度	湿度	日射量		
		SO_2	CO	SPM	Ox	NOx	HC	PM2.5						
1	千代田区神田司町	○		○	○	○		○	○	○	○			
2	中央区晴海	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	港区高輪			○	○	○	○	○	○	○	○			
4	港区台場	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
5	国設東京新宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	文京区本駒込			○	○	○	○	○	○	○	○			
7	江東区大島			○	○	○	○	○	○	○	○			
8	品川区豊町			○	○	○		○	○	○	○			
9	品川区八潮	○		○	○		○	○	○	○	○			
10	目黒区碑文谷			○	○	○		○	○	○	○	○	○	
11	大田区東糀谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○※1	○
12	世田谷区世田谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
13	世田谷区成城			○		○		○	○	○	○			
14	渋谷区本町※2			○	○	○		○	○	○	○			
15	中野区若宮	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
16	杉並区久我山			○	○	○	○	○	○	○	○			
17	荒川区南千住	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
18	板橋区氷川町			○	○	○		○	○	○	○		○	○
19	練馬区石神井町		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
20	練馬区北町			○	○	○		○	○	○	○	○		
21	練馬区練馬			○		○		○	○	○	○			
22	足立区西新井	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
23	足立区綾瀬			○		○		○	○	○	○			
24	葛飾区鎌倉			○	○	○		○	○	○	○	○		○※3
25	葛飾区水元公園			○		○		○	○	○	○			
26	江戸川区鹿骨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
27	江戸川区春江町			○	○	○		○	○	○	○		○	○
28	江戸川区南葛西			○	○	○	○	○	○	○	○			
29	八王子市片倉町※4	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○
30	八王子市館町※4			○	○	○	○	○	○	○	○			
31	八王子市大楽寺町※4			○				○	○	○	○		○	○
32	立川市泉町			○	○	○		○	○	○	○			○※5
33	武蔵野市関前(休止中)	○		○	○	○		○	○	○	○			
34	青梅市東青梅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
35	府中市四谷			○	○	○	○	○	○	○	○			
36	調布市深大寺南町			○	○	○	○	○	○	○	○			
37	町田市金森	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
38	町田市能ケ谷			○	○			○	○	○	○	○		○※6
39	小金井市東町		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
40	小平市小川町	○		○	○	○		○	○	○	○			
41	西東京市南町			○	○	○		○	○	○	○			
42	西東京市下保谷			○		○		○	○	○	○			
43	福生市本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
44	狛江市中和泉	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
45	東大和市奈良橋			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	清瀬市上清戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○※7
47	多摩市愛宕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計		20	11	47	41	44	25	47	47	47	47	9	12	16

※１　令和５年４月から当分の間、大田区羽田地域力推進センターで測定
※２　令和７年１１月から本町に移転＋名称変更（測定休止はなし）
※３　鎌倉図書館屋上で測定
※４　八王子市が大気汚染防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令に基づき測定
※５　平成22年度から旧立川市錦町局に近い東京都多摩環境事務所で測定
※６　令和６年４月から当分の間、町田市鶴川市民センターで測定
※７　下宿地域市民センターで測定

図表2-3-7　自動車排出ガス測定局及び測定項目（令和８年４月１日現在）

番号	測定局名	所在場所、道路	測定項目									
			SO_2	CO	SPM	NO_x	HC	PM 2.5	気象 風向風速	気象 温度	気象 湿度	有害大気汚染物質
1	日比谷交差点	日比谷公園 日比谷通り、晴海通り		○	○	○		○				
2	永代通り新川	霊岸橋橋台敷 永代通り			○	○		○	○			
3	第一京浜高輪	都有地 第一京浜		○	○	○		○				
4	山手通り東中野	中野区東部地域センター 山手通り		○	○	○		○				
5	新目白通り下落合	都有地 新目白通り			○	○		○				
6	春日通り大塚	国道用地 春日通り			○	○		○				
7	明治通り大関横丁	台東区道 明治通り		○	○	○		○				
8	水戸街道東向島	水戸街道			○	○		○				
9	京葉道路亀戸	都営亀戸団地 京葉道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	三ツ目通り辰巳	都営辰巳団地 高速９号線、首都高速湾岸線		○	○	○		○				
11	北品川交差点	品川区保健センター 第一京浜、山手通り	○	○	○	○		○				
12	中原口交差点	国道用地 中原街道、第二京浜		○	○	○		○				
13	山手通り大坂橋	大坂橋陸橋際 山手通り、玉川通り、首都高３号線		○	○	○		○				
14	環七通り柿の木坂	下水道局南部建設事務所第二出張所 環状７号線			○	○		○	○	○	○	
15	環七通り松原橋	環状７号道路沿 環状７号線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	中原街道南千束	大田区立大森第六中学校 中原街道			○	○		○				
17	玉川通り上馬 (PM2.5以外休止中)	世田谷区上馬出張所 玉川通り、環状７号線、首都高３号線		○	○	○		○				
18	環八通り八幡山	都営八幡山アパート 環状８号線			○	○		○	○	○	○	○
19	甲州街道大原	都有地 甲州街道、環状７号線、首都高４号線		○	○	○		○				
20	環八通り千鳥	都道緑地帯 環状八号線		○	○	○		○				
21	早稲田通り下井草 (休止中)	区立中瀬中学校 早稲田通り			○	○		○				
22	明治通り西巣鴨	区立千川上水公園 明治通り			○	○		○				
23	北本通り王子	区立神谷堀緩衝緑地 北本通り			○	○		○	○	○	○	
24	中山道大和町	都営地下鉄板橋本町駅 中山道、環状７号線、首都高５号線		○	○	○		○				
25	日光街道梅島	足立区立中央本町庁舎 日光街道	○		○	○		○	○	○	○	
26	環七通り亀有	都営亀有二丁目第二アパート敷地内 環状７号線			○	○		○				
27	甲州街道八木町※	八王子市八木町公園 甲州街道			○	○		○				
28	五日市街道武蔵境	水道局境浄水場内 五日市街道、桜通り		○	○	○		○				
29	連雀通り下連雀	三鷹市連雀コミュニティーセンター 連雀通り			○	○		○				
30	川崎街道百草園	都道（川崎街道道路用地内） 川崎街道			○	○		○				
31	新青梅街道東村山	都道（新青梅街道） 新青梅街道			○	○		○				
32	甲州街道国立	都有地 甲州街道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33	小金井街道東久留米	市立第一小学校 小金井街道			○	○		○				
34	青梅街道柳沢	都有地 青梅街道			○	○		○				
35	東京環状長岡	瑞穂町町営住宅 東京環状		○	○	○		○				
合計			5	17	35	35	3	35	8	7	7	2

※　八王子市が大気汚染防止法施行令に基づき測定

檜原及び東京スカイツリー測定項目

図表2-3-8　檜原大気測定所（令和８年４月１日現在）

測定局名	所在地	測定項目									
		SO_2	SPM	Ox	NOx	PM2.5	気象			有害大気汚染物質	ダイオキシン類
							風向風速	温度	湿度		
檜原大気測定所	樋里コミュニティーセンター 西多摩郡檜原村樋里4331番１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

図表2-3-9　東京スカイツリー立体測定局（令和８年４月１日現在）

測定局名	所在地	測定項目						高さ（m）
		SPM	Ox	NOx	PM2.5	温度	湿度	
東京スカイツリー	墨田区押上一丁目1番2号	○	○	○	○	○	○	150
		○	○	○	○	○	○	325

(2) 大気汚染緊急時の措置

気象条件等により、大気中のオキシダントが高濃度になった場合やそのおそれがある場合、その事態を改善し、光化学スモッグによる被害の未然防止を図るため、注意報、予報等の発令を行い、電子メール・ＦＡＸシステム及びインターネットにより周知を図る。

発生源対策としては、都内で燃料の使用量が多い事業所（緊急時協力工場：令和８年度当初249か所）及び揮発性有機化合物排出事業所（同：令和８年度当初12か所）に対して、緊急時の燃料等使用量の削減を要請する。さらに、東京都トラック協会、東京ハイヤー・タクシー協会等を通じてアイドリング・ストップの励行等の協力要請を行う。

３　大気汚染対策

都は、これまで、大気汚染の改善を図るため、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、工場・事業場に対するばい煙等の排出規制と自動車排出ガスの削減対策を行ってきた。その結果、二酸化硫黄（SO_2）、一酸化炭素（ＣＯ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）及び二酸化窒素（NO_2）については全ての測定局で環境基準を達成している。さらに、微小粒子状物質（ＰM2.5）についても、平成31年度以降、全ての測定局で環境基準を達成している。一方、光化学オキシダント（Ｏｘ）については全ての測定局で環境基準を達成していない。

法の執行は、八王子市の区域については八王子市が、その他の区域については都が行い、条例の執行は区市部については各区市が、町村部については都が行っている。

なお、自動車排出ガス削減対策については「第１章第６節　自動車の環境負荷低減対策」、大気中のダイオキシン類対策については「第５節　化学物質対策」のとおりである。

(1) 大気汚染防止法による規制

ア　規制対象物質

(ｱ) ばい煙

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩素、塩化水素、カドミウ

ム、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素、鉛を「ばい煙」といい、排出基準を定めている。そのうち、硫黄酸化物と窒素酸化物については、政令で定める指定地域（都内では、特別区と隣接５市（武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市（旧保谷市の区域に限る。）及び狛江市））内にばい煙発生施設を有する工場及び事業場のうち一定規模以上のもの（特定工場等）を対象に、総量規制基準を定めている。

また、ボイラーや定置型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関）については、都内に数多く設置され、環境中へのばい煙排出量が多い実態から、大気汚染防止法に基づき、より厳しい上乗せ基準を定めている。

(ｲ) 一般粉じん、特定粉じん（アスベスト）

「粉じん」は、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、飛散する物質である。そのうち、石綿（アスベスト）のように、人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を「特定粉じん」とし、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」として規制している。

(ｳ) 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）

「揮発性有機化合物（ＶＯＣ）」は、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質を除く。）と包括的に定義され、ＶＯＣ排出量の多い印刷、塗装、洗浄等を行う施設のうち大規模な排出施設を規制している。

(ｴ) 水銀

環境中の水銀の総量を地球規模で削減することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成29年８月16日に発効したことを受け、改正大気汚染防止法が平成30年４月１日から施行され、水銀の大気排出に関する規制が新たに追加された。廃棄物焼却炉などを規制している。

イ　対象事業所

令和８年３月末現在における都内（中核市である八王子市を除く。）の大気汚染防止法対象施設、事業所の数は、次のとおりである。

ばい煙発生施設を設置している事業所の数は6,027事業所、施設の数は12,228施設である。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスタービンなど33種類の施設があり、ボイラーが全体の約32％を占めている。ガスタービン、ディーゼル機関などの定置型内燃機関は、多くが非常用発電施設である。

一般粉じん発生施設を設置している事業所の数は167事業所、施設の数は1,551施設である。ベルトコンベア・バケットコンベアが全体の約77％を占めている。

平成18年９月１日から、労働安全衛生法により、アスベスト(0.1％超)を含有する全ての物の製造、輸入、使用等が禁止されているため、現在、東京都内には特定粉じん発生施設(石綿製品製造施設)を有する工場・事業場はない。

ＶＯＣ排出施設を設置している事業所の数は11事業所、施設の数は18施設である。

水銀排出施設を設置している事業所の数は69事業所、施設の数は166施設であり、全て廃棄物焼却炉である。

図表2-3-10　都内の大気汚染防止法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和８年３月末現在）

ばい煙発生施設設置事業所		6,027
	うち　硫黄酸化物総量規制基準適用事業所	682
	窒素酸化物総量規制基準適用事業所	232
一般粉じん発生施設設置事業所		167
特定粉じん発生施設設置事業所		0
揮発性有機化合物排出施設設置事業所		11
水銀排出施設設置事業所		69

図表2-3-11　都内（八王子市を除く。）のばい煙発生施設数（令和８年３月末現在）

ボイラー	金属加熱炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	その他	合　計
3,884	76	72	167	2,462	5,125	394	48	12,228

ウ　届出状況

ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等を変更しようとするときは、事前に知事へ届け出ることが義務付けられている。

また、届出者の氏名等に変更があったときや届出者の地位を承継したとき、施設を廃止したときは、30日以内に知事へ届け出ることとされている。

図表2-3-12　大気汚染防止法に基づく都知事への届出の数（令和７年度）

設置届	使用届	変更届	氏名変更届	廃止届	承継届	合　計
234	0	16	1,135	160	159	1,704

エ　立入検査

都では令和７年度は、都内の法対象事業所137件の立入検査を行った。立入検査では、ばい煙発生施設の運転状況や燃料の使用状況、ばい煙の測定結果などについて確認指導を行った。

なお、毎年、ばい煙発生施設を有する事業所に対して、前年度のばい煙発生施設の運転状況や燃料使用状況・ばい煙の測定結果等の報告を求める「ばい煙排出量調査」を行い、都内のばい煙発生施設から排出される大気汚染物質による環境負荷の状況を把握している。

(2) 環境確保条例による規制

都では、大気汚染防止法の対象とならない施設や物質についても、条例による規制等を行っている。

ア　小規模燃焼機器

法の規制対象より規模の小さいボイラー、冷温水発生機、ガスヒートポンプなどの小規模燃焼機器から排出される窒素酸化物の量は、固定発生源の約２割を占めており、これらの機器からの二酸化炭素排出量は、都内の排出量の約７％を占めている。このことから、都は、窒素酸化物だけでなく、二酸化炭素についても排出削減を進めるため、窒素酸化物排出濃度の基準のほかに、燃焼効率の基準を加えた「低ＮＯｘ・低CO_2小規模燃焼機器認定制度」を設け、窒素酸化物と二酸化炭素の排出が少ない機器を認定して導入を促している。

さらに、二酸化炭素の排出がない水素燃料を使用する新たな小規模燃焼機器として、令和３年度は蒸気ボイラー、令和４年度は温水発生機を認定対象に加えた。

認定区分としては、現在、水素以外の燃料を使用する燃焼機器を対象としたグレードＡＡ（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの)、グレードＡ（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの)、水素燃料を使用するボイラーを対象としたグレードＨＨ（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの）及びグレードＨ（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの）の４区分を設けて認定している。

令和７年度は、グレードＡＡ４機種、グレードＡ３機種、グレードＨＨ２機種及びグレードＨ１機種の計１０機種を認定した。

図表2-3-13　低ＮＯｘ・低CO_2小規模燃焼機器の認定基準（蒸気ボイラー）

使用燃料	ガス燃料（水素燃料以外）		水素燃料	
	グレードＡＡ	グレードＡ	グレードＨＨ	グレードＨ
窒素酸化物排出濃度	40ppm	50ppm	40ppm	50ppm
効率	97％	90％		

図表2-3-14　認定証票（グレードＨＨ）



※認定を受けた事業者は認定証票を製品に貼って販売が可能

イ　炭化水素系物質

光化学スモッグの主要原因物質の１つである炭化水素系物質の排出量の削減を図るため、環境確保条例で炭化水素系物質を貯蔵するガソリンスタンド等の貯蔵施設に対して排出防止設備（ベーパーリターン設備等）の設置を義務付けている。

ウ　有害ガス

工場・指定作業場から排出する有害ガスについては、その種類ごとに排出基準を設定している。

また、有害ガスを排出する工場・指定作業場の設置者には、有害ガス取扱施設の構造を基準に適合させ、使用及び管理の方法についての基準を遵守するよう義務付けている。

さらに、有害ガス取扱施設の指導や事故対応のための「有害ガス規制指導マニュアル」を作成し、区市に配布している。

４　アスベスト対策

アスベストは、安価で耐熱性や耐腐食性等の諸特性に優れていたため、建築材料などに利用されてきた。特に、高度経済成長期を中心にアスベスト含有建築材料が大量に建築物に使用された。しかし、アスベストを吸入することにより中皮腫などの健康影響が生じるおそれがあるため、現在は、製造、輸入、使用等が禁止されている。都内では、アスベスト含有建築材料を使用している可能性がある建築物の解体がピークを迎えていると考えられ、令和30年頃まで現在の水準が続くと見込まれる。

(1) アスベストに係る規制（大気汚染防止法と環境確保条例）

建築物その他の工作物の解体・改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、元請業者等は、解体・改修工事前にアスベスト含有建築材料の有無を調べる

調査（事前調査）の実施や作業基準の遵守等が義務付けられている。また、発注者等は、吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の除去作業に係る特定粉じん排出等作業の実施の届出を行政へ行うことが義務付けられている。

さらに、環境確保条例に基づき、発注者等は、一定規模以上の吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の解体・改修工事について飛散防止方法等計画の届出、工事を施工する者は、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施等が義務付けられている。

なお、都は事務処理特例条例により、区市（中核市である八王子市を除く。）にアスベスト関連事務の一部を移譲している。

(2) 大気汚染防止法の改正

総務省の「アスベスト対策に関する行政評価・監視―飛散・ばく露防止対策を中心として―結果に基づく勧告」（平成28年９月）において、事前調査でのアスベストの見落としや、アスベスト含有成形板の不適切な作業によるアスベストの飛散・ばく露が指摘された。

これを受け、国は令和２年６月に法改正を行い、令和３年度からアスベスト含有成形板の作業基準の新設などによりアスベストの飛散防止対策を強化した。また、令和４年度からは解体業者等が事前調査結果を都道府県等に報告する制度が開始された。

さらに、建築物について、令和５年10月から事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者（有資格者）が事前調査を行うことが義務化され、一部を除く工作物についても、令和８年１月から有資格者による事前調査が義務化された。

(3) 改正法への対応

都は、令和２年度から順次専門職員を増員し、講師を派遣する出前講座やパトロールによる法改正内容の周知を強化している。

また、令和３年度には「アスベスト総合対策事業」を立ち上げ、都と区市の共同検討会で事業者向けマニュアルの改訂、都や区市へ報告された事前調査結果に基づく立入検査等の事務処理方法等について検討し、区市と連携して改正法に対応している。あわせて、法規制説明動画の公開や新聞、ＷＥＢ検索サイト・トレインチャンネルへの広告掲載等、発注者等への幅広い周知啓発を展開している。

５　微小粒子状物質（ＰM2.5）の対策の推進

粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下の微小粒子状物質（ＰM2.5）は、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺の奥まで達するため、様々な健康影響が懸念されている。

このため、都では、平成20年４月に微小粒子状物質検討会を設置し、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組みなどの調査研究、シミュレーション等を実施し、調査・検討結果を平成23年７月に「東京都微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。

また、平成24年度末までに、都が設置する全ての測定局にＰM2.5の測定機を設置し、平成25年度より都内全域で測定している。2019年度に初めて全測定局で環境基準を達成したことから、更なる改善に向けて、2030年度までに各測定局の年平均値を安定して10μg/m^3以下とする新たな目標を設定し、これまでの対策をより一層進めていく。

ＰM2.5の主な原因物質はNO_xとＶＯＣであり、その発生源は多岐にわたることから、工場・事業場に対する規制指導、非ガソリン車の普及促進、身近な生活環境での低ＶＯＣ製品の普及や業界等と連携したＶＯＣ対策などを講じている。

ＮＯ$_X$の排出削減については、小規模で多数存在する未規制燃焼機器のうち、特に普及台数の多い家庭用給湯器を、令和元年度に低ＮＯ$_X$・低ＣＯ$_2$小規模燃焼機器認定制度の対象に追加した。

さらに、都は九都県市と連携し、ＶＯＣ排出の抑制を働きかけるなど、広域連携の取組を推進している。

６　光化学オキシダント対策

都は、光化学オキシダント対策検討会（平成15年６月から平成17年２月まで）を設置し、光化学オキシダント濃度の上昇要因を解析し対策の方向性を検討した。その結果、①日射量の大きい日の割合が多い年は、光化学オキシダントが高濃度となる傾向があること、②高濃度の光化学オキシダントの出現日数を効果的に減少させるためには、ＮＯ$_X$濃度の低下に加え、ＶＯＣの濃度をＮＯ$_X$の低下率以上に低減させる必要があることが明らかになった。そこで、都では、平成18年度から実施しているＶＯＣ連続測定など光化学オキシダントの生成メカニズムを更に解析するための取組を推進し、ＶＯＣ削減などの低減対策を進めている。

また、光化学オキシダント対策についても、都は九都県市と連携し広域連携の取組を推進している。

７　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）対策

ＶＯＣは、それ自体が有害性を有することが多い化学物質であるとともに、光化学反応により光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰM2.5）を生成する原因物質でもある。そのため、ＶＯＣの削減は、光化学オキシダント及びＰM2.5の対策にとって不可欠であり、有害化学物質の環境リスクの低減としても重要である。

都内のＶＯＣの発生源は、事業用の蒸発系発生源が総排出量の約７割を占め、工場内塗装、印刷、クリーニング、給油、金属表面処理、屋外塗装など比較的中小規模の事業者が多い。

また、ＶＯＣの発生形態は作業工程や施設の構造等により様々であることから、ＶＯＣの排出削減対策では、大気汚染防止法や環境確保条例による規制に加え、事業者自らの自主的取組が必要である。

そこで、都では、自主的取組を促進するため、効果的なＶＯＣ排出抑制を行うためのＶＯＣ対策ガイドの作成や事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザー派遣制度の実施に加えて、業種別ＶＯＣ対策セミナーの開催など、区市や各種業界団体と協力し、中小事業者への技術支援を行っている。同時に、セミナー等による低ＶＯＣ塗装の紹介など発注者向けの低ＶＯＣ製品の利用の啓発も実施している。さらに、令和４年度より工場内塗装、印刷、ドライクリーニングについて石油系原材料の削減に寄与できるＶＯＣ対策設備やＶＯＣ削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に要する費用の一部を補助する事業を開始した。

また、都内ＶＯＣ総排出量の約２割を占める給油分野の対策として、給油時にノズルから大気中に放出されるガソリン中のＶＯＣを回収する機能のある計量機（StageⅡ）の導入を促進するため、中小ガソリンスタンド事業者に対して令和２年度より懸垂式ガソリン計量機について、加えて令和４年度より固定式のガソリン計量機についても導入経費を補助する導入促進事業を実施している。

一般家庭・オフィス分野については、低ＶＯＣ製品の利用促進に向けて、ホームページやリーフレット等による周知やイベント及びセミナーでの啓発を行っている。また、ＮＰＯやメーカー

等との連携を進め、消費者へのＶＯＣ削減の必要性の周知強化や低ＶＯＣ製品の販売促進の支援を実施している。

さらに、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏季には、揮発しやすいＶＯＣの排出削減を重点的に呼びかける「夏季のＶＯＣ対策」として、九都県市で連携した周知を実施している。

８　大気汚染物質削減総合対策の推進

平成29年度に大気中微小粒子状物質検討会を設置し、都内の発生源ごとの排出量の調査結果を活用しながら、ＰM2.5及び光化学オキシダントの発生源寄与割合の解析やこれまでの対策にかかわる削減効果の検証など、総合的な大気汚染対策の検討を行った。対策の方向性を含めた調査・検討結果について、令和元年７月に「大気中微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。さらに、令和８年３月に大気環境改善検討会を設置し、気候変動が大気環境へ与える影響等の状況の変化を踏まえ、2050年に向けた対策の検討を開始した。

都は、令和元年の報告書を踏まえ、他自治体と連携した大気調査の実施等、原因物質の低減に向けた対策を実施している。

また、ＰM2.5及び光化学オキシダントの低減に向け、事業者によるNO_x又はＶＯＣ対策への自主的な取組を促すため、対策に取り組む事業者等を「Clear Skyサポーター」として募集するとともに、事業者の自主的取組を都民等へ発信するアワードを開催している。加えて、都民に対する普及啓発として「Clear Sky応援個人サポーター」の募集、大気環境改善に関する情報及び学習動画の発信やイベントの開催を通して自主的な取組を促進している。

第　２　節　　地下水環境の保全

［環境改善部化学物質対策課］

１　地下水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況

都内の全体的な地下水質を把握する概況調査における環境基準の達成率は、令和７年度は88%であった。環境基準の超過項目は、鉛、砒素、クロロエチレン及びほう素であった。

また、過去に環境基準超過があった地点において超過項目の汚染状況を調査する継続監視調査においては、テトラクロロエチレンの超過が最も多かった。

図表2-3-15　環境基準達成状況（地下水）　　※町田市及び八王子市を含む。

調査の種類	項目	環境基準達成率	
		令和７年度	令和６年度
概況調査 【都内の全体的な地下水質の概況を把握するとともに、未把握の地下水汚染を発見するための調査】 ※毎年、調査地点を変えて実施	カドミウム等28項目	88%（57/65） [超過項目(超過地点数)] 鉛(1)、砒素(5)、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(1)、ほう素(2)	94%（61/65） [超過項目(超過地点数)] ｶﾄﾞﾐｳﾑ(1)、 鉛(1)、砒素(1)、ふっ素(1)、ほう素(1)
汚染井戸周辺地区調査 【概況調査等により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲確認等のために実施する調査】	概況調査等で環境基準を超過した項目及びその分解生成物	4/8 （周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数）	3/3 （周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数）
継続監視調査（１） 【過去に地下水汚染が確認された地域における汚染状況を、継続的に監視するための調査】 ※令和３年度から継続監視調査を（１）と（２）に分けて実施。環境基準項目の継続監視調査は（１）である。	過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物	環境基準達成地点数 76地点中33地点 [超過項目(超過地点数)] ｶﾄﾞﾐｳﾑ(1)、鉛(3)、砒素(10)、四塩化炭素(1)、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(5)、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(3)、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(13)、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(5)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(7)、ふっ素(1)、ほう素(1)、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ(1)	環境基準達成地点数 84地点中37地点 [超過項目(超過地点数)] 鉛(3)、砒素(11)、四塩化炭素(1)、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(4)、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(3)、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(14)、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(5)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(11)、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ(1)

（注）１　概況調査における環境基準達成率の（　）内は、（全ての測定項目で環境基準を達成した地点数/調査地点数）を示している。
２　同じ地点で複数の項目が超過している場合がある。

２　地下水質監視の体系

(1) 水質測定調査等（令和８年度）

ア　測定調査

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に資する。

【地下水】

水質測定計画に基づき、地下水について、次の調査を実施する。

①　概況調査（ローリング方式）

・調査項目：環境基準項目28項目及び要監視項目

・調査地点：68地点

②　概況調査（ローリング方式）

・調査項目：要監視項目（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）

・調査地点：195地点

③　概況調査（定点方式）

・調査項目：要監視項目（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）

・調査地点：42地点

④　汚染井戸周辺地区調査

・調査項目：環境基準を超過した項目及びその分解生成物

・調査地点：随時設定

⑤　継続監視調査（１）

・調査項目：過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物

・調査地点：81地点

⑥　継続監視調査（２）

・調査項目：令和３年度以降に指針値*を超過した要監視項目（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）

*令和７年６月末に暫定指針値を指針値に変更

・調査地点：133地点

図表2-3-16　地下水の水質測定計画（令和８年度）

		概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査（１）	継続監視調査（２）
		ローリング方式		定点方式			
調査地点数	東京都	60 （八王子市内３地点含む）	195	42	概況調査の結果により変動	77	131
	八王子市	5	－	－		3	－
	町田市	3	－	－		1	2
	合計	68	195	42		81	133
調査項目	環境基準項目Ⅰ（20項目）	ｶﾄﾞﾐｳﾑ、全ｼｱﾝ、鉛、六価ｸﾛﾑ、砒素、総水銀、ｱﾙｷﾙ水銀、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（別名、塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	－	－	概況調査において、環境基準を超えた項目及び関連項目（分解生成物等）	概況調査又は、汚染井戸周辺地区調査において、環境基準を超えた項目及び関連項目（分解生成物等）	－
	環境基準項目Ⅱ（８項目）	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	－	－			
	要監視項目Ⅰ（５項目）	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｲｿｷｻﾁｵﾝ、ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ	－	－	－	－	
	要監視項目	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOA	－	－	PFOS及びPFOA

（注）１　令和２年度にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ を要監視項目に追加（令和２年５月環境省通知）

２　概況調査において、環境基準項目Ⅰは全ての地点で測定を実施する。環境基準項目Ⅱは調査地点の28％で実施する。要監視項目Ⅰは調査地点の17％で実施する。要監視項目（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）は260地点で実施する。

３　ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを除く要監視項目は、４～５項目ごとにⅠ～Ⅴの５グループに分類し、毎年測定するグループを変えながら５年間で全項目を測定している。

３　地下水汚染対策

都は、平成８年度から、「地下水汚染浄化対策指導指針」に基づき地下水汚染の浄化対策を実施してきた。平成13年10月からは、環境確保条例の土壌・地下水汚染対策に係る規定を施行し、同条例に基づき地下水汚染対策を推進している。都では、地下水の水質調査の結果、汚染が判明した地点について、必要に応じて追加調査を行い、汚染源が明らかになった地点において、健康被害が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、地下水の水質の浄化等の指導を行っている。

なお、過去５年間の調査では、健康被害が生じるおそれがある事例は認められていない。

図表2-2-10　水質監視の体系【再掲】



水質汚濁の常時監視（公共用水域及び地下水）
〈水質汚濁防止法第15条〉

公共用水域

河川・湖沼・東京都内湾等157地点
【測定項目】
- 現地測定項目（水温等）：　10項目
- 健康項目（総水銀等）：　27項目
- 生活環境項目（ＢＯＤ等）：12項目
- その他（全有機体炭素等）：50項目

地下水

①概況調査（ローリング方式）68地点
②概況調査（ローリング方式）195地点
③概況調査（定点方式）　42地点
④汚染井戸周辺地区調査
⑤継続監視調査（１）81地点
⑥継続監視調査（２）133地点
【測定項目】　環境基準項目及び要監視項目

追跡調査

補完調査
（東京湾調査等）

データの整理・解析

事故時・緊急時の措置
〈水質汚濁防止法第18条〉

ダイオキシン類の常時監視
〈ダイオキシン類対策特別措置法第26条〉

環境情報の提供
〈水質汚濁防止法第17条〉
〈ダイオキシン類対策特別措置法第27条〉

- インターネット
- 印刷物

都民

公共用水域：河川・東京都内湾等
〔水質〕51地点（年1～4回）
〔底質〕49地点（年１回）
地下水　：９地点（年１回）

第　３　節　　土壌汚染対策

［環境改善部化学物質対策課］

土壌は、大気や水とともに環境を構成する重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤としても重要な役割を担っている。土壌汚染はその影響が長期間にわたり、また都内では再開発等に伴い、揮発性有機化合物や重金属類等による土壌汚染が顕在化していることから、社会的関心も高くなっている。

そこで、都は、平成13年10月に環境確保条例を施行し、土壌汚染の調査・対策に係る指導を行ってきた。

また、国においても、平成14年５月に土壌汚染対策法を公布し、平成15年２月に施行した。

１　環境確保条例に基づく土壌汚染対策

都は、平成13年10月から有害物質取扱事業者及び土地改変者に条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。

本制度では、土壌汚染対策法の施行、改正に併せ、条例施行規則及び指針を改正してきた。さらに、平成30年４月の土壌汚染対策法の改正を契機として、条例の土壌汚染対策に関する規定においても見直しを行い、条例及び条例施行規則等を改正し、平成31年４月に施行した。その後、令和２年４月に土壌汚染対策法のトリクロロエチレンとカドミウム及びその化合物の基準が見直されたことに伴い、令和２年12月に条例施行規則を改正し、令和３年４月に施行した。

また、円滑な土地の利活用や未届による汚染拡散防止、持続可能な土壌汚染対策の推進を目的として、汚染ありと評価された土地に限らず、土壌汚染情報に係る公開範囲を拡充するため、令和６年３月に条例施行規則を改正し、同年４月に施行した。

(1) 対象事業者

ア　有害物質取扱事業者

条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

図表2-3-17　特定有害物質

項　　目	
カドミウム及びその化合物	1,2－ジクロロエタン
シアン化合物	1,1－ジクロロエチレン
有機燐化合物（注）	1,2－ジクロロエチレン
鉛及びその化合物	1,1,1－トリクロロエタン
六価クロム化合物	1,1,2－トリクロロエタン
砒素及びその化合物	1,3－ジクロロプロペン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	チウラム
トリクロロエチレン	シマジン
テトラクロロエチレン	チオベンカルブ
ジクロロメタン	セレン及びその化合物
四塩化炭素	ほう素及びその化合物
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）	ふっ素及びその化合物

（注）パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。

イ　土地改変者

(ｱ) 3,000㎡以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者

(ｲ) 土壌汚染対策法第４条第１項に該当する行為を行う者

(2) 対象となる行為等

ア　有害物質取扱事業者（条例第114条から第116条の３まで（条例第116条から第116条の３まで区市へ移譲））

(ｱ) 人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合（条例第114条）

(ｲ) 地下水汚染が認められる地域がある場合（条例第115条）

(ｳ) 工場若しくは指定作業場を廃止し、又はその全部若しくは主要な部分を除却しようとする場合（条例第116条）

(ｴ) 有害物質取扱事業者が自主調査を実施し報告する場合（条例第116条の２）

(ｵ) 条例第116条等の調査において汚染が確認された土地の改変を行う場合（条例第116条の３）

イ　土地改変者（条例第117条）

(ｱ) 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

(ｲ) 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

(3) 汚染状況調査

対象者は、対象地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、汚染状況調査（土壌及び地下水の調査）を行う。

(4) 計画の策定及び対策等の実施

汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壌地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策及び汚染拡散防止の措置を実施する。

(5) 条例に基づく届出状況

届出書類のExcelフォーマット化を行い、土壌汚染対策届出情報システムによる電子申請で届出収受を行っている。

図表2-3-18　届出状況（令和７年度）

		土地利用履歴調査	土壌汚染状況調査	計画書	完了届
116条 工場等の廃止時	区部		193	66	64
	多摩部		40	12	14
	島しょ部		0	0	0
117条 土地改変時	区部	364	138	245	146
	多摩部	212	75	30	19
	島しょ部	3	0	0	0
合　計		579	446	353	243

２　土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策

国は、平成15年２月に土壌汚染対策法を施行し、平成22年４月、平成30年４月及び平成31年４月に改正法の施行を行った。

(1) 土壌汚染状況調査等の実施状況

土壌汚染対策法は、土壌汚染状況調査等の契機として、次の４種類を定めている。

ア　有害物質使用特定施設の使用の廃止（法第３条関係）

イ　一定の規模以上の土地の形質の変更（法第４条関係）

ウ　土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあるとき（法第５条関係）

エ　自主的な調査結果に基づく要措置区域等の指定の申請（法第14条関係）

届出書類の Excel フォーマット化を行い、土壌汚染対策届出情報システムによる電子申請で届出収受を行っている。

図表2-3-19　届出等の状況（令和７年度）

ア　法第３条関係	土壌汚染状況調査の結果報告件数	51
	知事の確認により調査猶予された件数	31
	特定有害物質の種類の通知申請件数	0
	一定の規模以上の土地の形質の変更件数（ただし書き）	15
	土壌汚染状況調査結果報告命令件数	0
イ　法第４条関係	一定の規模以上の土地の形質の変更件数	478
	土壌汚染状況調査結果報告命令件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	153
ウ　法第５条関係	調査命令件数	0
エ　法第 14 条関係	指定の申請件数※	18

※法第４条第３項の命令発出前に、当該命令の対象となる土地について法第14条第１項の指定の申請が行われた件数を含む。

(2) 要措置区域等の指定の状況（令和８年３月末現在）

平成15年２月の土壌汚染対策法の施行以降、令和８年３月末までに1,625か所が要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定され、そのうち872か所で指定が解除された。

なお、指定された区域においては、汚染状態や形質変更の状況等について記載した台帳を調製し、閲覧に供している。令和元年５月からホームページでの台帳検索・閲覧システムの運用も開始した。

図表2-3-20　指定・解除件数

指定年度	要措置区域		形質変更時要届出区域(※)		備考
	指定件数	指定件数のうち解除した件数	指定件数	指定件数のうち解除した件数	
15～21	－	－	106	88	土壌汚染対策法施行（平成 15 年２月 15 日）
22	4	4	36	26	改正土壌汚染対策法施行（平成 22 年４月１日）
23	19	19	100	51	
24	19	18	86	49	
25	14	12	96	62	
26	10	10	101	60	
27	10	8	90	48	
28	13	13	119	71	
29	10	9	115	51	
30	14	12	96	36	
元	10	9	72	40	
2	9	8	67	29	
3	3	2	76	33	
4	11	5	74	36	
5	9	2	82	23	
6	8	4	73	23	
7	9	3	64	8	

（※）平成 22 年の改正土壌汚染対策法施行前は「指定区域」として指定

(3) 要措置区域等の指定を受けた土地に係る届出等

要措置区域等の指定を受けた土地については、土地の形質の変更の際の届出（法第12条）及び汚染土壌の搬出の際の届出（法第16条）等が必要となる。

なお、平成31年４月の土壌汚染対策法改正後において、要措置区域の指定を受けた土地については、汚染除去等計画（法第７条）の提出が必要となる。

また、汚染の除去等の措置に係る工事が終了した際及び措置が完了した際には、それぞれ工事完了報告書及び措置完了報告書が提出される。

図表 2-3-21　届出等の状況（令和７年度）

法第７条	汚染除去等計画書	15
法第 12 条	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出件数	218
法第 16 条	汚染土壌の区域外搬出届出件数	180
	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請件数	20
完了報告等	工事完了報告件数	71
	措置完了報告件数	102

(4) 汚染土壌処理業の許可の状況（令和８年３月末現在）

平成22年４月１日から令和８年３月31日までに土壌汚染対策法第22条の規定に基づき許可した汚染土壌処理業は、４件である。そのうち１件については、平成27年３月に汚染土壌処理業を廃止した。

３　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策は、次のとおりである。

(1) 大田区大森南地区

平成18年３月、都は、ダイオキシン類汚染土壌の除去（第一次対策計画）及び無害化処理（第二次対策計画）を内容とする対策事業を完了し、同年６月、対策地域の指定を解除した。

(2) 北区豊島地区

平成16年12月、豊島四丁目地区内の土壌から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、豊島五丁目団地内の土壌を調査したところ、環境基準の最大240倍のダイオキシン類を検出した。

都は、北区からの要請により、北区所管３施設（東豊島公園、旧豊島東小学校、豊島東保育園）を対策地域に指定し、覆土を基本とする対策計画を策定した。

北区は、都の対策計画を受け、平成19年２月、費用負担計画を策定の上、対策事業に着手し、平成20年３月、覆土による対策事業を完了した。

その後も、都、北区、都市再生機構による三者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を図っている。

図表2-3-22　対策地域の状況（対策計画より）

施設名	東豊島公園	旧豊島東小学校	豊島東保育園
指定面積	5,060㎡	7,830㎡	520㎡
合計	13,410㎡		
最大汚染濃度	140,000pg-TEQ/g	240,000pg-TEQ/g	14,000pg-TEQ/g
同検出位置	地表下2m	地表下2m	地表下1m

（注）環境基準（ダイオキシン類：土壌）1,000 pg-TEQ/g

(3) 荒川区東尾久地区

下水道局東尾久浄化センター建設用地内の土壌から、環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、平成24年12月から隣接敷地において土壌調査を行ったところ、都立尾久の原公園内等において、環境基準の最大440倍のダイオキシン類を検出した。環境基準値を超過した区域について、平成26年２月に対策地域に指定した。同年10月に覆土を基本とする対策計画を策定し、建設局及び財務局による対策工事が平成27年12月までに完了した。その後も、都、荒川区、下水道局及び都立大学（当時の首都大学東京）による四者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を行っている。

図表2-3-23　対策地域の状況

施設名	尾久の原公園	東尾久運動場及びその周辺
指定面積	6,956㎡	2,645㎡
合計	9,601㎡	
最大汚染濃度	440,000pg-TEQ/g	5,100pg-TEQ/g
同検出位置	地表下2m	地表下0.5m

（注）環境基準（ダイオキシン類：土壌）1,000pg-TEQ/g

4　中小事業者技術支援

(1) 土壌汚染処理技術フォーラムの開催

狭あいな土地に適用できる低コスト対策技術の開発促進と処理技術及びそのコストの情報を広く提供していくことを目的に、平成16年度以降毎年度実施し、都内で実際に取り組まれた事例等について報告を行っている。

これらフォーラムで紹介された技術等は、ホームページに掲載し、広く都民に情報提供を行っている。

(2) 土壌汚染対策セミナーの開催

土壌汚染に関する適切な情報提供により正しい理解の普及を図るため、有害物質取扱事業者、土壌汚染対策事業者等を対象とした土壌汚染対策セミナーを平成16年度から令和７年度までに、オンラインの聴講を可能にし、動画配信等も活用しながら、計18回開催した。

(3) 区市職員説明会の開催

土壌汚染に対する正しい理解と情報提供を促進し適正な指導が行われるよう、法・条例の概要、施行状況及び調査・対策の方法等について説明会を実施している。

(4) 土壌汚染対策ガイドライン

これから土壌汚染対策を実施しようとする中小事業者に向けて、土壌汚染による健康リスクや土壌汚染の調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策（合理的な対策）を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に作成（平成22年５月発行、令和６年３月最終改訂）し、関係団体を通じての配布やホームページで公開することにより広く周知を図っている。

(5) 中小事業者への土壌汚染対策技術支援制度

中小事業者に対して、土壌汚染調査、対策技術及び土地取引関連法規等に関し高度な知識を有する専門的な技術者（アドバイザー）を派遣することにより、廃止する工場等においては合理的な土壌汚染調査や対策を実施できるよう、操業中の工場等においては、土壌汚染の未然防止や早期発見を図れるよう支援を行っている。

なお、令和３年度から操業中事業者に対して、アドバイザーによる土壌の公定法による調査についても支援のメニューとしている。

また、中小事業者等の研修会において、操業中の工場等における土壌汚染対策の方法等の説明を行っている。

令和７年度は、工場を廃止する46事業者及び操業中11事業者にアドバイザーを派遣するとともに、中小事業者等を対象とする研修会に１回訪問し、土壌汚染対策の技術支援を行った。

さらに、土壌汚染対策総合相談窓口として、土壌汚染対策に関する専門知識を有する者が、土壌汚染対策法及び環境確保条例等の土壌汚染対策に係る基本的、一般的な事項について、中小事

業者や土地所有者等に対して説明を行うことにより、円滑に土壌汚染対策に取り組めるよう支援を行っている。

令和５年度からは、中小事業者による円滑な土地利用の転換を促し、土壌の３Ｒを考慮した持続可能な土壌汚染対策を推進することを目的に、これまでのアドバイザーに加えて、土地利用転換時アドバイザーを派遣し、基準に適合しない土壌を残置した土地における不動産価値の評価の考え方や掘削除去によらない土壌汚染対策の施工方法等に関する助言を実施している。あわせて、基準不適合土壌を残して土地を利活用する買主等や地下水汚染拡大防止技術の実証に係る土地所有者等に対策費用の支援を行っている。令和５年度以降、土地利用転換アドバイザーを20件派遣し、地下水汚染拡大防止技術の実証に係る対策として６件の支援を行っている。

５　持続可能な土壌汚染対策

(1) 環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック

土壌汚染がある土地における開発事業、解体・建築事業や土地の売買等を検討している都民・事業者等に向けて、環境・経済・社会に配慮して土地を適切に利活用するためのガイドブックを作成し、ホームページで公開（令和４年３月発行、令和８年３月最終改訂）するとともに、業界団体等を通じて広く周知を図っている。

(2) 土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクト

土壌汚染対策に係る届出書類をデジタル化するとともに、調査データのチェックを自動化し、迅速にオープンデータ化することで、民間等での土壌汚染対策情報の活用を促進し、合理性に配慮した持続可能な土壌汚染対策を推進等するため、土壌汚染対策届出情報システムの開発を行った。

令和６年度は、チャットボットの拡充、届出書類のExcelフォーマットの改修及び拡充、土壌汚染状況調査に係るオープンデータの一部公開並びにシステムの設計開発を行った。

令和７年度は、システムの電子申請機能を４月に、届出作成を支援するツールを７月にリリースした。ユーザーレビューを基に利便性向上を目的とした追加機能の設計開発を行い、３月末にリリースした。また、前年度に引き続き、チャットボットの拡充、土壌汚染状況調査に係るオープンデータの一部公開を行った。

６　クロム鉱さいによる土壌汚染対策

クロム鉱さい埋立地の恒久対策を、昭和55年から平成13年にかけて日本化学工業株式会社との協定に基づき実施した。亀戸・大島・小松川地区の都立公園内の六価クロム処理施設の運転管理については日本化学工業株式会社に対して指導を行っている。

また、集中処理地周辺での環境モニタリング（大気、水質）を引き続き実施しており、結果はホームページで公開している。

さらに、関係機関と連携し、集中処理地とその周辺の点検、清掃等を定期的に実施しているほか、雨天時の排水性改善等の保守対応を実施している。

第　４　節　　騒音・振動・悪臭対策

［環境改善部大気保全課・自動車環境課］

騒音・振動・悪臭に関する公害は、その発生源が多種多様（工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道・航空機等の交通機関、飲食店・小売業等の営業及び一般家庭など）で、かつ、日常生活との関係が深いことから、苦情件数が極めて多い。

騒音・振動の課題解決のため、①工場・事業場等に由来する騒音・振動には、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導の実施、②交通機関には、騒音・振動の低減化等を関係機関に要請するなど、総合的に各種対策を推進している。

また、悪臭対策は、悪臭防止法及び環境確保条例に基づく規制指導等を実施している。

１　環境基準(騒音)

騒音に対する環境基準は発生源ごとに、①騒音に係る環境基準（平成10年９月)、②航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月)、③新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年７月）が定められ、都では、これらの環境基準を適用する地域等を定めている（①騒音に係る環境基準を適用する地域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成24年４月から区市部については各区市長が定めている。)。

２　苦情の実態

(1) 騒音の苦情件数

令和６年度中に寄せられた騒音に関する苦情件数は3,726件である。苦情件数を発生源別にみると、工事・建設作業に関するものが1,856件（50％）と最も多く、次いで飲食店営業388件（10％)、産業用機械作動236件（６％）である。

(2) 振動の苦情件数

令和６年度中に寄せられた振動に関する苦情件数は698件である。苦情件数を発生源別にみると、騒音と同様に、工事・建設作業に関するものが626件（90％）と最も多い。

(3) 悪臭の苦情件数

令和６年度中に寄せられた悪臭に関する苦情件数は843件である。苦情件数を発生源別にみると、飲食店営業に関するものが208件（25％）と最も多く、次いで家庭生活（その他）66件（８％)、焼却（野焼き）64件（８％）となっている。

(注) (1)から(3)までの苦情件数は、都の「公害苦情統計調査」による。

３　騒音・振動対策

(1) 工場・事業場騒音・振動対策

工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導が行われている。

法は、特定施設を設置する場合、事前届出を義務付けている。届出に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善命令を行うことができると定めている。

また、特定工場等が、規制基準を超える騒音・振動を発生させ周辺の生活環境に影響を及ぼし

ているときは、防止方法等について改善勧告、改善命令を行うことができるとしている。

条例は、法と同様な規制基準を定めているが、条例では工場の新設及び変更について事前認可制をとっていること、また、対象工場を広い範囲にわたって捉えている点が法と異なっている。これらの届出・認可に関する事務及び苦情等に伴う改善指導は、区市の事務となっており、区市の環境・公害主管課が対応している。

都は、「工場等騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

図表2-3-24　騒音規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和７年３月末現在）

種類	特定工場等	特定施設
1 金属加工機械	3,896	13,366
2 空気圧縮機等	11,307	104,946
3 土石用破砕機等	109	408
4 織機	199	2,504
5 建設用資材製造機械	50	82
6 穀物用製粉機	12	60
7 木材加工機械	698	1,535
8 抄紙機	38	47
9 印刷機械	4,368	13,710
10 合成樹脂用射出成形機	875	3,663
11 鋳型造型機	11	57
合計	21,563	140,378

図表2-3-25　振動規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和７年３月末現在）

種類	特定工場等	特定施設
1 金属加工機械	4,896	23,133
2 圧縮機	2,715	12,251
3 土石用破砕機等	86	391
4 織機	134	1,735
5 コンクリートブロックマシン等	6	10
6 木材加工機械	27	55
7 印刷機械	2,769	7,278
8 ローラ機	69	194
9 合成樹脂用射出成形機	811	3,886
10 鋳型造型機	106	743
合計	11,619	49,676

(2) 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法は、建設作業のうち、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機や、削岩機等を使用する作業を特定建設作業として規定し、騒音・振動の大きさ、作業時間等の基準を定めている。

建設作業の届出の受理及び苦情等に伴う改善指導は、区市の環境・公害主管課が対応している。都は、「建設作業騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

(3) 鉄道騒音・振動対策

都は毎年、新幹線鉄道及び在来線の騒音・振動の測定を行い、この結果に基づき、低減対策の実施を関係機関及び鉄道事業者に要請している。

ア　新幹線鉄道

新幹線鉄道騒音・振動に係る基準等は、騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」（昭和50年）が規定され、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年）により指針値が示されている。

令和６年度の測定の結果によると、東海道新幹線の騒音については、測定した11か所（12.5ｍ及び25ｍ地点）のうち７地点において環境基準を超過していた。東北（上越、北陸）新幹線については、４か所（12.5ｍ及び25ｍ地点）測定し、全地点で環境基準を達成していた。

振動については、東海道、東北両新幹線とも15か所の全測定点において指針値以下であった。

イ　在来鉄道

在来鉄道の騒音・振動については、環境基準等が規定されていないが、国が新設等の在来鉄道について「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成７年）を策定し、生活環境を保全し、騒音問題の発生を未然に防止する目標として、指針値を等価騒音レベルで定めた。

都は、調査により騒音振動の発生状況や防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて事業者に対して防音壁の設置やロングレール化の促進等の環境対策を要望している。

(4) 航空機騒音対策

都は毎年、東京国際空港、横田基地、厚木基地、調布飛行場及び立川飛行場周辺で、航空機騒音の測定を行っており、測定結果に基づき、低減対策等を関係機関に要請している。

ア　東京国際空港

空港周辺の大田区内３地点、品川区内２地点、計５地点（うち、大田区内３地点は大田区が管理）で、固定調査（常時測定）を行うとともに、令和６年度は、７地点（指定地域内５地点、指定地域外２地点）で分布調査（１週間）を実施している。令和６年度の調査結果によると、空港の沖合移転で騒音の影響は大幅に改善されており、環境基準の地域類型指定地域内では、平成９年度から環境基準を達成している。

現在、国は、航空機騒音対策として、飛行時間や飛行コースを制限し、家屋の防音工事などを実施している。一方で、航空需要の増加に対応するため、平成22年10月からは、Ｄ滑走路の運用が開始され、また国際定期便も就航し、令和２年３月からは新飛行経路による運用が開始された。都は、引き続き航空機騒音の監視測定を行うとともに、５地点で新飛行経路運用に伴うモニタリング調査を行い、国に対して今後も環境基準が達成・維持されるように、より騒音影響の少ない飛行に配慮すること等を要望していく。

イ　横田基地

基地周辺の騒音の固定調査を昭島市、瑞穂町、福生市及び武蔵村山市の４地点で、分布調査（２週間）を周辺の12地点で実施している。令和６年度の調査結果によると、固定調査では、４地点のうち滑走路延長上に位置する１地点で環境基準を超過した。また、分布調査では１地点で環境基準を超過した。

これらのデータを基に国及び米軍に対し、飛行時間の制限の遵守や航空機騒音防止のための実効ある対策を実施するよう要請している。

また、基地という性格から、低騒音型機の導入、あるいは訓練飛行の縮小や離着陸コースの改善等の対策は進んでおらず､騒音の大きな低減はみられないことから、国が実施している住宅の防音工事などの対策の拡充を要望している。

ウ　厚木基地

昭和57年２月以降、米空母艦載機の夜間離着陸訓練が実施されるようになり、町田市内における航空機騒音の影響が増大したため、都は、昭和60年５月に環境基準の地域類型指定を行った。

その後、飛行訓練区域の拡大や航空機の種類の変化により、騒音影響が町田市内北部及び東西に広がったことから、平成18年度及び平成19年度に騒音の実態調査を実施した。この結果に基づき、平成20年12月、地域面積として５倍に及ぶ新たな指定地域を告示した。

これに伴い、平成20年度、固定調査地点を１地点から３地点に増やすとともに、分布調査地点の見直しを行った。令和６年度の調査結果によると、固定調査及び分布調査の全ての測定地点で環境基準を達成した。

エ　調布飛行場

調布飛行場については、平成13年３月末に航空法の公共用飛行場として供用開始された。このため、都は、「航空機騒音の環境基準に係る地域類型指定」を平成16年４月１日に告示し、施行した。令和６年度の固定調査及び分布調査（港湾局が管理）では、全ての調査地点で環境基準を達成した。

港湾局では、平成17年度から住宅防音工事の助成事業を実施している。

オ　立川飛行場

立川飛行場周辺では平成26年11月に環境基準の地域類型指定地域の指定を行った。令和６年度の調査結果は、固定調査２地点、分布調査３地点の全ての測定地点で環境基準を達成した。

(5)　自動車騒音・振動対策

ア　道路交通騒音・振動の現状

(ｱ) 環境基準の達成状況（騒音）

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を、23区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。令和６年度の調査結果は、調査を実施した277地点における道路端から15ｍ又は20ｍ以内の特例の基準が定められている近接空間では、昼間の時間区分で96％、夜間の時間区分で89％達成していた。道路端から50ｍまでの沿道全体では昼間の時間区分で97％、夜間の時間区分で93％達成していた。

(ｲ) 要請限度の超過状況（騒音、振動）

区市が騒音規制法、振動規制法の規定により令和６年度に実施した騒音346地点、振動299地点の調査結果では、自動車騒音に係る要請限度（※）を昼間（６時から22時まで)、夜間(22時から６時まで）の両時間区分のいずれか又は両時間区分で超過していたのは26地点で、超過割合は7.5.％であり、道路交通振動については道路交通振動に係る要請限度を超過していた地点はなかった。

※　要請限度とは、法に基づき、区市町村長が都道府県公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法の規制による措置や道路構造の改善などにより、騒音・振動の低減を要請するものとされた騒音・振動レベルのこと。幹線道路の騒音では昼間75dB、夜間70dB

図表2-3-26　道路交通騒音に係る要請限度の超過状況

年度	要　請　限　度	
	超過地点数／測定地点数	割合(%)
29	40／354	11.3
30	41／369	11.1
元	38／372	10.2
2	23／368	6.3
3	20／359	5.6
4	24／340	7.1
5	21／355	5.9
6	26／346	7.5

（注）要請限度超過地点数は、昼間、夜間のいずれか又は両方の時間帯で超過したものである。

イ　自動車騒音対策

自動車騒音を低減するには、発生源対策である自動車単体による騒音の低減のみでなく、道路構造対策、沿道対策、交通対策等も併せた総合的な対策を推進していくことが必要である。

(ｱ) 発生源対策

騒音の発生源対策としては国の実施する単体規制があり、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速走行騒音、ブレーキ作動時の騒音を低減するための圧縮空気騒音、一定の速度で走行する際の騒音である定常走行騒音、排気管からの騒音を主体とする近接排気騒音、タイヤと路面の接触によって発生するタイヤ車外騒音の５種類について規制が実施されている。

(ｲ) 道路構造対策、沿道対策、交通対策

道路構造対策として、道路管理者等は、道路舗装の改善、遮音壁等の設置、環境施設帯の設置などを実施している。

また、沿道対策として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、都道については、環状七号線、環状八号線外３路線、国道は日光街道及び川越街道の一部を沿道整備道路に指定し、住宅移転のための土地の買入れ資金の貸付、緩衝建築物の建築及び住宅防音工事のための助成を行うとともに、道路と調和したまちづくりへの誘導を行っている。

交通対策として、交通管理者等は、過積載車の取締り、大型車の走行車線指定（中央寄り走行)、大型貨物車の土曜日夜間の環状七号線以内の通行禁止、バス専用レーンの指定などの措置に取り組んでいる。

(ｳ) 総合的施策

都は、平成７年９月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、20路線、総延長238.1kmを優先的対策道路区間として選定して低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施するなど、総合的な道路交通騒音対策の検討を進めてきた。

引き続き自動車騒音対策を進めるとともに、より騒音低減効果の高い舗装の導入等を国に求めている。

(6) その他の騒音対策

その他の発生源への騒音振動対策として、拡声機、カラオケ及び日常生活等から発生する騒音・振動については環境確保条例により区市が規制・指導を行っている（多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

また、飲食店・小売業等の深夜営業については、区が規制・指導を行っている（市、多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

4　悪臭対策

(1) 悪臭防止法と環境確保条例による規制

悪臭防止法に基づく規制指導は、区市町村が所管する業務である。

なお、規制地域の指定及び基準値設定の権限は、特別区（23区）には平成15年４月、市には平成24年４月に移管されており、都では町村部を所管している。

条例では、条例で規定する工場の設置の認可、指定作業場の設置の届出の際の事前審査に係る規制基準を定めている。

法・条例ともに規制基準は、敷地境界線（臭気指数）、排出口（臭気指数及び臭気排出強度）及び排出水（臭気指数）の３種類について定められている。

(2) 「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」及び「ビルピット臭気対策マニュアル」による指導

ビルが多い市街地では、ビルの排水槽（ビルピット）から生じる悪臭への苦情が多い。

このため、都は、要綱により、ビル排水槽の構造、維持管理の基準及び汚泥の適切な処理等を規定し、悪臭の防止を図るとともに、マニュアルを作成し、区市等と連携してビルの管理者等への改善指導を行っている。

第　５　節　　化学物質対策

［環境改善部化学物質対策課・大気保全課］

［自然環境部水環境課］

化学物質の情報を集めたデータベースである米国のケミカルアブストラクトには、多くの化学物質が登録され、我が国においても数万種類以上の化学物質が使われているといわれている。それらの化学物質の中には、性状や毒性、使用状況からみて、人の健康や生態系に対し有害性を持つものが含まれており、大気、河川・海域などの公共用水域、地下水、土壌等の汚染が懸念されている。

このため、都は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法及び環境確保条例などの関係法令等に基づき、化学物質対策に取り組んでいる。

１　工場・事業場における化学物質対策の推進

環境中への化学物質の排出量を削減し、化学物質による環境や健康への影響を防ぐためには、化学物質を取り扱う事業者が当該物質を適正に管理するとともに、より有害性の少ない代替物質への転換等を図る必要がある。

(1) 化管法と環境確保条例の届出制度

都は、化管法に基づくＰＲＴＲ制度（化学物質排出移動量届出制度）と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の２つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、化学物質の環境中への排出量の削減、健康被害の未然防止を図っている。

図表2-3-27　ＰＲＴＲ制度と化学物質適正管理制度との比較

		ＰＲＴＲ制度（化管法）	化学物質適正管理制度（条例）
制度概要		化学物質がどこから、どれだけ環境中に排出されているかを把握するために、化学物質を取り扱っている事業所から環境中に排出された量等の報告を求め、都道府県を経由して届けられたデータを国が集計し、公表する制度	都内において、性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる化学物質を取り扱う事業所から環境中に排出された量や管理方法等の報告を求め、これら化学物質の自主的な排出抑制を図るとともに、適正な管理を求める制度
対象物質		515種類 人や生態系に有害なおそれがあり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの	59種類 人の健康に障害を及ぼす化学物質として、条例による濃度規制の対象物質となっているもの
対象事業所		○ 製造業他24業種など ○ 年間取扱量１トン以上（特定化学物質は0.5トン） ○ 事業者従業員数21人以上	○ 工場・指定作業場 ○ 年間取扱量100㎏以上 ○ 従業員数の規模要件なし （都内では、事業所と住居が隣接していることが多いため、ＰＲＴＲ制度より小規模な事業所も対象としている。）
把握及び報告内容		２項目 ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量	５項目 ○ 使用量 ○ 製造量 ○ 製品としての出荷量 ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量
化学物質管理方法書の作成及びその内容		作成・提出の義務付けはない。	対象事業所について、化学物質管理方法書の作成を義務付けている。 （従業員21人以上の事業所は、提出も義務付けている。） ○ 取扱工程等の内容等 ○ 管理方法、管理組織 ○ 事故災害時の対応
集計結果 令和６年度	届出事業所数	962事業所	1,861事業所
	排出量	1,284トン	1,681トン
	移動量	947トン	3,097トン

(2) 化管法に基づくＳＤＳ制度による化学物質の情報の伝達

化学物質を適正に管理するためには、事業者自らが、取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関してその成分や性質、取扱方法を把握する必要がある。このため、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、相手方に対してＳＤＳ（安全データシート）を提供することを義務付けるとともに、容器等に必要な表示を行うよう努力することとしている。

(3) 災害時の化学物質対策

首都圏に大規模地震や大型台風などに伴う水害等が発生した際に、化学物質を取り扱う事業所からの化学物質の漏えい・流出等による環境汚染を最小限に抑えていく必要がある。

都では、化学物質適正管理指針を改正し、事業者が講じるべき措置として平成25年10月に震災対策を、令和２年11月に水害等への対策を盛り込むとともに、化学物質取扱事業者の参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」や「水害対策マニュアル」を作成し周知している。

また、適正管理化学物質取扱事業者には、震災及び水害等への対策について検討し、化学物質管理方法書に記載するよう求めている。

さらに、令和３年度からは、化学物質取扱事業者に対して水害時等に工場等からの化学物質の流出を防止するための技術的な助言を行うなど、支援策を実施している。

２　リスクコミュニケーション

ＰＲＴＲ制度や化学物質適正管理制度による化学物質の排出量に関する情報の公表に伴い、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが求められている。

このため、東京都は平成14年度から平成21年度までリスクコミュニケーション事例報告会を毎年度実施し、リスクコミュニケーションの普及促進を図ってきた。

また、平成18年７月に、学識経験者等で構成する「化学物質対策検討会」を設置し、地域ごとの特性に応じたきめの細かい化学物質対策を実施し、効果的に地域環境リスクを低減するための検討を行い、平成18年度に「地域性を考慮した化学物質対策のあり方について」報告書に取りまとめた。

平成19年度から平成23年度まで、報告書で示されたリスクコミュニケーションを進めていく手順例等を踏まえ、都内のモデル地域において、複数の事業者や住民に働きかけ、「リスクコミュニケーション推進地域モデル事業」を実施した。

このほか、リスクコミュニケーションに対する事業者としての取組姿勢や市民との関わりについての講演会を平成26年度まで実施し、資料をホームページで公開している。

３　ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ごみの焼却等に伴って非意図的に生成されるほか、過去に使用された農薬等の不純物として環境中に放出されている。ダイオキシン類は、急性毒性、慢性毒性、発がん性、催奇形性等が指摘されており、発生源対策を推進するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年１月15日に施行された。

(1) 調査結果

図表2-3-28　調査結果（令和７年度）

調査対象			調査地点数	環境基準達成地点数	環境濃度		環境基準	単位（注1,2）
					平均値	最大値		
大　気			17	17	0.012	0.023	0.6以下	pg-TEQ/m^3
公共用水域	水質	河川	41	39	0.24	1.7	1以下	pg-TEQ/L
		湖沼	1	1	0.062	0.062	1以下	pg-TEQ/L
		海域	8	8	0.083	0.13	1以下	pg-TEQ/L
	底質	河川	40	40	13	130	150以下	pg-TEQ/g
		湖沼	1	1	2.1	2.1	150以下	pg-TEQ/g
		海域	8	8	17	28	150以下	pg-TEQ/g
地下水			9	9	0.11	0.86	1以下	pg-TEQ/L
土　壌（一般）			17	17	1.4	9.3	1,000以下	pg-TEQ/g

（注）１　pg（ピコグラム）は、1兆分の1gのことで、1pg/Lは、およそ東京ドーム1杯の水に1辺が1mmのザラメ砂糖を溶かしたときの濃度に相当する。
２　TEQは、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値を意味する。

(2) 調査結果の評価

ア　大気及び土壌については、全ての地点で環境基準を大幅に下回った。

イ　公共用水域の水質については、２地点で環境基準を超過した。地下水については、全ての地点で環境基準を下回った。公共用水域の底質については、全地点で環境基準に適合した。

(3) 令和８年度の環境調査計画

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、ダイオキシン類の常時監視を行っている。

令和８年度は、次のとおりダイオキシン類のモニタリングを実施する。

ア　大気

・調査地点：17地点（一般環境）

・調査頻度：年４回、連続168時間（１週間）採取とする。

イ　水質及び底質（公共用水域）

・調査地点：水質51地点（河川43地点、海域８地点）、底質49地点（河川41地点、海域８地点）

・調査頻度：水質年１～４回、底質年１回

なお、環境基準を超える高い濃度を検出した場合、原因究明等を行う。

ウ　水質（地下水）

・調査地点：９地点

・調査頻度：年１回（地下水は水質の変動が少ないため）

エ　土壌（一般環境）

・調査地点：17地点

（令和５年度に策定した調査計画に基づき実施。土壌は流動性がなく、周辺の汚染状況を推定できないため、毎年新しい地点を選定して調査）

・調査頻度：年１回（土壌中の汚染状況は変動しにくいため）

図表2-3-29　調査地点の選び方と調査回数、調査時期（令和８年度）

調査対象			地点数	調査地点の選び方	調査回数及び時期	調査開始年度
大気			17	都内を16ブロックに分け、ブロックごとに１地点程度（注１）	年４回 5,8,11,1月（注２）	平成９年度
公共用水域	水質	河川	43	環境基準点（注３） （一部補助点を含む。）	年１～４回 （注４）	平成８年度
		湖沼	0			平成12年度
		海域	8			平成元年度
	底質	河川	41	環境基準点（注３） （一部補助点を含む。）	年１回 （注４）	平成８年度
		湖沼	0			平成12年度
		海域	8			平成元年度
地下水			9	都内全域から、毎年新しい地点を選定（注１）	年１回　９月から10月	平成10年度
土壌（一般）			17	都内全域から、毎年新しい地点を選定（注１）	年１回　10月から11月	平成10年度

（注）１　八王子市の調査地点を含む。
２　１週間（168時間）連続採取している。
３　国土交通省及び八王子市の調査地点を含む。東京都及び八王子市は、ダイオキシン類濃度の低い多摩地域の地点を隔年に調査している。国土交通省は、一部の地点を３年ごとに調査している。また、一部の地点は、補助点である。
４　調査時期は、春夏秋冬（年４回地点）、春秋（年２回地点）、秋（年１回地点）である。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法には、大気、水質、水底の底質、土壌についての環境基準（図表2-3-28参照）と、大気と水質の排出基準とが設けられている。

ア　大気及び公共用水域に排出されるダイオキシン類の規制

(ｱ) 対象施設(特定施設)

大気基準適用施設には、焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉等があり、水質基準対象施設には、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉に付属する廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等がある。

(ｲ) 排出規制

特定施設からの排出ガス及び排出水については、平成13年１月15日からダイオキシン類の濃度に係る排出基準が適用されている。

(ｳ) 対象事業所

図表2-3-30　ダイオキシン類対策特別措置法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和８年３月末現在）

区　　分		区　部	多　摩	島しょ	合　計
大気基準適用の事業所	廃棄物焼却炉	54	65	17	136
	製鋼用電気炉	1	0	0	1
	小　　計	55	65	17	137
水質基準対象の事業所	廃ガス洗浄施設等	24	14	3	41
	下水道終末処理施設	8	8	0	16
	廃PCB又はPCB処理物の分解施設	1	0	0	1
	小　　計	33	22	3	58

(ｴ) 立入検査

令和７年度は、105事業所（大気関係46事業所、水質関係59事業所）に立入検査を行った。

(ｵ) 特定施設設置者の自主測定

特定施設の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類の量について毎年１回以上測定し、都道府県知事等に報告することが義務付けられている（ばいじん・燃え殻については廃棄物焼却炉に限る。）。都知事に報告された測定結果は、環境局の所管窓口及びホームページにおいて公表している。

イ　廃棄物焼却施設の解体に伴うダイオキシン類の飛散防止

都は、廃棄物焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類の飛散による生活環境の汚染を未然に防止するため、平成14年11月に「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」を定め、解体工事に伴う届出等を規定している。

(5) 環境確保条例による規制

都は、ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境等への支障を防止するため、法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡未満で、かつ、焼却能力50kg/h未満）による焼却や野外焼却を、条例により原則として禁止している。

４　有機フッ素化合物対策

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物は、総称して「ＰＦＡＳ」と呼ばれ、１万種類以上の物質があるとされており、幅広い用途で使用されている。ＰＦＡＳのなかでもペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）、ペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）は、現在では国内の製造・使用が原則禁止されており、国は、令和２年に公共用水域や地下水についてＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算として暫定指針値*（50ng/L）を設定した。都は、水道水の安全性を確保するとともに、都内全域で地下水の調査を実施している。

また、関係局が連携して、指針値*を超過した地下水を飲用しない取組の徹底を図っている。

*令和７年６月末に暫定指針値を指針値に変更

(1) 区市町村と連携したＰＦＯＳ等地下水調査促進事業

都は、都内における地下水中のＰＦＯＳ等の状況を機動的かつ丁寧に把握するため、都の調査を補完する区市町村のＰＦＯＳ等調査について費用の一部を負担する。

(2) ＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の転換促進事業

都は、都内の駐車場における固定式泡消火設備に設置されているＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤をＰＦＯＳ等非含有泡消火薬剤に転換する費用の一部を補助し、転換促進を図ることで環境中への排出を防止していく。

第　６　節　　産業保安対策

［環境改善部環境保安課］

１　高圧ガスの保安対策

(1) 高圧ガスの用途とその危険性

高圧ガスは、工業原料やエネルギー源などとして、鉄鋼、化学、土木・建設業等で幅広く利用され、更に食品、医療などを含むあらゆる産業分野で、多岐にわたって用いられている。

また、生活関連分野においても、①冷媒用（冷凍、冷蔵、冷房など)、②燃料用（家庭、自動車など)、③医療用、④消火用、⑤スクーバダイビング、⑥消毒殺虫用、⑦清涼飲料用、⑧化粧品等各種エアゾール用、⑨緩衝装置用（椅子用、自動車用）等に広く利用されてきている。

このように広範囲にわたる高圧ガスの普及は私達の生活に利便をもたらす一方、その特性による危険性も内包している。

高圧ガスは、①容器等に高い圧力で充てんされているので外観上の体積は小さいがその保有しているエネルギーが大きい、また、ガスの種類によっては②毒性が強い、③燃焼性が高い、④燃焼を助長する、などの危険な性質を持っているものがあるため、徹底した保安対策が常に必要である。

(2) 法に基づく高圧ガスの規制・指導

都は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱い並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するよう努めている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき、一般消費者等に対する液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）の販売及びＬＰガス器具等の製造・販売等を規制して災害を防止するとともに、取引を適正にすることにより公共の福祉の増進に努めている。

ア　対象事業所数

図表2-3-31　高圧ガス保安法関係対象事業所数（令和８年３月末現在）

区分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合計	内訳								
					一般ガス			冷凍ガス			ＬＰガス		
					23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計
第一種製造事業所	許可	498	141	639	100	59	159	353	53	406	45	29	74
第二種製造事業所	届出	5,935	1,466	7,401	993	250	1,243	4,933	1,208	6,141	9	8	17
第一種貯蔵所	許可	88	47	135	81	38	119	0	0	0	7	9	16
第二種貯蔵所	届出	1,407	365	1,772	1,384	355	1,739	0	0	0	23	10	33
販売所	届出	9,981	1,848	11,829	3,759	1,050	4,809	5,051	467	5,518	1,171	331	1,502
登録容器検査所	登録	71	26	97	71	25	96	0	0	0	0	1	1
特定高圧ガス消費事業所	届出	81	45	126	79	38	117	0	0	0	2	7	9
合計		18,061	3,938	21,999	6,467	1,815	8,282	10,337	1,728	12,065	1,257	395	1,652

（注）　１　一般ガスの種類（例）酸素、アセチレン、窒素、ヘリウムなど
　　２　冷凍ガスの種類（例）冷凍設備のアンモニア、フルオロカーボンなど

図表2-3-32　液化石油ガス法関係対象事業所数（令和８年３月末現在）

区分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合計
販売事業者	登録	172	223	395
認定販売事業者	認定	1	6	7
認定保安機関事業者	認定	167	181	348
貯蔵施設	許可	15	6	21
特定供給設備	許可	2	16	18
充てん設備	許可	0	25	25
設備工事事業者	届出	701	705	1,406
合　計		1,058	1,162	2,220

（注）本表の事業者は，液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

イ　許可等件数

図表2-3-33　高圧ガス保安法関係許可等件数（令和７年度）

区分	23区・島しょ	多摩	合計	内訳								
				一般ガス			冷凍ガス			ＬＰガス		
				23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計
許可（製造、貯蔵、特別充填）	67	31	98	28	19	47	27	3	30	12	9	21
届出（製造、貯蔵、販売等）	3,355	896	4,251	1,657	511	2,168	1,490	230	1,720	208	155	363
登録（容器検査所）	10	1	11	10	1	11	0	0	0	0	0	0
検査（完成、保安、立入）	360	111	471	146	65	211	73	15	88	141	31	172
合　計	3,792	1,039	4,831	1,841	596	2,437	1,590	248	1,838	361	195	556

図表2-3-34　液化石油ガス法関係許可等件数（令和７年度）

区分	23区・島しょ	多摩	合計
登録（販売事業者）	0	0	0
認定（販売、保安機関、他）	5	4	9
認可（一般消費者等の数の増加等）	1	24	25
許可（貯蔵、特定供給、充てん設備）	0	3	3
届出（設備工事事業所等）	105	187	292
検査（完成、保安、立入）	106	121	227
合　計	217	339	556

ウ　事故発生の状況

図表2-3-35　高圧ガス事故の推移　　（※）高圧ガス保安法　（※※）液化石油ガス法

区分＼年		元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年
一般ガス（※）	件　数	10	10	18	13	14	20	19
	死　者	1	0	7	0	0	0	0
	負傷者	4	0	3	0	1	2	10
冷凍ガス（※）	件　数	31	25	21	35	24	23	22
	死　者	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	0	0	0	0	0
ＬＰガス（※※）	件　数	14	13	9	9	9	14	13
	死　者	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	1	0	1	0	2
合　計	件　数	55	48	48	57	47	57	54
	死　者	1	0	7	0	0	0	0
	負傷者	4	0	4	0	2	2	2

（注）１　故意による事故を除く。
　　２　ＬＰガスの移動中の事故等は一般ガスに含む。
　　３　報告日を基準に集計している。

(3) 自主保安の推進

「東京都高圧ガス等安全対策会議」の提言を受け、平成21年度に都は「高圧ガスの安全な取扱のための自主保安取組推進指針」を策定した。この指針は、高圧ガスやＬＰガスを取り扱う事業者及び消費者が自主的な保安活動に容易に取り組めるよう、取り組むべき事項を事業者の種類ごとに分かりやすく示し、事故の未然防止と自主保安活動の推進を目指すものである。

また、民間事業者による自主的な保安活動を促進するため、高圧ガス保安協会等の関係機関と連携して、自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実に努めている。主な行事として、①自主保安活動の促進及び保安意識の高揚を図るための高圧ガス保安活動促進週間（事業所への立入指導、ポスター及び標語の掲示、都知事表彰等）、②高圧ガス防災訓練等を実施している。

(4) 高圧ガスの免状交付

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づき、高圧ガス関係の免状（製造保安責任者、販売主任者等）の交付を行っている。令和７年度の交付実績は1,364件である。

２　高圧ガス施設の震災対策

(1) 高圧ガス施設の安全性の確認

平成23年３月に発生した東日本大震災により高圧ガス施設が甚大な被害を受けたことから、平成24年度に検討会を設置し、「災害時の安全性の確保」及び「災害時におけるＬＰガスの活用」について検討した。平成24年度の検討結果を踏まえ、都内に所在する高圧ガス保安法で定める耐震設計構造物を設置している281事業所（390施設）について、専門家を派遣して施設の耐震基準適合状況や経年劣化状況の調査を３年計画(平成25～27年度)で実施した。

平成28年度から平成29年度にかけて、劣化が確認された施設への立入検査を実施し、耐震性能の状況を確認するとともに、施設の改修など適切な維持管理について指導した。

(2) 高圧ガス事業所の防災計画

高圧ガス事業所（第一種製造事業所や第一種貯蔵所など）は、東京都震災対策条例に基づき、防災計画の作成が必要となる。

また、高圧ガス事業所のうち第一種製造事業所に対しては、高圧ガス保安法により「危害予防規程」の提出が義務付けられている。都は平成25年９月に「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」を改定し、法に定める「危害予防規程」を具体的に分かりやすく作成するよう指導している。

(3) 高圧ガス地域防災組織の育成強化

昭和60年７月、都の指導により、高圧ガスに係る地域防災組織として東京都高圧ガス地域防災協議会（以下この節において「協議会」という。）が発足した。協議会は、地域防災活動を一層強化するため、東京都震災対策条例第36条の規定に基づく業種別の防災組織として位置付けられている。

現在、協議会には公益社団法人東京都高圧ガス保安協会、一般社団法人東京都ＬＰガス協会、一般社団法人東京都ＬＰガススタンド協会の会員事業所が加盟し、業態ごとに４部会（一般ガス、冷凍、ＬＰガス地域防災、ＬＰガススタンド）が組織されており、地震や事故による災害防止のための相互援助活動、応援活動などの自主防災事業が実施されている。

また、部会のうちＬＰガス地域防災部会では、一般消費者等からのガス漏れなどの通報に対処するため、特別に緊急出動体制が整備されている。

さらに、協議会の相互援助活動、応援活動における体制として、通常事故時の防災活動の体制のほか、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震時の防災活動についても協議会規約に基づき具体的に震災時防災活動実施要領（平成７年12月策定）を定めている。

また、都は、災害時の被害情報収集や応援活動における情報通信体制を強化するため、平成24年度には協議会本部に、平成26年度には協議会各支部に、業務用ＭＣＡ無線機42台を配備、さらに、平成29年度には３台、平成30年度には16台を追加配備し、非常災害時でも円滑に活用できるよう、定期的に通信訓練を実施している。

(4) 高圧ガス防災訓練の実施

都では、昭和47年以来毎年、協議会と共催で高圧ガス防災訓練を実施している。これは、自主防災組織相互間の緊密な協力体制を確立するとともに、参加者の保安意識の高揚を図ることを目的として行われており、高圧ガスを用いた実験や実践的な基礎訓練、高圧ガス輸送中の災害等を想定した総合訓練で構成されている。

例年10月に、協議会の構成事業所のほか、警視庁、東京消防庁、訓練会場所在地の管轄警察署・消防署の参加・協力を得て訓練を実施しており、令和７年度は10月16日に「都立東大和南公園」（東大和市）において実施し、計666名が参加した。

(5) 災害時におけるＬＰガスの活用

平成24年度の検討結果を踏まえ、平成26年５月19日に、東京都と一般社団法人東京都ＬＰガス協会との間で、「災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書」を締結し、避難所を管理運営する区市町村からの要請に基づくＬＰガス等の優先供給や、緊急通行車両の登録に関する仕組みを構築した。

３　ＬＰガスボンベの自然災害対策

都は、令和４年12月末にＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトを策定し、その施策の一つとして、激

甚化する水害から都民を守るため、浸水のおそれがある地域において、ＬＰガスボンベの流出防止に向けた機器等の導入を促進することとした。

ＬＰガスボンベの流出防止措置が義務付けられた令和６年６月１日までにベルト・チェーン、容器収納庫等の安全機器を導入した販売事業者に対して補助を行った（令和５年４月から令和６年６月まで)。

令和７年度は、浸水地域にＬＰ供給先を持つ販売店のうち、対策未実施である可能性が高い販売店に対して立入検査を実施し、措置状況を確認した。

４　ＬＰガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた支援

エネルギー価格の高騰の影響により、ＬＰガスの小売価格の上昇・高止まりした状況を背景に、都は、「第６回エネルギー等対策本部」において国の臨時交付金を活用した支援事業を実施することとした。

ＬＰガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた緊急対策として、販売事業者を通じた値引き支援を実施している。

ア　支援額　　１世帯等当たり最大4,500円（令和８年度）

イ　支援対象期間　（令和５年度上半期）令和５年４月から同年９月まで
（令和５年度下半期）令和５年10月から令和６年３月まで
（令和６年度）令和６年10月から令和７年３月まで（臨時交付金なし）
（令和７年度）令和７年４月から同年９月まで
（令和７年度第二期）令和７年10月から同年12月まで
（令和７年度第三期）令和８年１月から同年６月まで
（令和８年度）令和８年７月から令和９年３月まで

ウ　支援方法　　ＬＰガス販売事業者は、契約先の使用料金から値引きし、都は、同事業者に対して値引き額に応じた補助を実施
なお、ＬＰガス販売事業者に対しては、事務経費を支援

５　火薬類、猟銃等の規制指導

火薬類は、土木工事・採石事業から打揚煙火（花火）・おもちゃ花火等に至るまで、産業、娯楽、スポーツ、救命用などに広く利用されており、都民生活に深いつながりをもっているが、事故等が発生した場合は、都民生活を大きく脅かすことになるため、適正な管理・使用が求められる。

また、猟銃等についても使い方によっては危険な凶器となる。このため、都は、火薬類及び猟銃等の取扱いを規制することにより公共の安全を確保している。

(1) 火薬類の指導取締り

ア 火薬類の指導取締り

火薬類については、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその他の取扱いについて厳しく規制されている。

都は、同法に基づき、許認可、届出の受理、完成・保安・立入の各検査などを行っている。

また、都、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部の四者による連絡会議を定期的に開催するとともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。

一方、火薬類の保安を確保するためには、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織（昭和44年設立、昭和55年社団法人化）し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。

このように、都は、関係事業者及び関係保安団体との連携と相互協力のもとに、火薬類による事故防止のための施策を進めている。

令和７年度は危害予防意識の高揚を図るため６月に火薬類危害予防週間を設定し、ポスター配布、販売事業者を対象とした保安講習会、火薬類取扱事業者への立入検査を実施した。

図表2-3-36　火薬類関係事業所数（令和８年３月末現在）

区　分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合　計
火薬類販売所	許可	201	36	237
火薬庫	許可	14	91	105
火薬庫外貯蔵施設	指示	309	103	412
合　計		524	230	754

（注）火薬庫外貯蔵施設とは、火薬類を少量貯蔵する比較的危険性の少ない施設である。

図表2-3-37　火薬類関係許可等件数(令和７年度)

区　分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合　計
販売、消費、輸入等	許可	330	153	483
保安教育計画認可	認可	11	4	15
完成、保安、立入	検査	69	265	334
火薬庫外貯蔵施設、設置場所等の指示	その他	10	2	12
合　計		420	424	844

イ 火薬類の免状交付

火薬類取締法に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者の免状の交付を行っている。令和７年度の交付実績は298件である。

ウ 火薬類の事故対策

平成12年８月に、あきる野市にある火薬庫１棟の爆発事故が発生した。この事故で火薬庫は全壊したが、人的な被害はなかった。

しかし、火薬類による爆発事故という事態を重視し、学識経験者、経済産業省、警視庁、東京消防庁から成る事故対策連絡会を設け、原因を究明した結果、落雷による影響が強いとの結論を得た。

このため、再発防止策として、事故を起こした会社に対し、避雷装置の維持管理などの充実、静電気感度の高い火薬類の適正管理、火薬類の安定度試験の実施の徹底などの指導を行った。

また、平成20年11月に、渋谷区内にある住宅兼事業所で演出効果用の煙火が原因と思われる火災が発生し、５名が死傷した。

このため、直ちに火薬類に関係する都内の団体や取扱事業者に対し、文書による注意喚起を行うとともに、火薬庫外貯蔵施設に対する緊急立入検査を実施した。さらに、平成21年５月には、演出効果用の煙火を取り扱う事業者を対象とした保安講習会を開催し、火薬類の安全確保の徹底を図った。

(2) 火薬類の震災対策

阪神・淡路大震災を教訓として、都は、平成８年４月に①平常時・警戒宣言時・発災時の事業者等の標準的対応、②警戒宣言時等の伝達体系・伝達内容等を定めた「火薬類保管施設の震災対応」を取りまとめた。

(3) 猟銃等の指導取締り

猟銃等（猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃及び空気銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法（公安委員会所管）により所持が規制されるとともに、武器等製造法により製造、販売、その他の取扱いが規制されている。

都では、武器等製造法に基づく製造、販売等の許可及び許可事業者への定期的な立入検査を行っている。

なお、猟銃等の指導取締りに当たっては、取締行政の統一を図り、安全確保に万全を期すため、警視庁と適宜、情報交換等を行っている。

図表2-3-38　猟銃関係事業所数（令和８年３月末現在）

区　分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合　計
製造事業者	許可	35(33)	7(6)	42
販売事業者	許可	34	6	40
合　計		69	13	82

（注）製造事業者欄の（　）は、販売事業許可も取得している製造事業者数

６　電気工事業者等の規制指導

電気は、発電所で発電され送電線によって一次、二次変電所等を経て、需要者である一般家庭商店、ビル、工場等に供給される。

需要者段階での電気工作物の保安を確保するために、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事二法」という。）が定められている。

都は、電気工事二法に基づく電気工事士の免状交付、電気工事業を営む者の登録等を行うとともに、電気工事を行う者に対する規制・指導などを行っている。

令和７年度から、今後、法に基づく電気工事業者の登録申請手続きのオンライン化を推進するための検討を実施している。

(1) 電気工事士免状の交付

電気工事に従事する者の資格及び業務を定め、電気工事の欠陥による災害を防止する目的で、電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付などを行っている。令和７年度の実績は第一種電気工事士866件、第二種電気工事士6,302件、再交付433件、書換え33件である。

(2) 電気工事業の規制指導

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づいて一般用（一般家庭、商店等）及び自家用（ビル、工場等）の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録事務、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行っている。令和７年度末における電気工事業者数は11,042件で、そのうち727件が令和７年度中の新規登録・届出業者である。

(3) 電気用品の販売指導

電気用品による危険と障害の発生を防止することを目的として、電気用品安全法に基づき電気用品販売店の立入検査等を行っている。

電気用品には、特に危険又は障害の発生するおそれが多い特定電気用品（116品目）と特定電気用品以外の電気用品（341品目）がある。

都及び区市は、不法な電気用品が販売されないように立入検査等を行っている。令和７年度の立入検査件数は、91件である。

第　7　節　　公害防止管理者

［環境改善部計画課］

公害防止管理者制度は、産業公害の発生源である工場に、一定の資格を有する公害防止管理者等を置くことにより、企業自身が公害防止に対する意識を持つようにするとともに、工場内において公害防止の技術管理等が十分図られるように組織体制を整備するものである。

現在、都では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づくものと環境確保条例に基づくものと二つの公害防止管理者制度を並行して実施している。

1　法律に基づく公害防止管理者等の設置

(1) 制度の内容

法律の制度は、公害防止管理者とこれらの者を統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

公害防止管理者は、工場における施設の区分及び工場の規模に応じて異なる公害防止管理者を選任することとなっており、その資格は12種類ある。

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、特定の施設を設置しているものである。

(2) 都における事務

都においては、法律に基づく公害防止管理者等の選任指導及び選任に伴う届出書の受理に係る事務を行っている。ただし、八王子市の区域に設置されている工場に係るこれらの事務は八王子市が行っている。

また、騒音又は振動の発生施設のみが設置されている工場に係るこれらの事務は、区市が行っている。

2　条例に基づく公害防止管理者の設置

(1) 制度の内容

都は、中小企業の多い東京の現状から、中小規模の工場も公害防止管理者の設置対象としている。環境確保条例では、条例で規定する工場のうち、公害を発生させる可能性の高い工場（条例別表第８に掲げる工場並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場）に、公害防止管理者の設置を義務付けている。

また、これらの工場を業種、業態及び従業員の規模により一種又は二種に２区分し、公害防止管理者の設置を義務付けている。

(2) 令和７年度の講習の実施結果

公害防止管理者の資格としては、都等が行う講習を修了することとなっている。

また平成13年度からは、法律に基づく公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者は、都への登録申請により条例に基づく公害防止管理者（一種）の資格も有するものとした。

なお、都が実施する公害防止管理者講習は、例年４回程度である。

図表2-3-39　東京都公害防止管理者講習の実施結果（令和７年度）

種別等 / 区　分	一　種		二　種		計	
	申込者数	修了者数	申込者数	修了者数	申込者数	修了者数
都実施講習	76	75	95	92	171	167
指定講習	64	53	—	—	64	53
計	140	128	95	92	235	220

(3) 東京都公害防止管理者登録者数

令和８年３月末現在の東京都公害防止管理者登録者数は、一種16,274人、二種43,775人で、合計60,049人である。

第　8　節　　一般廃棄物対策

［資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課］

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、基本的には区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。

1　一般廃棄物の現状

都内の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び最終処分量の推移は次の表のとおりである。

図表2-3-40　ごみ量の推移（都全体）　　（単位：トン）

年度	収集量						持込量	集団回収量	合計
	可燃	不燃	粗大	資源	有害	計			
2	2,308,330	95,477	96,577	622,593	1,888	3,124,865	898,070	221,201	4,244,136
3	2,243,827	84,424	97,876	613,085	1,773	3,040,985	928,278	213,899	4,183,162
4	2,179,855	76,507	94,997	601,672	1,735	2,954,766	992,199	205,325	4,152,290
5	2,101,008	69,553	88,833	582,871	1,642	2,843,907	1,002,490	198,585	4,044,983
6	2,061,213	67,360	86,991	581,685	1,665	2,798,914	1,006,794	182,764	3,988,473

（注）1　管路ごみは可燃ごみに含めている。
2　各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

図表2-3-41　最終処分量の推移　　（単位：トン）

年度	23区	多摩地域	島しょ地域	都全体
2	247,227	1,453	2,769	251,449
3	219,686	1,347	2,663	223,696
4	219,883	1,343	2,479	223,705
5	182,692	989	2,098	185,779
6	168,629	1,032	1,940	171,601

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(1) 23区のごみ

23区は、平成12年４月に清掃事業が都から区へ移管されたことに伴い、東京二十三区清掃一部事務組合を設立し、各区がごみの収集・運搬、資源の回収を行い、東京二十三区清掃一部事務組合がごみの中間処理（焼却・破砕など）を行っている。

23区は、各区の特性を生かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開する一方、東京二十三区清掃一部事務組合での共同処理において、焼却灰の資源化事業として、平成27年度からは焼却灰のセメント原料化、令和２年度から焼却灰の徐冷スラグ化、令和４年度から焼却灰の焼成砂化を本格的に実施するなど、ごみの減量化や資源化に努めている。

23区が使用している最終処分場として、東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場がある。今後、新海面処分場の埋立終了後は23区で最終処分場を確保することとなっているが、東京都内での最終処分場の確保は困難であり、できる限り長期間使用することが求められる。そのため、ごみの減量・リサイクルを一層推進するとともに、出されたごみについ

ては中間処理により、徹底した減量減容を図る必要がある。

図表2-3-42　ごみ量の推移（23区）　　（単位：トン）

年度	収集量						持込量	集団回収量	合計
	可燃	(うち管路)	不燃	粗大	資源	計			
2	1,711,830	(2,636)	37,574	72,055	367,442	2,188,901	738,354	158,754	3,086,009
3	1,661,496	(2,808)	31,777	74,037	363,386	2,130,696	766,169	154,840	3,051,705
4	1,611,798	(3,111)	27,559	72,407	355,633	2,067,397	828,392	148,142	3,043,931
5	1,555,840	(3,431)	25,728	67,268	347,307	1,996,143	836,723	144,913	2,977,780
6	1,522,235	(3,541)	24,320	65,310	351,329	1,963,194	840,738	132,613	2,936,546

（注）1　管路ごみは可燃ごみに含めている。
　　2　各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(2) 多摩地域のごみ

多摩地域では、廃棄物処理施設の整備や管理運営を効率的に行うため、多くの市町村において一部事務組合による共同処理が行われている。最終処分場については全市町村において単独又は共同で確保されている。

多摩地域においても、今後、新たな処分場の確保は困難なため、現在使用中の処分場をできるだけ長く使用する必要がある。

そのため、多摩地域の25市１町で構成する東京たま広域資源循環組合では、「三多摩地域廃棄物減容(量)化基本計画」(現在は第６次計画)に基づき、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化のため、構成団体に対して一定量のごみ減量化の努力義務を課し、減量化目標を達成した場合、負担金を軽減する仕組みを導入している。

多摩地域の市町村は、ごみ減量化を推進する上で有効な手段である家庭ごみの有料化を30市町村のうち29市町が実施しており、有料化実施率は97%となっている。

また、資源ごみ収集の実施、中間処理施設における資源物の回収や、集団回収の実施など、市民や事業者の協力を得て積極的にリサイクルを推進している。

さらに、最終処分量の一層の削減を目指し、東京たま広域資源循環組合では、焼却灰のエコセメント化施設を整備し、平成18年７月から本格稼動している。

図表2-3-43　ごみ量の推移（多摩地域）　　（単位：トン）

年度	収集量						持込量	集団回収量	合計
	可燃	不燃	粗大	資源	有害	計			
2	589,834	57,419	24,476	254,222	1,874	927,825	153,857	62,446	1,144,128
3	575,586	52,191	23,789	248,738	1,756	902,060	157,218	59,058	1,118,336
4	561,381	48,540	22,538	244,847	1,720	879,026	158,940	57,182	1,095,148
5	538,918	43,418	21,529	234,529	1,633	840,027	161,069	53,672	1,054,768
6	532,959	42,638	21,643	229,402	1,653	828,295	161,815	50,151	1,040,261

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(3) 島しょ地域のごみ

島しょ地域では、各町村が焼却施設を有し、可燃ごみの全量焼却が可能となっている。

これらの施設は、老朽化の進んだものから順次、建替工事等を進めている。

図表2-3-44　ごみ量の推移（島しょ地域）　　（単位：トン）

年度	収集量						持込量	集団回収量	合計
	可燃	不燃	粗大	資源	有害	計			
2	6,666	484	46	929	14	8,139	5,859	1	13,999
3	6,745	456	50	961	17	8,229	4,891	1	13,121
4	6,676	408	52	1,192	15	8,343	4,867	1	13,211
5	6,250	407	36	1,035	9	7,737	4,698	0	12,435
6	6,019	402	38	954	12	7,425	4,241	0	11,666

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(4) し尿処理

23区のし尿処理は、平成10年４月からし尿の海洋投入を止め、民間処理を除いた全てを下水道投入により処分している。

また、事業系し尿の収集・中間処理等については、事業者処理責任の徹底及び民間業者への移行を図ることを目的として、平成10年７月から有料化された。

なお、平成13年４月から事業系し尿の処理については、全量民間業者により処理されている。

多摩地域のし尿処理は、し尿処理施設や下水道投入で処理されているが、公共下水道の普及に伴うし尿収集量の減少により、処理施設の適正な維持管理が困難になりつつあるため、一次処理して公共下水道へ放流するための施設の改造や、処理施設の効率的運用を図るための広域的対応が課題となっている。

図表2-3-45　し尿収集量の推移（都全体）　　（単位：kL）

年度	23区	多摩地域	島しょ地域	計
2	15,240	36,923	24,853	77,016
3	14,812	35,124	24,711	74,647
4	14,083	33,861	21,889	69,833
5	13,850	32,982	23,887	70,719
6	14,220	31,761	23,941	69,922

2　区市町村の清掃事業に対する支援

都は、各区市町村の清掃事業が円滑に実施できるよう、広域自治体としての立場で連絡調整や、技術的及び財政的支援を行っている。

(1) 特別区への支援

平成12年４月１日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行された。このことにより、都が実施してきた区部のごみ・し尿の収集・運搬、中間処理、最終処分の清掃事業は、市町村と同様に、基礎的な地方公共団体に位置付けられた各特別区が行っている。

ア　特別区は、自ら一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ・し尿の収集・運搬作業やごみの大規模排出事業者に対する排出指導などを実施している。

イ　可燃ごみ・不燃ごみの中間処理については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、清掃工場の整備・管理運営と併せて、共同処理している。

ウ　ごみの最終処分については、都が特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受け

て、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分を行っている。

都は、広域自治体としての立場から、各区が進める総合的なリサイクル・清掃事業や中間処理に関して、必要な技術的支援を行っている。

(2) 多摩地域への支援

多摩地域では、特に最終処分場の確保が清掃事業における最大の課題となっている。多摩地域の25市１町は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現在の東京たま広域資源循環組合）を設立し、日の出町の谷戸沢廃棄物広域処分場へ昭和59年４月からごみの搬入・埋立を行ってきたが、平成９年度に埋立を終了している。その後、平成10年１月からは、同じく日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場にごみを搬入し、埋立処分を行っている。

しかしながら、これに続く最終処分場の確保は極めて厳しい状況にあり、より一層の最終処分量の削減が求められている。このため、都は、平成９年７月に多摩地域の全市町村に対し、焼却灰の全量資源化が可能なエコセメント技術の導入についての提案を行った。これを受けて、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合は焼却灰のエコセメント化施設の整備を進め、平成18年７月から本格稼働させた。これにより焼却灰の有効利用と、最終処分量の大幅な削減が可能となった。

都は、広域自治体としての立場から、多摩地域の市町村が行う廃棄物処理事業やリサイクル事業が円滑に進むよう、市町村や一部事務組合と連携し、支援を行っていく。

(3) 島しょ地域への支援

島しょ地域では、地理的条件や社会的条件から、びん・缶等資源の回収をはじめ、し尿の処理や最終処分場の整備などに多くの課題を抱えている。

平成11年７月から、遮水シート等を有していない島しょ地域の最終処分場では焼却灰の埋立処分ができなくなった。このため、島しょ町村は、平成13年５月に東京都島嶼町村一部事務組合で、管理型最終処分場を大島及び八丈島に整備することとした。平成17年度末に大島管理型最終処分場が、平成24年10月に八丈島管理型最終処分場が完成し、自らの管理型最終処分場を有する小笠原村を除く島しょ町村の焼却灰の共同処理が行われている。

都は、管理型最終処分場建設に対する技術的・財政的支援を行ってきた。

今後も、島しょ町村が行う施設整備などの事業が円滑に進むよう、町村や一部事務組合と連携し、各島の実情を踏まえた支援を行っていく。

(4) 焼却灰溶融スラグの有効利用

区部や多摩地域の一部では、清掃工場から排出する焼却灰を減容化及び安定化し、また、焼却灰を資源化するために溶融固化したスラグを生産している。溶融スラグは、砂の代替材料として土木資材などとしての使用が可能であり、その利用見通しに沿った需要量を確保する必要がある。

都では、「東京都建設リサイクルガイドライン」において、環境物品として位置付け、溶融スラグの利用の推進を図っている。

(5) 財政的支援

ア　廃棄物処理施設整備事業

都は、適正処理、公害防止、広域処理の観点から市町村が行う施設整備に対して、財政的な補助を行っている。

補助対象事業は、①ごみ処理施設、②エコセメント化施設、③廃棄物再生利用施設、④埋立処分地施設、⑤汚泥再生処理センター、⑥コミュニティ・プラントとしている（①、③、⑤、⑥は島しょに限る。）。

なお、国は廃棄物の資源循環の推進や広域処理の観点から、平成17年４月１日から循環型社会形成推進交付金を制度化している。交付金は、区市町村が５年（最長７年）の期間における一般廃棄物処理全般について計画した循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境大臣の承認を受けることが必要である。都は、この計画を作成する区市町村に対して、広域的自治体としての立場から助言・技術的支援を行っている。

イ　ごみ減量化推進対策事業

区部や多摩地域に比べごみの減量やリサイクルの施策が遅れている島しょ地域の町村に対し、廃棄物の減量推進や適正処理等の事業を補助対象として補助を行っている。

図表2-3-46　都費補助の実績

年　　度		3	4	5	6	7
施設整備事業	金額(千円)	30,566	68,329	192,330	32,242	0
	件数	2	3	4	2	0
ごみ減量化事業	金額(千円)	6,326	4,355	15,495	0	2,590
	件数	3	3	2	0	1

(6) ＴＯＫＹＯ海ごみゼロアクション（海岸漂着物対策推進事業）

海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(注)（通称：海岸漂着物処理推進法）が平成21年７月に施行された。これにより、海岸管理者等の処理責任が明らかになるとともに、都道府県は海岸漂着物対策を重点的に実施する地域や各主体の役割分担を示した地域計画を策定することとなった。都では、令和７年３月に小笠原諸島における地域計画及び伊豆諸島における地域計画を改定した。各地域計画に基づく海岸漂着物の円滑な処理を推進していくとともに、海岸を有する地域だけでなく、全ての地域に共通の課題との認識のもと、海ごみについてのショートムービーを作成するなど発生抑制に向けた取組等の普及啓発を行っている。(注) 平成30年６月法律名改正

さらに、海洋へのプラスチックごみの流出防止に向け、東京の海ごみ問題を都民に広く啓発し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「ＴＯＫＹＯ海ごみゼロアクション」を展開している。

また、海ごみやマイクロプラスチックの実態を把握するため、継続的なモニタリング調査を実施していく。

図表2-3-47　海ごみについてのショートムービー



3　一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導、廃棄物再生事業者の登録等

(1) 設置許可・届出

ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場は、一般廃棄物の処理にとって欠くことのできないものであるが、その構造や維持管理によっては生活環境の保全上、重大な問題を引き起こすおそれがある。

このため、一般廃棄物処理施設（※）を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要である。

都知事は、事業者からの焼却施設と最終処分場の設置・変更の許可申請があった場合は、当該施設の設置場所及びその内容を告示するとともに、申請書を30日間都民の縦覧に供し、関係住民からの意見の提出を受けることや関係区市町村長及び専門的知識を有する者からの意見聴取を行う。

都は、許可や届出受理に際して、施設の設置及び維持管理に関する計画が法令上の基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものかについて審査を行っている。基準に適合していない場合には、許可申請では不許可となり、届出施設では計画の変更又は廃止を命ずることができる。

令和８年４月１日現在の区市町村等設置施設は116施設、事業者等設置施設は70施設である。

※①　ごみ処理施設：処理能力が１日５ｔ以上（焼却施設にあっては、処理能力１時間当たり200kg以上又は火格子面積２㎡以上）

②　し尿処理施設：規模に関係なく、全てが対象

③　一般廃棄物最終処分場：規模に関係なく、全てが対象

(2) 維持管理指導

一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。

なお、焼却施設や最終処分場は、地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、維持管理に関する点検及び検査等の記録を当該施設に備え置くとともに、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない。また、平成23年４月からは、インターネット等を利用した維持管理情報の公開が義務付けられた。

そのほか、平成23年４月からは焼却施設及び最終処分場等の許可施設について、都による定期検査を義務付けられ、都はこれまでの立入検査と併せて施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

(3) 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の促進のため、一定の要件を満たした事業場を登録することにより、優良業者の育成を図るものである。

また、登録を受けた業者に対し、区市町村が必要な協力を求めることができるという法律の枠組みは、区市町村と廃棄物再生事業者との連携・協力体制をつくるものとなる。

この再生事業者登録では、現に事業を行っている要件を満たす事業者の申請により登録を行い、登録後は毎年の実績報告を求めている。

令和８年４月１日現在、都内での登録事業場は297件である。

図表 2-3-48　一般廃棄物処理施設数(令和８年４月現在)

		区市町村等設置施設 116(7)			民間事業者等設置施設 70(3)			合計
		区部	多摩	島しょ	区部	多摩	島しょ	
焼却施設	稼動中	20	14 (2)	9	3	3	0	52 (3)
	建設中	1	0	0	0	0	0	
	休止中	0	1 (1)	1	0	0	0	
粗大・不燃・資源化施設	稼動中	8	26(2)	2	36	19(2)	3	95 (4)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	1	0	0	0	
固形燃料化施設・高速たい肥化施設	稼動中	0	1	0	2	0(1)	0	3(1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
パイプライン施設	稼動中	1	0	0	0	0	0	1
	休止中	0	0	0	0	0	0	
し尿処理施設	稼動中	0	6(1)	8	3	1	0	18(1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
最終処分場	稼働中	2	3	8	0	0	0	15(1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
	埋立終了	0	2(1)	0	0	0	0	
焼成・溶融施設		1	1	0	0	0	0	2
		33	54 (7)	29	44	23(3)	3	186 (10)

※（ ）内数値は、八王子市内（平成27年４月１日以降、都から事務を移管）分で外数

４　浄化槽の設置及び維持管理指導

都は、市町村の地域における浄化槽設置及び維持管理指導に関する事務のほか、浄化槽の設置に係る補助、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っている。

(1) 浄化槽の設置及び維持管理に関する指導

東京都全域における下水道の人口普及率は令和６年度末で約99.7％であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。

下水道の未普及地域、下水道の整備ができない地域では、台所、洗濯、風呂などの生活排水の処理は浄化槽により行う。中でも、生活排水とし尿を合わせて処理できる合併処理浄化槽の役割が非常に重要になっている。

都では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、昭和61年２月に「東京都生活排水対策指導要綱」を策定し、新規に設置する浄化槽については、原則、合併処理浄化槽とすることを定めた。それと共に、合併処理浄化槽を普及促進するため、昭和61年10月から「東京都合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」により、公共下水道が当分の間整備されない地域で、合併処理浄化槽設置者に対する補助事業を実施している市町村の整備計画に対し補助金の交付を開

始した。

また、平成７年12月に「し尿浄化槽の構造基準」に窒素やりんを除去することができる高度処理浄化槽の構造基準が追加されたことを契機に、平成８年７月から水質汚濁防止法の総量規制に係る指定地域における高度処理浄化槽の設置指導、平成９年４月から同地域における高度処理浄化槽の設置補助事業を開始した。

さらに、平成18年４月から、市町村が浄化槽の設置から管理までを行う「浄化槽市町村整備推進事業」に対しても、市町村の策定する整備計画に基づき、補助事業を開始した。

また、既に設置された浄化槽の維持管理については、法令等に基づき、定期的な保守点検、清掃及び法定検査などを適正に行うよう指導している。

図表2-3-49　浄化槽設置基数

区　　分	区　　部	多摩地域	島しょ地域	計
４年度	433 (1)	10,658 (60)	5,918 (73)	17,009 (134)
５年度	411 (1)	10,566 (71)	5,969 (71)	16,946 (143)
６年度	388 (3)	10,160 (47)	6,023 (78)	16,571 (128)

（注）（　）内は新設基数

図表2-3-50　東京都市町村別合併処理浄化槽設置補助事業の実績　　**（単位：基）**

	昭和61～平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合　計
八王子市	4,632	4	2	1	1	2	5	6	3	3	1	4,660
青梅市	474	35	35	24	14	7	8	7	8	2	3	617
町田市	5,811	5	2	5	9	15	15	0	3	1	0	5,866
日野市	69	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69
稲城市	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
あきる野市	822	9	7	7	9	4	4	4	7	8	3	884
瑞穂町	115	2	1	3	0	1	0	0	0	1	0	123
日の出町	149	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	149
奥多摩町	801	0	0	4	1	3	0	2	4	1	1	817
檜原村	243	0	1	1	0	0	1	0	1	1	1	249
小計	13,187	55	48	45	34	32	33	19	26	17	9	13,505
大島町	773	34	17	21	29	17	36	36	28	34	31	1,056
神津島村	110	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111
三宅村	367	1	3	5	2	0	6	3	3	1	3	394
御蔵島村	30	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	35
八丈町	649	33	17	25	20	14	20	23	11	13	10	835
小笠原村	17	1	0	2	1	0	1	1	3	1	0	27
小計	1,946	70	38	54	53	32	63	64	45	49	44	2,458
合計	15,133	125	86	99	87	64	96	83	71	66	53	15,963

（注）表中のーは、整備計画が終了したことを示し、0は、整備計画はあるものの実績がなかったことを示す。

(2) 浄化槽保守点検業者の登録・指導

多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域で浄化槽保守点検業を営もうとする

者は、条例により知事の登録を受けなければならない。この保守点検業者の登録には、主として次の事項が要件となっている。

ア　都内に営業所を置くこと。

イ　営業所ごとに浄化槽管理士を置くこと。

ウ　保守点検に必要な器具を備えること。

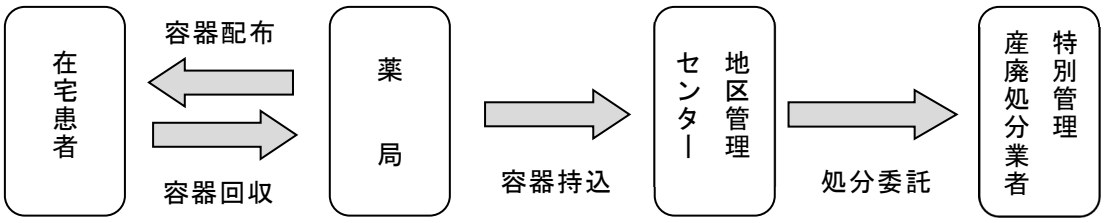
なお、浄化槽法及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、令和２年４月より、浄化槽保守点検業者は所属する浄化槽管理士に対し研修の機会を確保することが義務付けられた。

都への登録業者数は令和７年度末現在、100業者で、都は登録業者から実績報告書の提出を求めるほか、登録業者の行う保守点検について立入検査を実施し、保守点検が適正に行われるよう指導を行っている。

５　在宅医療廃棄物の適正処理

東京都薬剤師会は、東京都からの働きかけを契機に、針刺し事故防止など都民等の安全確保のため、平成14年度から家庭より排出される医療廃棄物（使用済注射針）の薬局回収を開始し、現在では、23区及び多摩地域の全域で実施している。

図表2-3-51　東京都薬剤師会加盟薬局での回収のフロー図



高齢化社会の進展と医療技術の進歩により、在宅医療は年々増加し、家庭から排出される在宅医療廃棄物は、排出量、種類とも増加しているため、在宅医療廃棄物の適正処理はますます重要となっている。そのため、都は、平成24年12月に「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」を設置し、検討を重ねた結果、平成25年11月に検討結果を取りまとめ、公表した。

また、関係団体等との協働的な取組を進めるため、平成25年度から平成29年度まで、関係団体・区市町村との意見交換会を行った。今後も引き続き、関係団体・区市町村と連携して取り組んでいく。

６　区市町村の一般廃棄物収集運搬委託業務に係る働き方改革等の推進

人手不足の深刻化や物価の上昇が続く中、一般廃棄物の収集運搬業の担い手の確保に向けては、労働環境を改善し、安定的な業務運営体制を確保することが重要である。

国は令和６年９月30日に、物価上昇等の状況を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のため、対応すべき重要事項を都道府県に通知した。これを受け、都は、各自治体の委託契約について、通知への対応状況に関する調査を実施の上、令和７年３月に「一般廃棄物収集運搬の委託業務契約に係る仕様書・原価計算書の作成マニュアル」を作成し、区市町村に提供した。

令和７年度からは、一般廃棄物の収集運搬事業者等や区市町村からの契約に関わる各種相談、原価計算等の具体的な方法、労働環境整備に向けた取組などの相談を受け付け、適切な助言を行う相談窓口を設置し、50件近い問合せに対処した。また、一般廃棄物収集運搬の委託業務について、働き方改革や処遇改善、事業運営の安定化に資する区市町村の取組への補助も令和７年度より行っている。

7　災害廃棄物対策

(1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の処理を行った。

被災県、東京都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「環境公社」という。）は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬、破砕・焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築し、都内の産業廃棄物処分業者や区部及び多摩地域の清掃工場で処理を行った。岩手県内からは106,051トン、宮城県内からは61,840トン、計167,891トンを受け入れた。

(2) 大島町における土石流災害で発生した災害廃棄物の受入れ

都は、平成25年10月に発生した大島町での大規模な土石流災害において、災害廃棄物の島外処理・運搬に関し、地方自治法に基づく事務委託を受けた。町、特別区長会及び都との間で、可燃性廃棄物（木くず等）の処理を行うことを合意し、同年12月17日より、島外への搬出を開始した。民間処分業者で受入処理を行うとともに、平成26年１月からは東京二十三区清掃一部事務組合による受入処理も開始し、平成26年12月26日には受け入れた11,536トン全ての処理が完了した。

なお、環境公社が、町に職員を常駐させ、東日本大震災でのノウハウを活用して、災害廃棄物の搬出工程の調整や受入監視業務等の自主事業を行った。

(3) 令和元年台風第19号で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、令和元年台風第19号に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の廃棄物を早期に処理するため、宮城県からの要請に基づき宮城県大崎市で発生した災害廃棄物の処理を令和２年２月から同年10月まで行った。

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬し、焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築した。都は、このスキームに基づき、大崎市の稲わらを区部及び多摩地域の清掃工場に受け入れ、約5,800トンの処理を行った。

(4) 令和６年能登半島地震で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、令和６年能登半島地震に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の廃棄物を早期に処理するため、石川県からの要請に基づき、石川県輪島市及び珠洲市で発生した災害廃棄物の処理を令和６年９月から令和７年10月まで行った。

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、輪島市、珠洲市、東京都及び石川県は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内等に運搬し、焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築した。都では、このスキームに基づき、輪島市及び珠洲市の可燃ごみを区部及び多摩地域の清掃工場に受け入れ、約2,570トンの処理を行った。

(5) 令和７年台風第22号及び第23号で発生した災害廃棄物の受入れ

都は、令和７年10月の台風第22号及び第23号に伴い発生した災害廃棄物の島外処理に関し、八

丈町及び環境公社と災害廃棄物の処理に関する協定を締結した。また、八丈町、特別区長会及び都との間で可燃性廃棄物（木くず等）の処理を行うことを合意した。

令和８年１月28日より、島外への搬出を開始し民間処分業者で受入処理を行うとともに、同年７月より東京二十三区清掃一部事務組合による受入処理も行っている。

(6) 災害廃棄物広域処理支援

能登半島地震における災害廃棄物を都内等に運搬するにあたり、広域輸送用の鉄道輸送用コンテナが不足していた。そこで、被災地の早期復興のため、また、今後の発生が予測されている首都直下地震等の大規模災害時における広域輸送手段の確保のため、鉄道輸送用コンテナ100基を新規製造し、能登半島地震における災害廃棄物の運搬に使用するとともに、能登支援終了後には船舶輸送に対応するための改造を行い、八丈島で発生した災害廃棄物の輸送に使用するなど、島しょ地域を含めた都の災害時におけるレジリエンスの強靭化に寄与している。

(7) 災害廃棄物処理計画

平成27年８月に施行された改正廃棄物処理法に基づき、都は、循環計画において災害廃棄物の処理体制の構築を計画目標として掲げている。

そこで、都は「東京都地域防災計画」（平成26年修正）、環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年３月）等も踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年６月に策定した。

また、令和４年５月に、首都直下地震の被害想定が見直されたことや、風水害が増加していることを踏まえ、平成29年６月に策定した計画の基本的な部分を活かしつつ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等につながる最新の知見を反映し、令和５年９月に計画全体を改定した。

ア　計画の目的

(ｱ)　首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。更には、災害を克服した後も、都市の持続性を確保する。

(ｲ)　発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって実効性を高め、発災初動期の混乱を最小限にとどめ、迅速な処理に向けて準備を進める。

(ｳ)　今後の都内区市町村における災害廃棄物処理計画の見直し等の参考に供するものとする。

イ　計画の基本方針

計画では、被災者となる都民の目線に立って、「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」、「持続性を確保できる処理」の考え方に即して、７つの基本方針を定めた。

ウ　役割分担の明確化

災害廃棄物処理の実施主体である区市町村と、広域自治体として調整機能を果たす都の役割を明確化し、平常時から災害に備えて連携して対応すべき事項を整理した。

図表2-3-52　区市町村と都の役割分担

経過		区市町村	都
発災前	平常時	・処理計画の見直し等 ・合同処理本部の設置・マニュアル等整理 ・実務的な業務手順、様式等の整備 ・仮置場の選定、準備 ・処理施設の強靭（きょうじん）化 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施　等	・区市町村処理計画の見直し等の支援 ・自治体との連携強化、受援内容の整理 ・災害廃棄物対策マニュアル等の整備 ・都が所有するオープンスペースの把握 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 ・計画の見直し　等
発災後	初動期	・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理 ・合同処理本部の立ち上げ ・建物等の損壊物の対応 ・公費解体受付の準備 ・仮置場の設置・運営 ・住民・ボランティアへの広報 ・災害廃棄物処理実行計画の策定　等	・都内における被災状況の集約 ・東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ・受援体制の整備 ・災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・区市町村処理実行計画の策定支援　等
	応急対策期	・公費解体の受付、解体工事 ・仮置場の運営 ・国庫補助金対応　等	・都外自治体、関係機関からの受援 ・都への事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理　　等
	災害復旧・復興期	・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・復興資材の有効活用　等	・災害廃棄物処理推進計画の見直し ・復興資材の活用　等

エ　受援内容の整理

平常時から、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容を整理した。

オ　発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制

都と区市町村で互いのカウンターパートが明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにする。

また、計画の実効性を高めるため、訓練や演習の実施、計画の見直しを随時行っていく。

第　９　節　　産業廃棄物対策

［資源循環推進部計画課・産業廃棄物対策課］

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める20種類の廃棄物をいう。

また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物の処理については、その排出事業者に責任がある。

１　産業廃棄物の現状

令和６年度の東京都産業廃棄物実態調査によると、都内から排出された産業廃棄物の排出量は約2,747万トンで、令和５年度に比べ約3.5％増加した。

最終処分量は、令和５年度に比べ約0.8％増加した。

(1) 都内から排出される産業廃棄物の特徴

上下水汚泥は排出量全体の約53％、主に建設業から排出されるがれき類は約24％、建設汚泥は約12％を占め、これらの廃棄物で約90％を占めている。

上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で99％以上減量されている。がれき類は約99％が再利用されており、また、建設汚泥も減量化や再生利用により最終処分量は排出量の約1.0％となっているものの、上下水汚泥と建設汚泥、がれき類で最終処分量の約25％を占めている。

(2) 最終処分量

産業廃棄物は広域的に処理されており、令和６年度に都内で排出された産業廃棄物の最終処分量約52万トンのうち、多くが都外で行われている。

図表2-3-53　産業廃棄物処理・処分状況（令和６年度）　　（単位：千トン／年）

廃棄物の種類	排出量	中間処理量	減量化量	再生利用量	最終処分量
汚　泥	18,390	18,340	16,113	2,165	112
上下水汚泥	(14,615)	(14,605)	(14,508)	(56)	(51)
建設汚泥	(3,228)	(3,204)	(1,307)	(1,890)	(32)
その他汚泥	(547)	(532)	(298)	(219)	(29)
がれき類	6,714	6,700	28	6,622	63
ガラス・陶磁器	651	601	1	531	119
廃プラスチック	380	367	19	332	29
木くず	342	338	3	334	5
その他	990	872	198	599	193
合　　計	27,467	27,219	16,362	10,583	522

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

２　排出事業者・処理業者への指導

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならない。都では不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

なお、産業廃棄物に関する許可・規制は、平成13年度から、区部及び島しょ地域は産業廃棄物対策課で、また多摩地域は多摩環境事務所廃棄物対策課で行っており、これにより地域に密着した対応が可能となっている。

(1) 排出事業者に対する規制指導

ア　立入検査及び立入指導

立入検査及び立入指導は法令に定められた事務であり、特に特別管理産業廃棄物を排出する事業所や、産業廃棄物の処理については付近住民から苦情のあった事業所を中心に実施している。

排出事業者に対しては、主に次の事項について立入検査及び立入指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っている。

・保管、収集・運搬、処分基準等遵守
・処理委託基準（委託契約書・産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る法定基準）の遵守
・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
・減量化・資源化等に関する指導や情報提供　など

また、最近の廃棄物処理法やリサイクル関連法の相次ぐ改正を踏まえ、これらの周知徹底を図ることも重要な業務となっている。

図表2-3-54　産業廃棄物排出事業者指導実績（令和７年度）

排出の区分	立入検査件数	文書による行政指導		
		指示	警告	勧告
産業廃棄物	1,458	34	5	0
特別管理産業廃棄物	330	0	0	0
計	1,788	34	5	0

イ　特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の届出・報告

有害性、感染性、ＰＣＢ含有など、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する特別管理産業廃棄物を取り扱う事業場は、廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を義務付けられているが、都ではその設置及び変更に係る都知事への届出を、要綱により求めている。

ウ　産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

平成20年度から、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、前年度１年間の管理票の交付状況に関する報告書を都道府県知事に提出することが法令で義務化されており、都では対象事業者からの報告書の受付、集計等の事務を行っている。

(2) 処理業者に対する規制指導

都内における排出事業者の多くは、自らの産業廃棄物を処理業者等に委託して処理している。排出事業者が委託後の産業廃棄物の処理状況を十分に確認しないことが原因で産業廃棄物が不適正に処理される事例も多く、適正処理を目的に処理業者への立入や報告の徴収等を行っている。

ア　立入検査及び立入指導

処理業者の中には、施設や管理体制等に改善を必要とする者や、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者等がいる。

とりわけ、処理業者による保管積替や中間処理、最終処分において不適正な処理が行われた

場合には、周辺の生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。

そこで、都では、これらの産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い、違反行為の防止と是正に努めている。

また、付近住民等から苦情があった場合にも迅速な対応に努めている。

図表2-3-55　産業廃棄物処理業者等指導実績（令和７年度）

区　分	立入検査件　数	文書による行政指導		行　政　処　分			
		指示	警告	改善命令	措置命令	事業停止	許可取消
許可業者	347	34	12	0	0	0	23
そ　の　他	607	25	5	0	0	0	0
計	954	59	17	0	0	0	23

イ　処理実績報告の提出

都では、産業廃棄物の収集及び運搬又は処分を業として行う業者に対し、運搬量や処分量等の実績に関し報告書の提出を求めている。

報告書の提出は、平成13年度から法定義務ではなくなったが、都における産業廃棄物の排出及び移動実態を把握し、また、処理業者における自己の処理状況を管理する契機とするために産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱を定め、報告書の提出を求めている。

(3) 行政処分

廃棄物処理法は、不法投棄などの不適正処理が行われた場合に、都道府県知事が実行行為者や排出事業者に対して原状回復を求める措置命令や、法に違反した処理業者に対して事業許可の取消し、事業停止等の行政処分を行うことを規定している。

近年、排出事業者責任の徹底や罰則の強化等が図られてきており、法の厳格な運用を担保する上から行政処分の厳正な執行がより一層求められている。

都では、処分基準や事務手続を定めた「東京都産業廃棄物処理に係る行政処分要綱」を定め、それを環境局の窓口やホームページで公表するなど、処分の公平性と透明性を確保している。

また、処分事実を公表することで、排出事業者及び処理業者の不適正処理の抑止を図っている。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）

都は、平成21年10月から、産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）を開始した。この制度は、①排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を評価・認定する制度である。

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に応じ、２つの基準を設け認定している。

図表2-3-56　産業廃棄物処理業者の第三者評価の仕組み



産廃エキスパート
（第一種評価基準適合業者）業界のトップランナー的業者

産廃プロフェッショナル
（第二種評価基準適合業者）業界の中核的役割を担う優良業者

図表2-3-57　第三者評価制度認定業者数　（令和７年12月18日現在）

区　　分	認定業者数	業の区分			
		専門性（感染性廃棄物）	収集運搬（積替え保管を除く）	収集運搬（積替え保管を含む）	中間処理業
産廃ｴｷｽﾊﾟｰﾄ	145	23	56	85	82
産廃ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ	72	21	43	27	23
計	217	44	99	112	105

（注）　複数の「認定区分」及び「業の区分」の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

(5) 排出事業者、産業廃棄物処理業者の報告・公表制度

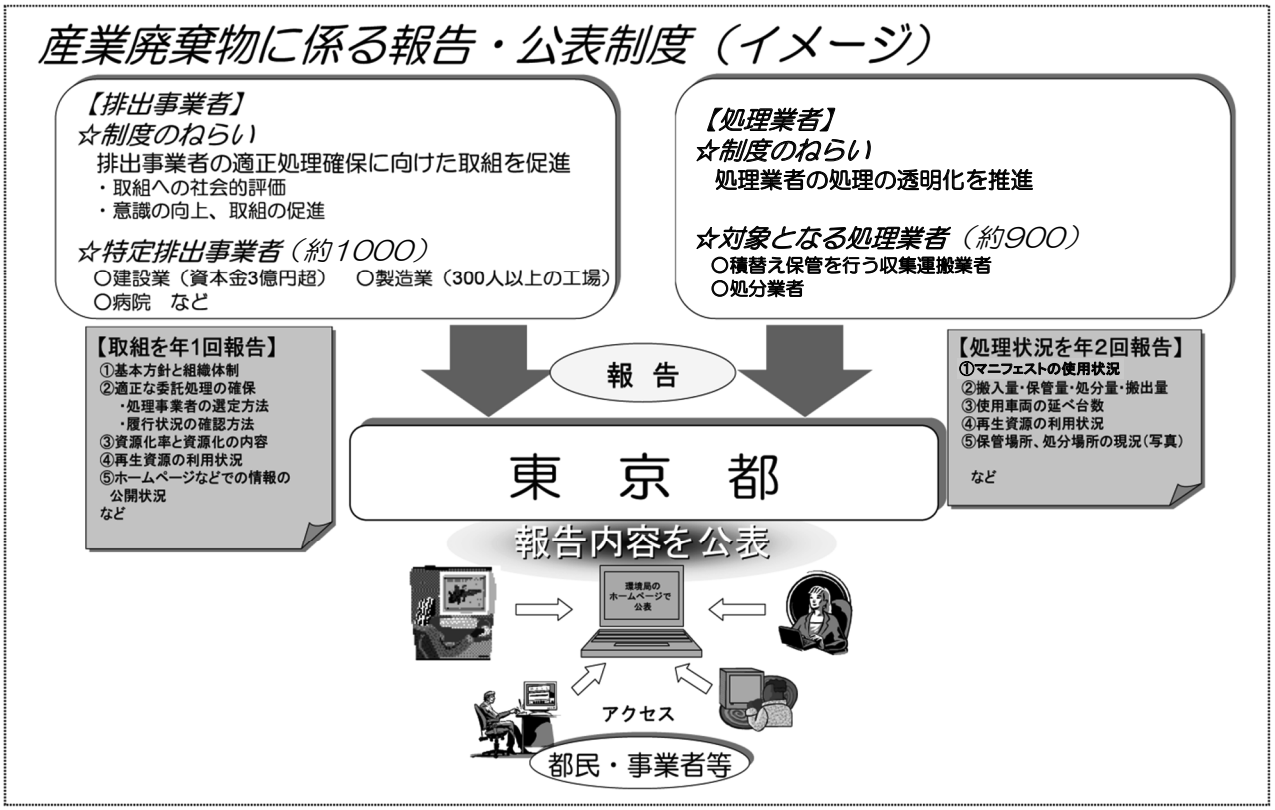
都は、東京都廃棄物審議会答申「産業廃棄物の適正処理の徹底について」（平成16年５月）を受けて、平成17年３月に東京都廃棄物条例を改正し、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、排出事業者からは適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらの報告を、環境局のホームページ上で公表する報告・公表制度を平成17年９月から開始した。

対象となる排出事業者は、建設業（資本金３億円を超える者）、製造業（従業員300人以上の工場）、病院などとし、これらの事業者から産業廃棄物の減量や適正処理の取組事項について、年１回報告を求めている。

また、処理業者については、産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管の許可を有する者に限る。）及び処分業者が対象となり、積替え保管を行う場所や処理施設における、産業廃棄物の搬入量、保管量、中間処分量、排出量の実績などについて、年２回の報告を求めている。

報告された内容を、ホームページ上で公表することで、企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を図っている。

図表2-3-58　報告・公表制度のイメージ



(6) 電子マニフェスト普及促進

廃棄物の処理の際に、必ず交付する必要がある産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、紙による交付に代えて、法に定める情報処理センターを介した電子による交付も認められている。

こうした電子的処理によって、排出事業者による紙の保存や報告が不要になるなど情報管理の合理化に加え、処理業者等への監視指導業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化に寄与することが可能となる。

このため、都では、関係団体と連携して、電子マニフェストシステムに未加入の事業者に対して加入促進やＰＲ等を実施している。

また、都の埋立処分場では、令和６年４月より、電子マニフェストを利用した産業廃棄物の受入れを開始した。

３　産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可

(1) 産業廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第14条、第14条の４）

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。処理業は産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の４種類に区分される。

許可に当たっては施設に関する基準、申請者の能力に関する基準、その他法令で定める基準に基づき審査を行っている。令和７年度の許可申請件数は、4,675件、変更等の届出件数は、9,075件であった。

図表2-3-59　産業廃棄物処理業の年度別許可申請・届出件数（廃棄物処理法第14条、第14条の４）

年度	廃棄物の種類	許可申請				届出			合計
		新規	変更	更新	小計	変更	廃止	小計	
令和６年度	産業廃棄物	1,210	194	3,103	4,507	7,395	141	7,536	12,043
	特別管理産業廃棄物	45	10	161	216	1,249	13	1,262	1,478
	合計	1,255	204	3,264	4,723	8,644	154	8,798	13,521
令和７年度	産業廃棄物	1,259	175	3,015	4,449	7,657	141	7,798	12,247
	特別管理産業廃棄物	46	16	164	226	1,269	8	1,277	1,503
	合計	1,305	191	3,179	4,675	8,926	149	9,075	13,750

図表2-3-60　産業廃棄物処理業の許可業者件数（廃棄物処理法第14条、第14条の４）

業の種類		令和７年度末			令和６年度末		
		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
収集運搬業	積替え保管を除く。	19,209	1,103	20,312	18,788	1,093	19,881
	積替え保管を含む。	495	62	557	498	57	555
処分業	中間処理業	319	14	333	323	15	338
	最終処分業	0	0	0	0	0	0
合　　計		20,023	1,179	21,202	19,609	1,165	20,774

図表2-3-61　特別管理産業廃棄物の種類別許可業者件数

特別管理産業廃棄物の種類		令和７年度末			令和６年度末		
		収集運搬業	処分業	合計	収集運搬業	処分業	合計
廃油（引火点70℃未満）		805	6	811	794	5	799
廃酸（pH2.0以下）		790	6	796	773	6	779
廃アルカリ(pH12.5以上)		753	7	760	736	8	744
感染性産業廃棄物		314	6	320	312	6	318
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	591	0	591	571	0	571
	その他	686	5	691	608	5	613
合　　計		3,939	30	3,969	3,794	30	3,824

（注）複数の種類の特別管理産業廃棄物の許可を持つ事業者がいるため前表の数値とは一致しない。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処理法第15条）

法令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で知事に対して許可を申請することになっている。加えて、焼却施設、最終処分場、ポリ塩化ビフェニル処理施設、廃水銀等の硫化施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を設置する場合には、告示・縦覧とともに、関係区市町村、利害関係者及び専門家からの意見聴取が必要となっている。

許可に当たっては法令で定める技術上の基準、生活環境保全への配慮等について審査を行うとともに、許可施設の使用に際して知事による使用前検査が義務付けられている。

令和７年度末における産業廃棄物処理施設数は275件である。なお、令和７年度の許可申請件数は３件、既存の施設に関する変更等の届出件数は92件であった。

図表2-3-62　産業廃棄物処理施設設置数（廃棄物処理法第15条）（令和７年度末）

処理施設の種類			設置数
中間処理施設	1	汚泥の脱水施設	64
	2	汚泥の乾燥施設	3
	3	汚泥の焼却施設	4
	4	廃油の油水分離施設	4
	5	廃油の焼却施設	2
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1
	7	廃プラスチック類の破砕施設	39
	8	廃プラスチック類の焼却施設	8
	9	木くず又はがれき類の破砕施設	133
	10	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	0
	11	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
	12	廃水銀等の硫化施設	0
	13	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2
	14	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0
	15	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0
	16	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1
	17	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1
	18	産業廃棄物の焼却施設（３、５、８及び15を除く。）	11
最終処分場		遮断型埋立処分場	0
		安定型埋立処分場	0
		管理型埋立処分場	2
合　　計			275

（注）一つの処理施設が複数の種類の施設に該当する場合、それぞれの種類の施設に設置数を計上している。

図表2-3-63　産業廃棄物処理施設の設置許可申請・届出件数（廃棄物処理法第15条）

年度	許可申請				届出			合計
	新規	変更	譲受・借受等	小計	変更	廃止	小計	
令和６年度	2	2	1	5	88	2	90	95
令和７年度	2	1	0	3	91	1	92	95

(3) 産業廃棄物許可手続等のＤＸ推進

上記（1）（2）をはじめとする産業廃棄物に係る許可申請等について、国との連携を見据えた手続のデジタル化等を図るため、産業廃棄物情報管理システムの再構築に向けた開発を実施する。

4　不法投棄・不適正処理対策

都は、平成14年度から、警視庁の派遣職員を含めた産廃Ｇメンを組織し、不法投棄など不適正処理の防止と早期発見、取締り等の強化に努めている。

(1) 広域連携

産業廃棄物の不適正処理は広域化、悪質・巧妙化していることから、都は、平成12年11月近隣の20県市に呼び掛けて「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称名：産廃スクラム21）を設け、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を充実した。

現在、協議会への参加自治体は37に増え、「産廃スクラム37」として年１回全体会議を開催している。その中で各自治体が産業廃棄物の不適正処理等の具体的な解決事例の報告を行うなど、自治体間での情報の共有化に努めている。

また、「産廃スクラム37」の参加自治体の統一した取組として、不法投棄撲滅強化月間を設定し、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施している。さらに、取締り強化のための取組として、平成21年３月に一般社団法人東京路線トラック協会（現 一般社団法人全国物流ネットワーク協会）との間で、「廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定」を締結し、参加自治体に直接通報する仕組みを作り不法投棄防止を図っている。

(2) 建物解体工事の現場指導

産業廃棄物の不法投棄件数の約８割を、建物解体工事等から発生する建設系廃棄物が占めている。

このため、従来の広域的な不適正処理の規制監視などと併せて、平成19年度から廃棄物の発生元に遡って、建物解体工事を対象に、廃棄物の分別や保管、処分先などについての現場指導を実施している。

(3) 廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものもあることから、粗雑な処理が行われた場合、環境汚染の原因となりかねない。こうした中、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されないままスクラップとして海外に輸出される事例が発生しており、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

このため、平成27年度から、資源の有効活用と環境負荷の低減のため、違法な収集を行う不用品回収業者や不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理の撲滅に向けて取り組むとともに、有害使用済機器の保管等を行っている事業者に対し、届出及び適正処理に係る指導を行うことで、資源循環の適正化を図り、健全なリサイクル事業を促進している。

5　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）は、化学的に安定している、絶縁性が良いなどの性質を有する物質で、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油等、幅広い分野で使用されてきたが、その毒性が問題となり、昭和47年以降、その製造や輸入等が禁止となった。

その後、ＰＣＢ廃棄物の処理体制の整備が著しく停滞していたことから、処分がなされないまま各事業所において長期にわたり保管が行われてきたが、ＰＣＢ廃棄物の紛失や不適正処分等、環境汚染の進行が懸念される状況となっていた。

このような状況において、平成13年７月、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す

る特別措置法（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）が施行された。その後、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）を活用して、全国５か所に拠点的な広域ＰＣＢ廃棄物処理施設を整備し、主として埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のＰＣＢ廃棄物を処理するＪＥＳＣＯ東京ＰＣＢ処理事業所においては、平成17年11月から化学的分解法による無害化処理が開始された。

しかし、処理開始後に明らかとなった様々な課題への対応等により、当初予定していた平成28年７月までの処分完了が困難な状況となったため、平成24年12月にＰＣＢ特別措置法施行令が改正され、ＰＣＢ廃棄物は令和９年３月31日までに処分完了することとなった。

平成26年６月には、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、ＪＥＳＣＯ東京ＰＣＢ処理事業所の事業終了の期限は令和８年３月31日までとなり、同事業所で処理できない安定器及び汚染物等についてはＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所で処理するなど、ＪＥＳＣＯ５事業所での相互補完により処理が促進されることとなった。

平成28年５月には、ＰＣＢ特別措置法が改正され、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分の義務付けや都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査権限の強化等が定められた。

この改正により、都内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサー等は令和４年３月31日まで、安定器・ＰＣＢ汚染物等は令和５年３月31日までとなった。加えて、電気事業法の省令も改正され、使用中の高濃度ＰＣＢ電気機器についても処分期間内に使用を終えることが義務付けられた。

令和７年度末までには、ＪＥＳＣＯは全事業所において事業を終了し、解体を開始している。ＪＥＳＣＯの事業終了後、新たに存在が発覚した高濃度ＰＣＢ廃棄物については、環境省において今後構築される新たな処理体制において適正に処理されるまでの間、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないよう、適正に保管する必要がある。

一方、現在、実施されているＰＣＢ含有塗膜の調査が進捗することにより、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、ＰＣＢを使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることから、令和元年12月にＰＣＢ特別措置法の関係法令が改正され、ＰＣＢ濃度5,000mg／kgを超え100,000mg／kg以下の可燃性の汚染物等については低濃度ＰＣＢ廃棄物となり、無害化処理認定制度の対象とされ、処分期間は令和９年３月31日までとなった。

(1) 適正管理指導

廃棄物処理法では、ＰＣＢを含む廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされており、事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、厳格な管理をすることが義務付けられている。

また、ＰＣＢ特別措置法では、ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者が毎年度、保管の状況を届け出ることや、都知事がＰＣＢ廃棄物の保管状況を公表することとなっている。

都は、ＰＣＢ廃棄物の紛失などによる環境汚染の未然防止に向けて、使用中のＰＣＢ製品についても適正に管理していくため、「東京都ＰＣＢ適正管理指導要綱」を策定し、使用中のＰＣＢ製品の届出等、ＰＣＢの適正管理に必要な手続を定め指導の徹底を図っている。

また、平成14年にＰＣＢを使用していないはずの電気機器中の絶縁油から微量のＰＣＢが検出された事例があったことから、ＰＣＢ汚染の可能性が否定できない電気機器については、絶縁油点検又は使用終了時に検査機関でＰＣＢ濃度を分析し、その結果、0.5mg／kgを超えるＰＣＢが検出された場合は、特別管理産業廃棄物保管基準を遵守し、適正保管を行うよう求めている。

このため、都では、平成22年度から、中小企業者等を対象にＰＣＢ分析経費の一部を補助する

制度を創設し、微量ＰＣＢ混入廃電気機器の早期把握や適正管理の促進を図っている。

これら微量のＰＣＢで汚染された廃棄物については、環境大臣が認定した処理施設等で処理が進められているが、都では、平成23年度から中小企業者等を対象にその処理費用についても一部補助を実施している。

さらに、平成26年度からは処理の一層の促進のため、微量ＰＣＢ絶縁油が入った変圧器等電気機器の処理費について助成限度額を引き上げた。

高濃度ＰＣＢ廃棄物がＪＥＳＣＯで処理されていた際は、中小企業者等が処分をする場合にあっては、国と都道府県とが出えんして造成された基金により、その処理料金が軽減される措置が講じられていた。

また、平成27年度からは、未届のＰＣＢ廃棄物・使用製品を網羅的に把握するため、環境省通知に基づく掘り起こし調査の実施や、ＰＣＢを使用した照明用安定器の掘り起こし調査を令和元年度から実施するなど、処分期間内のＰＣＢ廃棄物処理の促進を図ってきた。

(2) 都内の保管・使用状況

都内の保管・使用状況は、次表のとおりとなっている。届出事業所数は、2,038事業所である。

図表2-3-64　都内におけるＰＣＢ廃棄物の保管及び使用状況（令和７年３月末時点）

機器種別	保管量		使用中の量	
	令和７年３月	令和６年３月	令和７年３月	令和６年３月
高圧変圧器	―	―	―	―
高圧コンデンサー	1 台	7 台	―	―
ＰＣＢ油	―	220 L	―	―
リアクトル	―	―	―	―
放電コイル	―	―	―	―
照明用安定器	1,811 個	1.3万 個	―	28 個
その他小型機器	195 個	103個	―	―
柱上変圧器	431 台	662 台	105 台	105 台
柱上変圧器油	34,366 L	35,165 L	―	―
微量ＰＣＢ混入高圧変圧器	549 台	810 台	2,216 台	2,539 台
微量ＰＣＢ混入高圧コンデンサー	4,894 台	3,229 台	493 台	521 台
微量ＰＣＢ混入油	96,075 L	69,464 L	―	―
感圧複写紙	3 kg	4490 kg	―	―
ＰＣＢ汚染物	205,162 kg	531,863 kg	―	―
ウェス	8,163 kg	30,113 kg	―	―

※本表は、ＰＣＢ特別措置法に基づく令和６年度末の保管状況の届出を集計したものであり、令和８年度現在の実際の保管状況とは相違がある。

６　アスベスト廃棄物対策

(1) アスベスト廃棄物の適正処理

アスベストは、生産量のおよそ９割が建築物に使用されていた。建築物の解体・改修時に発生するアスベスト廃棄物については、空気中に飛散することがないよう適正な処理が求められる。都では、廃棄物処理法のほか「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に基づき、排出事業者に対しアスベスト廃棄物の適正処理を指導している。

図表2-3-65　アスベスト廃棄物の適正処理の流れ

廃石綿等（飛散性）	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）
○事前に特別管理産業廃棄物（廃石綿等）収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 ↓ ○労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等に基づき適正に除去する。 ↓ ○固型化、薬剤による安定化等を行い、二重袋に入れ運搬まで厳重に保管 ○他の廃棄物と分別する。 ○廃石綿等である旨を表示 ↓ ○管理型処分場へ直接運搬し、埋立処分（又は溶融施設で溶融処理）	○事前に産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 ↓ ○飛散防止幕の設置、湿潤化をしながら、原則手作業で原型のまま撤去する。 ↓ ○シート掛け、袋詰め等の措置を行い運搬まで厳重に保管 ○他の廃棄物と分別する。 ○石綿含有産業廃棄物である旨を表示 ↓ ○最終処分場（安定型又は管理型）へ直接運搬し、埋立処分（又は溶融施設で溶融処理） ※破砕処理の原則禁止

(2) 飛散性アスベスト廃棄物適正処理確認の取組

都では、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、排出事業者に対し「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」と「廃石綿等処理計画書」の提出を求め、飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確認している。

(3) 飛散性アスベスト廃棄物の埋立処分場での受入れ

都内の解体工事等から排出される飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）については、解体業者や建設業者等の事業者による適正処理を進めるため、平成18年２月から当面の措置として、都の埋立処分場で受け入れている。

受入条件等は「７　都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ」を参照のこと。

7　都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ

都では、昭和53年４月から中小事業者が排出した産業廃棄物を都の埋立処分場に受け入れている。

搬入に当たって排出事業者は事前に搬入申請をする必要がある。都では、事業所の規模、産業廃棄物の種類等に関する受入基準を設けており、基準を満たすものに限り受け入れることとしている。

図表2-3-66　東京都による産業廃棄物の受入れ

ア　受入対象事業者

産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する会社又は個人で、次のいずれかの要件を備える者を受入対象者としている。

区　　分	小売業	サービス業	卸売業	製造業・建設業その他
資本金の額又は出資総額	5,000万円以下		１億円以下	３億円以下
常時使用する従業員の数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

（注）その他上記の者から中間処理の委託を受ける都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者や、行政機関・公益法人も対象となる。

イ　産業廃棄物の種類及び処理手数料等

<table>
<tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>処理手数料</th><th>受入計画量</th><th>受入実績量</th></tr>
<tr><td>汚泥、燃え殻､ばいじん、鉱さい（分析対象品目）</td><td>１kgにつき
10円</td><td rowspan="3">年量
(令和８年度)

80,000ｔ</td><td rowspan="3">令和６年度
13,605ｔ

令和７年度
11,732ｔ</td></tr>
<tr><td>金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくずで中間処理済みのもの</td><td rowspan="2">１kgにつき
9.5円</td></tr>
<tr><td>廃石綿等
（受入条件）
廃石綿等をセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱(こん)包したもの</td></tr>
</table>

第 10 節　廃棄物の最終処分

［資源循環推進部一般廃棄物対策課］

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。

１　中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場

中央防波堤外側埋立処分場は、昭和52年10月から埋立を開始し、令和７年度末現在、約5,557万トンを埋立処分している。

新海面処分場の全体面積は、480haであり、このうち廃棄物処理法に基づく廃棄物の埋立を行う区域は、ＡブロックからＥブロックまでの319haである。Ａブロックについては、平成10年12月24日から埋立処分を開始し、平成15年末をもって埋立処分を終了している。Ｂブロックについては、平成15年２月24日から埋立処分を開始しており、現在も埋立を継続している。新海面処分場には、令和７年度末現在、約997万トンを埋立処分している。

この新海面処分場が東京港内最後の埋立処分場となると考えられることから、可能な限り長期間有効利用していくことが重要である。

２　廃棄物等の埋立処分計画

埋立処分場の計画的な使用及び延命化を図ることを目的として、廃棄物等の埋立処分計画を策定している。

計画の期間は、令和４年度から令和18年度までの15年間で、令和８年度までの５年間については年度ごとに計画量を定め、以降の10年間については５年ごとに計画している。

計画期間における種類別受入量は、23区の一般廃棄物は161万m^3、都内中小企業者の産業廃棄物は120万m^3、水道・下水道などからの都市施設廃棄物は212万m^3であり、これらに覆土材等を加えた廃棄物系の合計は592万m^3である。

また、しゅんせつ土及び建設発生土の土砂系の合計は1,765万m^3であり、廃棄物系及び土砂系の埋立総量は2,357万m^3である。

なお、埋立処分計画は概ね５年ごとに見直していくこととしている。

図表2-3-67　廃棄物埋立処分量の推移　　**（単位：万トン）**

廃棄物の種類	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備　　考
一 般 廃 棄 物	18.3	16.9	15.0	23区から発生したごみの焼却灰及び中間処理された不燃物等
都市施設廃棄物	5.9	8.6	7.1	上水スラッジ等、下水汚泥
産 業 廃 棄 物	1.5	1.4	1.2	中小事業者が都内の事業場から排出する産業廃棄物 （201ページ参照）
計	25.7	26.8	23.3	

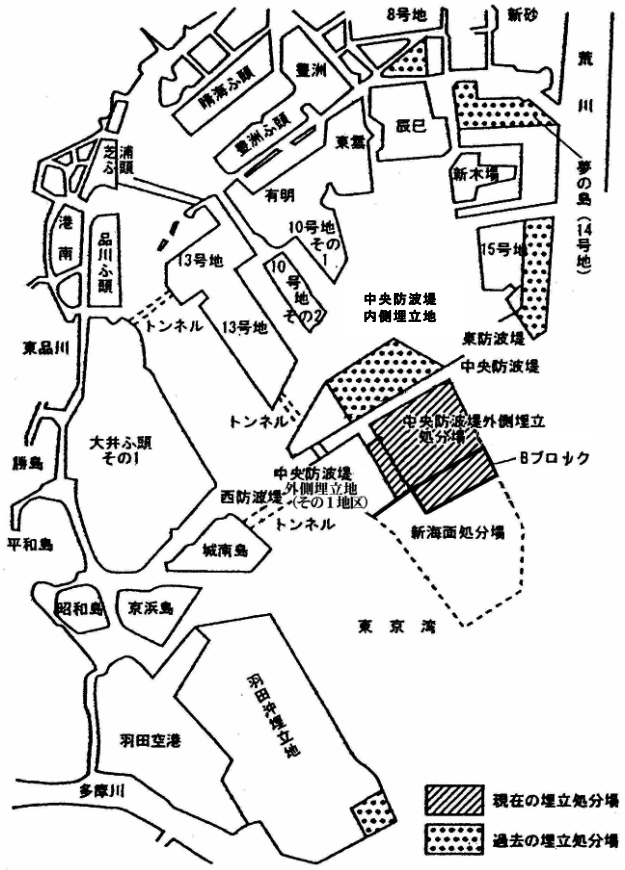
（注）　各項目量は四捨五入しているため、合計値が合わないことがある。

図表2-3-68　廃棄物埋立処分場の変遷

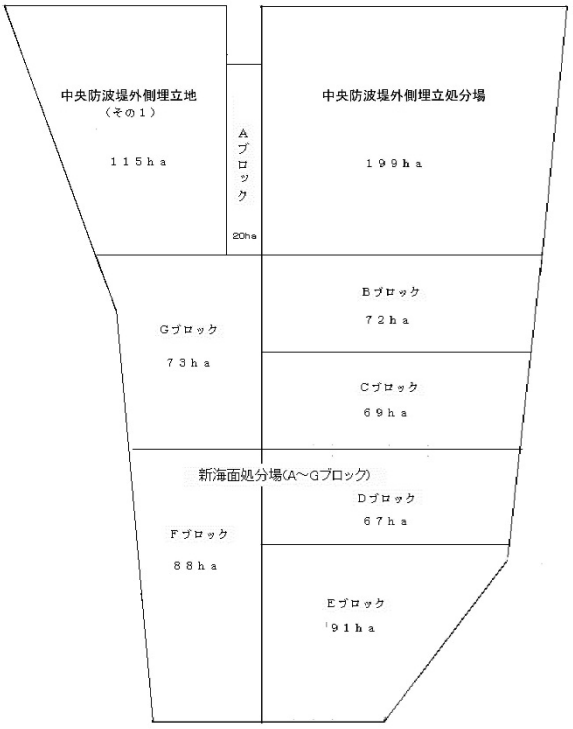
名　　称	埋立面積（ha）	埋立開始	埋立終了	埋立処分量(万トン)
８号地（潮見）	36	昭和２年	昭和37年12月	371
14号地（夢の島）	45	昭和32年12月	昭和42年３月	1,034
15号地（若洲）	71	昭和40年11月	昭和49年５月	1,844
中央防波堤内側埋立地	78	昭和48年12月	昭和62年３月	1,230
羽田沖	12	昭和59年４月	平成３年11月	168
中央防波堤外側埋立処分場	199	昭和52年10月	－	(5,557)
新海面処分場	319	平成10年12月	－	(997)

（注）中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場の埋立処分量は、令和７年度末現在の量である。

図表2-3-69　埋立処分場位置図



図表2-3-70　中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場



3　処分場における環境対策

埋立処分場の管理・運営に当たっては、廃棄物処理法等関連法令を遵守するとともに、施設配置、作業管理面等においても十分な配慮を行っている。

埋立処分に当たっては、廃棄物の飛散等による周辺環境への影響を防止するため、廃棄物層３ｍごとに50cmの覆土を行い、廃棄物の飛散防止を図っている。また、処分場内の搬入路の清掃、散水などを実施することにより、処分場の環境保全に努めている。

現在、都の処分場においては、東京都下水道局との協定に基づき、雨水が廃棄物層を通過して発生した浸出水（令和７年度実績で日量平均5,219m^3）について、排水処理場で下水排除基準以下に処理した後、下水道に放流している。

処分場の浸出水は、埋め立てた廃棄物の種類、埋立期間、降雨量等の影響を受け、その水質が大きく変動するため、日常的に水質測定を行い、適正な排水処理に努めている。

図表2-3-71　排水処理場

施　設　名	処理能力（日量）	稼動年月	処理方法
第一排水処理場	4,500m^3	昭和54年11月	生物処理・凝集沈殿法
第三排水処理場	11,500m^3	平成９年６月	脱窒素・凝集沈殿法

（注）処理対象処分場等の面積　440ha

図表2-3-72　排水処理場における下水放流水測定結果（令和７年度）（単位：mg/L(pHを除く。)）

主な測定項目	pH	BOD	COD	SS	カドミウム	鉛	クロム	銅	亜鉛	窒素含有量
下水排除基準等	5～9	600	150	600	0.03	0.1	2	3	2	120
下水放流水測定結果	6.7～7.6	8	41	3	＜0.001	＜0.01	0.02	0.04	0.09	13

（注）下水放流水測定結果は、平均値（pHのみ範囲）を示す。

図表2-3-73　ダイオキシン類測定結果（令和７年度）

	濃　度	基準値※)	単　位
下水放流水	0.00049～0.00062	10	pg-TEQ/L

※)維持管理計画に基づく自主規制値

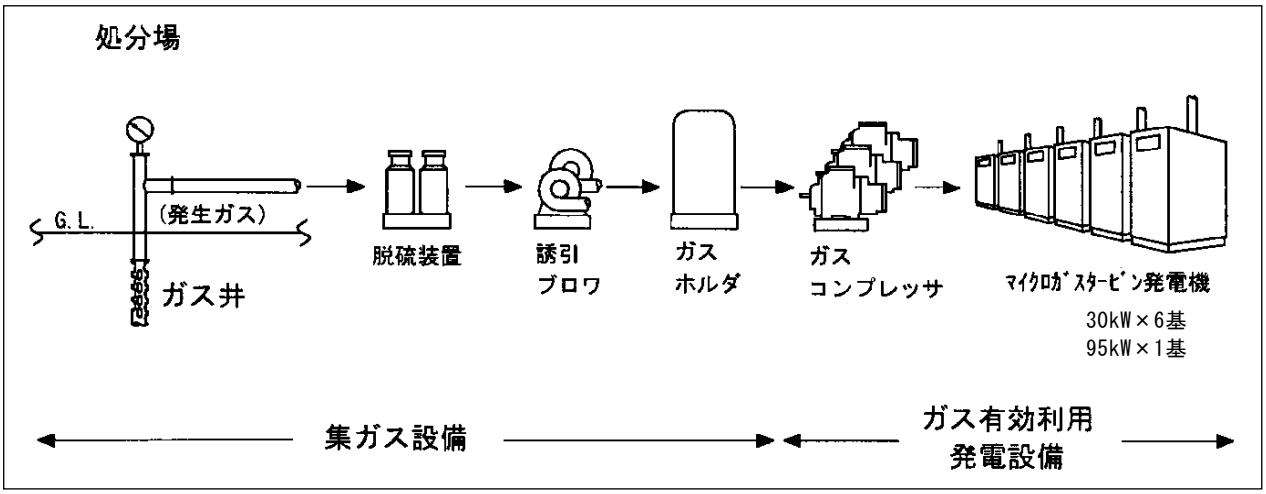
処分場では、過去に埋立処分された廃棄物の分解過程でメタン等のガスが発生する。そのため、処分場の安定化及び火災防止を目的として、約60m間隔に鋼製パイプを設置し、ガスを速やかに放散させている。

昭和62年1月からは、発生したメタンガスの一部を回収し、ガス有効利用施設において発電を行っている（※）。

発電された電力は、埋立処分場内の各施設で消費する電力の一部として活用している。

（※）東京2020大会に伴う処分場周辺の各種整備工事により、平成29年１月から令和４年３月まで一時的に発電を休止した。

図表2-3-74　ガス有効利用フロー図



4　埋立処分場見学会

埋立処分場を管理・運営している東京都廃棄物埋立管理事務所では、都民・学生・事業者を対象とした施設見学会を開催するなど、環境学習の機会を提供している。

図表2-3-75　見学者実績（令和７年度）

対象	件数（件）	人員（人）
一般都民	17	420
小・中学校	566	43,533
高校・大学生	10	271
官公庁・議会	37	1,337
外国人	37	1,043
企業	49	1,147
報道・取材	3	7
合計	719	47,758

5　埋立処分場の施設整備

埋立処分場の維持管理のため、合同庁舎や排水処理場、浸出水集導施設、調整池などが設置されており、埋立の進捗による処分場の沖合展開に向けて、必要な施設の改修や整備を行っている。

第４章
政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第１節　広域的な共通課題の取組

１　広域連携会議

２　区市町村との連携による取組の促進

３　ゼロエミッション地区創出プロジェクト

第２節　都民・ＮＰＯ・企業などとの連携

１　環境学習の推進

２　東京都地球温暖化防止活動推進センター

３　国際環境協力の推進

４　ＩＣＡＰ（国際炭素行動パートナーシップ）での活動

５　企業等と連携した取組

第３節　広報・広聴

１　広報・情報提供の推進

２　広聴・公害紛争処理

第４節　環境に関する調査・研究

１　東京都環境科学研究所の概要

２　研究所において行う研究テーマ等

３　スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業

第５節　環境影響評価

１　環境影響評価制度

第　４　章　　政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第　１　節　　広域的な共通課題の取組

［総務部環境政策課］

１　広域連携会議

今日の環境問題は、他の大都市や道府県においても共通な課題であり、広域的な対応が求められている。そこで、各種環境保全施策の効率性及び実効性をより高めるため、九都県市首脳会議環境問題対策委員会をはじめとした他の都市や道府県との広域連携会議において、共通課題についての協議及び共同研究並びに国等への働き掛けなど共同の取組を進めている。

図表2-4-1　主な広域連携会議一覧

名　　称	構　　成
九都県市首脳会議環境問題対策委員会 （平成元年設置）	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 （昭和61年設置）	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
大都市環境保全主管局長会議 （昭和44年設置）	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
大都市清掃事業協議会 （昭和53年設置）	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、特別区、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

２　区市町村との連携による取組の促進

「2050 東京戦略」や「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」で掲げる 2035 年目標等の達成に向けて、環境政策の一層の推進を図るためには、地域の実情に精通している区市町村等との連携を一層強化していくことが重要である。

そこで、都は、都内の区市町村等が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施するため、令和８年度から令和12年度までを事業期間として「区市町村との連携による環境政策高度化事業」を創設し、都と区市町村等が一体となった取組の促進を図っている。

図表 2-4-2　区市町村との連携による環境政策高度化事業の概要

補助事業の種類	補助額
一般的対策事業（20 事業） (1)　環境課題の解決に向けた計画策定支援事業 (2)　地域と連携した省エネ・再エネ普及促進事業 (3)　家庭の省エネ・再エネ促進事業 (4)　地球温暖化対策報告書制度を活用した中小規模事業所の脱炭素化支援事業 (5)　自動車利用の抑制推進事業 (6)　ＺＥＶ活用による災害対応力強化事業 (7)　水素エネルギー普及拡大ムーブメント推進事業 (8)　プラスチックの持続可能な利用推進事業 (9)　食品ロス・リサイクル対策推進事業 (10)　廃棄物の３Ｒ推進事業 (11)　フロン排出削減対策支援事業 (12)　熱中症・ヒートアイランド対策推進事業 (13)　生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業 (14)　希少な野生動植物の保全と外来種対策事業 (15)　地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業 (16)　生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業 (17)　アスベスト飛散防止対策の推進事業 (18)　ＶＯＣ排出削減対策支援事業 (19)　廃棄物の適正処理推進事業 (20)　環境学習を通じた環境人材育成事業	(12)のメニューは補助対象経費の２／３ (12)のメニュー以外は補助対象経費の１／２
政策促進事業 ゼロエミッション東京など都が目指す「2050 年のあるべき姿」を見据え、都の重要政策と一体となって、政策的に促進する取組であり、区市町村等が地域の現場で実装し、かつ、地域での広がりや相乗効果を生み出す、施策の実効性を高める取組	補助対象経費の２／３

３　ゼロエミッション地区創出プロジェクト

区市町村の地域特性を踏まえた脱炭素化を進めるため、都独自の実効性ある「ゼロエミッション地区」創出に向け、区市町村・企業等とのマッチングや、実施計画の策定、合意形成をサポートするとともに、都が選定した面的取組の実装に向け、区市町村の取組に係る経費の一部を補助する。

補助対象	補助率等
再エネ設備、基盤インフラ整備、省CO_2等設備　等	補助率2/3、上限額10億円

第　２　節　　都民・ＮＰＯ・企業などとの連携

１　環境学習の推進　　［総務部環境政策課］

区市町村教育委員会、都教育庁と連携し、企業などが提供する優れた環境教育プログラムを積極的に小中学校へ紹介し、総合学習などにおける利用の促進を図っている。

平成20年度からは、都教育庁やＮＰＯ法人と連携し、全公立小学校の教員が環境教育の研修を受講できる機会を提供するとともに、私立学校にも積極的な参加を呼びかけ、実践的な環境学習プログラムを習得したリーダーを育成することにより、学校における環境教育の充実を図るなど、学校教育と連携した環境学習に取り組んでいる。

また、平成21年度から、中央防波堤内側埋立地の環境局庁舎内に、ごみ問題だけでなく地球温暖化など幅広い環境問題について学習できるよう、環境学習ホールをはじめとする展示施設（令和５年度末リニューアル）を開設するとともに、平成22年度からは、全ての都民が環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動を取れるよう環境学習講座を開講している。

さらに、平成28年度から、子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設として水素情報館「東京スイソミル」を（公財）東京都環境公社が開設・運営しており、環境学習の充実に向け東京都と連携している。

２　東京都地球温暖化防止活動推進センター　　［気候変動対策部計画課］

都内のCO_2の排出量を確実に削減していくためには、それまで取組が十分ではなかった中小規模事業所及び家庭における対策の強化が必要であることから、都は、平成20年２月、財団法人東京都環境整備公社（現　公益財団法人東京都環境公社）を「東京都地球温暖化防止活動推進センター」に指定した。

地域地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第38条第１項の規定に基づき、地球温暖化防止活動の促進を目的とする一般社団法人・一般財団法人等の中から、知事等が、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一団体に限って指定することができるものである。

東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、中小規模事業所や家庭における地球温暖化対策の拠点として、都や区市町村・国などと連携した事業を展開している。具体的には、家庭向け省エネ講師派遣や地域における地球温暖化防止活動をサポートするための普及啓発とともに、省エネ・再エネ利用や水素エネルギーの普及等に向けた助成事業等を行っている。

３　国際環境協力の推進　　［総務部環境政策課］

気候危機への対応が喫緊の課題となっている中、国際社会では、CO_2排出の70％以上を占める都市の取組が鍵になるとの認識が一段と強まっており、キャップ・アンド・トレード制度等で先駆的な取組を進めている東京都の施策は、国連や世界銀行等の国際機関や世界の大都市から強い関心を集めている。

一方、経済成長と急速な都市化が進む新興国・途上国では、エネルギー消費量やCO_2排出量の増加、廃棄物処理、大気汚染、水質汚濁等の問題に直面し、環境問題に対処するための政策ノウハウや技術支援へのニーズが高まっている。

このため、東京都は都の先進的な取組を積極的に情報発信し、環境分野における都のプレゼンス

を高めていくとともに、都の政策ノウハウを積極的に提供し、世界の諸都市の気候変動対策に貢献していく。

また、廃棄物対策や資源循環施策、大気汚染対策、省エネとCO_2削減対策を中心に海外諸都市への政策・技術協力を推進していく。

(1) 国際社会への情報発信

都は、ロンドン市、ロサンゼルス市などとともに世界大都市気候先導グループ（C40）を構成し、C40サミットやワークショップで東京の先駆的な気候変動対策を発信している。

また、ＩＣＬＥＩ（イクレイ－持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)、ＵＮＦＣＣＣ／ＣＯＰ（国連気候変動枠組条約締約国会議）等の国際会議やサイドイベントに参加し、積極的に都の取組を紹介している。

平成30年５月に都が主催した「きれいな空と都市 東京フォーラム Tokyo Forum for Clean City and Clear Sky」では、世界の22都市の代表が一堂に会し、持続可能な都市環境を実現するための効果的な政策と知見について情報を共有するとともに解決策を議論し、東京宣言を採択した。

令和３年２月からは、脱炭素化に向けた実効性ある行動を加速させるため、東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を展開している。同年以降毎年国際会議を開催し、気候変動問題に先進的に取り組む有識者や大都市首長と、高まる気候危機の脅威とそれに立ち向かうための具体的な行動について議論し、世界に発信している。

(2) 国際協力の推進

都はC40メンバー都市として、気候変動対策等における都市や各セクターの役割の重要性を世界にアピールする共同行動に積極的に関与している。

また、都はC40の課題別ネットワークである「民間建築物省エネ」や「廃棄物資源化」等に参加し、平成26年６月には、東京で建築物の省エネをテーマにした「C40東京ワークショップ」を開催して東京の先進的な取組や低炭素ビルをアピールするなど、世界の諸都市との交流を進めている。令和元年９月には、「C40廃棄物資源化ワークショップ」を東京で開催し、実務担当者レベルでの議論を行った。

国際会議等でのこれまでの情報発信の結果、都の取組への注目が高まり、経済発展や都市化の進展に伴いCO_2排出増が懸念されるアジア諸都市から、脱炭素社会実現への支援要請が増加している。令和元年度から、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務」として、公益財団法人地球環境戦略研究機関（ＩＧＥＳ）と共に、マレーシア国クアラルンプール市における建築物の省エネ普及をはじめ、脱炭素都市実現に向けた支援を行ってきた。令和元年度から３か年の本連携事業は、都市の優れた取組として、令和４年10月にC40アワード（C40 Cities Bloomberg Philanthropies Awards)「気候ムーブメント部門」を受賞した。

また、世界には急速な都市化による廃棄物問題や大気汚染が深刻化している都市が多くあり、それらの都市は都の公害問題克服の経験や政策ノウハウに強い関心を示している。廃棄物分野では、これまで廃棄物処理やリサイクル技術に係る「資源リサイクル促進」研修を実施してきた。近年は資源循環施策に注力した研修や情報交換等を実施している。

北京市とは、平成21年度に締結した技術交流・技術協力に係る合意書に基づき、主に大気汚染対策分野において研究員の相互派遣やオンライン・ワークショップ等の交流を継続している。

都の環境施策に対する国際的な関心の高まりから、海外からの視察や研修訪問は近年増加傾向

にある。都の政策や東京の技術を伝えることは、相手方都市の環境問題の解決に寄与するほか、キャパシティ・ビルディング（組織的な能力向上）の効果も期待されることから、引き続き積極的に対応していく。

４　ＩＣＡＰ（国際炭素行動パートナーシップ）での活動

［気候変動対策部総量削減課］

ＩＣＡＰ（The International Carbon Action Partnership・国際炭素行動パートナーシップ）は、国や公的機関による温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）の国際的な連携に向け、専門的な議論・意見交換を行うフォーラムで、平成19年10月に設立された機関である。都は、平成20年７月に環境確保条例を改正し、日本で初めてキャップ・アンド・トレード制度を導入し、平成22年４月から総量削減義務を開始した。都は、こうした実績を基に、平成21年５月、ＩＣＡＰに加盟した。

都は、ＩＣＡＰに加盟する唯一の都市政府であり、アジアでは初めての加盟である。また、キャップ・アンド・トレード制度の導入に関心を持つ新興国及び途上国政府の政策担当者等を対象にＩＣＡＰが主催する講習会にも職員を講師として派遣するなど都の知見を共有している。平成29年６月には、ＩＣＡＰのメンバーやアジア諸国、国内自治体の政策担当者等が一堂に会するＩＣＡＰ東京シンポジウム2017を開催し、気候変動対策に関する国内外の先進的な取組の成果やノウハウの共有を行った。

都は、今後もこのような取組により国内及び世界の気候変動対策の推進に積極的に貢献していく。

図表2-4-3　ＩＣＡＰ加盟メンバー　　**（令和８年７月現在）**

国等（20）	（欧州17）欧州委員会、イギリス、フランス、ドイツ、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、ノルウェー、スイス、スウェーデン、オーストリア、スコットランド、ポーランド
	（オセアニア２）ニュージーランド、オーストラリア
	（南米１）ブラジル
州・地方政府（16）	（米国11）カリフォルニア州、ニューヨーク州、メーン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニュージャージー州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ワシントン州、バーモント州
	（カナダ４）ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州
	（アジア１）東京都

５　企業等と連携した取組　　［総務部環境政策課］

東京を持続可能な都市として更に発展させていくためには、個人の行動変容を促すことが重要である。そこで都は、個人の「もったいない意識」を高め、消費行動に結びつけることを目的に「チームもったいない」を平成30年８月１日に発足した。当チームは、幅広く様々な場面で一般消費者に対し、「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やＮＧＯなどの団体、都民に広く参加してもらい、持続可能な社会の実現を目指す。

第　３　節　　広報・広聴

［総務部総務課］

１　広報・情報提供の推進

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因していることが多いため、その解決には都民や事業者の理解と協力が欠かせない。そこで、都民、事業者の環境問題に対する意識を高め、環境行政についての理解を深めるため、様々な広報活動を行っている。

(1) 広報活動の展開

ア　パブリシティ

新聞、テレビ、ラジオによる報道は、幅広い層への影響力が大きく、広域性に優れているため、都庁記者クラブに対して積極的に情報提供を行っている（令和７年度発表件数：339件）。このうち、重要な案件については、省庁の記者クラブ、海外のプレスなど、都庁記者クラブ以外にも広く提供している。

また、会議やイベントへの取材や事業に対する個別取材にも的確に対応し、事業内容に関する情報提供に努めている。

イ　都の自主媒体による広報

(ｱ) インターネット(環境局ホームページ［アドレスhttps://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/］)

開かれた環境行政を推進するために、平成11年２月にホームページを開設し、平成25年３月には、スマートフォン専用のページを公開した。

令和６年２月には、利用者の利便性向上等を目的として、全庁統一のホームページにリニューアルされた。ページビュー数は、月平均約98万件（令和７年度実績）である。

併せて、効果的な広報展開を行うため、局事業に関する映像資料の作成、ＸやFacebook、YouTube等のソーシャルメディアを活用するなど、ターゲットに応じた広報媒体を選択し、都の環境行政をより多くの人に分かりやすく発信している。

(ｲ) 印刷物

「広報東京都」を通じ、個々の事業内容を広く都民に紹介している。

(ｳ) 電波媒体

「都民ニュース」・「東京インフォメーション」等のラジオ・テレビ番組を通じ、最新の情報を映像や音声を使って分かりやすく提供している。

ウ　東京都環境賞の贈呈

都の環境行政への協力や環境保全に係る活動において功績のあった団体、事業所などに対して、その功績をたたえるとともに、取組の普及拡大を図るため、東京都環境賞の贈呈制度を設けている。

(2) 環境情報におけるＩＣＴの推進

ア　情報管理の推進

局における情報資産の適正な管理及び活用を図るため、サイバーセキュリティ対策等の情報管理に関する制度の運用及び周知を行うとともに、関係部署との連絡調整を通じて、適切な情報管理体制の確保に取り組んでいる。

イ　デジタル関連施策及びサイバーセキュリティ対策の推進

局のデジタル関連施策担当として情報システムにおけるデジタル予算やシステムアセスメントの実施等に係る連絡調整を行っている。また、局ＣＳＩＲＴとして、関係部署及び都ＣＳＩＲＴと連携してサイバーセキュリティの確保に努める。

(3) 情報公開

東京都情報公開条例に基づき、都民等からの公文書開示請求に対応している。令和７年度の開示等決定件数は76件であり、土壌汚染や緑化計画、地下水汚染に関する公文書を対象とした請求が多い。

また、平成29年10月から公文書情報提供サービスを開始し、インターネットを通じて公文書の電子データを提供している。令和７年度の提供実績は165件である。

あわせて、都民からの開示請求を待つことなく、積極的に都政に関する情報を公文書情報公開システムや都民情報ルームなどの窓口、インターネットなどで公表・提供している。

図表2-4-4　開示請求実績　　**（単位：件）**

	開示	一部開示	不開示	不存在	却下	存否拒否	合計
令和７年度	44	21	0	8	1	2	76
令和６年度	39	22	3	27	2	1	94
令和５年度	47	26	2	21	3	1	100

（注）却下：インターネット上に公開されているなどの理由により、公文書の開示をしなかったもの

２　広聴・公害紛争処理

都民から寄せられる苦情・要望等に迅速かつ適切に対応するとともに、これを集約・分析して施策に反映させていくことは、環境行政に対する理解と協力を得て、都民との信頼関係を構築する上で重要である。

そこで広聴事業として、環境行政全般に関する都への提言・要望等（以下「都民の声」という。）を郵送、電子メールなどで受け付けている。

(1) 都民の声

令和７年度、環境局に寄せられた問合せ、相談を含む都民の声は、49,246件であった。内訳としては廃棄物対策や気候変動対策、大気・水質・土壌汚染に対する意見が比較的多い。

過去に、環境局に寄せられた都民の声の年間受付件数の推移は、令和６年度：54,763件、令和５年度：60,758件である。

図表2-4-5　都民の声内訳（令和７年度）　　**（単位：件）**

	提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合　計
政策企画局経由	20	1,592	121	31	30	4	5	1,803
他局等経由	1	349	5	20	4	0	5	384
環境局受付	39	627	842	175	27,304	17,933	139	47,059
合　　計	60	2,568	968	226	27,338	17,937	149	49,246

(2) 公害苦情対応

環境確保条例に基づき、公害対策に関する多くの事務が区市に移譲されており、都と区市がそれぞれの業務分担に応じて苦情対応を行っている。

都は公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員を設置し、窓口及び電話での相談対応を行うとともに、都及び区市町村に寄せられた苦情等の受付状況を集約し、分析を行っている。

令和６年度の公害苦情受付件数は7,638件（都及び区市町村の合計）である。このうち騒音に関する苦情が約48.8％（3,726件）と最も多かった。

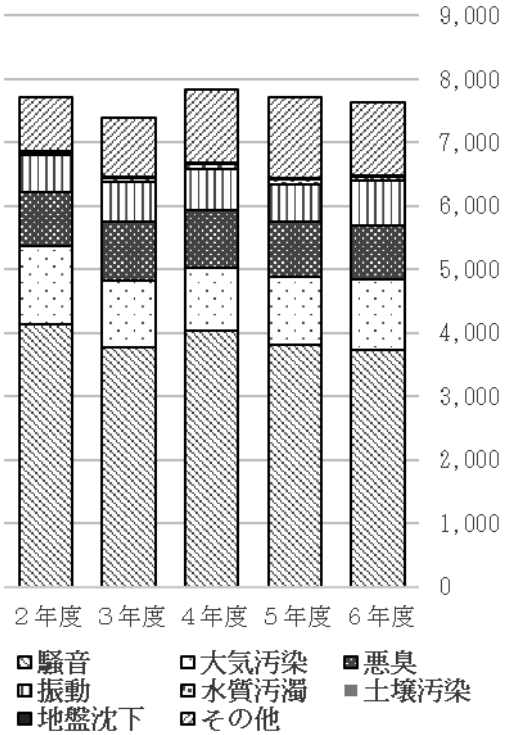
図表2-4-6　公害苦情受付件数推移

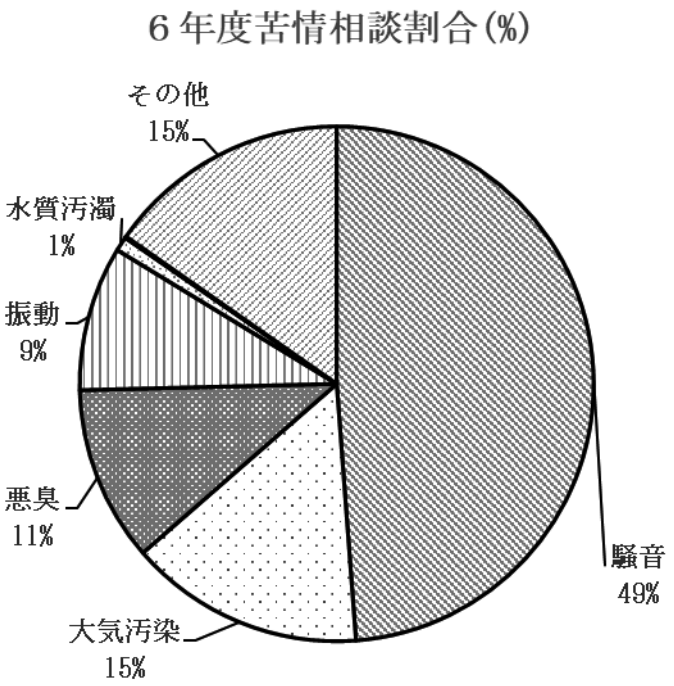
年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
件数	7,043	7,025	6,641	6,408	6,402	6,371	6,273	7,720	7,383	7,838	7,723	7,638

図表2-4-7　現象別公害苦情受付件数（令和２年度～令和６年度）

	騒音	大気汚染	悪臭	振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
６年度	3,726	1,128	843	698	70	3	4	1,166	7,638
割合(%)	48.8	14.8	11.0	9.1	0.9	0.04	0.05	15.3	100.0
５年度	3,821	1,059	868	599	79	5	2	1,290	7,723
割合(%)	49.5	13.7	11.2	7.8	1.0	0.07	0.03	16.7	100.0
４年度	4,028	996	921	635	84	14	1	1,159	7,838
割合(%)	51.4	12.7	11.8	8.1	1.1	0.2	0.01	14.8	100.0
３年度	3,772	1,047	927	633	65	7	2	930	7,383
割合(%)	51.1	14.2	12.6	8.6	0.9	0.1	0.03	12.6	100.0
２年度	4,135	1,235	842	595	46	4	4	859	7,720
割合(%)	53.6	16	10.9	7.7	0.6	0.05	0.05	11.1	100.0

（注）割合（%）は、端数処理のため合計値が一致しない場合がある。





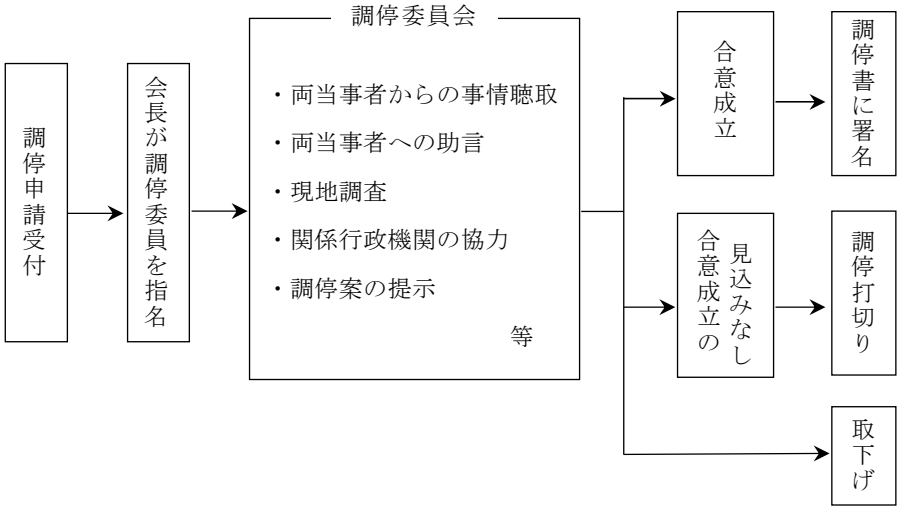
(3) 公害紛争の処理（東京都公害審査会）

公害をめぐる紛争を行政機関によって迅速かつ適正に解決するため、公害紛争処理法に基づき、昭和46年４月から東京都公害審査会（知事の附属機関）を設置している。

審査会は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する15名の委員によって構成され、委員には法により政治的中立性が求められる。対象となる紛争は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の典型７公害に係る民事上の紛争である。

紛争処理の制度には、あっせん、調停、仲裁の手続があるが、このうち利用される機会の多い調停手続の主な流れは、次のとおりである。

図表2-4-8　調停手続の主な流れ



図表2-4-9　紛争事件の処理状況（令和８年６月１日現在）　　**（単位:件）**

	受付件数			処理内容						
	申請	職権	計	送付	引継ぎ	成立	打切り	取下げ	係属中	計
あっせん	7	1	8	0	0	4	4	0	0	8
調停	248	1	249	3	1	123	96	20	6	249
仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	255	2	257	3	1	127	100	20	6	257

（注）「送付」とは、公害等調整委員会に送付した県際事件（加害行為地と被害発生地が異なる都道府県の区域内か、又は二以上の都道府県の区域内にある紛争）である。
「引継ぎ」とは、相当と認める理由があったことから、公害等調整委員会に引き継いだ事件である。

図表2-4-10　最近の東京都公害審査会取扱事件一覧(令和８年６月１日現在)

事　件　表　示	申 請 人 の 請 求 事 項	申請受付	終　　結
令和２年（調）第１号	工場からの騒音・低周波音・振動防止	R 2. 3. 2	R4.3.29 打切り
〃　（調）第２号	工事一時中断、粉じん等防止	R 2. 5.27	R4.3.15 成立
〃　（調）第３号	物流倉庫からの騒音防止	R 2.10. 1	R3.7.15 打切り
令和３年（調）第１号	公園からの騒音防止	R 3. 2.25	R3.11.29 取下げ
〃　（調）第２号	公園内バーベキューサイト運用再開差止	R 3. 3. 1	R4.2.15 打切り
〃　（調）第３号	住居設備等からの低周波騒音低減	R 3. 3.12	R5.3.27 打切り
〃　（調）第４号	地下鉄駅換気塔からの騒音低減	R 3. 4. 6	R3.4.20 取下げ
〃　（調）第５号	公園内バーベキューサイト運用再開差止（参加申立）	R 3. 4.14	R4.2.15 打切り
〃　（調）第６号	公園内バーベキューサイト運用再開差止（手続の分離）	R 3. 6.18	R3.6.18 打切り
〃　（調）第７号	飲食店からの騒音防止	R 3. 8.23	R5.6.26 打切り
〃　（調）第８号	清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉じん防止	R 3. 9.16	R5.3.13 打切り
〃　（調）第９号	鉄道走行による騒音・振動低減	R 3.12. 9	R5.1.19 打切り
令和４年（調）第１号	清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉じん防止（参加申立）	R 4. 2.10	R5.3.13 打切り
〃　（調）第２号	飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠償	R 4. 9.16	R4.12.22 打切り
〃　（調）第３号	飲食店からの騒音防止(令和３年（調）第７号事件と同一案件)	R 4. 9.21	R5.6.26 打切り
令和５年（調）第１号	運送業者営業所からの騒音防止	R 5. 8. 2	R6.9.3成立
〃　（調）第２号	駐車場からの騒音防止	R 5. 8. 3	R6.5.30 成立
〃　（調）第３号	飲食店からの煙害防止	R 5. 8. 3	R5.11.10 取下げ
〃　（調）第４号	学童保育施設からの騒音防止	R 5. 9.26	R6.7.2 打切り
〃　（調）第５号	電気温水器等からの振動防止	R 5.10.11	R6.4.11 打切り
〃　（調）第６号	マンションからの悪臭防止	R 5.10.19	R6.7.25 打切り
〃　（調）第７号	飲食店室外機からの騒音低減	R 5.10.20	係属中
〃　（調）第８号	室外機等からの騒音防止	R 6. 1.31	R7.5.20 打切り
令和６年（あ）第１号	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償	R 6. 2.26	R6.5.20 打切り
〃　（調）第１号	印刷機等からの悪臭防止及び損害賠償	R 6. 9.30	R7.2.27　取下げ
令和７年（調）第１号	物流施設等建設計画見直し等	R 7. 2.26	係属中
〃　（調）第２号	物流施設等建設計画見直し等（参加申立）	R 7. 6.25	係属中
〃　（調）第３号	ドラッグストア室外機からの騒音低減	R 7. 8.28	係属中
令和８年（調）第１号	物流施設等建設計画見直し等（参加申立）	R 8. 1. 9	係属中
〃　（調）第２号	バス運行に伴う騒音に係る損害賠償等	R 8. 4.27	係属中

第　４　節　　環境に関する調査・研究

［総務部環境政策課］

環境局は、東京都環境基本条例に基づき「東京都環境基本計画」を策定し、豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京を実現するため、様々な環境課題に対する施策を展開している。

今後も、持続的な発展が可能な都市として東京を成熟させつつ、環境問題に対して果敢に取り組むなど、更なる施策を展開していく必要があり、これらの施策展開には、科学的な知見の集積や技術開発の推進が不可欠である。

このため、環境局は、東京都環境科学研究所の活用を含め、調査･研究等の一層の充実を図ることとし、「環境局調査・研究等基本方針（平成18年度）」を策定し、これに基づき局における調査・研究等業務を実施することとした。

１　東京都環境科学研究所の概要

東京都環境科学研究所は、環境行政を推進していく上で必要な科学的知見を得るために環境局に設置された試験研究機関である。昭和43年に東京都公害研究所として開設され、昭和60年に東京都環境科学研究所と名称を改め、現在の江東区新砂に移転した。

また、平成12年からは旧清掃研究所（昭和35年設立）と統合し、廃棄物関係を含めた総合的な環境科学の調査研究を行う機関としてその役割を担ってきた。

今後とも先導的な環境施策を実施していくため、東京都環境科学研究所が担っている試験研究機能をより一層充実させていく必要があることから、平成19年度から財団法人東京都環境整備公社（現　公益財団法人東京都環境公社）へ移管するとともに、都からの職員の派遣、施設等の提供を実施し、研究等業務を委託している。平成28年度には、水素エネルギー等に関する研究を進めるため、次世代エネルギー研究科を設置した。

さらに令和６年度に、気候変動、生物多様性に関する課題に対応するため、環境資源研究科を環境資源・生物多様性研究科に、次世代エネルギー研究科を気候変動・環境エネルギー研究科に改組した。このほか、都の会計制度の下では困難な外部資金の導入や、任期付研究員の活用、大学等との共同研究、スタートアップとの連携による研究力の強化など、都民ニーズに応じた取組をこれまで以上に機動的かつ効率的に行っていく。

２　研究所において行う研究テーマ等

令和８年度の主な研究テーマ等は次のとおりである。

図表2-4-11　東京都環境科学研究所　研究テーマ等（令和８年度）

研究テーマ		
１　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現		
	１	脱炭素化に向けた中小規模事業所対策の調査研究
	２	都市部における生ごみなどバイオマス系資源焼却に頼らない循環利用に関する研究
	３	再資源化の見える化に資する研究
	４	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
	５	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究
	６	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
２　生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現		
	１	東京における地下水の実態把握に関する研究
	２	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
	３	特定外来生物キョン防除事業の強化に向けた調査研究
３　快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保		
	１	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
	２	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
	３	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
	４	有害化学物質によるリスク評価及びリスク管理に関する研究
	５	災害時等におけるPFAS等分析対応能力の向上

環境技術支援等	
１	自動車排出ガス測定体制の整備
２	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
３	自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
４	分析精度管理等
５	都及び区市町村の職員への技術支援
６	国際環境協力に関する技術支援
７	フロン類の大気中濃度把握に関する技術支援
８	環境汚染事故発生時における緊急的対応

３　スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業

多様化・複雑化する環境課題の解決に向けて、環境科学研究所の研究力強化に資する先進的な技術や製品・サービスを有するスタートアップとの連携事業を実施する。

第　５　節　　環境影響評価

［総務部環境政策課］

１　環境影響評価制度

環境影響評価制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みである。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、その対策には多大な費用と年月を要するばかりでなく、回復が困難な場合もある。良好な環境を保全していくためには、環境影響評価制度などの未然防止対策が重要である。

都では、東京都環境影響評価条例（昭和55年制定）に基づき、計画段階及び事業実施段階における環境影響評価手続を運用している。また、国においても、平成９年に環境影響評価法が制定されており、法対象事業についても都条例と同様に環境影響評価手続を運用している。

(1) 計画段階環境影響評価

ア　対象計画

条例において計画段階環境影響評価の対象とする計画は、次のとおりである。

(ｱ) 個別計画：原則として事業段階環境影響評価の対象となる事業規模の２倍以上の事業に係る計画

(ｲ) 広域複合開発計画：複数の対象事業の実施が予定されている30ha以上の地域において、複合的・累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画

イ　制度の適用主体

計画段階環境影響評価は、東京都の策定する計画を適用の対象とする。

ウ　手続の主な流れ

(ｱ) 事業者は、対象計画を策定しようとするときは、技術指針に基づいて、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして作成した複数の計画案について、当該複数の計画案に基づく事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境配慮書を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出や都民の意見を聴く会での都民意見の表明がなされ、関係区市町村長からも意見書等が提出される。

(ｲ) これら都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見及び関係区市町村長の意見に対する事業者の見解を聴くため、知事は事業者の意見を聴く会を開催する。

(ｳ) 一方、環境配慮書は、学識経験者で構成される環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見、関係区市町村長の意見及び事業者の意見を聴く会における事業者の見解を勘案しながら審査意見書を作成し公表するとともに、事業者に送付する。

(ｴ) 事業者は、対象計画の策定に当たっては知事の審査意見書等を尊重し、当該対象計画を策定したときは、知事に策定した計画の内容等を報告する。

(2) 事業段階環境影響評価手続の調整

計画段階環境影響評価の導入に伴い、事業段階環境影響評価との調整を図るため、次の措置を講ずる。

ア　調査計画書手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書に事業段階環境影響評価における調査計画書に相当する内容を記載したものについては、調査計画書に係る手続を省略する。

イ　環境影響評価書案手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書において事業段階環境影響評価書案に相当する予測・評価をしたものについては、環境影響評価書案に係る手続を省略する。

(3) 事業段階環境影響評価

ア　対象事業

条例が対象にする事業は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業とする。

イ　手続の主な流れ

(ｱ) 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、技術指針に基づいて、事業の実施による環境影響の調査や予測・評価の方法を記載した環境影響評価調査計画書を作成して、知事に提出する。その内容は公示・縦覧され、これに対して、都民や関係区市町村長から意見書が提出される。

また、調査計画書は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書及び関係区市町村長の意見を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて、環境影響評価項目の選定等を行う。

(ｲ) 事業者は、調査計画書に基づいて調査・予測・評価を行い、環境影響評価書案を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出がなされる。

また、関係区市町村長からも意見書が提出される。

(ｳ) 事業者は、これらの意見に対する見解を明らかにするため、見解書を作成する。その内容は、評価書案と同様に公示・縦覧により住民に周知される。

(ｴ) 見解書の公示・縦覧後に、都民の意見を聴く会が開催され、都民は評価書案や見解書の内容について意見を述べることができる。

(ｵ) 一方、環境影響評価書案は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、関係区市町村長の意見及び事業者の作成した見解書等を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

(ｶ) 事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて環境影響評価書を作成し、知事に提出する。知事は、この評価書を公示・縦覧に供するとともに、許認可権者に対して、その内容に配慮するよう要請する。

(ｷ) 事業者は、環境影響評価の手続が終了した後、知事が定める事後調査基準に基づいて事後調査報告書を作成し、知事に提出する。知事は、この内容を公表するとともに、必要に応じて環境影響評価審議会の意見を聴いた上で内容を審査し、その結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに事業者に対して必要な措置を取ることを求めるとともに、規制権者等に対して規制などの必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 環境影響評価技術指針及び環境影響評価事後調査基準

技術指針は、環境影響評価の実施に当たり必要な調査・予測・評価について、予測評価項目ご

とにその方法を定めており、環境影響評価の科学性・合理性を担保するための根幹をなすものである。このため都では、技術指針について、環境影響評価の積み重ねや科学的知見の進展に基づいて適切な科学的判断を加え、所要の改定を行うこととしており、令和７年３月に改正を行っている。

事後調査は、対象事業に係る工事の施行中及び完了後に、当該対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価が適正に行われたことを確認するとともに、環境に及ぼす影響について実測し、解析するものである。

また、事後調査基準は、事業者が事後調査を行うに当たって必要な項目、方法、範囲等について定めたもので、調査・予測・評価を行った項目について、同一の調査方法、同一の調査範囲により、事後調査を行うことを基本としている。

(5) 東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例の規定に基づき、知事の附属機関として設置されている環境影響評価審議会は、予測・評価項目等のそれぞれの分野について、高度な専門的知識を有する学識経験者40名以内をもって構成される（令和８年５月末現在21名）。

また、地域の特性や予測・評価項目の内容等について特別の事項を調査審議するため、必要があるときは臨時委員を置き、更に専門の事項を調査するための専門員を置くことができることとし、審議会の審議に万全を期している。

審議会の主な権限は、①知事が環境影響評価に関する技術指針を定め又は改定するに当たって意見を述べること、②知事が環境影響評価調査計画書を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価調査計画書の内容を調査・審議し意見を述べること、③知事が環境影響評価書案を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価書案の内容を調査・審議し意見を述べること、④知事が事後調査の基準を作成するに当たって意見を述べること、⑤知事が事後調査報告書を審査するに当たって、審議会に意見を聴く必要があると認めるものについて、その報告書の内容を審議し、意見を述べること等である。

ア　開催実績

令和７年度は審議会13回、部会17回、現地調査６回

イ　審議実績

令和７年度は諮問７件、答申11件

(6) 条例の施行状況

図表2-4-12　条例の主な施行状況(注)　　（単位：件）

	S57～H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	合計
環境配慮書等の受理	6	1	1	－	1	-	-	-	-	-	-	9
調査計画書等の受理	104	4	6	4	8	4	4	5	3	5	7	154
評価書案等の受理	325	8	5	5	5	6	11	7	5	2	6	385
都民の意見を聴く会等	212	4	2	3	5	-	6	5	1	2	2	242
見解書の受理	287	7	9	5	4	4	15	4	6	4	4	349
事後調査報告書の受理	1,123	34	45	49	40	24	35	24	24	33	30	1,460

（注）法対象事業を含む。

図表 2-4-13　令和７年度中に、調査計画書、環境影響評価書案を受理した案件

	事　業　名	受理年月日	調査計画書	評価書案
1	（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト	令和７年４月７日		○
2	築地地区まちづくり事業	令和７年５月19日	○	
3	（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業	令和７年５月28日	○	
4	（仮称）府中朝日町商業施設計画	令和７年６月２日		○
5	都営南田中団地建替事業	令和７年７月15日	○	
6	東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業	令和７年９月19日		○
7	国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業	令和７年９月19日		○
8	八王子西工業団地内工場新築工事事業	令和７年10月20日	○	
9	（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業	令和７年11月26日		○
10	（仮称）京王重機整備北野工場建替計画	令和７年12月12日		○
11	墨田清掃工場リニューアル事業	令和７年12月22日	○	
12	（仮称）下宮比町地区第一種市街地再開発事業	令和８年１月16日	○	
13	王子駅前地区再開発計画	令和８年１月28日	○	

対象事業及び個別計画の種類と要件

条例の対象となる事業（事業段階環境影響評価）及び個別計画（計画段階環境影響評価）の種類と要件は、次の表に示すとおりである。

図表2-4-14　対象事業及び個別計画の種類と要件

種類	対象事業の要件（内容・規模）の概要	個別計画の要件（内容・規模）の概要
1　道路の新設又は改築	高速自動車国道・自動車専用道路： ［新設］全て ［改築］①車線数の増加 ②新たに道路を設けるもの ③道路の地下移設、高架移設、その他の移設 ④高架の道路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。） （長さ1km以上＊1） その他の道路（４車線以上）： ［新設］長さ1km以上＊1 ［改築］（車線数の増加等）長さ1km以上＊1,2 ＊1新設又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。 ＊2その他の道路の改築は、改築の結果、４車線以上になるものを含む。	その他の道路（４車線以上）： ［新設］長さ2km以上 ［改築］（車線数の増加等）長さ2km以上＊2 ＊2その他の道路の改築は、改築の結果、４車線以上になるものを含む。
2　ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築	ダ　ム： ［新築］高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上 堰： ［新築］湛水面積75ha以上 ［改築］増加する湛水面積が37.5ha以上かつ改築後の湛水面積75ha以上 湖沼水位調節施設： ［新築］設置される土地の面積及び水底の最大水平投影面積の合計が75ha以上 放水路： ［新築］河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの	放水路： ［新築］河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上
3　鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	鉄道・軌道・モノレール： ［建設］全て ［改良］①本線路の増設 ②本線路の地下移設、高架移設、その他の移設 ③高架の本線路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。） （長さ1km以上＊） ＊改良する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。	鉄道・軌道・モノレール： ［建設］新幹線鉄道を除く全て ［改良］（本線路の増設等）長さ2km以上（新幹線に係る改良を除く。）
4　飛行場の設置又は変更	陸上空港等・陸上ヘリポート： ［新設］全て ［施設更新］全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。） 滑走路： ［新設・位置の変更］全て ［延長］等級の変更を伴うもの等	陸上空港等・陸上ヘリポート： ［新設］全て ［施設更新］全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。） 滑走路： ［新設・位置の変更］全て
5　発電所又は送電線路の設置又は変更	発電所： ［新設］火　力 出力11.25万kW以上 水　力 出力2.25万kW以上 地　熱 出力7500kW以上 原子力 全て ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ 火　力 増加する出力5.625万kW以上かつ増設後出力11.25万kW以上 水　力 増加する出力1.125万kW以上かつ増設後出力2.25万kW以上 地　熱 増加する出力3750kW以上かつ増設後出力7500kW以上 原子力 全て ［施設更新］ 火　力①新たな施設の出力11.25万kW以上（②に該当するものを除く。） ②増加する出力5.625万kW以上かつ施設更新後の出力11.25万kW以上 水　力①新たな施設の出力2.25万kW以上（②に該当するものを除く。）	

	②増加する出力1.125万kW以上かつ施設更新後の出力2.25万kW以上 地　熱①新たな施設の出力7500kW以上（②に該当するものを除く。） ②増加する出力3750kW以上かつ施設更新後の出力7500kW以上 送電線路： ［新設・延長・昇圧・移設＊1・施設更新＊2］電圧17万V以上かつ長さ1km以上 ＊1　鉄塔の移設を伴う場合に限る。 ＊2　鉄塔の除却を伴う場合に限る。	
6　ガス製造所の設置又は変更	［設置］製造能力150万Nm^3／日以上 ［増設］増加する製造能力75万Nm^3／日以上かつ増設後の製造能力150万Nm^3／日以上	
7　石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	石油パイプライン： ［設置］導管の長さが15kmを超えるもの（地下埋設部分を除く。） ［延長］導管の延長が7.5km以上かつ延長後15km以上 石油貯蔵所： ［新設］貯蔵能力３万kl以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ増設後の貯蔵能力３万kl以上 ［施設更新］ ①新たな施設の貯蔵能力3万kl以上（②に該当するものを除く。） ②増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ施設更新後の貯蔵能力3万kl以上	
8　工場の設置又は変更	製造業に係る工場又は事業場＊： ［新設］ ①敷地面積9000㎡以上 ②建築面積3000㎡以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積4500㎡以上かつ増設後の敷地面積9000㎡以上 ②増加する建築面積1500㎡以上かつ増設後の建築面積3000㎡以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積9000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500㎡以上かつ施設更新後の敷地面積9000㎡以上 ③新たな施設の建築面積3000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積1500㎡以上かつ施設更新後の建築面積3000㎡以上 ＊大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法の特定施設を有するもの	製造業に係る工場又は事業場＊： ［新設］ ①敷地面積18000㎡以上 ②建築面積6000㎡以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積9000㎡以上かつ増設後の敷地面積18000㎡以上 ②増加する建築面積3000㎡以上かつ増設後の建築面積6000㎡以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積18000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積9000㎡以上かつ施設更新後の敷地面積18000㎡以上 ③新たな施設の建築面積6000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積3000㎡以上かつ施設更新後の建築面積6000㎡以上 ＊（同左）
9　終末処理場の設置又は変更	［新設］ ①敷地面積5ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）100t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積2.5ha以上かつ増設後の敷地面積5ha以上 ②増加する汚泥処理能力50t／日以上かつ増設後の処理能力100t／日以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積5ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積2.5ha以上かつ施設更新後の敷地面積5ha以上 ③新たな施設の施工区域面積5ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力100t／日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力50t／日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力100t／日以上	［新設］ ①敷地面積10ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）200t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 ②増加する汚泥処理能力100t／日以上かつ増設後の処理能力200t／日以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積10ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③新たな施設の施工区域面積10ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力200t／日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力100t／日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力200t／日以上

10　廃棄物処理施設の設置又は変更	ごみ処理施設： ［新設］施設の種類ごとの処理能力200t／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する施設の種類ごとの処理能力100t／日以上かつ増設後の処理能力200t／日以上 ［施設更新］ ①新たな施設の種類ごとの処理能力200t／日以上（②に該当するものを除く。） ②増加する施設の種類ごとの処理能力100t／日以上かつ施設更新後の処理能力200t／日以上 し尿処理施設： ［新設］処理能力100kl／日以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する処理能力50kl／日以上かつ増設後の処理能力100kl／日以上 ［施設更新］ ①新たな施設の処理能力100kl／日以上（②に該当するものを除く。） ②増加する処理能力50kl／日以上かつ施設更新後の処理能力100kl／日以上 陸上最終処分場： ［設置］埋立面積1ha以上又は埋立容量５万m^3以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m^2以上） ［増設］増加する埋立面積5000m^2以上かつ増設後の面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m^3以上かつ増設後の容量５万m^3以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m^2以上かつ増設後の面積1000m^2以上） 産業廃棄物の中間処理施設： ［新設］ ①敷地面積9000m^2以上 ②建築面積3000m^2以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］ ①増加する敷地面積4500m^2以上かつ増設後の敷地面積9000m^2以上 ②増加する建築面積1500m^2以上かつ増設後の建築面積3000m^2以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな中間処理施設の用に供する敷地面積9000m^2以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m^2以上かつ施設更新後の敷地面積9000m^2以上 ③新たな施設の建築面積3000m^2以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積1500m^2以上かつ施設更新後の建築面積3000m^2以上	
11　埋立て又は干拓	埋立て又は干拓面積15ha以上	埋立て又は干拓面積30ha以上
12　ふ頭の設置	［新設］係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上 ［施設更新］新たなふ頭の係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	［新設］係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上 ［施設更新］新たなふ頭の係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上
13　住宅団地の設置	［新設］住宅戸数1500戸以上 ［施設更新］新たな住宅戸数1500戸以上	［新設］住宅戸数3000戸以上 ［施設更新］新たな住宅戸数3000戸以上
14　高層建築物の設置	［新築］高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積10万m^2超（駐車場面積を含む。）＊ ［施設更新］新たな建築物の高さ100m超（同上）かつ延べ面積10万m^2超（同上）＊ ＊特定の地域については、高さ180m超（同上）かつ延べ面積15万m^2超（同上）	
15　自動車駐車場の設置又は変更	路面外に設置する駐車場（臨時に設置するものを除く。）： ［新設］同時駐車能力1000台以上 （住宅の居住者用を除く。） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する駐車能力500台以上かつ増設後の駐車能力1000台以上（同上） ［施設更新］ ①新たな駐車場の駐車能力1000台以上（同上）（②に該当するものを除く。） ②増加する駐車能力500台以上かつ施設更新後の駐車能力1000台以上（同上）	路面外に設置する駐車場（臨時に設置するものを除く。）： ［新設］同時駐車能力2000台以上 （住宅の居住者用を除く。） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する駐車能力1000台以上かつ増設後の駐車能力2000台以上（同上） ［施設更新］ ①新たな駐車場の駐車能力2000台以上（同上）（②に該当するものを除く。） ②増加する駐車能力1000台以上かつ施設更新後の駐車能力2000台以上（同上）

16　卸売市場の設置又は変更	［新設］敷地面積10ha以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する敷地面積5ha以上かつ増設後敷地面積10ha以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積10ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③新たな施設の施工区域面積10ha以上	［新設］敷地面積20ha以上 ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する敷地面積10ha以上かつ増設後敷地面積20ha以上 ［施設更新］ ①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積20ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積10ha以上かつ施設更新後の敷地面積20ha以上 ③新たな施設の施工区域面積20ha以上
17　流通業務団地造成事業	全て	全て
18　土地区画整理事業	事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）	事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）
19　新住宅市街地開発事業	施行区域面積40ha以上	
20　工業団地造成事業	全て	全て
21　市街地再開発事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
22　新都市基盤整備事業	全て	全て
23　住宅街区整備事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
24　第二種特定工作物の設置又は変更	［新設］事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する事業区域面積が20ha以上かつ増設後の面積40ha以上（樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する事業区域面積が10ha以上） ［施設更新］ ①新たな第二種特定工作物の事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）（②に該当するものを除く。） ②増加する事業区域面積20ha以上かつ施設更新後の面積40ha以上（樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上）	［新設］事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上） ［増設（施設更新に該当するものを除く。）］増加する事業区域面積が40ha以上かつ増設後の面積80ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は増加する事業区域面積が20ha以上） ［施設更新］ ①新たな第二種特定工作物の事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）（②に該当するものを除く。） ②増加する事業区域面積40ha以上かつ施設更新後の面積80ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上）
25　建築物用の土地の造成	事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）	事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）
26　土石の採取又は鉱物の掘採	施行区域面積10ha以上	

平成30年の条例改正で、新たに「施設更新」を定義し、規模要件等を明確化した（令和３年１月施行）。環境影響評価条例及び環境影響評価条例施行規則で定める施設更新の定義は次のとおりである。

■条例別表備考（抄）　既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。）の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為

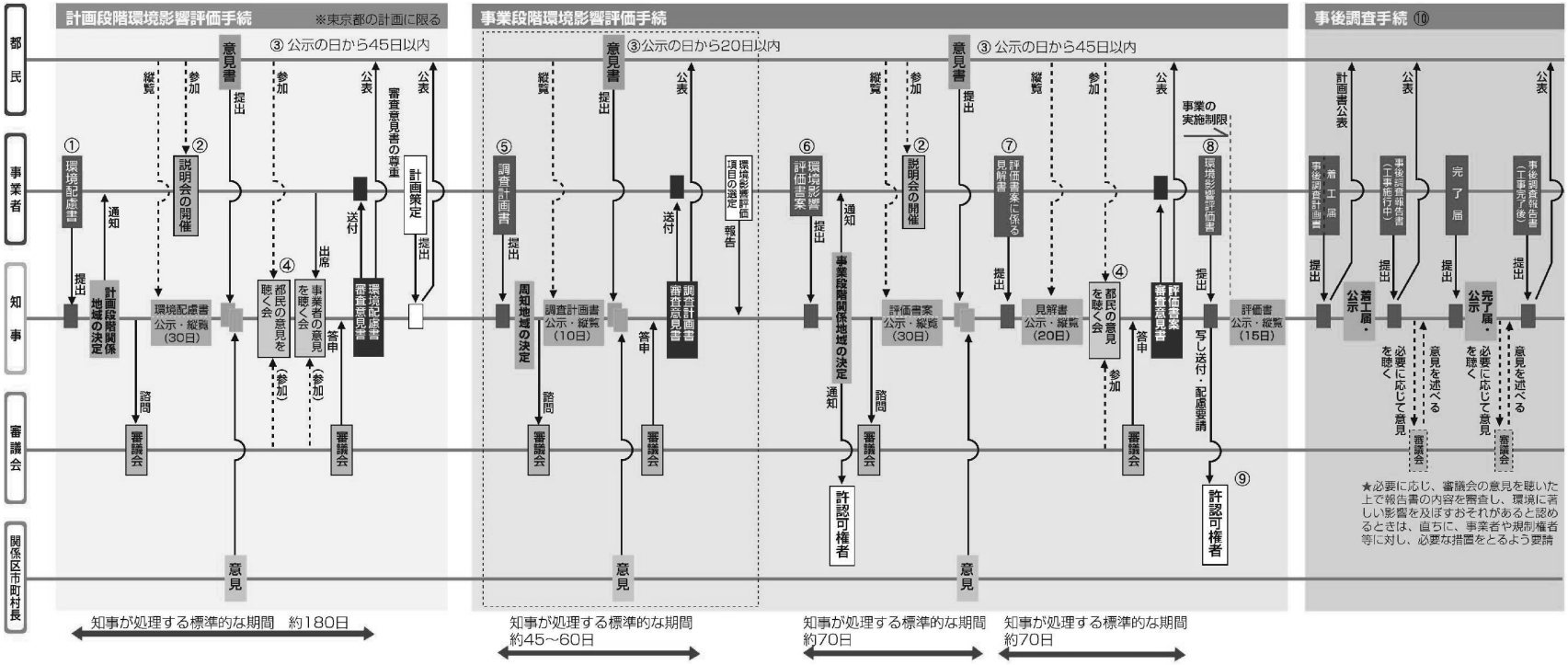
■規則別表第一　備考（抄）1　施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
2　施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。
3　同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

広域複合開発計画の要件

条例の対象となる広域複合開発計画（計画段階環境影響評価）の要件は、次に示すとおりである。

1　地域面積　30ha以上
2　複数の対象事業（規模は問わない。）の実施を予定していること。
3　対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画であること。

東京都環境影響評価条例に定める基本手続



①環境配慮書
事業者は、対象計画を策定しようとするときは、採用可能な複数の計画案等を記載した「環境配慮書」を作成します。「環境配慮書」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。

②説明会
事業者は「環境配慮書」「評価書案」についての内容を都民の皆さんにお知らせするため、縦覧期間内に説明会を開催します。

③都民の意見書の提出
都民の皆さんは、「環境配慮書」「調査計画書」「評価書案」について、環境保全の見地からの意見を一定の期日内に提出することができます。

※特例環境配慮書の手続は、通常のものと異なります。

④都民の意見を聴く会の開催
知事は、「環境配慮書」「評価書案及び評価書案に係る見解書」について都民の皆さんの意見を聴くため「都民の意見を聴く会」を開催します。環境影響評価審議会委員が参加し、皆さんの意見を聴くことがあります。

⑤調査計画書
事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手法を記載した調査計画書を作成します。調査計画書は公示され、公示の日から10日間縦覧されます。計画段階手続を実施した事業で、一定の手続を経たものについては、調査計画書の手続を省略することができます。

⑥環境影響評価書案
「調査計画書」に基づき事業者は「環境影響評価書案」を作成します。「環境影響評価書案」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。知事が指定する特定の地域内で規則で定める事業を実施する場合は、事業段階手続は評価書案からスタートできます。

⑦見解書
評価書案についての都民の皆さんの意見などに対して事業者は「見解書」を作成します。「見解書」は公示され、公示の日から20日間縦覧されます。

⑧環境影響評価書
「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間縦覧されます。

⑨許認可権者への配慮要請
知事は、許認可権者に対し、事業の実施についての許認可を行うに際して「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。

⑩事後調査手続
事業者は、工事に着手するときは届出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（「事後調査計画書」）を提出します。また、工事着手後は事後調査報告書（工事施行中）を、工事が完了したときは、工事完了の届出と事後調査報告書（工事完了後）を提出します。

付　　表

〔付表１〕主な附属機関一覧表

名　　称	東京都環境審議会
設置年月日	平成６年８月１日
設置の根拠	環境基本法（平成５年法律第91号） 東京都環境基本条例（平成６年条例第92号）
所掌事項	(1) 環境基本計画に関すること。 (2) 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第５条の５第３項を除く。）によりその権限に属させられた事項 (3) その他環境の保全に関する基本的事項
構　　成	知事が任命する委員　42人以内
令和７年度審議事項	東京都環境基本計画に掲げた施策の進捗状況について
令和７年度開催回数	総会１回
備　　考	企画政策部会、大気騒音部会及び水質土壌部会がある。
担当部課	総務部　環境政策課

名　　称	東京都公害審査会
設置年月日	昭和46年４月１日
設置の根拠	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号） 東京都公害紛争処理条例（昭和45年条例第149号）
所掌事項	公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行うこと。
構　　成	会長　委員の互選 委員　人格高潔で識見の高い者　15名（議会の同意を要する。） ＊専門調査員（30名以内）を置くことができる。
令和７年度 審議事項	前年度から繰り越された調停事件　３件 令和７年度に新たに申請された調停事件　３件 令和７年度に新たに申請されたあっせん事件　０件 令和７年度中に終結した事件　１件 うち、調停打切り　１件
令和７年度 開催回数	総会２回、調停委員会等27回
備　　考	
担当部課	総務部　総務課

名　　称	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会
設置年月日	平成４年12月24日
設置の根拠	・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号） ・東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成４年条例第158号）
所掌事項	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号）の規定に基づく総量削減計画の策定及び進行管理に関すること。
令和７年度審議事項	・なし
構　　成	会長　委員の互選 委員　知事 都公安委員長 関係区市町の長 関係地方行政機関の長 関係道路管理者　　計60人以内
令和７年度開催回数	０回
備　　考	令和４年に国が自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を改定したことに伴い、都も計画を令和５年度の本協議会の調査審議を踏まえて策定した。
担当部課	環境改善部　自動車環境課

名　　称	東京都自然環境保全審議会
設置年月日	昭和47年12月５日
設置の根拠	自然環境保全法（昭和47年法律第85号） 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年条例第216号）
所掌事項	(1) 施策の方針に関すること。 (2) 条例第17条第１項の保全地域及び第18条第１項の保全計画に関すること。 (3) 条例第39条第１項の東京都希少野生動植物種及び第43条第１項の東京都希少野生動植物保護区並びに第44条の保護増殖事業に関すること。 (4) 条例第47条第３項（第48条第３項及び第49条第３項において準用する場合を含む。）の許可に関すること。 (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。 (6) 東京都自然公園条例（平成14年条例第95号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第９条第２項の国定公園に関する公園事業に関すること。 (7) 上記に掲げるもののほか、重要事項に関すること。
構　　成	会長　委員の互選 委員　都民及び自然の保護と回復に関する学識経験を有する者　28人以内 ※臨時委員を置くことができる。
令和７年度審議事項	本審議会　２回開催 ・奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ・新宿区上落合の温泉動力の装置について ・渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について ・神津島村錆崎の温泉掘削について ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）
	計画部会　４回開催 ・東京都生物多様性地域戦略アクションプランについて（報告） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪） ・町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山） ・東京の自然公園ビジョンの改訂について
	規制部会　１回開催（部会長の選任についてのみ実施）
	鳥獣部会　３回開催 ・奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ・村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
	温泉部会　３回開催 ・新宿区上落合の温泉動力の装置について ・渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について ・神津島村錆崎の温泉掘削について
令和７年度開催回数	本審議会２回、部会11回
備　　考	計画部会、規制部会、鳥獣部会、温泉部会がある。
担当部課	自然環境部　計画課

名　　称	東京都廃棄物審議会
設置年月日	平成12年４月１日
設置の根拠	東京都廃棄物条例（平成４年条例第140号）
所掌事項	(1) 廃棄物の発生抑制及び再利用を促進するための施策に関する事項 (2) 廃棄物の適正処理を確保するための施策に関する事項 (3) 廃棄物処理法第５条の５第３項の規定に基づく廃棄物処理計画に関する事項
構　　成	知事が任命する委員　20人以内
令和７年度審議事項	東京都廃棄物処理計画の改定について
令和７年度開催回数	総会２回、部会７回（計画部会７回）
備　　考	
担当部課	資源循環推進部　計画課

名　　称	東京都環境影響評価審議会
設置年月日	昭和56年５月20日
設置の根拠	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）
所掌事項	(1) 環境影響評価に係る技術上の指針に関すること。 (2) 環境配慮書に関すること。 (3) 環境影響評価調査計画書に関すること。 (4) 環境影響評価書案に関すること。 (5) 事後調査基準に関すること。 (6) 事後調査報告書に関すること。 (7) 環境影響評価及び事後調査に係る重要事項に関すること。
構　　成	会長　委員の互選 委員　学識経験を有するもの　40人以内 ※臨時委員及び専門員を置くことができる。
令和７年度審議事項	１　諮問　12件 (1) 特例環境配慮書　０件 (2) 環境影響評価調査計画書　７件 (3) 環境影響評価書案　６件 (4) 計画段階環境配慮書　０件 (5) 環境影響評価方法書　０件 (6) 環境影響評価準備書　０件 (7) 環境影響評価制度の見直し　０件 ２　答申　11件 (1) 特例環境配慮書　０件 (2) 環境影響評価調査計画書　８件 (3) 環境影響評価書案　３件 (4) 計画段階環境配慮書　０件 (5) 環境影響評価方法書　０件 (6) 環境影響評価準備書　０件 (7) 環境影響評価制度の見直し　０件 ３　意見聴取等　22件 変更届　22件 意見聴取　０件
令和７年度開催回数	総会13回、部会17回
備　　考	会長、第一部会（11人）、第二部会（11人、うち２人は併任）　計21人
担当部課	総務部　環境政策課

〔付表２〕東京都政策連携団体（環境局所管）　　（令和８年８月１日現在）

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="2">公益財団法人東京都環境公社</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td colspan="2">地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">団体の概要</td><td>設立年月日</td><td>昭和37年５月14日</td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>小川　謙司（理事長）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>東京都墨田区江東橋四丁目26番５号</td></tr>
<tr><td>基本財産</td><td>356百万円</td></tr>
<tr><td>出　　資</td><td>東京都　356百万円</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="2">(1)地球温暖化防止活動の支援等に関する事業
(2)資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業
(3)生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業
(4)大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業
(5)環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業
(6)環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業
(7) その他、(1)から(6)までの公益目的事業の推進に資するために必要な事業</td></tr>
<tr><td>決算の概要</td><td colspan="2">＜令和７年度決算＞
（単位：百万円）

<table>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表</td><td>資産合計</td><td>４７９，４２０</td></tr>
<tr><td>流動資産</td><td>８，７６７</td></tr>
<tr><td>固定資産</td><td>４７０，６５３</td></tr>
<tr><td>負債合計</td><td>４７３，６５１</td></tr>
<tr><td>流動負債</td><td>６，４６７</td></tr>
<tr><td>固定負債</td><td>４６７，１８４</td></tr>
<tr><td>正味財産合計</td><td>５，７６９</td></tr>
<tr><td>うち基本財産へ充当</td><td>３５６</td></tr>
<tr><td rowspan="9">正味財産増減計算書</td><td>経常収益計</td><td>１４，２６６</td></tr>
<tr><td>経常費用計</td><td>１４，２５５</td></tr>
<tr><td>当期経常増減額</td><td>７</td></tr>
<tr><td>経常外収益</td><td>１</td></tr>
<tr><td>経常外費用</td><td>２</td></tr>
<tr><td>当期経常外増減額</td><td>△２</td></tr>
<tr><td>法人税等</td><td>３</td></tr>
<tr><td>当期一般正味財産増減額</td><td>３</td></tr>
<tr><td>正味財産期末残高</td><td>５，７６９</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">総務部　環境政策課</td></tr>
</table>

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

〔付表３〕東京都事業協力団体（環境局所管）　　（令和８年８月１日現在）

<table>
<tr><td>団　体　名</td><td colspan="2">東京熱供給株式会社</td></tr>
<tr><td>設立目的</td><td colspan="2">都市排熱の有効活用等により、安定的かつ継続的に冷暖房給湯にかかる熱供給を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">団体の概要</td><td>設立年月日</td><td>昭和56年９月25日</td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td>木村　健治（代表取締役社長）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>東京都千代田区九段南四丁目８番８号　日本ＹＷＣＡ会館３階</td></tr>
<tr><td>資　本　金</td><td>750百万円</td></tr>
<tr><td>出資構成</td><td>東京都　188百万円（25.0%）
東京電力エナジーパートナー㈱　146百万円（19.5%）
東京ガス㈱　146百万円（19.5%）
日本総合住生活㈱　75百万円（10.0%）
その他　195百万円（26.0%）</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="2">(1) 光が丘団地地区熱供給事業
(2) 品川八潮団地地区熱供給事業
(3) 竹芝地域熱供給事業
(4) 八王子南大沢地域熱供給事業
(5) 東京国際フォーラム地域熱供給事業</td></tr>
<tr><td>決算の概要</td><td colspan="2">＜令和７年度決算＞
（単位：百万円）

<table>
<tr><td rowspan="8">貸借対照表</td><td>資産合計</td><td>９，９８９</td></tr>
<tr><td>流動資産</td><td>１，３９９</td></tr>
<tr><td>固定資産</td><td>８，５９０</td></tr>
<tr><td>負債合計</td><td>７，５２４</td></tr>
<tr><td>流動負債</td><td>１，７４３</td></tr>
<tr><td>固定負債</td><td>５，７８１</td></tr>
<tr><td>純資産合計</td><td>２，４６５</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>７５０</td></tr>
<tr><td rowspan="10">損益計算書</td><td>営業利益</td><td>９４</td></tr>
<tr><td>営業収益</td><td>４，８４９</td></tr>
<tr><td>営業費用</td><td>４，７５５</td></tr>
<tr><td>売上原価</td><td>３，２２２</td></tr>
<tr><td>販売費・一般管理費</td><td>１，５３３</td></tr>
<tr><td>営業外利益</td><td>△１４６</td></tr>
<tr><td>営業外収益</td><td>８</td></tr>
<tr><td>営業外費用</td><td>１５４</td></tr>
<tr><td>経常利益</td><td>５２</td></tr>
<tr><td>特別利益</td><td>－</td></tr>
<tr><td>法人税等</td><td>△２１</td></tr>
<tr><td>当期純利益</td><td>３１</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">気候変動対策部　計画課</td></tr>
</table>

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

環 境 局 事 業 概 要

令和８年版

印刷物規格表　第二類
登録番号（８）２３

環境資料　第38015号

令和８年９月発行

編集・発行　東京都環境局総務部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　03（5388）3417　（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

印　　刷　有限会社雄久社
東京都世田谷区一丁目２４番７号
電話　03（5451）7030

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo